

鳥栖市史資料編 第二集

基肆養父実記

磯野寿延記

基肄養父実記

磯野寿延記と本文の一部 (原五郎氏蔵)

磯野寿延記

仁 義 禮 信

賀嶋兵介の業績を記した
基肄養父実記の一部
(市立図書館蔵)

他種... 延寶六年九月廿日

最上村 権藤 甚内 益元
原 寺 藤多 尚貞 次
念成 五 尚清 清行
水原村 甚兵衛 種貞
大石 甚兵衛 種貞
梁井 兵右衛門 信清

基肄養父実記卷之上

一 治領中... 延寶初... 一 公義所高... 一 相見所高...

道意... 守殿... 中絶... 増... 小... 同... 道...

一 青... 百... 寛文... 延記...

目次

基肄養父実記 上卷 (一)

下卷 (五一)

磯野寿延記 仁一 (九九)

義二 (一四一)

礼三 (一八一)

智四 (二一五)

信五 (二三五)

凡

例

一、当用漢字にあるものは、新字体を用いたほか、文中には句読を
つけた。

二、平かな、片かなは原本どおりとしたが、変体かな及びつぎのも
のは平かなに直した。

江(え) 而(て) 茂(も) 之(の) 而茂(ても) 者(は)
ニベ(にして) か(より)

三、原本に用いられている異体、異字は正字に直した。

四、(マ、) は、原本に用いられている文字または文句のままであ
る。

五、とくに難解と思われる語句や、誤読のおそれのある語句にはふ
りがなをつけた。

六、□印は虫くい及び判読不明の個所である。

七、基肄養父実記、文中の見出しは、その主要項目の中から便宜上
摘出したもので原本にはない。

基肄養父實記序

基肄養父肥州之二郡而對州太守

宗公之所領也 宗公之臣賀嶋兵介成白者今世之豪傑也來而

為二郡之監司郡司二人有長貳賀嶋氏雖為貳官獨任郡政而甚

勤矣官長亦服其誠勤不猜忌郡司皆三四年而一交代唯賀嶋氏

一任十有一年久哉是因郡民數次請望留之也賀嶋氏為人也好

善愛人行己恭敬正直其為政也先之勞之足民教民治化實成至

任之初甚禁賄賂不貸職吏之法也禁民之遊惰勸農之力耕水利

救荒知之而莫不為鰥寡孤獨哀之而莫不至子婦之孝舅姑之慈

兄弟之友村村皆是也郡無訟獄恐其明斷也民無盜賊自恥不善

也其境則博奕飲酒之白丁難得居邪說受施之緇徒不容至凡禁

之則止教之則從於戲今泉邑書賀嶋郡司之姓名而為揭示安樂

寺書其正容而此生祠德化之入民亦深矣哉人甚惜其唯役役乎

二郡之吏職而不使之為大國輔大政也其門生有馬善吉招予至

基肄養父而親見治教休明且原孫兵衛梁井藤兵衛天本長十郎

磯野三四郎古賀市右衛門權藤甚内原七郎兵衛倉成五兵衛青

木甚右衛門大石甚兵衛梁井兵右衛門十餘輩之俊士記其政迹

而名基肄養父實記示予其書固可以為治郡國者之龜鑑

貞亨乙丑夏四月望日

博多逸民貝原元端序

序

賀嶋^{かしまひようすけ}兵介様為表の御代官、小田宇右衛門様御代、延宝三年十一月十二日田代に御越被成、貞享二年四月二日に内野才兵衛様御代被成候、初兵介様御越の時奥の御代官には仁位孫右衛門様御在勤、孫右衛門様御代として平田齋様、延宝四年三月廿九日田代に御越、齋様御代として唐坊忠右衛門様、延宝八年十一月十六日田代に御越、忠右衛門様御代として龍田三右衛門様、天和三年八月十四日田代に御越被成候、然るに孫右衛門様、齋様、忠右衛門様は、次第に御交代被成候得共、兵介様今年迄既に十一年御在勤の間、諸事御鍛練の御仕置にて、万民多く困窮を脱れ、御教深切なる故、我々も其以前より少しく是非を弁へ知に似たり、御恩沢不淺難忘奉存処也、此故に延宝四年の夏より貞享二年の春までの御仕置を我輩覚の通、此十一人として書記し、基肄養父實記と名付、自今朝夕教令を遺忘不仕ため、且後來子孫の鑑戒に備へ置もの也

貞享二年丑三月望日

基肄郡大庄屋

原 孫兵兵衛藤繼

基肄郡大庄屋

梁井藤兵衛信利

養父郡大庄屋

天本長十郎重貞

牛原村庄屋

磯野三四郎重久

宿村庄屋

青木甚右衛門應光

今泉村庄屋

古賀市右衛門勝宣

藏上村庄屋

権藤甚内益元

藤木村庄屋

原 七郎兵衛貞次

高田村庄屋

倉成五兵衛清行

水屋村庄屋

大石甚兵衛種貞

城戸村庄屋

梁井兵右衛門信精

基肄養父実記 (上卷)

基肄養父実記

卷の上

一御領中漸々に困窮いたし、延宝の初より年々倒百姓多候得共、何も儉約する事を不知、其上皆放逸無道に候処に、兵介様御越御覽被成、是を深く御歎被成、諸氏の困窮を御救ひ衣食足しめ、道を知らしめんと、初より終まで御心を被尽候事

一公義御高札の趣、不残一冊に御記、村々ハ庄屋、町ハ別当方へ一冊宛御渡置被成、委細読聞せ堅奉守候様に仕候得と被仰付、何の所も仰の通相勤候事

壁書三十三ヶ条御出しなされる

一以前の御壁書を御改、三十三ヶ条の御壁書を御出被成、専奢を御けつり各家業を勤、儉約を守り、五倫の道立候

様に被仰付、毎年正月中旬に、三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・年寄迄御屋舗え被召寄、右の御壁書を御読聞せ

御壁書の是非利害を御説聞せ被成、御壁書の内、文盲なる者の不通言を御書出被成、字義を諸人に能心得させ候へと被仰付、宗門改御廻の時、所々にて御壁書の内肝要なる式目を抜出して男女不残御読聞せ、其上にて御壁書の義理を精しく御説聞せ被成候、又、庄屋・別当方に御壁書の写一冊宛御渡置被成、毎月一度宛其所の者に読聞せ、子婦の教を子婦に教へ、父・母・舅・姑の教を父・母・舅・姑に教へ、不孝なる者には不孝を戒め、不慈なる者には不慈を戒め、其化する者を褒め貴ひ、其不化者を訶り賤しめ、勧善懲悪を為へしと被仰付候故、何も如斯相勤御法度能立候御壁書の写

壁書

一従前々被仰付置候御法度の趣、無油断可相守事
一宗門改の儀、無懈怠念を可入事

一上使御通の節ハ、役々の者罷出、道橋の掃除、人馬の運送不滞様に仕、下々の者ハ下知に随ひ少も無礼無之様に勤へし、御荷物の宰領申付候輩ハ、以下の者たりといふとも刀脇指にて可罷出事

一子婦たる者、其父母其舅姑に不可致不孝、尤父母舅姑其子其婦に不慈仕間敷候、其外夫婦兄弟親類不和に有間敷事

一人の従者、一年半季の奉公たりといふ共、其主人に不可致不忠、主人も又其従者に聊不義仕間敷候、附、奉公人召拘候時、本主の構其外障有之者拘申間敷事

一家業少も無懈怠相勤、何も儉約にして身体持立る候様に可仕、拾人組・五人組は、其組中万事助合、少も不和に有ましく候、若誰にても、しわさに力足らざる者有之歎、或ハ当病指合有之時を失ふ儀有之候ハ、其組中より合力いたし可相調之事

一女人ハ各家事を勤、縫物織物等仕、少も徒に居申間敷事

事

一百姓の食物常々雑穀を用へし、米猥みだりに不可食之事

一町人百姓の衣類、前々より如御法度可相守之、大庄屋・

別当・座親・町年寄ハ、絹・紬・布木綿可着之、其外ハ

布木綿可着之、襟・帯等も絹の類不可致之、町人・庄屋

・百姓男女共に衣類紫紅に不可染、箔入結鹿子の類一切

停止の事

一貧富によらず不応其身、屋作仕へからず、道筋の町屋人宿仕候輩ハ可為格別事

一常に振舞仕間敷候、難止儀にて振舞候ハ、一汁三菜酒

二返に限へし、他国の客人たりといふ共、所の行規を

背、定の外のもてなし仕間敷候、附、乱酒停止の事

一神事の祭礼、或葬礼年忌の仏事、或ハ婚礼法事の祝儀等

に至迄、分限に不似合不可致結構、附、所の祭礼に他村

の客人請間敷事

一大庄屋・別当其外男女共に乗物一切令停止候、勿論行歩

一無礼成儀少も不仕、我より上たる人を敬へし、自他によらず侍に行逢候ハ、農人商人共に下馬仕、笠をとり或ハ草履をぬき、腰を屈め道脇に寄、分々に応し、いかにも慇懃に可仕候、馬追仕者馬に乗候儀禁之、他領へ出候共此旨可相守事

一盗賊・辻切・放火人、其外御領分の妨に可成悪人於有之ハ、訴人に可出、可令褒美之事

一博奕停止若於相背ハ、其人数宿主ハ不及申、五人組迄可為曲事、縦同類たりといふ共、訴人に可出、其科を免し可令褒美事

一喧嘩口論仕間敷候、惣て諍論の儀有之ハ、其所の庄屋・宿老取扱難濟候ハ、村々ハ大庄屋、両町ハ別当・座親迄可申達、夫にても落着不仕儀ハ役目の者を以訴訟可仕候 附 争論の方人仕候者ハ、理非によらず可為曲事

一津出其外他国へ往来仕候者ハ、其所の法度を承届可相守

難成ものハ可為格別、以下の者脇差さす間敷事

一御領分の男女他領え出、在附間敷候、他領の者も私に在附ましく候、若嫁娶に付御領分出入仕度者ハ、遂案内可受下知事

一無縁の者、或牢人に宿借へからず候、縦親類たりといふ共、一夜の逗留も仕候ハ、与中に申断、町ハ別当・座親、村々ハ庄屋等吟味仕、召置可申事

一他国の諸商人、在々に一切置間敷候、両町に來候ハ、一國切手・宗門手形相改、売買物の吟味仕召置可申候、惣て旅人一夜泊にても夜に入候ハ、宿より外へ出すへからず、附、御領分中に他国の酒一円入間敷事

一背法度国を退、或ハ追放走者窃ひそかに御領内に立帰隠居候ハ、早速此方え可申聞事

一勸進能相撲あやつり等の見物の類、在々所々に一切不可留置之、附、御領分の乞食は、其掛りの大庄屋方より札を出し置、其外の勸進にハ一粒一銭も入間敷事

- 一他国と御領分の境目不可相違事
- 一田畠屋敷各持分の境、自他の論無之様に兼々可定置事
- 一他領より借銀仕者、質物手形に田畠を書入候儀、堅令停止事
- 一各持分の屋敷田地の内たりといふ共、偏に己を利し他方の害ニ成儀仕間敷事
- 一竹木の儀、免の手形無之所は、一本も伐へからず、縦請敷たりといふ共、切荒し申間敷事
- 一銘々家屋敷の前道筋に竹木土石等猥に不可召置、常々能掃除可仕事
- 一新規に寺社を建立し、僧山伏に成候事禁之、難止意趣有之ハ遂案内可受下知事
- 一年貢の儀、如先例十一月十五日限蔵納可相済、其外納物不可遲滞之事
- 一質物取候者、何色によらず不審なるもの持来候ハ、組中ニ申断吟味仕取可申候、若不穿鑿せんさくにいたし、隱密に取

壁書の趣、堅申付候哉とお尋被成候ニ付、庄屋共申上候は、随分嚴敷申付其上被仰付趣たしかニ承届候と、与々くみぐみより手形仕らせ請取置候と申上候得は、殊外御腹立被成、左様に仕心入にては人の頭と成かたく御法度も立へからず、縦立とも面々御法度の道理心得間敷候、手形を仕せ取置候心入は、後日に背候者有時、庄屋疎略に申付たるにて候ハんと穿鑿に逢候ハ、如此手形迄仕置候と云分仕、我にさへ越度なくハ、所の者ハ嚴科に被行候共、御法度ハ立ても立すしても構ハぬと思ふ意と見へたり、如何程愚人にても其子弟を教る時は、他人の聞ぬ様に窃に云が常なり、是人を教る真実の心也、其方なご杯子弟にも手形させたるか、定て子弟にはさせぬにて可有候、子弟法度を背きせんぎ僉議に逢ハ、常ハ密敷申付候共、我等申付様疎略に御座候故背き候杯と申、何とそ其咎の軽く成候様に申にてあるへく候、此事に不限、何にても実にあらされは成かたし、御法度も実に守らせ度思ハ、手形にハ

候ハ、曲事たるへきこと
 一火用心無油断きびしく稠敷仕へし、自然火事出来候ハ、常々申付置候行規の通可相守事

右の条々堅可相守、若違犯の輩於有之ハ可為曲事者也

延宝四年六月四日

兵介
 齋宮

一御壁書の内、馬追仕者馬に乗候儀禁之、所の祭礼に他村え客人請問敷とある、此二事ハ不変の常法にあらずといへとも、唯今諸人殊外無礼に有之、祭日には他境え客人猥に集り、振舞の費甚多様に見聞候故、此法を立候間、左様に心得候得と被仰候事

人を教るに真実の心を尽すべき事

一御役代に始て御壁書を御出被成候て後、頃日被仰付候御

及まし、各子弟を教る如くに其機に応し、真実に心を尽し候て幾度も教へ、人の化するをミて止めへき也と甚御しかり被成、皆御尤と存愧はじ入候事

一宗門改被成様ハ、村々町々に御出被成、男女子残被召寄、与頭を座上に被召置、誓旨の前書御読聞せ被成、其後血判被仰付候、此時御壁書の内簡要成御条目はかり御拔書に被成御読聞せ、御壁書の言を御尋被成、心得さる者あれハ言を不知して義理に通すへきや、義理に不通して守り行ふ者あらんや、是庄屋平生の教の足さる故也と甚御しかり被成、字義文段つまひら詳に心得させ被成、男女家業之務様、儉約の損益、或時ハ忠孝の道、或時は礼義の品節懇に御説聞せ被成候故、毎度聞者涙を流し感し候事

火事の御法度の事

一火事の御法度七ヶ条被仰出、村々町々より出候火消の人

数・火消道具其所に必し御定置被成、火事に不限、或ハ盗人其外不意の変有時に、右の人数を使候得と被仰付候、依之火事・盗人其外急に人数を出し候儀有之時、折々用に立、其利多候火事御法度の写

火事の法度

一常に両町村々専火用心仕、自身番無懈怠相勤、失火・盗賊の非常を可防の事

一火事有之時、出候人数・火消道具別紙に書付出之候間、如書付兼て全調置へし、村々驗の旗、上郷ハ紺地に村の名白、下郷ハ浅黄地に村の名白、養父郡ハ白地に村の名墨にて書、提燈等にも各村の名書付、昼ハ旗を驗とし、夜は提燈を驗とすへし、附、大工は幾人にてても、大鋸を持、其所の与に付可出の事

一若火事出来候ハ、其所の者、老若男女に不限、早々火元え走集り、燃立さる内に消へし、面々身仕廻のミ仕延引いたす間敷事

一何方によらず火事出来候ハ、定の人数、火消道具を出し、庄屋・町年寄各引連て早速火事場へ走付働へし、其時町は別当・座親、村々ハ庄屋の子弟、或ハ頭百姓残居跡のしまり能申付、火用心すへき事

一於火事場火消道具をも不持徘徊仕者ハ、盗の心懸たるへく候間捕之吟味可仕事

一火事場にて、何物によらずひろひ候物ハ即刻其所の下知人に可申出、若隠置輩於有之ハ盗人と可為同罪事

一他領といふ共、境目の村へ火事有之候ハ、其近辺の村々の庄屋、定の人数引連早速走付、其所の頭に加勢可仕と申断働へし、火事消候ハ、又其所の頭へ召連候人数を見せ、罷帰と申届可帰、盗物ひろひ物等の疑をまぬかるへきために候間、断なしに不可帰の事

右の条々堅可相守、若相背輩於有之は可為曲事者也

延宝六年九月廿一日

兵介
齋

一以前より村々町々十人与・同与頭有之候処に、与頭の人

柄御吟味被成候て被仰付候ハ、今齋殿と我等とは御領分を総て主り、庄屋ハ一村を主り、与頭ハ各一与を主りて、

御領中に法令を不受者一人もなし、庄屋共法令に不従ハ齋殿と我等との咎、与頭共法令に不従ハ其庄屋の咎、与中の者法令に不従ハ其与頭の咎也、庄屋此方に能く従ひ、与頭庄屋に能従ひ、与中与頭に能したがひて、御領分不治時ハ、我々か法と教との悪きと知へし、又日本国中治りたりといふ共、基肄・養父不治時ハ全く治りたるとハいひ難し、基肄・養父治りたるといふ共、一村不治時ハ全く治りたるとはいひかたし、一村治りたりといふ共、

一与不治時ハ全治りたるとハ云かたし、誠に基肄・養父偏小なれとも、日本国中の二郡ならずや、与頭卑賤なれとも天下を治る役人の一人ならずや、何れも此道理を能心得、庄屋・別当等不依何事先与頭に申付、与頭其与中に申付候様仕候得と被仰付、何の所も如此仕候故、万事

能相調候事

一庄屋・別当に度々被仰付候ハ、御壁書ハ 殿様御領

分を御治被成御政道也、然るに御壁書を守る事を公役と思は、誠に苦しと成、強て一事を行ふても又一事を行はん事を苦し、其一事を行得ても又一事を行はん事を苦むへし、如此なる時ハ守り行ふ共、実あるまし、殿様此御法度を御立被遊ハ、父は父たる事を得せしめ、子ハ子たる事を得せしめ、君臣・夫婦・長幼・朋友・鰥寡孤独・病者まで各其所を得せしめんと御事也、此所を感じ奉り、子ハ子たらんとおもひ、父は父たらんと思ハ、御条目千万ありとも戻り違ふ者あるましく候、御壁書ハ、法令の条目はかりにして、其是非利害の弁なし、然るに条目の言を通せずして条目の文義を心得へけんや、条目の文義を不心得して条目の是非利害を知るへけんや、御壁書を教るには、先諸人不通言を諭し、条目の文義を心得させ、其後条目の是非利害を詳に説聞せて、子婦の教

を子婦に教へ、父・母・舅・姑のおしへを父・母・舅・姑に教へ、不孝なる者には不孝を戒め、不慈なる者には不慈をいましめ、其化するものを褒め貴ひ、其不化ものを訶り賤め、真実に教へよと被仰、其後御壁書の字義御書付被成、庄屋・別当に被下候事

一村々にて御壁書を御読文意を御教へ被成候時、村々此御壁書を読聞するもの承るもの皆、数十ヶ条の御法度にて難儀仕なと心得、公役の様に勤めては幾年聞ても益なく、たとひ守り行ふという共、実あるまし、御壁書の内にて一度聞忘さへせねは、重て聞に及さる条目多し、忠孝の条目の如キハ、少年より白髪になるまで聞ても道理尽さる事に候間、読む者も忠孝の道理を詳に説聞せ、聞者も真実に聞候へ、孝の一ヶ条をさへ能心得守り候ハ、御国法を背き其罪に被行時ハ、禍父兄にかゝり大不孝となる事を知へし、左候ハ、残三十二ヶ条ハ不制して可守と被仰、子婦たる者父・母・舅・姑に能可事道理

を分々に応じ、親切に度々御教へ被成候故、聞者感涙を流し、村々孝子・孝婦二三人、或ハ四五人宛何の所にも出来仕、親類中も和し、以前より親類不通仕居候者も、皆仲なおりし仕候、忠孝の道理度々精しく御説聞せ被成候趣、具に不覚候故、書載不申候事

父兄に礼儀を尽すべき事

一礼儀を御教被成候時、礼儀とは百姓町人計、ばかり代官其外待に屈まわらざる事とのみ不可心得、各父兄に礼儀を尽し、其余を所の庄屋・宿老に及し其余を代官・扶持人にも及すへし、百姓は父兄に礼儀をつとめざる者と心得へからず、百姓といふとも、父兄には百姓相応の礼を勤よ、当地の者ハ父兄に何としやれ、かとしやれと云、

組中万事助合ひの御条目

是は下輩につかふ詞也、父には様を付、何とさせられよ、かとさせられよ、兄にハ殿を付、何とさしやれ、かとさせやれといひ、父子兄弟一所に寝る共、子弟たる者父兄を首にして寝、或ハ田畠に出る時は、鋤、まかハ我持て、父兄を先に行しめよ、如此いひ如此する事、百姓とてならぬ事ハ有間敷候、父兄ハ本也、所の宿老・庄屋其外代官等ハ皆末也、本ミたれて末治るものはあらしと被仰、分々に応じ委細御教被成候故、何も礼儀を心得、おのく父兄・庄屋・宿老に無礼不仕、御代官様へハ猶更慇勤に仕、御代官様方御通の時おせなるものハ云に不及、五七歳の童子まで道脇にひざまず跪き頭を下け候、兵介様御指図にては無之候得とも、御屋敷の御門を通る者不殘笠を取、人に依草履をぬき通り候、他国の人に対しても無礼不仕候事

一御壁書の内、与中万事助合の御条目を御教被成候ハ、与中ハ御制禁のきりしたん、或ハ盗人・はくち打不召置僉議仕事のみと不可心得、朋友少も偽なく信を以相交るハ人倫の道也、村中万事思ひあひ、与中ハ親類のことく真実に相親ミ、喜あれハ共に喜び、憂ひあれハ共に憂ひ、病者あれハ看病を相助け、死人あれハ葬を相助け、種を蒔、苗を植、草を取の類も障ありて時を失ふ者あらハ、其人に代りて為すへし、五人住む一家よりて、六七人持の大石を移す事ハ絶てならされ共、式人住家十竈よりて力を合すれば、廿人持の石も移さるゝ也、力を合するの功少からず候間、此意を能心得、必与中真実に親ミ何事も助合候へと、懇に被仰聞候故、与々ハ不及申村中

悉睦敷成候事

唯諸人儉約を務よ

一村々町々御廻被仰聞候ハ、御領中の困窮只今俄に可仕様無之候、上に被召上年貢小物成田畠相応に候へハ、御免相御下可被成様もなし、縦免相式分三分御下被成候とも、面々受分少の儀に候故、困窮くつろくましく候、又凶年ハ何程歎ても人力に及はぬ事也、唯諸人儉約を務よ、儉約は壹匁遣銀を五分遣、壹升遣米を五合遣、物毎減しさへすれハ能と心得へからず、貧者も軽重なるへき事なれハ、壹匁遣銀を三分減して程よきもあり、五分遣銀を止て程よきもあるへし、儉約の定規にハ入を量て出す事を為すといふにしくハなし、各我家に入來る物をはかりて、入來る物の七八分を以過すへし、今及飢寒の貧

民ハ猶更右の定規を用よ、一月に壹斗ならてハ持ぬ米を、末の考なしに毎日五合宛くひ、廿日にくひ尽しなは、十日の食なくて飢死する事疑なし、朔日に壹斗の米ハ二十日の食にして、十日の食足らざる事を考、一日に三合くひ候ハ、餓死する事ハあるまし、此積を能心得、二日の食を三日にくひ、八ヶ月の食をもつて、一年十二ヶ月を過すやうにせよ、量入為出といふを家々に書付ても守り儉約を怠る事なけれ、貧富の不均事を恨る事なかれと、度々御教被成候故、貧民能儉約を守り有付候事

一常に度々庄屋共に被仰聞候ハ、御領中の百姓いつの比よりか困窮仕、村々の田畠悉く富民の手に入、田畠を不持下作計仕百姓大分に成、少宛田畠持候ても一家の人数相応に持たる者少候故、何事も難仕候、庄屋たる者此後田畠不持百姓に、少宛成とも田畠持セ候様に心掛候へ、只今の百姓共、たとへは五人口ハ田五段持て過すつもの

所に、或ハ一家六七人も居て漸田式段か三段ならてハ不持、或ハ一家四五人も居て田壹畝も不持、過かね候、此所ハ我等も力に不及候、是を不考、御免相高く候故身命難続と心得候ハ、大なる心得違なりと被仰、又百姓共にも此趣度々被仰聞候事

もの有之ハ、其所より力を合セ修理候てくれ可然候と、常々被仰付、又豊年には別て有之通の家屋御穿鑿被遊、其所より修理仕くれ候得と被仰付候、依之何れの村々も各仰の通に仕候故、如何様の窮民も雨露に不濡安堵仕候事

一庄屋・別当今までの窮民耆人にても、安堵仕らせ候様にいたし、向後窮民出來さる様に心を尽すへし、先窮民と不成仕様ハ、庄屋・別当其所の男女嫁娶の時を不失嫁娶セしめ、不義なる事も無之様に仕、鰥夫・寡婦も似合の夫・女房を持セ、幼にして孤となり候者ハ、親類にもり立させ、老て子なき者には養子をさせ、煩候者あらハ、庄屋・別当心をそへ養生仕、病者・片輪に不成様に仕、家業少も無懈怠勤させ、いたつら者なき様にすへし、如此する時ハ自然に窮民すくなし、其上にて有る窮民ハ、其所より常にはこくミ候得と、度々被仰付候事

一鰥寡孤独の中にも、別て便なき片輪・盲目の窮民ハ、僅の人数にて可有候間、何とそ寒餓の死不仕様に救候へと、庄屋・別当・年寄に被仰候故、庄屋・別当・年寄御請申上、各談合仕、貞享二年二月五日に、庄屋別当参り、兼て被仰付候窮民穿鑿仕候へし、三郷・両町に男女参拾余人御座候故、三郷ハ一年に田畠の現高壹石ニ付銀壹分宛出させ、両町ハ家一軒より一年に銀七匁式分、或ハ四匁八分、或ハ式匁四分、或ハ壹匁式分、或ハ六分、或ハ三分宛身体の分限相応に出す講を仕立、窮民男女によらず、耆人に古き帷子一ツ、綿入着物壹ツ、飯米五升宛、毎歳与へ候法を可立と申上候へハ可宜候間、講の名

は救窮講と付、後々まで不廢様に行ひ候へ、只今の積りにてハ毎年少宛銀余る筈に候間、其余銀を何とそ才覚を以多くなして、窮民を今より広く救ひ候へと被仰付、何も此法をおこなひ候事

一延宝七年の春被仰付候ハ、農業に用る物の内にて、求る事重き物ハ牛馬にて候、貧民牛馬買力不足、或ハ牛馬死し、代りの牛馬買申儀難成候て、如初耕作する事を不得、身体及零落者可有候間、牛馬買用の銀不足なる者にハ、無利三年納崩にして、御銀拝借可申付被仰付、何も牛馬買候者共、御銀拝借仕、牛馬買候、因之以前より御領中の牛馬能成、員数も増し、農事第一の助に成候事

如何にして如此困窮仕候哉

一延宝四辰年の夏大庄屋孫兵衛其外小庄屋数人被召寄被仰

てハ、已後とても続き難きといふ理なく、然れとも御領分ハ以前より穂検免にて候故、村の免相毎年定らす、年に依、或ハ上り或ハ下り候故、何れの村にても五ツの免可受年に五ツの免を受候ハ、百姓少も痛ましく候、又四ツ五分の免可受年に、四ツ八分の免を受候ハ、痛にて有へく候、五ツの免を受てハ不痛、四ツ八分の免を請て痛ハ、免相其年に応すると応せざるとにあらすや、如何程高き免にても、其年の毛上に応すれハ、百姓少も不痛、如何程卑き免にても、其年の毛上に不応高免なれハ、百姓痛と心得、此所ハ上の御知被成所にあらす、代官の心より出る事也、此以前の免相、其年に応したるも応せざるも、我等は知らぬ事也、爰許の諸人を見るに、殊外奢りて足らざる様にハかりすると見へ候故、諸人の奢を制せず、今の心入にてハ免相式分三分下け候とも、たとひ一年を作取に被仰付候とも困窮すへきと、此所を能心得よ、我等此心得あしく候ハ、正し候へ、只今

付候ハ、医者人の病を療する時ハ、其病の因て来る所を察せずしてハ治し難し、我等も当地の頭する時ハ、当地如斯困窮したる源を知らずしてハ治め難し、当地ハ、如何して如此困窮仕候哉と御尋被成候、いつも申上候ハ、御領分ハ、村々以前より次第に免相上り、其上打続数年田畠損毛仕、御年貢上納も難成時ハ、各借銀を以上納仕候故、如此困窮仕候、只今の御免相にてハ、以後逆も難続候、たとひ豊年五年三年打続候共、困窮くつろき申間敷と奉存候由申上候得ハ、打続数年田畠損毛仕候儀ハ、隠なき事なれハ左も有ぬへし、村々以前より次第に免相上り、御年貢上納も難成時は、各他借銀を以上納仕候故、如斯困窮仕候、只今の免相にては以後逆も難続候、たとひ豊年五年三年打続候共、困窮くつろき申間敷と申ハ心得違なり、如何となれハ、御領中毎年豊年にして、村々田畠共に毎年向上免を当候てハ、一村も御年貢・小物成迄難納儀有ましく候、左候得ハ、唯今の免相に

我等ハ御領中の安危死生を主る役にて候故、我等心得の是非により、御領中に如何様の善悪可被行も不知事に候間、不限此事我等心得違有之候ハ、必諭し候へと被仰候事

田畠捨の穂見御僉議の事

一当地え御越被成辰年の秋、初て田畠捨の穂見被成候時、惣て穂見ハ庄屋・百姓功者にて可有候、此方ハさらく不知候、たとひ如何程穂見功者たりとも、其里の穂検ハ其里の功者にしくへからす、又愚人なり我とも田畠の穂検ハ多く違ましく候、しろうと目にて少し甘く見及候とて、押申筈にて無之候、我等ハ只、庄屋・百姓に任せ可申候間、下見に念を入候へ、少の違ハ庄屋・百姓見そこなひに不仕候、若大分違候様に見及候ハ、升ためしを

仕、大分の違に極候ハ、此方を掠めたるにて候間、田頭に柱を立、下見仕候者共をしぼり付、さらし申にて可有候と密敷被仰付候故、何も大事に存、村々念を入下見仕候、然とも御検見の時、下見の甘き田も有、辛き田も有之候、二の捨と書付置を一と御覽被成候得ハ一の捨に被仰付、三の捨と書付置候を四と御覽被成候へハ四の捨に被仰付、少も御私なく見へ候故、何も忝奉存、御押被成候ても御見ちがへと存する者ハあれとも、恨申者ハ無之候、或時、袖比村にて四の捨と書付置候を五に被成、六の捨と書付置候を七に被成被下候故、百姓とも辱奉存候と、深々敷御礼申上候へハ、其方共ハ不埒なる礼を申候、四六の捨と見置候を、五七の捨に申付候ハ、其方共を憐ミ申付にては聊無之候、増候時礼を申さハ、定て減候時ハ恨ミ申にて可有候、穂見ハ升にて物を量り、秤にて物を掛る如く仕筈に候故、捨を増も減するも此方心に知らざる也、見違ハ、何れとも憐ミ悪ミハなく候、其上

後日に兵介は捨りなとも度々増てくれ候等と、我等心付の様に申成し候へは、必我等害に罷成候と甚御しかり被成、何も御尤と奉存候事

一巳年の秋被仰付候ハ、御領分ハ以前より穂検免に被仰付事に候へハ、先田畠共に其年の毛上何分の出来と見極め、次に村々毛上の勝劣を僉議し、其後其年相応の免を配、村々毛上の勝劣に随ひ、或ハ免の高下を用捨し、其村相応に可申付事也、尤、其年の出来を見極る儀ハ、被成事に候へとも、村々出来の勝劣をためす事難成候間、三郷の庄屋共、一郷限にして其郷の大庄屋・小庄屋差寄、村々毛上の上・中・下を見極め、何村田何町何段の内何程ハ上の出来、何程ハ中の出来、何ほとハ下の出来と一村宛不残書付、其奥に、其郷中にて何村々ハ一の出来、何村々ハ二の出来、何村々ハ三の出来四の出来と書付指し出候得と被仰付、何も仰の通に僉議仕見極、書付差上候得ハ、三郷大庄屋被召連、村々不残御廻被成、一村々々

逢、身上を倒す百姓もあるへし、如斯心得ハ、上の御損益は少しきにして、下の壱人にかかる所ハ成敗に至るそ、何も利欲の私を去て無最眞直に仕候へと被仰候事

「捨」はありていの道にて御恩にてはなく候

にて其村の上の毛上・中の毛上・下の毛上御覽被成、田畠の出来何分の年その村ハ勝れ、爰の村ハ劣りたると御僉議被成候、其後毎年右の通に穂検被遊候事

一田畠捨の下見仕様、今迄ハ村々庄屋心得一致せずして悪し、田畠捨の下見は、何の年にてても其年の上の出来を現に当、其村の上・中・下免相の位、其田畠の上・中・下を考、何分の捨と見積へし、左候て、五分より上の捨は有体に見、六分より下る捨は少宛甘く見よ、一竿の内にて捨を分て見る時は、分たる通に紛なく傍示をさし、歩数の不違様にせよ、二色作たる畠は、二色を合て捨を見積り、村々心得違なき様にすへし、田畠の捨は其年の上の出来を現に当よと云は、現田も捨ある田も其年の毛分相応の免を受る事なれば、無上の出来に当へき理なし、六分より下の捨は少宛甘く見よといふは、壱石生する田畠四分捨時ハ六斗を得、七分捨る時ハ三斗を得る故、少にても捨多き程百姓痛深し、就夫仕合により一年損毛に

一田畠免相は、年相応に不申付候て不叶事に候故、豊年ハ云に不及、縦令凶年とても不相応に下げ候儀ハ絶て不成候、田畠の捨は随分細に書上捨を取候得、如何となれハ、免相ハ五厘壱分高くとて、百姓痛に不成、上の御得分ハ多候、田畠捨りを取程に損毛仕候てハ、捨を取ても不足に有之筈を、捨も不取、年並の免を受候てハ、御年貢よりまとひ申にて可有候、左様候ては一年にも身上倒

る、百姓可有之候、捨被下候ハ、有躰ありていの道にて候故、御恩にてハなく候、其上 上の御為にも免相下り申程には、御損失なく候間、必田畠の捨は疎略に不仕候得と、被仰候事

一田畠免相は、損益 上下に係り大切なる儀に候、定て上に可被召上分と、下に可取分との中分至当の免相有へく候得共、我等は其程を不知候、然共、先壺石出来候物に五ツの免当へき理あらハ、少も私なく五ツの免を当、上に五斗取、下に五斗与へ可然候、若 上の御為なけくとして、五ツの免可当所に五ツ壺分の危を当れハ、上に取所五斗壺升、下に与ふる所四斗九升となる、此壺升の私するを何そ忠といふへけんや、又下を憐むとて、五ツの免を可当所に四ツ九分の免を当れハ、上に取所四斗九升下に与ふる所五斗壺升となる、此壺升の私するを何そ仁と云へけんや、今免おろす者、其心に私なくハ、免相不当とも咎とがなし、其心に巧て私セは、人其私を不知とい

候得、理立候ハ、許容可仕候、摠すべての免相は少も減し候儀絶て不成候と被仰付候、何の村にても理申上候へハ、庄屋被召出御免相被仰付、御吟味の様子委細被仰聞、理の趣御吟味被成、道理不立候得は御聞分なく、道理立候得は御許容被成候事

一天和二年の冬庄屋中に被仰聞候ハ、今年田畠作大体能候て、村々向上の免を申付候得共、田の捨四百三拾石余有之候、我等爰許に越候てより、以来毎年の田畠を考見候処に、辰年の田捨百七拾六石余より少キハ一年も無之候、延宝三卯年の田の捨八五拾七石余有之候、御領中の田高壺万三千石にて候得共、此内より五拾七石の捨と云ハ難心得候、如何となれば雨少勝候年は深田多損毛仕、早少勝候年は天水所の田多損毛仕、水旱程能年ハ天水田ひでり深田少宛損毛仕筈にて候故、何の年にてても御領中に六拾石・七拾石の損毛にてハ有間敷かと存候、其上卯年ハ下村の田洪水に入候由聞及候、何方にても土免の所ハ免相

ふ共、必天刑を蒙るへし、我等は免相の儀不心得候故、不当事多かるへく候へとも、上にも下にも私すへきとは思ハす候、若何分の免可当年と知なから我等奉公だてに壺分も高免を当れハ、人の物を奪取て、我功にする理なれハ盗人に等し、其方なども免其年に不応ひきくハ、何程御上被下候へと云か直なり、若相当の免を壺分も云かすめハ、盗人に不異候、免相申付候上にて、不被謂訴訟など仕候ハ、可為曲事候と兼て被仰付候、左候て田畠惣検見被成候時、当年ハ何程の免可申付、大庄屋共如何存候哉、免相申付候時ハ、田畠共に作毛苧取候故、我等と其方なと論する所是非難決候間、不相応に存候ハ、只今田畠の前にて申候得、歩例成とも仕、双方諍論の当否を可極と被仰候故、大庄屋も面々所存の通申上、田畠御検見の時、其年の御免相大躰御極被成、田畠穂検悉御仕舞被成候て、後、御免札御出被成、免相委くわ遂吟味申付事に候得共、村に依不相応の儀有之候ハ、訴訟仕

少の過不及は、上よりも下よりも不及僉議候故、捨も大形に可有候へとも、御領分ハ穂検免にて毎年の免相一分の過不及もなく候故、豊年程田畠の捨疎にしてハ百姓の損毛可多候、我等初より免相は五厘壺分ほと辛く申付候とも、捨は何の者にも私なく、細かにくれたるか 上下御為に宜候と申候ハ、此意にて候と被仰候事

一天和元年の冬、三郷畠作能候て、畠方ハ村々向上の御免相被仰付候節、小倉村の畠免ハ古川清右衛門様、飯田村の畠免ハ幾度沢右衛門様、萱方村の畠免は伊藤弥兵衛様、古賀村の畠免も弥兵衛様科付免被仰付、夫より何も定免に成居候間、今年の御免相我々村も余村並に向上の免を被仰付候儀迷惑仕候間、少宛御下ケ被下候得と、四ヶ村の庄屋共申上候得共、左様候ハ、何とて其後定免ニ被成様に理を申叶へぬそ、以前より度々其方共来たる免にて候故、今科代免といふとも、我等差除る事は絶て

不成事に候、惣て罰八人に当り、罰科を糺すの法と成、免は田畠に掛り、年貢を納るの法と成事に候へは、庄屋・百姓の咎が田畠に可掛様なし、不相応なる免にてハ後々の妨に可成候間、免を科代に申付られしと云事難心得候と被仰、右四ヶ村の理御許容不被成候事

貧民の種は庄屋預りおく事

一耕作は何物にても時を不失様に仕候得と被仰付、苗の植付、稲を蒔、麦を蒔儀遅延不仕様に御催促被成、不残仕舞候時は、案内申上候得と被仰付候故、何も肝煎候て仕舞案内申上候、又、下作仕者、田主と諍論なと仕、稲を不蒔、田に召置候てハ米一粒も増事ハなく、鼠鳥喰ひ日々に減少仕候間、庄屋方より急度蒔せ、其後諍論は是非を糺し済候得と被仰付候故、何れの村にても田に稲を久

しく置事不能成候、因之、田を仕舞候儀、以前より四五十日程早く仕舞候故、麦も以前より多作候事

一麦ハ百姓食物になりて費なく、芥子ハ売て銀になし、無用の遣ひにも仕費多く候間、麦を多く芥子を少く作せ候へ、又飯米不持百姓は、麦の不熟なる時より蒔時にて可有候、左様候てハ甚損にて候間、能成熟仕て蒔せ候へ、又貧民ハ食物絶候時、米麦粟稗蕎麦の種をも喰尽し、蒔時節にいたりて俄に調んとして時を失ふ事可有候間、一切の種を、貧民の分ハ庄屋預り、各私にせざる様に仕候得と被仰付、何も如此相勤候事

早魃、雨請ひの事

一延宝五年の夏、早魃にて田の水干候時、庄屋被召寄被仰候ハ、他国も御領分も百姓共早魃の時は、如何様にもし

て水を引取せ手柄功名のやうに覚へ、必諸人互に相争ひ喧嘩口論をいたし、組合打合既に打果し、死する族も有之と聞及候、誠に大なる心得違にて、損の上の損とやらん云もの也、如斯あるハ代官郡代の過なり、何物にても他の物を取ハ盗なり、我田の水を人に引取らるゝ者あらハ、少も口論不仕庄屋へ申達すへし、庄屋是を聞届依怙最眞なく判断すへし、若、心得かたき事あるか又ハ云付を背く者あらは、此方に訴よ、此方下知を為すへし、然時ハ喧嘩すへき様なし、何の村にても、水を争ひ喧嘩口論仕候ハ、其村の庄屋越度なるへく候と被仰付、御領中如斯相勤候、其節本田代村・古賀村の庄屋共水配の計ひ難き事を窺ひ候得ハ、即時両所共に御出御見届被成、御決断被仰付、其以後水争ひの喧嘩絶てなく候、惣て早魃の時は所々御廻被成、水口の田にても心まゝに水をつゝませ不被成、端々まで遍ク水かゝり候様に御下知委被仰付、雨祭をも被成、庄屋共に被仰聞候ハ、禱と

いふものハ、其事道理に当り其主の心至誠にあらされは、神明に通し難し、とり分此雨請といふは、我等躰にハ似合ぬ重き禱なれば、敬ミなくてかなわぬ事也、其方なども真実に思ひ候得と被仰、雨祭にハ相樸・あやつり・おとりの類堅く御禁し、一度も不被仰付、雨祭は幾度にも荒穂・四阿屋両所の神社にて、或時ハ神主に神経を御読せ、或時ハ僧に仏経を御読せ、御自分も御潔齋被成、神前に御つめ、庄屋共も社頭に御詰させ被成、雨請被遊意趣を、或ハ神主或ハ僧を以御神に御告被成、殊外御厳肅なる御事にて候故、皆社頭に伺候仕者もおのつから信心おこり候、然とも雨は降たる事もあり、降さる事もあり候事

水掛け心得の事

一貞享元年五月十九日より七月十日まで雨不降、古来稀なる大旱魃にて田大分干難儀至極に候故、雨祭など上よりも被成下にも仕候、然共其^{しるし}験なく百姓共昼夜力を尽し、水を引候得共、池堤川の水目を追て減し、白干黒割の田大分に成、苗も漸枯に及び候、兼々水を不争様に被仰付候故、何の所も私仕事ハ不成候得共、面々田の水を一滴も漏さぬ様に密敷つゝみ、末々端々の田ハ水尽次第に干、諸人手を束ね罷在候処に、六月十一日御領中の日やけ田御穿^{せんさく}被成書付させて御取被成、同十二日に大庄屋・小庄屋被召寄、秋光川・神辺川・岸田川の水を各水上の村、段々井手を密敷防きて取候故、川下の村に水下さす、田大分干何れの村も水口の田はかり水を心儘に引、

畔を密敷つめ候故、其下の田段々大分干候由聞届候、巳の年・酉の年の旱魃にも申聞候如く、元来田も水も殿様の田水にて候故、何者の田旱損仕候ても、殿様の御損に成候間、村々昼夜共に水引役を申付、田主共にかまハせず、川の水にても田の水にても水掛り候程の日やけ田にハ、少も私なく水を廻し、旱損不仕様に仕候得、其上にて今迄水有田、後日干候か、水かゝらざる地形の日やけ田あらは、書付此方へ差出候得、其時検者を出し可遂兪議候、若掛り水ある田に水を掛す、日やけ田に書出し候か、又ハ唯今書付不遂案内候て、後日旱損の田有と申さハ可為曲事候、如此申付四拾石旱損仕、村の水を八拾石旱損仕、村にかけ四拾石の旱損は五拾石に成、八拾石の旱損ハ六拾石に成候得は、元百式拾石の旱損百拾石に成、拾石減し候故、上下の益にて候、又四拾石は六拾石に成、八拾石は六拾石に成候へハ、損益なし、又四拾石ハ六拾石に成、八拾石は七拾石に成候へハ、旱損拾石

増、御領中には大分旱損出仕筈に候故、我等下知にて上下の損を仕出し、損の上の損といふものなれハ、百姓共こそ我等を罰する事不成候ても、上より如何様の刑罰に可被仰付も知れ難く、大切成事に候へハ、卒^{そつし}爾にハ難申付候、我等見る所有て申付る事に候間、是非利害ハ後日に知るゝにて有へく候、たとひ旱損四拾石の村は六拾石に成、八拾石の村ハ六拾石に成りて損益なしと云とも、百姓の難を分ち深き憂なき様に思ふ故、如斯申付候と被仰付候、其時、神辺村の庄屋・牛原村の庄屋申上候は、神辺村ハ上の村、牛原村ハ中の村にて免相も抜群の高免に古来被仰付置候も、如此時節水潤沢なる故にて可有御座候、然を仰の通に水を下し候ては、上の村・中の村と申益も無御座、迷惑に存候と申上候得は、上の村・中の村と云ハ水の利はかりにて定りたる後にてハ有間敷候、村の有所田畠の土こゝろ水草薪等の便利あるを以の事なるへし、其方とも申如く、水の利はかりにもせよ、

我等申様に水を下してハ、上中の村も下の村並になるといへ共、全く左様に有まし、養父・蔵上も中の村にて、牛原同じ位なれとも牛原ハ免相高候故、養父分の田式拾七町内五町四段干、蔵上分の田三拾九町の内七町八段干候時、牛原分の田三拾三町の内六町六段干、又酒井分の田百三拾五町の内式拾七町干、水屋分の田拾六町の内三町干候時、神辺分の田六拾町の内拾貳町干候へは、上中の村も、下の村と同じ並になるといふものなれとも、昨日差出候書付を見候得ハ、酒井・水屋・高田・養父・蔵上・宿の日やけ田大分の事に候、下の村三分干る時、中の村四分一上の村五分一干候ても、上中の村の水利はあるにあらずや、其上古より神辺川・岸田川の水にて作り来りたる田あるを、上の村・中の村とて水を心儘に取、少も下さぬ様にすへき理なし、又近きたとへあり、岸田川ハ御領分の川なり、御領分の川連、牛原・養父・蔵上はかり心儘に取、佐賀領に一滴も下さぬ時ハ、岸田川の水にて作る佐賀領の田悉干、難儀に及び、丹後守様

公儀え御訟へ被成候ハ、殿様御難にハ成ましく哉、能
 思案仕候得、此方にある川とて古来かゝり来たる田に水
 を下し不申候ハ、必御領分の無調法に成へしと被仰候
 故、何れも理届につまり不能再答御請申上候、同十三日
 三郷御廻り、村々庄屋与頭を不残所々に御呼出被成、頃
 日の早魃に付、水の事昨日庄屋共に委細申付候得共、庄
 屋其方共に如何申付候哉、無心元存候故、如斯廻り直に
 申付事に候、早久しく続き、日やけ田日を追て増、いつ
 れも笑止に思ふへく候、何卒雨を降するか水を増す術ハ
 あるましく候哉と被仰候、与頭共申上候ハ、如仰早続き
 日やけ田増し下々歎き候得共、雨を降する事も水も増事
 も人力にあたハす候得ハ、可仕様なく候と申上候、雨を
 降し水を増す事、其方共力に不及候へは、我等は猶更可
 仕様なく候、此上は御領中にある水を以、御領中の田を
 養ひ、何とそ苗の枯ぬ様にして雨を待より外有間敷候、
 只今の水にて田を養ひ、苗の枯ぬ様にして雨を待には、

村々拾人拾五人宛水引役を申付、昼夜共に我田人の田の
 差別なく、何者の田にても干るも干ぬも均しく水を掛候
 へと被仰候、与頭共申上候ハ、田にハ上・中・下の位御
 座候て、御年貢上納前も段々多少御座候故、唯今水無田
 持たる者は辱可存候へとも、水有田持たる者ハ御無理な
 る被成様と可存候と申上候、其方共云ふ所いかにも一理
 聞へ尤に存候、其方共今水五六分程有、上田壱段持、其
 下に黒干したる下田壱段持てあらは、上田に有五六分の
 水を下田にかけ可申哉かけ申ましきやと被仰候、与頭共
 申上候ハ、我々田に候ハ、上田にある五六分の水にて
 も、黒干仕たる下田にかけ、根しめりなり共仕居候様に
 可仕候と申上候、然らハ、其方共はしめ云たる言葉とハ
 違へり、始云へる如くならば、年貢多き上田の水を年貢
 少き下田にハ掛ましき事也、水の事も先年より度々申聞
 候得共、今に得心不仕故、左様の事を申ハ我等いふ事も
 静に聞能心得よ、日本国中ハ 公方様の御領分にして、

基肄・養父といふ所の田畠ハ 宗対馬守様と云百姓の持
 分也、我等ハ 対馬守様の田畠のある所に居て、支配を
 する者なれハ、 対馬守様のやかしろ也、其方共ハ 対
 馬守様の田畠を作る者共なれば、 対馬守様の下作する
 百姓共也、上・中・下の村も、上・中・下の田も、田に
 ある水も、池溝堤川の水も悉 対馬守様の持分なれば、
 是ハ下の村、それハ下田とて水をかけず、 田を干して
 ハ、 対馬守様御損失となる事に候故、やかしろの兵介
 も、其方共自分の田を思ふことく、下の村にても、下田
 にても水の有限り、水のとく程の田にハ水を掛させ、
 何とそ時々根しめり成ともする様にして、雨を待より外
 なく候間、左様に心得候へと被仰候、庄屋・与頭御尤と
 感し奉畏候と申上、村々何も水を不爭、昼夜共に水引役
 を拾人拾五人宛申付、田主には少もかまハせず、池溝堤
 川は云に及はず、田に有水までも井手を下げ、畔を開き
 何者の田にても水なき田に水のとくを限に水を掛候、

如此しても雨ふらず、日数を経るほど日やけ田増し、御
 領中に白割黒割干したる田五百三拾四町式畝にと成け
 る、猶々右の法を行ひしに、七月十一日に雨降、水の願
 ひも止みたり、諸人争ひをやめ、水引役に任せけるによ
 り、何も身を勞せず、五百三拾四町余の日やけ田も、兼
 て考へしよりハ二三分早損減し、御領中に千式三百石程
 早損せざる積にて候、然ハ冬に至り穂検被遊候へハ、早
 損式千六拾三石有之候、如斯被仰付候是非利害ハ、後日
 に知るへきと初被仰候を、諸人思ひ当り候事
 一大雨降候時ハ、破損掛衆を御出し、所々の土居堤を御見
 せ被成、破損掛衆堤などに水増し、危きと案内申上られ
 候得ハ、御自身御出被成、下々並にはたしに御成、御ぬ
 れ候て御下知被成候故、時刻を移さず村々より数百人
 出、身を捨働き候、如此なるにより、暫時の間にも堤土
 居の裏落を御築セ、又ハ水吐を広めさせ、所々の堤数度
 危き難を御防被成候、天和三年の夏、一日の内に金丸・

神辺・古賀・瓜生野町裏四ヶ所の堤きれかゝり候と案内申上候時も、御自身御池廻り御下知被成候故、一所も無難御防被成候事

一下村に洪水出候得ハ、度々御出御見分被成、洪水毎に村々水入家を御穿鑿被仰付、水入家の百姓にハ、男女共に朝夕粥を被下候、又、水損仕候田畠ハ、早速御僉議被成、其跡に何にても無延引御仰付させ被成、苗など腐り捨り候得ハ、隣国え御才覚被成、御買調被下、民の難を御歎き、上下の損失なき様に御心を被尽候、如斯數無限候故、悉難書記候事

御年貢外納物定りの日限りに遅滞なき事

一庄屋百姓に被仰聞候ハ、田畠ハ其年相応に免相申付候事に候間、御年貢其外の納物定りの日限に無遅滞上納仕候

と度々懇に被仰聞、御年貢・小物成・公役代米は如御定十一月十五日限に村々蔵納皆済仕候得、御年貢大豆の代銀ハ十二月十五日限に納皆済仕候得、夏山口御用作麦の代銀は七月十三日限に皆済仕候得と被仰付候故、何も道理至極と得心仕候、因之昔より終に十一月十五日限の蔵納も調たる儀無之候得共、如御差凶少も不滞、品々の納物毎年十一月十五日限、十二月十五日限、七月十三日限に悉致上納皆済仕、其外拝借の銀米返上迄定の時に無滞上納仕候、就夫穀物津留も十一月十五日以後早々御免被遊候、ケ様に能相調候て諸人思の外以前より勝手能心安成候故、一切の納物無遅滞納候得とハ、下々の為に被仰付と被仰候儀を只今覚候事

得、此段 上の御為に申付るにあらず、下の為に申付事に候、其子細ハ、上の田畠を作り其身妻子迄養ふ事辱奉存、御年貢を速に上納すへき事也、以前より今迄納物滞候て少にても捨り候儀、曾て不聞及候、遅く納る物を百日百五十日納候とて、御為に能成儀無之候、其方共納物ハ米・豆・麦其外銀子も穀物を売り、代銀を以上納仕事に候へハ、其穀物出来候時に納り難く候ハ、日を歴候後ハ猶以納り申ましく候、田畠より家に入来候穀物ハ逐日減少仕候共、一粒も増候事無之候、其上穀物家に多有時は、妻子も悉く我物の様に思ひ心入も弛み儉約ならず、度々庄屋の催促を受何の利有そや、其時々速に納皆済仕候得は庄屋の催促をも請す、家に残物を以一家に年中入用の有余不足を積り、不足の分を妻子にも早く知らしめ、兼て其覚悟仕候得ハ飢寒を免るゝ事も可有候、如此申聞セ候上にて納り物、庄屋無滞不請取候ハ、庄屋無調法、若庄屋下知を背き不納仕者有之ハ、可為曲事候

男女の衣服、化粧など法度の事

一庄屋・別当に被仰付候ハ、酒・たはこハ諸人飲む物なれとも、大酒仕候得ハ費多く、或ハ病を生し、或ハ過多して身を破るものに候、たはこハ大なる害はなけれ共、損有て益なし、然共、酒・たはこ飲来候者に禁る事は成間敷候間、向後何とそ酒を謹み上戸増さる様に制し、たはこ飲習ハぬにしくハ有るましく候と被仰候故、何方も酒盛止み、元来上戸にて候者下戸に成、たはこ飲もたはこ禁し候者多く、廿歳より下の男女たはこのミ無之候事

一御越の砌被仰候ハ、此間所々にて見るに御領中の者、男はなて付頬髪を作り、或ハ年比に似合さる前髪を置、女も分限に不応さし櫛・髪さしを指、めたと顔に白い物をぬり、男女共に衣服の染様仕立まではでに仕者あり、又

右の類にあらされは男女共に髪を結ハす、或ハ月額をそらす、或ハ齒に鉄漿カチマを付す、過不及なる有さまに候、誠に人はなり形も心に応するものなれば、心だての程も思ひしられ候、人の衣服なり形正しからざるハ災ひにも逢ふもの也、男女共に身持疎にすると飾とは悪し疎にせず、かさらすして時々月額髭をそり、鉄漿カチマを付、額を刺り、髪を洗ひ、湯をあび、古元結にて成とも毎日髪を結ひ、身を汚さず正しくするが道也と被仰、所々にてなて付類髪年比に不似合前髪持御覽被成候得は、其者の名居所御聞被成庄屋・別当に被遺、此者ハ見よきかみにくきか能見候へと被仰候故、庄屋・別当則そらせ、又宗門御改に村々御廻被成候時、結構なる差櫛・髪さしをさし、或ハ顔にめたとしろひ物をぬりたる女出候へは、彼女は何某の娘か何かしの女房かと密敷御尋被成候故、村々聞及其次日の御改より、女も身を改め其後撫付類髪一切すへからす、前髪ハ似合の比に元結すへし、分限に過

たる差櫛髪さし顔にめたと白ひものぬる事無用、男女共に木綿着物高直に備へからす、俄には成間敷候へ共、着物の仕立も男ハ今よりたけ短く、肩のゆき袖たけ長く、袖口狭く、女は今より肩のゆき袖たけ長く仕立可然と被仰候故、次第になりかたち衣服尋常に成候事

一爰許こどもは以前より若き者共好て相撲を取、今も折々取と見へ候、尤相撲を能取得てハ用に立事を有へけれども、下々の相撲を取者は心だてかさつに成、喧嘩好をし、或ハ片輪者に成、或ハ家業を疎にする様に成行者もあり、兎角益少く損多候付、以来相撲取儀無用に仕可宜と被仰候故、其後相撲とり不申候事

一以前ハ御法度立候て、御壁書には能あやつり等御禁制と有之候得共、折々あやつり・舞まひ・狂言尽等の芝居御免被成候、然共御越己來見物の芝居は云に不及、市町にても見せ物仕儀絶て不罷成、はとのかいの類も何も防ぎ御領分に不入候事

妻を売り身代銀を取るは曲事たるべき事

一当地の者共身躰困窮仕候得ハ、妻を売身代銀を取、其妻三年或ハ五年七年の下女となし置候ても身請の心遣も不仕、又其妻身を被売事難成と云ひ離別仕候得ハ、舅より銀取て妻を去り、左なけれハ借銀などを半分或ハ三分の一も付て其舅に歸し候、是ハ夫婦家を持て居る中に困窮仕たる故、其妻を離別すれハ舅より銀を取と云儀に候由聞届候、其方共ハ始人の娘をもらひ候時は、我妻にせんといひてももらひたる故、人の下女に売んといひてももらひといひてももらひたる故、人の下女に売んといひてももらひたるか、又身躰困窮仕候ハ、舅より銀を可取と云契約も仕置たるか、定て始もらひ候時左様にハ申さぬにて可有候、貴きも賤きも一家の貧富は、主人の為す所なれハ妻の知る所にあらず、夫の教をそむき過分の奢をする妻な

一御領分の者以前より何そ学ふといへは、連歌・俳諧或ハ謡・鼓或は碁・象戯等を習ひ、これを能仕ものを人品の至て勝れたる様に心得候由聞及候、誠に浅間敷心得也、連歌・俳諧・謡・鼓・碁・象戯好む事悪業にてハなく候へとも、是皆遊ひ事にて候故、此類を好む者ハ家業おこた懈り害多く益少し、百姓・町人ハ先手躰算用を習ひ、暇あらハ少なりとも学問を心懸よ、人たる者士・農・工・商共に道理を不知してハ禽獸に近し、学問して人たるの道を知こそ本意なれ、学問も詩作り文章書か至極と不可心得、道理を知て行ふハ学問の至極そと普く被仰聞候故、連歌・俳諧・謡・鼓・碁・象戯悉止ミ、何も手躰算用を習ひ、庄屋其外若キ輩算用手躰すへて能成、又能書数人習ひ、日居其夕若キ輩算用手躰すへて能成、又能書数人学問を好ミ候者も数十人出来候事

らば、未家貧しくならざる前に何とて去さるそ、家を貧しくする妻を不去ハ夫の過也、夫ハ外を主とり妻は内を主りて相共に家を治るゝそ夫婦の道也、然を御領分の風俗は、夫は家業の勤懈り、其妻に式拾目三拾目の上方帷子びらを着せ、己も絹の下帯を仕、妻ハ耳目貌かおを作る事を事とし、田畠の事をすれば色黒ミ手足あるゝなど云て農事をも助けず、家事の勤疎にし、諸人皆如斯百姓に似合ぬ奢をなし、終に家を乏して其身を売る様に成行ハ、夫婦相助るの道少もなくして、妻は夫をほろほし、夫は妻をそこなふ是夫婦の道にあらず、仇かたきと云もの也、誠に人倫の義理を知らず、禽獸に近き有様是非可論様なし、若妻たるもの夫の貧窮を憂ひ、其身は売らは義にして殊勝也、向後右のことく無理に妻を売、又舅より銀を取て妻を帰す者ならば曲事たるへし、如斯申付候上にて、庄屋・別当右の輩ある時、見のかし聞のかし仕候ハ、庄屋・別当も其調法なるへし、又此已前人いぜんの妻たる

者傍夫仕候へは、其夫まおとこより頸錢くみせにといひて、大分科銀を取堪忍仕候族有之候由聞及驚人候、我妻を人に犯され堪忍仕かたく候ハ、犯し候者を其妻と共に切殺すか、可堪忍とおもは、其妻を去りて音なしに可仕事也、然るを其傍夫より科銀を取て幸におもひ、不義の妻をも不去事重科の至口舌に述べたし、万一以来如此聞届候ハ、先其科銀取候真の夫をはつりけにして後に、女房と傍夫を罪に可行と甚きひしく被仰付候故、其以後心儘に妻を売事ならず、妻を去に舅より銀取事、或ハまおとこより科銀取候儀絶て無之事

敬神宗祖の念なかるべき事

一寺参とて皆寺の阿弥陀釈迦にハ折々参れとも、我先祖の墓にハ一年の中にも不参、一度葬て二度不省様に仕候由

聞届不道の至に候、人たる者ハ父祖死しても、存生の時に不易様につかゆるが道也、其方等が父家を譲り隠居せば、如何程不孝の子なりとも一月に一度二度見廻さる者ハ有まし、然るに父祖の墓に年中にも不参儀大不孝の至なり、向後父祖死したる時は、死骸を道路・城郭・溝池・屋敷・田畠等に成へき地に葬らす、若今水入の地などにある墓あらは葬直し、父祖の墓に参存生の時の如くおもひて尊敬し、祝事・憂事をも告げ生る時のことく思ふへし、阿弥陀・釈迦ハ其方共の先祖にもあらず、祖神にてもなく候へは、不参とても苦しからぬ事なりと度々被仰候故、其後先祖の墓に月忌つきいみ、或ハ盆彼岸に参、或ハ墓を掃除し、或ハ移葬をなし、何方も墓参する者多く、墓所奇麗に成候事

一御壁書に村々祭の日、他客を不請様にと申付候御法度ハ、諸人無用の失却を防く為也、聊祭礼を疎略にせよと云にはあらず、此前ハ祭日には心儘に飯を喰ひ酒を飲遊ふ

事と計心得、放逸なる衆に喧嘩を仕、或ハ醉狂など仕たると聞及候、左様に候てハ甚穢けがれになる事也、祭の目ハ男女身を清め、其神社に参礼拜して父兄をよび一家皆祝ひ、村中よりゝに遊び候へと庄屋・別当に被仰付候事一当地の者、彦山・宰府に繁く参、其外神社仏閣に鰐わに口石燈つな炳などを献し、福を禱る者多候、人たる者ハ我先祖を尊敬し、次に我氏神産砂等の宗社も尊敬して不義不道を為さず、天命に従が本意なり、若可禱道理ありて、我氏神か産砂の神か可禱神に禱る時ハ、感応有と聞へ候、何の道理もなき事を我可尊故もなき神に禱らは、何の感応あらんや、其上我等躰の凡夫さへ来るましき者来れば、疑ひくれへき故なき者、何ものそ持参して詔つらへは不潔思ひ受さる也、況や可尊故もなき神へ度々参、或ハ鰐口石燈籠等を奉り、道理もなき福を禱る共、諸神諸仏の明鑑納受可被成や、還て仏神の罰を可蒙そ、諸人如斯心得は元來仏者の教を聞し弊也、我宗社を疎にしてその観音

ハ禱る事かなふかし、この薬師は願ふ事と云て米錢を奉り歩ミを運ふは、我父兄宗族を疎にして他人の権柄勢ある方を誂ひ親むと申し事なれハ、甚にくき事也、必禱るましき事を禱るましき仏神に禱るへからすと被仰候故、彦山・宰府其外他方の観音・薬師へ参る事薄くなり、村々の宗社何も結構にし尊敬仕、頽破したる荒穂宮も愛敬する道理を御諭し被成候てより、郡中の諸人力を合せ、再ひ新に造営し奉り、始にまさり候事

邪仏に参りて道理なき幸を求めざる事

一筑後国生葉郡大生寺に行基か作りたる寶頭廬尊者の木像あり、貞享元年中春の比、此仏を紙にてなで其紙を以撫ぬれば、如何様の病も忽愈るといひて、毎日東西南北の隣国より馬・駕籠・歩行にて競ひ参る男女幾千万人と

いふ数を知らず、御領分よりも少々参候処に此段被聞召

届、二月廿八日の夜俄に御触状にて御領中より筑後大生寺撫仏え参詣仕度者あらハ、遂言上此方下知を可受、若老人も私に参候ハ、村々ハ庄屋、町は別当・座親可為越度おちどと被仰付候、未御触状不廻内に、村々よりハ参る者なく候へ共、田代町より数十人参候と御聞届被成、同月廿九日に、此間田代町より筑後大生寺へ参詣仕候者不残書付、老人宛名の上の病の名を記し、其者其与頭を別当・座親・年寄召連出候へと被仰付、則大生寺へ参候者男女四十式人帳面に記し、病症をも各名の上に書付、別当・座親・年寄大生寺参の者同与頭召連罷出候故、老人宛被召出、病氣愈候哉と御僉議被遊候処に、病氣愈候者老人も無之候、其上にて何れもに被仰聞候ハ、此間何方にても撫仏に参たる程の者ハ悉利益有たる様に申し候故、諸人聞伝へ実とおもひ参と見へ候、其方共も願ひ叶ひたると申廻由聞つるか、今僉議仕候得ハ四十式

人の内に病の愈たる者老人もなく候、おのれ／＼か人にたがらかさ誑たがらかされて参り、又人を誑し参たる事甚悪き事に候へ共、

侍たる者さへきそひ参事に候得ハ、其方共ハ罰すへき様もなく候と被仰、又別当三郎兵衛を御呼出し、其方なとハ此四十式人の者の病が皆愈たらば信仰可仕候哉否と御尋被成候、別当申上候ハ、五人七人の病愈候とも信仰可仕に、況や四十式人の病悉愈候ハ、疑ひなく我々も参詣仕にて可有御座候と申上候、それハ大なる心得違也、禱といふものハ、禱へき神に道理ある事を真実に禱候得ハ相叶ふ事もあり、何者にても禱る事毎に叶へ給ふ仏はなきもの也、若何事にても禱る事毎に叶へ給ふ仏ある時は大凶事にて候故、今左様の仏が御領分に出来らば、我等まさかりにて切割躑ふみにじりて捨るにて有へく候、其故ハ此四十式人の内にハ善人も悪人も有へし、道理ある禱も道理なき禱も有へし、皆参りたれとも其志真実不実も可有候、善人悪人真実不真実道理あるも道理なきも禱る

ほとこの事なへて叶ふものならば、盗人か人の物を難なく取せ被下候得と禱る事も叶ひ、親を難なく殺し得させ被下候へと禱る事せ叶ひ、君を難なく亡し得させ被下候へと禱る事も叶ふへし、然時は此仏をはり付火あふりにしても足らぬ事也、又近きたとへ有、今町中の者別当を以我等に訴訟仕事、善人悪人によらず、是非虚実によらず、何者何事の訴訟を仕ても悉願の通に申付候ハ、皆辱と可存や、又仁政といふへきや、能思案仕候へと被仰候、其時別当・座親・年寄其外与頭撫仏参の者共、各心得違を思ひ当り一度に御尤と申上候、然らば此理を能心得て向後道理なき幸を不求、禱るへき事ある時は当町の産砂うぶすな祇園宮に禱り、其次に基肄郡の宗社荒穂大明神に禱り、其次に日本の宗廟天照皇太神に禱るへし、禱るましき他の神に禱りて幸を得るとも、義理に当らぬ事ならば、必禱るましきと心得よと被仰候故、何れも奉畏候と申上退候、如斯被仰候故、御領中此仰と参たる者の験なき事とも承

及び、其後耆人も不参候、又同年八月廿一日より基肆郡園部村小松山^(大興寺)の観音一七日の開帳ありて、近隣より男女毎日参詣仕候得とも、御領分より耆人も不参事一御領分は真宗多候故、人により伊勢太神宮の御祓受^{はらい}さる者多候処に、天和三年三月に御領中に伊勢太神宮の御祓余多有之由御聞届被成候、受申儀難成身躰の者は格別、受申程の身上の者真宗故受不申候ハ、此後^(マ)篠御祓にても受候得と被仰付候故、御尤に奉存、何も分々相応の御初尾銀上御祓受候事

一社務の者共に被仰付候ハ、其方共常に心を正直にして、宮社の掃除不懈少も汚れなき様に仕、よろつ身持質素にして過し、隙ある時は少にても神道を学び候へ、神道も唯一を学て兩部習合を学ふ事なけれ、神に奇特などあるといひ、人に宮参りを進め禱り等頼ませ銭米を取る様に欺^{いっわ}き誣^{いっわ}る事あるへからず、人の禍福は天道のなす所にて神力にもあたハす、況や其方などが禱りたる^{とて}何の益

あるへきや、道なき事を禱りたらば、禱る者も禱らする者も神罰を蒙るへく候、如此申聞セ候を背き候者ハ可為曲事候と被仰付候、因之社人何も宮社の掃除奇麗に仕、少宛神道に心懸、以前ハ愚蒙に候て祭礼を^{しか}不存、神事に数珠を以勤る躰に候へ共、神道祭礼等粗心得数珠等も捨不持候事

今世を助かる道を外に求めるは浅ましき事也

一天和三年の春、酒井村・水屋村辺にて真宗の僧無間斷談義仕、男女老若寺参のミ仕家業の妨に成候の由被聞召届、殊外御腹立被成、宗門改に御廻被成候時、酒井村庄屋宅にて庄屋・百姓・遍照寺^{かんりよう}感嶺被召出、百姓共儀、庄屋一月に一度宛読聞セ候御壁書は疎略に心得談義聞とて家業の勤^{かま}を欠、寺参のミ仕義如何様の尊き事候哉と御尋

被成候得共、兎角の御返答不申上候得ハ、其方共寺僧の談義を信仰するハ定て仏に成、後世を助り候ハんとの心なるへし、庄屋読聞せ候御壁書ハ、其方共人に為り今世を助かる道なるを外に求めるは浅ましき事也、又庄屋久兵衛聞候へ御壁書は、殿様御領分を御治被成法なり、然る時は、儒仏・老莊・神道たりといふとも、御壁書に異なる道理を説者ハ、御壁書を廢し御法度に背者にて候間、急度^{きつと}此方へ可申聞、縦御壁書に勝れたる教を聞、御壁書を拙しと思ひ候ても御領分に居てハ御壁書をすつる事成ましく候、然れ共、御壁書に勝れたる道あらば聞度候と被仰、又遍照寺感嶺に被仰候ハ、

真宗の談義にいか様の悪業を作りても、念仏さへ真実より唱へ候へは、始の悪業消滅すると説もの有、始の非を改め道理を行ひ念仏する者あらハ、昨日は悪人今日は善人なるへし、念仏ばかり勤候とて始の悪業亡ふ

という事絶てなき事也

同談義に悪人罪人といふ共、偏に阿弥陀を頼めは成仏すると、愚痴^{もろまい}盲昧の者道理を弁んとせんより偏に阿弥陀を頼めくと勧める者あり、阿弥陀の教を聞道理を知行ふ時は成仏する事も有へし、誠に福善禍謠の天理なれハ、如何程弥陀が悪人罪人を救ひ度思ひ給ひても、悪人に私する事もならず善人に私する事もならず、何として弥陀の私にて福善禍謠の天理を^{まく}枉る事なるへけんや、若阿弥陀悪人に与し給ハ、悪人の類善人に与し給ハ、善人の徒悪人罪人阿弥陀を頼て成仏する事絶てなき事也

同談義に阿弥陀にさへ参候得ハ我先祖を祭らす候とて苦しからすと説者あり、我如斯説者ハ人道を亡すの罪人也、人たる者我先祖を愛敬することそ人道の大本也、我先祖を愛敬せずして人の先祖を受敬し、我国の宗廟を愛敬せずして人の国の神を愛敬するを^{はい}悖徳悖礼と云、

然るに我先祖にあらず我國の神にもあらずる胡鬼を愛敬すれば、我祖神は祭らすしても苦しからすと説く者ハ、磔はりつけにしても足らざる罪人也、若阿弥陀の教を聞、其徳を尊ひ其教の恩を思ひ阿弥陀を愛敬するといは、さも有ぬへし、又天照皇太神も大日阿弥陀といふ説あり、これ又あとかたなき妄言也

此三ヶ条は御壁書の旨に違ひ候ゆへ、如此申候、其方申分有之候ハ、申候得、若当座にて難申儀あらハ私宅へ来申候得、無左候ハ、後日如斯談義不可仕と被仰候、則感嶺御請申、久兵衛も仰の通奉畏候と申上候、又水屋村にて正行寺、藤木村にて千福寺、神辺村にて西念寺被召出、右の通仰付候得共、兎角申上者も無之、其後御領中真宗の談義の格改り候事

心得、病人を真実に勞り医術に心を尽し、中にも貧き病人を懇に医し疎略不仕様にと度々被仰付候、依之庄屋・別当医者何も病人に疎略不仕候事

一延宝四年の六七月の間、御領中に子癩しかんと云病流行、妊婦産前産後に卒にわかに死する者多候、此段被聞召届、村々町々の妊婦書付差出候得と被仰付、則穿鑿を遂候処に、上郷に七拾五人、下郷に五拾七人、養父郡に九拾八人、田代瓜生野町に四拾六人合妊婦式百七拾六人有之候、此趣書付差上候処に、下々の者ハ不養生に有之ものに候間、其所の庄屋・別当・座親方より不養生不仕様に申付、不殘医者に見せ、脈躰悪敷者当時わづらい煩候者には服薬為仕候得、医者中へも此方より可申付と被仰、医者中へも只今妊婦不意に死する者多候由聞届候間、如何様の病症にて死候哉、何も手寄〜に見候て遂兪議、病の萌有之者にハ服薬為仕候得と被仰付候、依之庄屋・別当医者致吟味病の萌有之者には服薬為仕、其外の妊婦能養生仕候様に申付

疫病流行の事

一常に庄屋・別当に被仰付候ハ、下々の者ハ養生の道を知らす、病発りても不養生に仕、たとひ養生仕度と存候ても、貧窮なれハ不及力、又医師も貧き者にはたま〜療治しても疎略に仕故、死ましきに死し或ハ長く病者に成候、此故に盲目・ちんは・片輪者・痢症・疫癘えきれいの類富る者に少く貧き者に多し、人の頭たるもの可不憐之哉、庄屋・別当其所に病人あらハ心を付、不養生なる者ハ戒め、医師を呼事不成者にハ医師を呼て見せ、看病する者なき鰥寡孤独の者には其組中に看病させ懇に勞るへし、左候ハ、遅く愈る病ハ速に愈、病者片輪にもならず、上の御為にも宜き事に候と度々被仰付、又医師中にも医は仁を以本とセリ、病を医する事を渡世の為とハかり不候故、其後妊婦死不申候、同年の冬、沢祐菴・神代蘇閑

・三浦元東・村山玄察・山下玄琳・奥村立越に妊婦致療治苦勞仕候由にて、錢壺貫文宛拜領被仰付候事

一延宝五年六七月の間、疫癘・痢病流行、隣国疫死仕者多く、御領中にも少し疫死仕候に付、七月廿一日田代町祇園宮において疫病の御祈禱被遊、御自身も社頭に御詰、其外三郷大庄屋・両町別当・座親相詰、御祈禱終て後村々町々に御守札被下候、其後痢疫も退病死も多無之候事

一天和式年の夏、痢疫時行、隣国疫死仕人多、牛馬も少々病死仕御領中にも疫病入候、就夫御領中の医師不殘被召寄、痢疫を防く薬方書付差出候得と被仰付、何も銘々考へ書付差上候処に御兪議被遊、薬方香蘇散宜と極り早速御調合被成、村々町々庄屋・別当其外身体宜者ハ御除、服薬仕儀難成者はかり御穿鑿被成、時疫を防く香蘇散男女によらず一人に一貼宛にして、上郷に千五百九拾三貼、下郷に千四百八拾七貼、養父郡に千七百七拾八貼、

田代瓜生野町九百四拾五貼合五千八百三貼、五月二日三日兩日に被成下、何も致頂載早速煎し服用仕候、此薬驗にて其後疫病退き、病死仕者老人も無之、牛馬も四五疋死候て後老疋も病死不仕候事

一貞享元年の七八月、佐嘉領に牛馬数千疋病死仕、筑前筑後御領分にも牛馬少々病死仕候、死する牛馬ハ病むと見ゆれば薬を用る間もなく俄に死し療治も不及候処に、此段被聞召届御領中の医者馬医不残被召寄、此頃はやり候牛馬の病ハ、やミ付候得ハ薬も及ハす忽ち死する由に候、何とそ此病を予め防く薬方ハあるましきや、各書付差出候得と被仰付何も銘々考へ書付差上、御自身も書など御考被成、近国の大儒衆へも御尋御僉議被遊候処に、雄黄の末を牛馬の鼻にぬり宜と御僉議極り、早速雄黄の末を牛も馬も一疋に一貼宛にして上郷に四百貳拾四貼、下郷に四百六拾貼、養父郡は四百拾貳貼、田代瓜生野に百八拾壹貼合千四百七拾七貼、八月五日に被成下、其上に厩に蒼

求安息香を焼候得と被仰付候、即拜領仕たる雄黄の末を牛馬の鼻にぬり、厩に蒼求安息香を焼候、其薬驗ゆへか七月廿七日より八月廿日まで牛十疋馬六疋死し、其後老疋も病死不仕候、八月中旬古賀村の善四郎と申者、佐嘉領仁比山の山王へ参り、此頃ハ牛馬死候ハ鳥のわさにて候、其鳥を小城郡の水上市にて打殺し候と申慥なる説を承候と言上仕候、依之早速飯田村庄屋勝左衛門を彼所へ被遣御聞セ被成候処に、勝左衛門帰申上候ハ、小城へ参承候処に水上村武藤佐五右衛門と申者鉄砲にて彼鳥を打殺し候、鳥ハひよりの程にして目の内、口の内赤く、嘴長さ貳寸五分程ありて赤く、全躰の毛ハから色より赤く、背筋に青光りする毛少あり、足毛なか水かきありて、此鳥厩に來り候得ハ其馬忽ち死すると承候、然とも此鳥來れば牛馬死すると申ハ慥に不極事に候と申上候、就夫御聞届被成たる分にて御用不被成候、人民の禍ハ云に不及、牛馬の病迄御憂ひ被成如此被尽御心候事

甚左衛門娘に狐つき狐狩の事

一貞享二年正月十五日、神辺村甚左衛門娘に狐つき、甚煩難儀至極に候、此段御聞届被成、同年二月廿七日有馬善吉下郷中の庄屋不残被召出、善吉に、暴を禁し乱を弭め、虫蛇禽獸を驅り万民を安するハ、人に主たるの道なり、今狐基肆郡神辺村の甚左衛門が女を悩すハ、彼れ郡吏を無し郡民を侵セリ、不正之不罰之時は仁なく義なく吏職を失ふと云へし、狐に甚左衛門が女を悩す事を問ひ、若理あらは免して黜くへし、理なくんば驅て滅すへき者也

丑二月廿七日

兵介判

有馬善吉殿

此御書付を御渡被成、狐付たる娘に此趣を讀聞せ替事無之候ハ、神辺村萱方本城河内此村中狐狩仕、生捕に仕、生捕難成狐は打殺し候へと御直に被仰付候、即善吉其外下郷の庄屋中神辺村に越、彼甚左衛門が娘に御書付の趣讀聞セ、能心得候様に云聞セ候、然共替る気色もなく候故、即日翌日狐穴を鑿り森林を狩候得とも只猫二匹を捕へ狐一匹も不居候、此由言上仕候得ハ、同廿九日御領中の庄屋悉被召寄、村々不残狐蹄を式ツ三ツ宛掛候て、皆々精を出し狐を捕候得と被仰付候、即御請申上各狐蹄を拵候処に、彼甚左衛門女を被召寄、気色御覽被成候得ハ気色殊外快罷成候、就夫狐狩止候得と被仰付、古賀養元被召寄、此女狐ハ去たると見へ候、然共久しく邪氣に侵されたる故に心気虚脱仕たる様に見へ候間、補薬を用ひ候得と被仰付、養元療治にて全平復仕候事

一御領中下々にて売買仕人參ハ高直にて、貧民買調儀難成候、此段御聞届被成度々御国より人參御取寄被成、

上より御売被成御定の直段に御買セ被下候、如斯民の疾病を深く御憐ミ被成候事

一 田代瓜生野両町の市に用候秤・ちきり・尺・升・とかき少も正からざるを用候ハ、嚴科に可行候、又場計仕者共自国他国の者によらず、売主買主に少も依怙仕候ハ、可為曲事候、又誰によらず市日に大酒不仕様にと被仰付、市日に御目付衆御廻被成、御見セ被遊候故、少も横道成儀等無之、酒酔なども少く成候事

一 以前は百姓居屋舗やしきに有之木にても、御用にハ少も御心とひなく伐セ被成候得共、御越の時より御用の材木ハ山林にて伐り、諸人居屋敷の木は無故伐へからすと御山廻役に被仰付候故、居屋舗の木は壹本も伐れ候儀無之候、御自身の薪御用には里の森林の木御伐セ不被成、若木たれ田畠の害になる木など御伐セ被成候得ハ、百姓並ミに代銀御上納被成御伐セ被成候、請藪の木は猶以壹本も御伐らせ不被成候事

人つかひの下知能く候事

一 長崎御奉行其外隣国の大名衆御通の時、道橋の掃除先規に不違様に仕、人馬等もめたと余り候様に出す事なかれ、道橋の掃除如何程も奇麗に仕らせ、人馬も大分出させ候得ハ、我々馳走に成、上使大名衆より御礼を受、我々為にハ宜候得共、我々為はかりを思ひ只もの丁寧仕らせ候てハ、人民を勞し跡役の代官衆妨にも罷成事に候間、此所を考必先規に少も不違様に仕候得、方に此心持入事そと被仰聞候事

一 上使並大名様方御通の節、人馬の運送其外御馳走の次第毎度事の品を御分け、人の能否を御撰ひ、其人相応の役を被仰付、役儀の勤様迄精敷御教被成、惣て人つかいの御下知能候故、何時も無滞能相調候、諸事全埒明候事

ハ、右衛門佐様・丹後守様御領分より勝れ候、此外国々に被行候事共有之時も、隣国を御窺うかがいなく速に被遊候、然とも隣国に御劣被成儀無之、還て隣国分御領分の被成様を聞合に來る儀共有之候事

一 筑前領・佐嘉領・久留米領・松崎領の四隣ハ云に不及、他領に対し不義無礼仕間敷候、他方より無理なる儀仕かけ候共堪忍すへし、堪忍難仕意趣あらハ、能己が是非を極め申掛るへし、若差延不苦事に候ハ、庄屋に告知らせ、庄屋差函を受へし、若庄屋難計事あらハ此方へ申達すへし、又隣国・他国より御領中に來り煩候者於有之ハ、人は云に不及、牛馬にても医者を付養生し、難治候ハ、早速此方へ申聞すへしと堅被仰付候、就夫楚忽に他国と云事など不仕、他国より來居煩候者有之時は、人は勿論牛馬まで別ていたわり懇に看病仕、難治病人ハ言上仕、諸事御下知を受、急其在所へ申遣送届候、如斯に候故、隣国境目の村々迄近來ハ別て睦舗能成、万一少の

云事仕候ても、御領分の者負候儀無之候、延宝五年十一月七日の夜、佐嘉中町山田新兵衛と申町人、田代町客屋喜兵衛家に一宿仕、翌八日の早天罷立筑前へ越候処に、赤坂辺より立歸、田代より赤坂迄の間にて銀子大分落し候とて歎候、此時齋様は下関へ被成御座、兵介様右の趣御聞届被成、田代町年寄被召寄、佐嘉の町人新兵衛と申者銀子大分落し歎候由聞届候、新兵衛乗馬同馬子ハ当所の者かと御尋被成候、町年寄とも馬も馬子も佐嘉より召連候と申上候、左様候ハ、其方共自分の心附として新兵衛に逢、銀ハ何程落され候哉、銀落され候ニ付当所の者に疑敷事等は無之候哉と、尋候得と被仰付候、年寄共仰の通尋候得ハ、銀三拾枚錢少し袋に入落し候得共、爰許こどもとの衆に少も疑無御座候と申、佐嘉へ罷歸候、即年寄共兵介様へ參此趣申上候、其時田代町中に今朝佐嘉の町人銀三十枚錢少し田代より赤坂までの間にて落し候、若是を拾ひたる者あらハ差出候得、差出候ハ、褒美可申付候、

不差出後日聞届候ハ、盗人と同し罰に可行候、今三拾枚の銀を隠し長く心遣せんより、速に差出し壹貫文の褒美にても心安く受るにしくハあるましと、老人も不残被仰聞候、則田代町菓子屋吉左衛門女房田代下町にて拾ひ候由にて、銀壹貫貳百九拾目錢九拾六文差出候、就夫仰に随ひ早速差上奇特に思召候故、御自分より当時の御褒美として銀壹枚吉左衛門女房に被下、右の銀錢、袋ともに山田新兵衛に御返被成、其後 殿様より為御褒美御銀十枚、吉左衛門女房に拝領被仰付候、此外如斯類数々有之候事

諸事訴訟早々埒明き候事

一延宝六年九月廿一日に、諸事訴訟仕輩田代へ罷出候ても、御兩人様に御差合有之時ハ訴訟不仕罷帰、折々田代

へ通ひ致苦勞、不急事をも不時に申上候得ハ、御兩人様へも御事繁被成御座候故、一月に六日宛御用日御定被成候間、訴訟の事ハ此御用日に申上候得、乍然急用の事ハ昼夜によらず、何時にても早速申上候得と被仰付候事

毎月御用日

朔日 六日 十日 十五日 廿一日
廿五日

一御下代衆御取次役月番にして、諸事訴訟の儀無滞申上候得と被仰付、其外庄屋・別当にも訴訟仕者有之ハ、無私早々下代方迄申達し候得と被仰付候故、訴訟の儀何れの役人方にても無滞速に御耳に達し、無延引御返答被仰付、以前より何事も早々埒明候事

一不依何事訴訟の儀、御取次を以申上候ても、何そ様子有之事に候得ハ、其訴訟仕者を被召寄、御直に其意趣を委舖御問御聞届被成、其後御返答被仰付候、又諸事被仰付候ても、多ハ御書付にて被仰付、御取次にて被仰付候て

も子細有事ハ其者を被召出、御直談に右の趣を心得違なき様に詳に被仰聞候、公用に付罷出候者御逢不成事有之時ハ、昼夜に不依御逢不被成儀無之候、私に参上仕者にも必御面談被成、其者に応し是非善悪の道理のミ御語被成候、就夫人により、兵介様御前に出候てハ、不心得なる儀ハ咄も不被仕とて、忌憚る者も有之候事

一下々争論の儀公事に仕候へハ、先双方訴状の趣一々御兪議被成、極る所御書付置被成、御兪議無残極り候て後、双方別に申分無之哉と御尋被成、双方共に争論の意趣不残申尽し、別に申分無御座候と申候上にて御決断被仰付候、御決断被仰付候時ハ、双方並双方の近き親類、双方の庄屋争論に加り候人数等被召寄、双方訴状の虚実是非御糺し被成候趣、其虚実是非の軽重深淺によつて如何様に御決断被仰付と御書付を以被仰付、此決断の趣何も能心得未兪議の不明儀、或ハ依怙最員の私有之候ハ、再申出るか無左候ハ、以後此方代の衆へ訴訟仕候得と被

仰付候、公事により御兪議の次第事長く候て、公事の人數難承覚様子に候へは、一通り被仰付候以後、御決断の御書付を公事の人数に御渡被成、能見届候へと被仰付、又諸人戒に成候儀ハ公事の人數の外、村々より二三人宛被召出、御決断の趣聞せ被成候、如斯毛頭依怙最員なく直に被仰付候故、負になり、罪に被行候者も我非を知り、終に恨ミたる者老人もなく候

一刑罰に被仰付もの有之時ハ、軽重によらず罪の趣を御書付にて被仰付候、左様候て少も重科にて候へは、其後庄屋・別当・座親等に何某如何様の罪科有之に付、如何様の罪に被仰付候間、何も承届後日如斯無調法無之様にと、御懲し被成罪と罰と不相違儀をも御しらしめ被成候故、諸人別て恐れつゝしミ候事

進物一切請けなされず候事

一 御領分中より進物一切御請不被成、振舞にハ猶更一度も御出不被成候、御請被成候進物ハ、年始の礼に持参扇、三郷大庄屋差上候年の餅三備、三郷より差上候平米三升入三俵斗也、以前ハ御奉公人衆へ盆・正月・節句等ハ不
及申常々進物仕候得共、右の御行規故贈る者も受る人も共にあしき様に成行、進物止候事

一 宗門改穂検などに御廻被成候時、湯茶軽き菓子ハ不苦、其外ハ一切不可出、通イに女を不出様にと被仰付候故、軽き菓子湯茶の外出不申、通イは男子に仕らせ候事

一 以前ハ歳暮の御祝儀に参上仕候時、大庄屋ハ紙二束宛、一郷の小庄屋中より蜜柑一折宛差上、又雨祭・風祭願成就仕候節樽・肴進上仕、又御貢米初津出の時、御蔵場へ

大庄屋方より堤重一ツ宛差上、又宗門御改田畠の検見
に御出被成候節、酒・肴等差上候得共何も御請不被成、
無用に仕候得と被仰付悉止候事

一 以前は博多御蔵本へ御役代りの御祝儀として、三郷より大庄屋一人、小庄屋三人、表にハ酒五升入二樽、肴一折、御手代衆にハ酒三升入二樽、肴一折持参、為年頭の御慶、大庄屋一人に小庄屋三人、紙六束宛御両所へ持参、歳暮の御祝儀として小庄屋三人、蜜柑一折宛御両所へ持参、又出米の算用に大庄屋一人・小庄屋三人参候処に、延宝六年十月十七日に、向後ハ歳暮の祝儀に出候儀ハ止、役代の祝儀に大庄屋一人、年頭の祝儀に大庄屋一人、出米の算用に大庄屋一人参候得と被仰付候、就夫博多御蔵本へ吉村藤兵衛殿御渡の時より、御役代の御祝儀に大庄屋一人、年頭の御祝儀に大庄屋一人如以前進物持参、出米の算用に大庄屋一人参候事

我を悪む共其人賢ならば慕ふこそ本意なれ

一 庄屋・別当被召寄候時、度々被仰候ハ、不依何事此方役儀の所為ハ不及云、私の事まで各随分批判仕是非を能心得候へ、無左時は万つ虚となつて実なし、我等言行を褒貶するをわる口するなとて悪むは私なり、我等ハ下の功罪善悪内々の事迄心を尽し聞届、賞罰正しく仕度存候間何も謹ミ候へ、無左候得ハ諸人を治る事成難し、是を下々の所為少の事迄此方に委敷聞へ、迷惑なりと悪むも又私也、これ我等も其方なとも皆人慾の私にて、暗を好て明なるを悪むもの也、天地昼の明なる時は黑白能見へ、夜の暗き時は黑白不見 魑魅魍魎爰に集る、家国天下明なる時は是非善悪能分れ、暗き時は是非善悪分れず奸佞邪曲爰に進む、今当地明なる時ハ代官の言普く下

に通し、道ある事を褒め喜び道なき事を貶り歎き、諸人の功罪能上に達し、功あるものは賞を得、罪あるものは罰を受へし、暗き時は代官に道あるも道なきも褒貶せず、諸人に功あるも罪あるも賞罰なし、如斯なる時は代官下に恥す諸人代官に恐れず、上下共に人道混乱するの端となるへし、能此道理を心得よ、又上の是非を下に褒貶するを悪むものも、貶るを悪むて褒るハ好へし、下の褒貶上の賞罰元一根より出る事なれハ、褒めらるゝと賞せらるゝと計を得度おもひても絶てならぬ事也、是明なる一室の内にて珠玉は珠玉と見へて、糞土ハ糞土と見えざる様にと願ふかことし、如何ぞ珠玉ハ見へて糞土は見へざる明あるへきやと被仰候事

一 諸人私欲におふハれ道理暗き故に是非を弁せず、我を愛し我に諂ふものは褒め、我に疎く我非を正すものハそしる、如此ものハ犬馬に等し、人たるものは我を愛すとも

其人不肖ならハさけ、我を悪む共其人賢ならば慕ふこそ本意なれ、其方などは此方か何ぞ憐ミ悪む事あらは賢者の様にほめまはり、罪する事あれハ悪人の様に心得るハ誠に浅ましき事也、人に憐るゝも罪せらるゝも、道をもつて悦び怖るへしと甚御しかり被成候事

頭たる者道有て私なかるべき事

一爰許こどもとの者ハ以前より代官衆にすぎ好るゝ事をもつて取入、在留中得懇意、帰国の後ハ還て人を毀そしる怖敷事也と云説あり、是聊恐るへき事にあらず、何方にても地頭奉行の氣に入たかるハ常也、氣に入れハ當時人にも恐れ羨まれ、あるひは過あやまちある時罪を遁るゝ事もある故也、地頭奉行ハ賞罰の権柄けんべいを執ものなれハ、善人悪人ともに地頭奉行の氣に違ひ度思ふものハあるまし、地頭・奉行を

御扶持人・庄屋・別当・座親・年寄等の中にて親疎あり、我等親き者役人中にて善人ならハ我等も善人とおもへ、悪人ならハ我等も悪人とおもへ、同声相應し同氣相求め、琥珀こはくの塵を吸ひ、磁石の鉄を吸ふが如く、皆自然の道理そと被仰候事

一御下代衆・庄屋・別当列座にて度々仰候ハ、誰にても諂へつらひ多きものは悪人の類と知へし、如何となれハ、權威ある人か又は同輩にも諂ふものハ、我に邪曲あるか何にても求め有へし、たとひ当時求なくても他日邪曲求めある時の為に賂をおくり、もミ手をし肩マイ(マ)をそひやかしそら言まことをいひて、人の機嫌を取て氣に入也、如斯ものハ心中に誠なし、心中に誠なき時ハ如何様の悪事をすへきも限りしられず、誠なき諂ひを憎ます請て喜ぶも、いつもいふ同声相應し同氣相求の道理なれば諂ひ者の同類也、下代其外庄屋・別当おのれゝか職分を守り無私曲相勤候ハ、何の諂ひの入へきや、下代衆誰にても諂ひま

恐れ慕ハす路人を見る如くにあらハ、權威滅たるもの也、然時ハ法令を下すとも行るへからず、皆恐れ慕ひ、取入たかる心あるによつて、命令法度も行るへき事也、今頭たる者道有て私なく善を好ミ悪を悪まは、取入もの化して善人に成へし、最賈かんの私なきゆへ、邪曲の求あるものハ取入ても利なし、我身かん奸佞なれば必取入事も成へからず、又頭たる者私有て道なく、善悪不明時の邪曲の求ある者、蟻の如くに聚り蚊のこくとにたかれ、其好所の女色飲酒、あるひハ遊山がん斲水の事をもつて氣に入、我願ひを求得て後ハ嘲り笑也、是其人を恐れ慕ひたるにあらす、始め求あるに因て取入たれハ、願ひを求得て後嘲り笑は左様にあるへき事也、我等ハ爰許に年久敷居れ共、御扶持人・庄屋・別当・座親・年寄等の役人の外、我等に出入し勝れて親き者一人もなく、又我等好む所をするものなく候、是ハ我等不仁なる故ぞ、我等好む事真似にくきかにてあるへく候、外に親しきものハなければとも、

いりて訴訟なとするものあらハ、是ハ直なる事にてハ有ましと心得、能穿鑿して聞届取次有へし、庄屋・別当常に諂なく訴訟すへき事を下代方迄申達し、常の諂ひなき故に不取持にして訴訟不調候ハ、人外なるきたなきやつとおもひ、齒かミをしにらみ見て猶々諂ふへからず、諂ハねハならぬと心得、初の心を変し諂ふハ誠立さる浅間敷心也、此説をいつれも以後まで無忘却能覚て、下代中にも庄屋・別当の中にも万一諂ふもの諂を受る者あらは、扱こそ兵介かいひつるハ此所そとおもひ合セ候へ、其上我等は常々誰にても諂ひ者を見聞候へハ、其者いつ如何様の悪事を仕かと目を付、心をそへて少しも油断をせぬと度々被仰候故、兵介様へ参上仕候者は、御挨拶を申上るにも諂ひ者と被思召ましきやと心遣をし、一座の首尾をつくるひ早々退き、大体の時は御見廻不申体に候故、御奉公人ハ申に不及、庄屋・別当迄諂ひ者無之候事

富民などは御仕置厳過候と誇り候事

一以前ハ富民、御代官様方御氣に入、勢ひ強くなり、御制禁の衣服を着し、酒盛をし、駕籠にも乗、貧民などをきめまハし、肆ほしままに奢り、庄屋・別当も従ハする様に成行候処に、此様子を甚御悪ミ被成、如何程富る者たり共、庄屋・別当に少も無礼仕候ハ、曲事に可申付候、庄屋・別当我懸りの富民に少も従候ハ、役儀を可差除候と密敷被仰、富民となれハ御心能御言葉も掛られず、少の悪事も、あそこ爰にて折々数人はけしく御しかり被成候故、御屋敷方へ親く出入仕事も不成、富民こと／＼肩をすばめ、奢かましき事絶て不仕、庄屋・別当にハ甚権威付諸事の下知能相調候、然共富民などハ御仕置精過候、厳過候と誇り候事

を欺き犯すものを、常々隠に御穿鑿被成、慥に御聞届被遊候て、其所に御越の時、其者を御呼出被成、善人にハ其善行を奇特也と御感し御褒被成御懇意に被仰付、悪人にハ其悪事を一々御挙げ、是非を詳つまびらかに御説聞せ密敷御叱り被成候故、何も善人は、弥いよいよ勸ミ、悪人ハ殊外恐れ少宛改、漸々に悪人減少仕候事

一成年の春、庄屋・別当・座親・年寄等被召寄、何とそ御領中の困窮を救ひ、諸人少なり共道におもむき候様にと、数年心を尽し候得共難調候、我等と其方なと、心を一にして為す時は、御領中において何事か可不被行哉、事の不調ハ其方なと我等に無同心、公役と計思ひ勤る故也、何も能聞候得、庄屋・別当・年寄ハ人の頭也、人の頭にハ上に天子公方ましく、其次に国主郡主有之、其下に郡代・代官・町奉行或ハ庄屋・別当・座親・町年寄有り、庄屋・別当・町年寄卑下なりといへとも、頭にあらすといふ事なけれハ誠に可悦可恐事也、上天子より

一常に被仰候ハ、我等不肖に候得共、幸にして当所の頭役

を承候故、何とそ諸人飢寒の憂なく、五倫の道能立候様に仕度こひねかふ也、然とも人従ひ用されはすへき様なし、何の庄屋にても我に同意せは其里我志ほとハ行るへし、只一村なりとも御領中にて我教に化セは、其時我教のよしあしも知れ、我も志を得たると思ふへけれとも、我元才徳なき故感服するものなし、誠に敷敷事也と折々被仰候故、不従様に有中にいつれも漸々と化候事

一天下国下の興廃存亡は皆主人にかゝり、村里の貧富利害も庄屋の善悪によれりと度々に被仰候故、三郷の庄屋一郷宛申合、一月に一日宛庄屋寄合仕候て、各勤の是非、百姓のかせき、或ハ御法度、或ハ訴訟争、あるひハ諍論諸の善悪利害無隔意僉議仕、非を去り是を取宜様に仕候事

一親に孝なる者、或ハ廉直なる者、或はよく家業を勤る者、或は法度を謹ミ守る者、又博奕大酒を好ミ、或は喧嘩すき、或は遊惰のいたつら者、あるひは庄屋・与頭の教

下庄屋・町年寄に至まで、人の頭たる者ハ人の頭たる心を以心とすへし、人の頭たるの心ハ其人を憐むに過す、其人を憐む時は、必其人を正ふし其人を利すへし、頭たる者、頭たるの心なき時は其人を憐ます、其人を憐さる時ハ其人不道に至り、其人に及といへとも憂とせず、人の不道貧窮を憂るの心なき時ハ、偶たま教れとも不化、賞するとも悦す、罰するとも不懲、是皆頭たる者人を憐むの誠なき故也、如此輩を人の頭とする者も又頭たるの心なき也、人の頭たる者其人を憐の心有て若孝道を立んと欲セは、先其所の孝子と不孝子をあらハし、其孝子を褒め其不孝子を責る時は孝道自然に立へし、何れの道を行しめんとするも、皆如此する時は其道何そ行れさらんや、下の困窮し不義不道なるハ、其咎頭とがめにあらすと云事なしと被仰、何も御尤に奉存候と申上候事

一平生諸事御行儀正しく被成御座、御領中の者に少しなりとも義理を御知らせ被成度思召、誰にても御教立被成、

士・農・工・商の次第も乱れざる様に毎年厳密に被仰候故、御奉公人衆下々に少も無理なる事云かけ仕かけなく、依怙最良もならず漫に進物みたりなど受られず、御中間・夫の衆に至りて奢なく慇懃に致され、庄屋は中間悉申合、我村の百姓より進物一円不受振舞などにも不行、又役々の衆へも進物等遣ひ、諂ひ申儀無之候事

御好き御にくしみ善悪に有て少も人にあらず

一御生得の御気象、貧賤なる者ほと殊更御憐ミ被成、少もたかふり奢る者あれば、讐敵しやうてきの様に御悪ミ被成、毛頭御依怙最良なく候、御在留中御奉公人衆・庄屋・別当・座親・年寄等の役人の外、百姓町人誰にても出入仕、御懇意を蒙る者一人もなく候、尤御奉公人・庄屋・別当・座親・年寄等の内に、少にても善き所ある者ハ御懇に被

成、悪き事あるものハ甚御叱り被成候、悪人の子善人なれハ父ハ御悪ミ候て其子ハ御親ミ被成、悪き事ありて昨日迄御叱り被成候者も、今日善き事をすれば忽に御褒め被成、御好御悪ミ善悪に有て少も人にあらず、何の役人にてても依怙最良仕候ハ、御堪忍被成間敷と、度々きひしく被仰候故、役々の者依怙最良絶て不被成候事

一御生質、仁愛深くして人を憐ミ、無欲にして富貴貧賤心に懸らす、外物の好なく剛強にして其義に勇ミ、正直篤実にして智力亦通達せり、故に被仰付ほとこの事、誰にてても無犯者奉守、諸事御仕置始終無違変能相調、終に少も御誤りなく候、平生事物の道理是非を被仰候時は、上下御中間に障り候事にてても、或ハ忽ち御身の害に成事にてても、毛頭無御恐きひしく分明に被仰候、其上兵介様ハ、両御代官様と申内御佐役にて被成御座ながら、却て御一人にて御仕置被遊、御本役様方ハ数多御代被成候ても御代不被成、御同役方とも皆御中善候儀、御性徳の功にて

可有之と奉存候事

一毎日辰時表座に御出、朝夕の御膳も表座にて被召上、暮まで御役事を御勤被成候、病気の時も表座に御臥ふし、御病床にても役事を御聞被成、御在留中川狩・野遊等に一度も御出なく、御家内にてても時々やうり鑓を御つかひ、或ハ軍法を御学ひ被成より外、暫時も御遊被成候儀無之候、如斯無懈怠御勤被成候故、御帰被成比くらハ甚御勞倦被成候事

一御自分の御用に御領中の人馬被召遣候得ハ、定の公役賃銀に増を御加候て被下、仮初にも人馬賃なしに御遣被成候事無之候事

一延宝六年御国え中戻り被成候時、御内室様御引越候へと御意にて御同道被成、御内室様八年御在留被遊候へ共、終に一度も他家へ御出なく慰かましき事一円不被成、御家頼の衆も御供使の外、自分として御領分の者の家に入出不被仕候故、茶酒のもてなし進物等ハ猶以受不被申、百姓町人に対し喧嘩口論ハ不及申、少も不義無礼

無之、いかにも遜りたる躰に見え候、酒煙草御悪ミ被成候故か、御家内に上戸烟草のむ衆一人も無之候事

一常に御家法有之、御家内正敷被仰付、其余の御家事は御聞不被成、御役事のミ御勤被成、御領分の御仕置、古を御改或ハ新規に被仰付候事凡て百余事有之、又記録の帳・格式の帳、数部御編集被成被置、終に一失もなく候、然共御勤御不足に被思召、数度御役儀御辞退の訴訟被遊候事

一御領中の者少々道理を知り、上の御恩を感じ上を尊ふ心起り、曾て御下知はなけれ共、庄屋何も 光雲院様御忌日 忌日にハ毎月精進を仕、何の月にてても 光雲院様御忌日 廿六日、養玉院様御忌日四日には、一切の祝ひ事を不取行、又水屋高田の百姓共、数年鶴命を御救ひ被下候御高恩を知り、毎月廿六日精進仕候事

一御仕置能相整候故、境論・水論一切の喧嘩諍論或ハ酒狂・博奕・盜賊の族なきか如く稀になり、老たるも若きも

男女共に風俗化し、村々所々に孝子・孝婦・善人出来候事
一村々惣構の竹木一本も不伐して茂らし、村立能成候様に
仕、農隙には村廻りの垣溝道筋普請を加へ能仕候得と、
度々被仰候故、惣構の竹木少も不伐、百姓透々に村廻の
垣を結セ、溝をさらへ、道を作り、村口の番屋を修理
し、庄屋前の御高札場を芝築に仕、村廻り以前より能成
候事

基肆養父実記卷の上 終

基肆養父実記 (下卷)

基肆養父実記

巻の下

村々堤鑿切川普請の事

一村々川普請疎略に仕、頓て破却候へハ、右仕たる普請費ついでになり、又、田畠も損し上下の為に損失有る事に候間、川普請随分念を入候へと被仰付候故、川普請何方も丈夫に仕候、又以前ハ御普請奉行衆に、其普請仕村より其日の朝飯昼飯振舞、村々大分費有之候処に、此段被聞召届、普請奉行共御扶持を被下、相勤事ニ候へハ、百姓の振舞を請候儀無調法の至ニ候、重てハ振舞請不申、普請日用の内を以飯取よせくい候へと被仰付、延宝四年の夏より村々の賄止候事

一早損田ハ堤場御見立、数ヶ所堤御築被成、又川筋悪敷所

ハ流を御ほり替被成、上下の利に成事を御求被成候、

金丸村土穴堤ハ延宝六年正月廿四日より二月十二日まで御築被成、御普請奉行ハ原七左衛門・堀江源六、宮浦藤川堤ハ延宝六年三月九日より同月廿七日までに御築被成、御普請奉行ハ原七左衛門、神辺村垣副堤ハ延宝七年二月十一日より四月三日迄に御築被成、御普請奉行ハ原七左衛門・堀江源六、瓜生野町裏櫟木堤ハ天和二年二月十二日より同廿九日迄に御築セ被成、御普請奉行ハ原七左衛門・今村弥右衛門、曾根崎川の下流ハ延宝五年二月九日より同月廿二日迄に御鑿セ被成、御普請奉行ハ古賀次左衛門、赤川村加利川の新川は、延宝八年正月九日より三月十五日までに御鑿切被成候、御普請奉行ハ福永善介・有馬善吉也、宮浦堤ハ宮浦え御越被成居候て御築被成、金丸神辺堤ハ毎日未明より普請場へ御詰御築被成、赤川の新川は普請場の小屋に御宿り被成候て御鑿被成、曾根崎川の鑿替、瓜生野町裏堤ハ時々御出御下知被成

候、右数ヶ所の堤底川底に成候田畠、悉代銀拝領被仰付、其上御普請に踏あらし候麦からしまて御穿鑿被成、相当の代銀被成下候事

一所々の堤鑿切普請被仰付候時は、未御普請不被成前に御普請奉行、村々の庄屋被召寄、御普請の御行規、夫遣の様子、普請具の拵様までくわしく被仰付、御屋敷より近き所の御普請には、毎朝寅の時より御出終日御詰被成、或ハ遠き所の御普請には、御普請場の小屋に御宿り被成、毎日未明に村々の庄屋人夫召連罷出候へハ、今日は何れの村々より幾人宛出候哉と御聞届被成、庄屋共に悉御逢被成、何れも未明より罷出候、精を出し勤候へと被仰、御普請奉行衆村々の夫にそれ／＼の普請場を渡し、卯の上刻に普請被始、朝飯前に一度、朝飯後に二度、昼飯後に二度一日に五度宛御休セ、日の入を限に御仕舞セ、休にも飯にも拍子木を御打セ被成候、常の川普請其外何の普請場へも、きる物ハ古きる物を着、飯には

何にても内にて喰ひ物を持出喰候へと、度々被仰付候、赤川鑿切普請ハ飢饉の時節にて候故、飢百姓共を日用に御遣イ被成候、然処に瓜生野町の夫、米はかりの昼飯を喰ひ候者二三人有つるを、不図御見合被成、是程飢饉の時節に米はかりの飯を喰ほどの者ならハ、何とて日用に出たるそと被仰、甚御腹立被成、御つき被成たる竹杖にて御たゞき被成候、御普請に不働なる者有ても終に如此御不忿被成候へ共、米はかりの飯くい候とて杖にて御打被成候儀、民を御救被成候御心深き故と、奉存候事

領内困窮者、欠落ち禁止の事

一御領中の困窮至極仕、村々倒百姓多有之、延宝五年神辺村の百姓惣右衛門・同女房・同子徳左衛門・伊左衛門一家四人・惣右衛門子次郎右衛門・同女房・同子傳十郎

萬吉一家四人・瓜生野町商人久右衛門・同女房同子作十郎・九十郎一家四人三月六日に欠落仕、今泉村百姓太郎左衛門・同女房・同子次右衛門・卯之介・岩介一家五人、三月廿五日に欠落仕、永吉村百姓孫兵衛・同女房・同子長十郎一家三人、四郎左衛門・同女房・同子善太郎一家三人、四月十一日に欠落仕、奈良田百姓甚左衛門・同女房・同子小太郎・同父甚右衛門・同母・同弟半右衛門・同人子三十郎一家七人、四月十六日に欠落仕、追々何程欠落可仕も難知勢に有之候処に、四月十九日に大庄屋・小庄屋・別当・座親・年寄不殘被召寄、御書付にて被仰付候ハ

覚

一頃日御領分より数十人欠落仕候、尤御年貢課役過分に被仰付、堪忍難仕候て出奔仕候ハ、左様にも可有之事ニ候、然共走者の様子僉議仕候へは、何も数年身持悪敷仕、大分の借銀借米仕居、至于只今難儀に存、或ハ父

母、或ハ祖父祖母を捨置、他境へ逃去候儀、重罪至極に存候、因茲此後於走者捕之は可行嚴科事
一村々庄屋面々掛の百姓中に右の趣懇に申聞、欠落不仕様に可仕、少も不届成儀有之候ハ、曲事に可申付事
一組中欠落仕間敷候、若我々組の内欠落仕候者御座候ハ、殘組中無調法に可被仰付候と、一組宛手形仕らせ、庄屋可請取置事

一欠落仕候様子存たる者於有之ハ、訴人に出へし候、縦同類たりといふ共、其科をゆるし可令褒美事

一走者の追手に遣候もの、一村に四人列にして四組宛兼て可申付置候、追手に參迫付候ハ、捕不申候共、見失不申候様に路を慕ひ、欠落者之有附所を見届、中間より此方へ急度註進可仕候、其節此方より捕させ可申候、若欠落者てむかひ仕候は、打捨に可仕候、勿論欠落者に追付見届置候者有之候ハ、褒美可申付事

右の条々不殘申聞、堅可相守候、以上

巳四月十九日

兵介 齋宮

如斯被仰付、何も御請申上罷帰、面々在所の者に委く申聞候処に、其以後一人も欠落仕者無之、神辺村惣右衛門一家・次郎右衛門一家・瓜生野町久右衛門一家・永吉村孫兵衛一家・四郎左衛門一家合十八人長崎に居候を、同年六月下旬兵介様長崎へ御越、御捕御帰被成候、今泉村太郎左衛門一家・奈良田村甚左衛門一家ハ終に居所知レ不申候、如斯百姓散し候様に困窮仕たる御領分、無程何も有附、近年ハ奉公人も無之様子に罷成候事、不思議なる御仕置と奉存候事

一延宝四年辰六月四日に、田代町別当・座親・年寄、上町惣兵衛・下町小左衛門・横町勘左衛門・同町喜兵衛被召寄、右四人の客屋共、若き下女を抱置、宿り客に酒盛をさせ、甚不行規に有之、折々喧嘩口論等仕候由聞届候、何れも客屋止させ可申候へとも、左様仕候てハ身躰

可倒と存、今の通に召置候間、向後不行規に無之様に仕候へ、右四人の外に客屋壺軒も増候儀、令停止候と被仰付候事

飢人に飯米下され候事

一延宝五年巳正月、安楽寺村・赤川村より訴状を以、何も致困窮及飢候間、御救被下候へと申上候に付、及飢者御穿鑿被成候処に、安楽寺村に男女六十七人、赤川村に男女三十六人合男女百〇三人有之候、就夫正月朔日より三月晦日迄、老人に付一日に米式合宛にして、安楽寺村の飢人に拾式石六升、赤川村の飢人に六石四斗八升二口合米拾八石五斗四升、同年四月二日に拝領被仰付候事
一御領中漸々困窮仕、延宝五年の春、三郷兩町に及飢もこの多候、此段被聞召届、御領中の飢に及窮民書付指上候

様に被仰付候故、穿鑿仕、上郷に男女百四拾四人、下郷田代町に男女三百八人、養父郡瓜生野町に男女式百三拾壹人、合男女六百八拾三人有之候と、書付指上候処に、何も三十日分の飯米、一日老人に付式合宛にして、上郷の飢人に八石六斗四升、下郷田代町の飢人に拾八石四斗八升、養父郡瓜生野町の飢人に拾三石八斗六升、三口合米四拾石九斗八升、同年四月廿五日に拝領被仰付候事
一村々町々より出し候拔銀の内に、不出候ても不苦銀を出させ候由、御聞届被成、延宝五年五月九日に、延宝四年の大拔銀・小拔銀一村宛少も無偽有躰ありていに書付差上候得と被仰付、村々町々より書付差上候処に被遂御僉議せんぎ、不出候て不苦色々、向後拔銀に不仕様にと被仰付、其後毎歳拔銀の帳出させ、御吟味被遊候故、三郷兩町の拔銀大分減少仕候事

一延宝五年巳五月十四日に三郷大庄屋・兩町別当被召寄、以前より川普請其外御用に備候日用賃、一日老人に付七

分宛に定り居候へ共、以前米下直なる時定り候故、只今米高直に成、甚迷惑仕候由聞届候、就夫一日老人に付壺匁宛に申付候と被仰付候、其後天和三年三月十五日に三郷大庄屋・兩町別当被召寄、御備の日用賃、以前ハ七分宛にて候を米高直ニ成候ニ付、巳年以来壺匁に申付置候へとも、米下直に罷成候故、今年より八分宛に申付候と被仰付候、又貞享元年子正月廿一日に、三郷大庄屋・兩町別当被召寄、只今米下直に有之に付、以前の日用賃の通七分宛に申付候へと、御国より被仰下候間、左様に心得候得と、被仰付候事
一延宝五年巳五月十四日に、田代町別当・座親被召寄、御屋敷遣の駄賃銀以前米下直なる時定候故、唯今米高直に成迷惑仕候由聞届候、就夫

一博多 宿駄賃 右駄賃式匁四分 三匁
一同所 日歸駄賃 同一匁六分 式匁

一 佐賀 宿駄賃 同式匆四分 三匆
 一同所 日帰駄賃 同壹匆六分 式匆
 一 久留米 立帰駄賃 同壹匆 壹匆
 一 福嶋 宿駄賃 同式匆 式匆五分
 一同所 日帰駄賃 同壹匆四分 壹匆七分
 一 甘木 日帰駄賃 同壹匆 壹匆三分
 一 下野 日帰駄賃 同壹匆 壹匆三分
 一同所 立帰駄賃 同四分 五分

如斯増銀申付候と被仰付、其後貞享元年子三月十二日、田代町年寄次左衛門被召寄、只今米下直に有之に付、以前の駄賃の通に申付候へと、御国より被仰下候の間、左様に相心得候へと被仰付候事

一 御領中の諸人、齋様・兵介様御心入御仕置宜奉存、幾年も御在留被遊候へかしと奉存候、然処に延宝五年五月下旬、御国より御用に付、御歩行目附大浦太郎兵衛殿御越候故、三郷大庄屋・村々庄屋中、爰許こどもとの御代官様何も三年四年宛御在留被成、当地の様子委敷御存被成時節、御交代被成候故、御領中の為に悪敷御座候間、齋様・兵介様十年程御在留被成候様に被仰付被下候様にと訴状認、大浦太郎兵衛殿へ当て指上候、此訴状(控カ)の摺紛失仕候故不記候事

一 毎秋三郷より指上候平米、以前は殿様御在国の時は三升入三拾俵、御在江戸の時は式拾俵指上候得共、其後減し、御在国の時は式拾俵、御在江戸の時は拾五俵差上候、以前ハ此平米三升入壹俵、四升入合宛の算用に立、其後三升入宛の算用に立候、然共新米の初を指上、算用に立申儀不宜奉存、延宝六年の秋より平米は三郷共に進上に仕候事

種米、元利共に御免なされ候事

一 以前は御領中より長崎へ日用取に参候者多候処に、延宝六年九月廿一日に長崎へ日用取に参候ては、農業疎略に致し、其上長崎ハ商売所に候故、百姓風俗悪敷可罷成候間、自今以後長崎へ日用取に越候者停止に申付候と、三郷大庄屋・両町別当に被仰付候事

一 御年貢津出場の御蔵、以前より安楽寺村の内赤江と申所に之、御蔵場地低く候て洪水に浸易く、往來の道悪敷、其上道、松平丹後守様御領分を通、不勝手成事多候所に、御蔵場御撰被成、延宝六年十月五日水屋村渡り口に御年貢津出蔵を御移被成候、右の赤江より廿町川上に候得共、上荷船の船賃も不増様に被仰極、御蔵所も地高に有之、往來の道能して他領にも掛らす、以前より諸事勝手能成候事

一 寛永十三丙子年、御種米四百五拾石一年に三割の利分に於て御領中に拝借被仰付、此利米百三拾五石宛毎歳上納仕、以前よりの借り主子孫絶候へハ其村中より調上納仕候故、何も致迷惑、就夫仁位格兵衛様・幾度源右衛門様・仁位孫右衛門様御時御種米の利米数十年致上納、其上右の借主子孫絶候へハ、其村中より上納仕、何も致迷惑候間、御免被下候様にと、三度迄訴訟仕候得共、不相叶候故、又齋様・兵介様へも延宝五年六月に右の訴訟仕候処に、延宝六年五月、兵介様御国の御中戻被成候時、御理被仰上被下、又爰許に御越被成、同年十月十三日に三郷庄屋・頭百姓、両町別当・座親被召寄、種米元利共に御免被成候と被仰付、何も辱奉存候事

一樹木御運上銀は、以前より村々樹木一本に付何程宛と定居、御領中より毎歳銀百八拾目八分五厘宛上納仕候、惣て田畠屋敷敷等迄地方不残、御年貢御運上銀被召上、其上の地に有之樹木より又々御運上銀被召上候へハ、二重に御取被遊候故、何も如何敷奉存候処に、延宝六年五月、兵介様御国へ御中戻被成候時御理被仰上被下、又爰許に御越被成、同年十月十三日に三郷庄屋・頭百姓・両町別当・座親被召寄、樹木御運上銀御免被成候と被仰付、何も忝奉存候事

一以前より御用にて七寸廻の大竹三百本、三四寸廻の小竹三千本毎年上納仕、大竹は三本に付代銀壹匁、小竹は拾八本に付代銀壹匁宛被下候、小竹は御領中に有之候得共、大竹は御領分に無之候故、他領にて壹本に付六七分宛に買調候故、代銀不足の分ハ百姓まとひ迷惑仕候、此段被聞召届、延宝六年十月十三日に毎年納候御用の大竹、百姓共買調納損失仕候由聞届候故、大竹は此方にて

五厘宛被召上候、其後漸々に畠に開候得とも、以前御定のことく御運上銀被召上候、然処に延宝六年十月十三日に、来未年より畠高に入、畠年貢を納候へと、高田村庄屋五兵衛に被仰付候事

借金、借米の御法度

一御領中漸々に致困窮、諸人借銀借米過分に成行、倒百姓際限なく、村々より欠落仕躰に罷成、延宝五年巳の六月十一日に、三郷より御銀三百貫目、田代町より五拾貫目

拜借被仰付被下候得と願上候へ共、御許容不被遊、御領分治りかね候処に、兵介様御一人に御領中の借銀借米御穿鑿被成候様に被仰付、延宝六年九月廿一日、三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・座親・町年寄被召寄、御領中借銀は三拾目以上、借米は三俵已上、何の年月日、何村の

買調候間、小竹計納候へと、大庄屋に被仰付候、然共午年分ハ何も調置候に付、未年より大竹納不申候事

一波多野新介様・大浦源右衛門様御代官の時、瓜生野町青木三郎兵衛と申者、御領中の麴屋を御運上米百俵宛指上候て申請麴仕候、其後又麴屋八軒にて百俵の御運上指上、麴仕候処に、幾度沢右衛門様・日高所右衛門様御代官の時、酒屋御運上銀三貫目を壹貫五百目に被仰付候に付、麴屋御運上も三拾俵御減し七拾俵に被仰付候、然処延宝六年の夏、麴屋中より近年ハ在々味噌麴・祭酒麴等も必麦麴を仕、麴以前の半分も売れ不申、難儀仕候間、七拾俵の御運上米を銀五百目宛に被仰付被下候様にと訴訟仕候、就夫御運上米七拾俵を毎年銀七百目宛に被仰付候と、同年十月十三日に両町別当・座親・麴屋八人被召寄被仰付候事

一高田村に三町五段拾五歩の萱野有之候に付、万治三年の春、壹段に付三匁宛にして、毎年御運上銀百〇五匁壹分何某より何程、何村の何某、請人には何某を立、如何様の契約にて借り候と記、又借り主一家の人数・年付・持分の田畠・借し銀・借し米をも不残帳面に記指出候へ、若今度不記出借銀借米有之て、後日争論仕におゐてハ、不及是非の決断、双方共可為曲事候と、御直に被仰付候、因之同年十一月廿七日より十二月二日までに三郷兩町不残帳面差上候、就夫同月五日より八日までに兵介様村々御廻り被成、借り主・借し主・請人等迄帳面に印判押セ御極被成、同月十日に三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・座親・年寄被召寄、借銀借米の御法度、御書付を以被仰付候、其御書付の写

覚

一御領中過分の借銀借米仕居候段被聞召上、今度村々町々借銀借米の員数御穿鑿被仰付候事

一自今以後、借りかし仕候借米の利分銀ハ、一月に壹分三或ハ三割の五年、元捨米ハ壹年に貳割、或ハ三割五分の

五年元捨に被仰付候間、此暮より如此指引可仕候、付質屋の利銀は壹月に貳分宛に被仰付候事

一 銀米借り借し仕候節は、かり主かし主方より村々ハ庄屋、町ハ別当・座親へ可申断候、庄屋・別当・座親承之、過分の借銀借米不為仕、不埒なる儀無之様ニ可仕候、若庄屋・別当・座親に断なしにかりかし仕候輩ハ可為曲事の事

右の趣依 仰申附候、堅可相守者也

延宝六年十二月十日

兵介 齋

如斯被仰付候て借銀借米の品を、男女奉公仕借分、田畠質に渡置借分、田畠質に書入借分、質物書入不仕借分、元捨借の分、講に掛分と六品に御分け、目錄御仕立被成候、其目錄の写

基肆養父借銀借米延宝六年極目錄

一 銀七拾七貫四百三拾壹匁

男女奉公仕借

一 同九拾貳貫三百三拾五匁分

田畠質ニ渡置借

一 同四百六拾壹貫壹匁六分二厘

男女田畠質ニ書入借

但 貳百〇七貫百拾五匁貳分壹厘

元銀

三拾壹貫四百六拾匁〇七分

御定壹分三の利銀

一 同貳百參拾八貫五百七十五匁九分壹厘 質物書入不仕借

但 四百貫參拾五匁壹步六厘

元銀

六拾貫八百七十匁四分七厘

御定壹步三の利銀

一 同七貫三百貳拾八匁五分

元捨借

一 同百五拾壹貫四百九拾六匁五分

講の掛銀

都合千貳拾八貫百七拾三匁六分四厘

内 九百三拾五貫八百四拾壹匁四分七厘 元銀

九拾貳貫三百三拾貳匁七分七厘

利銀

一 米六拾八匁

男女奉公仕借

一 同六〇百六匁壹斗六升

田畠質ニ渡置借

一 同千貳百六拾四匁壹斗八升壹合七匁

男女田畠質ニ書入借

但 千〇五拾四匁貳斗壹升壹合六匁

元米

貳百〇九匁貳斗七升〇壹匁

御定貳割の利米

一 同千四百七拾壹匁九升七合七匁

質物書入不仕借

但 千貳百三拾貳匁貳斗三升貳合四匁

元米

貳百三拾八匁壹斗六升五合三匁

御定貳割の利米

一 同千九百貳拾壹匁七升四合

元捨借

一 同五百拾七匁

講の掛米

都合五千八百四拾七匁貳斗壹升三合四匁

内 五千三百九拾九匁七升八合

元米

四百四拾八匁壹斗三升五合四匁

利米

一 銀六拾七貫八拾貳匁四分四厘

他領ヨリ借銀

内 五拾八貫七拾九匁六分壹厘

元銀

九貫貳匁八分貳厘

無利の銀ハ除之利付の銀計午年の利分如此

一 米貳拾三匁

他領ヨリ借分

内 貳拾匁

元米

三 匁

無利の米ハ除之利付の米計午年の利分如此

一 同九拾貳貫三百三拾五匁分

田畠質ニ渡置借

一 同四百六拾壹貫壹匁六分二厘

男女田畠質ニ書入借

但 貳百〇七貫百拾五匁貳分壹厘

元銀

三拾壹貫四百六拾匁〇七分

御定壹分三の利銀

一 同貳百參拾八貫五百七十五匁九分壹厘 質物書入不仕借

但 四百貫參拾五匁壹步六厘

元銀

六拾貫八百七十匁四分七厘

御定壹步三の利銀

一 同七貫三百貳拾八匁五分

元捨借

一 同百五拾壹貫四百九拾六匁五分

講の掛銀

都合千貳拾八貫百七拾三匁六分四厘

内 九百三拾五貫八百四拾壹匁四分七厘 元銀

九拾貳貫三百三拾貳匁七分七厘

利銀

一 米六拾八匁

男女奉公仕借

一 同六〇百六匁壹斗六升

田畠質ニ渡置借

一 同千貳百六拾四匁壹斗八升壹合七匁

男女田畠質ニ書入借

一 銀米借し主合四百九拾五人

一 銀米借り主合千六百五人

一 奉公仕男女合貳百九拾四人

内 百五十三人男 百四十人女

一 銀八拾壹貫七百貳拾七匁壹分

三郷兩町借米仕居候者の内にて又借しの分

一 米四百三拾壹匁壹斗九升五合九匁

如斯御仕立被成、福永善介・有馬善吉兩人を御抱、借銀

借米の掛りに被仰付、銀米借り主一家の人数、持分の田

畠、借銀借米の品を御僉議被成、何も密敷簡略被仰付、

分々に応し借銀借米御払セ被成、村々より毎年借銀借米

指引の帳御取被成、右の善介・善吉其外庄屋ともに算用

御入させ御吟味被遊、借し主・借り主被召寄、帳面に印

判押セ、借銀借米指引高帳、同目錄御仕立させ、御覽被

成、右の目錄御国へも御渡被成、毎年如此無間断借銀借

米払の御僉議被成、借し主・借り主ともに無私御払ハセ

被遊、延宝六年より天和三亥年迄の借銀借米払の積

合銀千九拾八貫百拾四匁壹分八厘 午未申酉戌亥六ヶ年に払分

内六百貳貫八百九拾九匁六分九厘 現銀にて払

内三百三拾八貫九百拾九匁三分八厘 田畠或は身を売或衣類等渡候て払

同拾三貫貳百拾三匁 質ニ渡置候田畠敷流候て払

同七拾四貫六百〇三匁八分壹厘 新借ニ仕替払

同貳百四拾目 講崩候て捨分

同百六拾三貫百八拾四匁六分 扶持受分

同五貫五拾三匁七分 閏月の利分扶持受

合米六千四百八拾四俵壹斗七升四合七勺

午未申酉戌亥六ヶ年に払分

内三千三百六拾七俵壹斗四升貳合三勺 現米にて払

同千五百八俵四升四合五勺 田畠或ハ身を売或ハ衣類等渡候て払

同六百八拾八俵〇八升壹合貳勺 新借ニ仕替払

同九百貳拾俵貳斗六合七勺 扶持受分

合銀五拾貫八百六拾五匁六分六厘

古借銀未申酉戌亥五ヶ年に払分古借銀とハ午午極借銀の内指引に付本年借銀の事難成候故本帳に書出事難成候故新借帳に出し古銀と云也

合米五百七拾六俵貳斗六升五合

古借米申酉戌亥四ヶ年に払分古借米とハ午午極借米の内指引に付本年借米の事難成候故新借帳に出し古借米といふ也

合銀三拾九貫三百拾九匁五分 (未申酉戌四ヶ年の新借銀未申酉戌亥五ヶ年に払分)

合米百八拾九俵貳斗三升六合 (未申酉年の新借米等未申酉戌四ヶ年に払分)

合銀八拾六貫貳百五拾七匁分貳厘 (他領より借銀午未申酉戌亥六ヶ年に払分)

合米貳拾五俵貳斗壹合 他領より借米未申酉三ヶ年に払分

都合銀千三百七拾四貫五百五拾六匁四分六厘

都合米七千貳百七拾六俵貳斗七升六合七勺

右の分延宝六年より天和三年まで六ヶ年に御払ハセ被

成、借米と他領より借銀米とハ亥年までに元利共に不残

払、皆済仕候借銀の残

一銀五拾七貫四百五拾八匁

延宝六年極借銀天和亥年迄の残分

一同七貫七百〇式匁

未申酉戌亥五ヶ年の新借亥年迄の払残分

一銀米借り主合千六百五人

内千四百貳拾五人 午未申酉戌亥六ヶ年に皆済仕分

残百八拾人

一銀米借質奉公仕男女合貳百九拾四人 内百五拾三人 男 百四拾壹人 女

内貳百貳拾貳人 午未申酉戌亥六ヶ年に身請仕分

残七拾貳人 内三拾九人 男 三拾三人 女

一銀米借し主合四百九拾五人

内四百拾六人 午未申酉戌亥六ヶ年に借銀借米不残請候皆済仕分

残七拾九人

此分相残候午年以来借銀借米帳の算用に出候庄屋には、

毎日昼飯被下、苦勞仕候とて毎年御米壹人に壹俵貳俵宛

被成下候、此借銀借米払ハセ被成候御下知の精敷事ハ、

中々筆紙に尽さるゝ事にて無之候故、一々不書記候、

誠に以前ハ諸人の過しならず、或ハ銀を借り、或ハ米を

借り、夫にても衣食足らず、来る年もくる年も借る事は

かりにて、何れも借銀借米年々に重り、身躰倒れ、或ハ

飢寒に及び、或は離散する者幾人といふ際限もなかりつるに、土地も歳月も人民も生業も昔に不異して、窮民悉

御普請、飢饉免、大火の事

衣食足り、他人の物を不借、其上にて如斯千三百七拾四貫目余の借銀七千貳百七拾俵余の借米を払、千四百貳拾五人の貧民、借銀の洩に浮ひ、貳百貳拾貳人の男女、奴婢の難を脱し事、誠に御仕置の功といわんや、御恩沢の厚きといはんや、奇特とも不思議とも、申尽し難き事

御普請、飢饉免、大火の事

一御屋敷の御表屋、何の年立候哉、殊外及破損候処に、延宝六年戊午八月より再建の御普請始り、同年十月廿一日に御柱立、同廿九日御棟上有之、成就仕候、此時三郷より夫三百人進上可仕と申上候へ共、御請不被成、何も存寄奇特に思召候と被仰付候、御家再建の御祝儀として三郷より鯛二尾・酒貳斗入式樽、両町より鯛二尾・酒壹斗入式樽進上仕候へハ、常にハ進物御受不被成候得共、是

ハ上の御家再建の御祝儀に指上候故、御請被成の由にて、御請被成候事

一 御領中何も困窮仕居候処に、延宝六年の秋、田畠損毛仕、諸人及飢饉候故、延宝七年の正月、御自身御廻り被成、飢百姓の内何の助もなき窮民はかり御穿鑿被成候処に、上郷に男女百拾壹人、下郷に男女百六拾八人、養父郡に男女百四拾五人、田代町に男女五拾人、瓜生野町に男女貳拾三人、合男女四百九拾七人有之候、就夫何も三十日分の飯米一日壹人に付貳合宛にして、上郷飢人に六石六斗六升、下郷飢人に拾石八升、養父郡飢人に八石七斗、田代町飢人に三石、瓜生野町飢人に壹石三斗八升、五口合米貳拾九石八斗貳升、同年二月六日に拝領被仰付候、此外に村々庄屋方より飢百姓に連々取替候米、合貳石三斗貳升合七勺有之候に付、是又拝領被仰付候事
一 田代町居屋敷ハ、田代前田の免を請、瓜生野町ハ居屋敷、本町ハ藤木上ミ田の免を請、同今町ハ藤木下モ田の

免を受何も御年貢米上納仕候処に、延宝七年五月十六日、両町共に居屋敷の御年貢を地子銀に被仰付、田代本町ハ壹段に付三拾七匁、新町ハ壹段に付三拾壹匁、昌元寺町外町は壹段に付貳拾八匁、瓜生野町本町ハ壹段に付貳拾五匁、今町ハ壹段に付拾八匁に御定被成、毎歳四季に被召上候事

一 延宝七年十二月廿六日寅上刻、田代下町作左衛門裏屋より失火出、本屋五拾軒・物置小屋馬屋八拾軒、合百三拾壹軒焼、如上刻に滅留候、就夫作左衛門自火にて数十軒類焼仕候段、無調法千万に被思召上、一家四人水屋村へ牢人被仰付、類火の者共屋作難成候に付、類火の者中に御銀壹貫八百目・御米百五拾俵・材木千三百七拾本・竹七百九拾八束拝領被仰付候、依之何も精を出し家作仕候故、町並始より見掛よく成候、作左衛門儀、同年五月十五日牢人御免被成候事

度々洪水凶作の事

一 延宝七年未七月、度々洪水出、酒井・赤川・水屋・藤木・今泉・真木・安楽寺・高田村の田畠、数日水に入、八九の捨り或ハ皆無に成候ニ付、右の八ヶ村の男女、九月・十月・十一月より飢、或ハ正月より飢候故、御救被下候得と訴訟候処に

一 貳百八拾五人 九月より飢男

此飯米百貳石六斗

一 三百貳拾七人

此飯米五拾八石八斗六升

一 五拾七人

此飯米拾七石壹斗

(但九月より二月迄合六ヶ月分壹人に付一日に貳合宛
女子共ハ一日壹合ツ、ト相見候
同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子
但九月より二月迄合五ヶ月分壹人に付一日に壹合宛)

一 一六拾九人 同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子
此飯米拾石三斗五升 (但十月より二月迄合五ヶ月分壹人に付一日に貳合宛)
一 一八拾三人 十一月より飢男
此飯米拾九石九斗貳升 (但十一月より二月迄合四ヶ月分壹人に付一日に貳合宛)
一 一百四拾人 同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子
此飯米拾六石八斗 (但十一月より二月迄合四ヶ月分壹人に付一日に貳合宛)
一 一百四拾七人 正月より飢男
此飯米廿六石四斗六升 (但正月より三月迄合三ヶ月分壹人に付一日に貳合宛)
一 一百拾六人 同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子
此飯米拾石四斗四升 (但正月より三月迄合三ヶ月分壹人に付一日に貳合宛)
合男五百七拾貳人
此飯米百六拾六石〇八升
合子共女六百五拾貳人
此飯米九拾六石四斗五升
都合男女子共千貳百貳拾四人

都合飯米式百六拾式石五斗三升

如斯冬より春までに拝領被仰付候故、何も不及餓死難有奉存候事

一御領中何も困窮仕居候処に、延宝七年の秋、田畠損毛仕諸人及難儀候故、延宝八年申の三月、御自身御廻被成、飢百姓の内何の助もなき窮民はかり御穿鑿被成候処に、上郷に男女百四拾五人、下郷に男女百式拾式人、養父郡に男女五拾九人、田代町に男女八拾八人、瓜生野町に男女拾九人、合男女四百三拾三人有之候、就夫何も三十日分の飯米、一日壹人に付式合宛にして、上郷飢人に八石七斗、下郷飢人に七石三斗式升、養父郡飢人に三石五斗四升、田代町飢人に五石式斗八升、瓜生野町飢人に壹石壹斗四升五口合米式拾五石九斗八升、同年四月に拝領被仰付候、此外村々庄屋方より飢百姓に連々取かへ候米、合式石四斗九升有之候に付、是又拝領被仰付候事

四阿屋宮、田代祇園宮の事

一牛原村四阿屋宮に古来華表無之候処に、延宝七年己未九月廿一日、養父郡大庄屋長十郎・今泉村庄屋市右衛門・牛原村庄屋三四郎被召寄、御銀式十枚御出被成、石華表建立仕候様に被仰付候故、肥前西郷富永新五左衛門と申石切を備ひ、牛原村井川口と云所の石にて切セ、延宝八年庚申二月十七日に建立仕候、華表額の筆者は筑後高良山座主寂源権僧正、銘文の作者ハ対州西山寺梅山常長老、銘文の筆者ハ酒井村古賀甚太郎、普請奉行ハ今泉村磯野清右衛門、此時の社司は三橋宮内也、兼て養父郡中拝殿建立の企仕候折節に如斯被仰付候故、何も悦ひよろこび、弥力をはけまし拝殿建立、其外社の境内結構に普請仕候事

一、田代町祇園宮に古来華表無之候処に、延宝七年己未九

月廿一日、田代町別当・祇園の社僧実成坊成被召寄、御

銀式十枚御出被成、石の華表建立仕候様に被仰付候故、肥前西郷富永新五左衛門と申石切を備ひ、古賀村むれ石山の石にて切セ、延宝八年庚申四月十一日に建立仕候、華表額の筆者ハ筑後高良山座主寂源権僧正、銘文の作者ハ対州西山寺梅山常長老、銘文の筆者ハ酒井村古賀甚太郎、普請奉行ハ草野新兵衛、此時の社僧ハ実成坊玄心也、兼て田代町中拝殿建立の企仕候折節に如此被仰付候故、いづれも悦ひ弥力をはけまし拝殿建立仕候事

御在留中死罪に仰付候者

一御在留中に死罪に被仰付候者は、盜仕候田代町助之允、主人を殺し候田代町清左衛門・同女房・同子市十郎、指火仕候田代町太郎右衛門、此五人より外に無之候、此者

共科は

田代町大原八郎右衛門下人助之允と申者、延宝四年二月廿八日、長崎林道榮方より久世出雲守様へ参候、唐筆入箱壹ツ、同町伊左衛門と申合盜取候故、本城河内村へ牢人被仰付置候処に、同年五月十四日の夜田代町谷口又左衛門家へ盗に入候を、何も見合捕へ遂案内候、此重科に依て同年七月廿二日の夜、原村の下原に於て斬罪に被仰付候、田代町西依清左衛門、同町大原六郎右衛門に数年手代奉公仕、銀子指引の儀に付諍論仕、延宝五年の春双方より訴状指上被遂御僉議候処に、清左衛門銀子大分取込候に極、其上銀四百三拾目、延宝三年正月に六郎右衛門より清左衛門借、式割の利加へ、同年の暮に元利ともに無滞返進可仕候、少も未進仕候ハ、清左衛門夫婦子市十郎三人ともに御取被成候へと書、清左衛門・市十郎連判仕候手形、六郎右衛門所持仕候を、清左衛門此手形の印判は私印判に

似候得共、私仕たる手形にてハ無御座候と偽候に付、市十郎召寄御穿鑿被成候へハ、市十郎父清左衛門指図にて書候由申上候、其時清左衛門も無是非私仕候手形にて御座候と申上候、此段無調法千万に思召籠舎ろうしゃ被仰付、数日の後籠舎御免被成、右の取込銀負分の銀六郎右衛門方へ清左衛門返弁仕候へと被仰付候、然共銀子少も返弁不仕、却て私なる事共申候に付、延宝七年の秋、田代町別当・座親方より清左衛門銀子返弁不仕事ニ候間、手形のことく清左衛門妻子三人共に、六郎右衛門方へ参仕かれ候へと申付候故、同年九月上旬に清左衛門計六郎右衛門方へ召使候処に、同月十九日に清左衛門、六郎右衛門を伐殺候、即何も差寄、清左衛門を捕へしぱり言上仕候、下人として主人を伐殺候儀、重科至極に思召同十二月九日、藤木村天神木に於て清左衛門を磔罪、同女房ハ斬罪、同子市十郎ハ梟首きょうしゅに被仰付候

の御三人に当て訴状差上候、此訴状の写

謹言上

一先年訴訟申上候ハ、御代官様前々より三四年の御逗留にて、村々の様子御存可被為成時分は御交代被遊候に付、只今の御代官様願クは数年御逗留被遊候ハ、御領分の為宜可有御座と申上候処に、今年迄御逗留被遊難有仕合奉存上候、然処に齋様御交代被遊候段奉承、残念至極奉存候、然共御代も御済被遊候由ニ御座候得共、今暫御逗留被遊被下候様にとは、訴訟難申上候、其上御同役の兵介様御逗留被遊候得は、齋様御同前に奉存候間、兵介様御事ハ数年御逗留被遊候様に奉願上候、只今ケ様申上候は、齋様不凶御交代被遊候に付、自然兵介様も御交代被遊候てハ残念至極に奉存候、尤誰様御越被遊候ても御同前に可有御座候得共、当御代官様御事、御領中困窮の時節に御越被遊、近年弥零落仕候様子能々御存被成、百姓身持過分の儀を不仕、儉約を守身躰持立候様にと、委細

延宝八年三月六日の夜、田代町伊兵衛・吉兵衛家の間に指火仕候処に、何も早速走集取滅し、類火無之候、其後指火仕候者を御穿鑿被成候処に、田代町古賀太郎右衛門と申者、指火仕候に相極候、依之同年九月十六日、藤木村天神木に於て太郎右衛門磔罪に被仰付候

兵介様の御逗留を願上候事

一兵介様御仕置、上の御為下の為無残所諸事宜被仰付、諸人帰服仕居候処に、延宝八年九月三日に御国より為穂検、龍田三右衛門殿・倉掛多助殿・大浦九郎左衛門殿御越被成候、然処に御国にて御領分の御仕置不宜様に御沙汰有之、右三人の衆、爰許御仕置御見分被成、御仕置改候様に下々風聞仕候、就夫三郷兩町是を憂ひ、只今の御仕置能候段訴訟可仕と、各内談仕、同年九月十九日に右

に被仰付候故、百姓身持心入も次第に罷罷成候、只今の分にてハ、以後困窮の程も逢可申哉と奉存、当御仕置別て難有奉存上候、齋様御交代被遊候儀は無是非奉存候、兵介様御事ハ弥御逗留被遊候様に奉願上候事

一当御代官様御事を頻に御逗留奉願上候段、下の為如何様の宜儀御座候て、別て奉願上候哉と、被思召上候儀も可有御座候、此已前ハ御領中只今のことく困窮可仕様に相見不申候処に、年々の損毛に借銀打添難続候に付、村々の者数人欠落仕、零落の様子あらハに知れ、此時に至て驚入候、当御代官様御事ハ別て御心遣被遊、何とそ身上持立候様にと、御仕置、諸事御慈悲に被仰付、御領中の風俗迄罷罷成、隣国よりほめ申候、殊に午年、借銀借米の御穿鑿被遊候処に、過分の借銀借米仕居候得は、縦豊年にて御座候ても借銀借米仕居候者ハ凶年に不相遣候、其段当御代官様委細に御存知被遊、下々飢寒無之様に仕、其上の余慶ハ少にても借銀借米を減申様に被仰付

候故、尤當時は下々何角なにかに世話敷様子心得候て、間に只今の御仕置悪敷様子申上る者も万一可有御座候、其段ハ我々申上候通、委細に御僉議被遊御聞被為成被下候、午年より去年迄に御領中の借銀三百貫目程・借米弍千五百俵程減其内皆済仕候者数百人御座候、当御代官様御事、下々身上の分限迄御聞被遊、少にても費なる儀を不仕候様に被仰付、御尤と奉存御意を守候故、右の借銀借米減申候、只今の御仕置に豊年打続候ハ、借銀借米弥減、皆済仕候、以後は身上成立可申と奉存候、其上不孝不行儀成者或ハ家業耕作等疎略に仕、此外身持悪敷族も只今の御仕置故漸々に改、面々家職を忘却不仕、分限を守費無之様に仕候ハ、偏に只今の御仕置諸事厳密に被仰付候故と奉存上候、兎角御領中の風俗諸事の善悪は、御代官様御心入次第に御座候、当御代官様御事、爰許の様子委細に御存被遊候ニ付、奉慕内におそれ、少にても私を不仕候、如斯に御座候に付御逗留奉願上候事

謹言上

一前々より御越被為成候御代官様、御当地へ数年御逗留不被為遊候故、所の様子委細御存知不被成候に付、先年御領中より齋様・兵介様十ヶ年余御逗留被遊被下候様にと、奉願上置候、然処に今度齋様御交代被遊儀、乍恐町中別て御残多奉存候、誠以御越被為成候前後より打続損毛故、当町中零落仕たる様子、其外身持悪敷、万端費成儀を仕段、委細御存知被成、町中の者男女共に老人も徒に居不申、面々家業無油断相勤申様にと、取分きびしく稠敷被仰付候故、銘々家職精を出し相勉候、只今の分に御座候ハ、日増に町中心入風俗も能相成、向後は困窮の難も遁可申敷と悦申儀に御座候、然共、齋様御代りも御済被為成候得ハ、御逗留被遊被下候様にと達て御訴訟難申上候、御同役兵介様御残居被成候得ハ、齋様御同前に奉存上候、弥、兵介様此已後数年御逗留被遊候様に奉願上候事

一御領中困窮仕候故、飢候者御座候に付、折々申上候処に、毎度飢兵糧被成下、其去年下村田畠共に悉水損仕(堀カ)及餓命候段、是亦訴訟申上候処に、去秋より当春に至て大分の御米拜領被仰付、乍恐御上にも御損被為遊候上に、右の御米拜領被為仰付、難有次第冥加至極可申上様無御座候、此段御礼申上度奉存候処に、今度各様御越被遊候に付、乍憚御礼申上候事

右の趣乍憚各様此地え御逗留被遊候内御見聞宜様に被仰上可被下候、以上

延宝八年

三郷百姓中

申九月十九日

村々小庄屋三十人連判

龍田三右衛門様

三郷大庄屋三人各連判

倉掛多介様

大浦九郎左衛門様

一当御代官様此御地え御越被為成、下々風俗悪敷、其上

困窮仕候段、偏に御笑止に被思召上、何とそ困窮くつき風俗等も能相成申様にと、別て御心遣被成、身持行儀等正敷仕様にと被仰付候故、近き比ハ喧嘩口論なぐ仕候もの、又は不孝不義無礼に有之候族も漸々にうすく、風俗等も直に罷成、若輩成もの徒なる身持不仕、万事能生立申様に御座候段、偏に御仕置故と悦申上候、尤困窮仕候段は、近年打続損毛、殊に過分の借銀借米仕居申候得ハ、只今に至相替儀無之御座候得共、以前の通身持悪敷、其後借銀借米等も私に仕候ハ、弥以日増に零落可仕候処に、唯今借銀借米の御僉議被仰付、私に借りかし不仕候様に被仰付候、又此兩年ハ無縁の者及飢候に付、飢兵糧被成下、其上旧冬火事に逢候者共屋作難成候に付、御銀米竹木等迄被下、諸事御慈悲に被仰付、難有仕合に奉存上候事

一当町の儀は往還筋と申、殊市等も立候に付、方々の者相

集、間にハ悪敷者も出入仕候得は、善悪共に移り安く御座候得共、当御代官様より万事行規正敷被仰付候故、風俗も過半罷罷成申様に御座候、偏に只今の御仕置故と難有奉存上候事

右の段々に御座候間、前を以各様迄申上候、殊暫時御逗留被遊儀に御座候得は、委細の儀は御見聞を以、宜様に被仰上可被下候、偏に奉頼上候、以上

延宝八年

申九月十九日

田代町与頭廿五人連判

龍田三右衛門様

倉掛多介様

大浦九郎左衛門様

謹言上

一当御代官齋様・兵介様御仕置、就中分明に被仰付候に

々々無油断払申様にと被仰付、弥以諸事被添御心候段、忝奉存上候事

一瓜生野町の儀は、丹後守様御領分境目の儀に御座候得ハ、右御制法段々堅被仰付候通、其隠無御座、御領分と挨拶能仕候様にと、佐賀より被仰触候に付、相互に親ミ、商売人等も取分心安出入仕、同御領分の様に被存知、皆以勝手罷罷成候段、偏に御仕置直に被仰付候故と、難有奉存上候事

一今度齋様御代忠右衛門様、御渡被為遊候由、定て齋様御同前可被成御座候得共、御当地の様子数年御逗留不被為遊候へは、委細の儀御存知被為成間敷哉と奉存上候条、忠右衛門様・兵介様十ヶ年も御逗留被為遊候様に、乍恐達て奉願上候事、右の条々乍恐訴訟申上候、宜被為仰上被下候ハ、難有可奉存上候、以上

延宝八年

申九月十九日

瓜生野町別当

善七印

付、先年御領分中より十ヶ年余も御滞留被為成被下候様にと訴訟申上置候、然処に今度齋様御交代被為遊候儀、乍憚別て御残多奉存上候、尤瓜生野町の儀は、御国元へも御存知被為遊候通、前々より殊外困窮仕、其上打続損毛仕、家職の手立も無御座、及難儀候処に、齋様・兵介様折々被為仰付候ハ、町中の者共職人塩売等迄不忘、所作一銭の費も不仕、男女に不依、衣食過分の身持無礼不孝不行規なる者、老人も無之様にと密敷被為仰付、家業無油断精を出し候者には直に御詞を被下、扱又、不働の様に相見候者ハ、御戒め被遊候段、別て難有奉存上候、次に未申兩年及飢申者三拾人余御座候、一人前米六升宛拜領被為仰付候、誠に一生を過候様に冥加難有奉存上候、且又、神事・婚姻等、身上相応の身祝仕候様に被仰付、是以町中勝手宜罷罷成、忝奉存上候、以来、借銀借米等払申手立存当無御座候得共、借銀借米の儀ハ、午年より帳面被仰付、面々判形仕、数年の借銀借米少宛成共常

同町年寄

庄右衛門 印

与頭十七人各連判

龍田三右衛門様
倉掛多介様
大浦九郎左衛門様

下村飢病人御救ひの事

一延宝八年申六七月、度々洪水出、酒井・赤川・水屋・藤木・今泉・真木安楽寺・高田村の田畠、数日水に入、八九の捨り、或ハ皆無に成候、就夫同年閏八月朔日、赤川・水屋・真木・安楽寺・高田村水損に付、右五ヶ村の男女、八月閏八月より飢、或ハ九月十月より飢候間、御救被下候得と訴訟仕候、又九月廿七日酒井・藤木・今泉

村水損に付、右三ヶ村の男女十月十一月より飢、或ハ十二月正月より飢候間、御救被下候へと訴訟仕候処に

一七拾八人

八月より飢男

此飯米拾八石七斗式升

但九月より四月迄合八ヶ月分一人に付一日に壹合宛

一百五拾壹人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米拾八石壹斗式升

但九月より四月迄合八ヶ月分壹人に付一日に五勺宛

一三拾壹人

閏八月より飢男

此飯米六石五斗壹升

但十月より四月迄合七ヶ月分一人に付一日に壹合宛

一七拾四人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米七石七斗七升

但十月より四月迄合七ヶ月分一人に付一日に五勺宛

一拾七人

九月より飢男

此飯米三石五斗七升

但十月より四月迄合七ヶ月分一人に付一日に壹合

一四拾三人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米四石五斗壹升五合

但十月より四月迄合七ヶ月分一人に付一日に五勺宛

一三四拾四人

十月より飢男

此飯米六拾壹石九斗式升

但十一月より四月迄合六ヶ月分一人に付一日に壹合宛

一貳百廿八人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米貳拾石五斗式升

但十一月より四月迄合六ヶ月分一人に付一日に五勺宛

一五拾四人

十月より飢男

此飯米八石壹斗

但十二月より四月迄合五ヶ月分一人に付一日に壹合宛

一七拾四人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米五石五斗五升

但十二月より四月迄合五ヶ月分一人に付一日に五勺宛

一九拾壹人

十二月より飢男

此飯米拾三石六斗五升

但十二月より四月迄合五ヶ月分一人に付一日に壹合宛

一百五拾三人

同月より飢女並十歳より四歳迄の男子女子

此飯米拾壹石四斗七升五合

但十二月より四月迄合五ヶ月分一人に付一日に五勺宛

一九拾壹人

正月より飢男

此飯米拾石九斗式升

但正月より四月迄合四ヶ月分一人に付一日に壹合ツ、

一壹人

同月より飢女

此飯米六升

但正月より四月迄合四ヶ月分一人に付一日に五勺ツ、

一壹人

二月より飢男、是ハ九月廿七日に指上帳ニ書落分

此飯米九升

但二月より四月迄合三ヶ月分一日に壹合ツ、

一壹人

同月より飢女右同断

此飯米四升五合

但二月より四月迄合三ヶ月分一日に五勺宛

合男七百七人

此飯米百貳拾三石四斗八升

合子共女七百貳拾五人

此飯米六拾八石〇五升五合

都合男女共千四百三拾貳人

都合飯米百九拾壹石五斗三升五合

如斯冬より春までに拝領被仰付、何も忝奉存候、然共飢饉重く候て男女顔色黄になり腫れ、可及餓死もの多く候、此段被聞召届、飢百姓の内病人穿鑿仕、書上候へ

と、被仰付候故穿鑿仕、酒井村に男女貳拾六人、赤川村に同拾八人、水屋村に同三拾八人、藤木東村に同拾五人、同西村に同拾五人、今泉村に同拾四人、真木村に同拾八

人、安楽寺村に同貳拾三人、高田村に同三拾八人、合男

女百九拾七人書付指上候処に

一米四斗九升七合

酒井村飢病人貳拾六人に為増飯米被下但此人数も兼て男ハ壹合女男子女子ハ五勺宛被下候へ共不足にて飢候故、男ハ一日壹人に付壹合女ハ一日壹人に付壹合五勺宛加増被仰付

一同貳斗式升六合

赤川村飢病人拾人に為増飯米被下右同断

一同壹石壹斗九升七合五勺

水屋村飢病人三拾八人に為増飯米被下右同断

一同六斗壹升三合

藤木東村飢病人十五人に為増飯米被下右同断

一同五斗四升七合五勺

藤木西村飢病人十五人に為増飯米被下右同断

一同四斗三合

今泉村飢病人拾四人に為増飯米被下右同断

一同七斗五升五合

真木村飢病人拾八人に為増飯米被下右同断

一同壹石四斗五合

安楽寺村飢病人廿二人に為増飯米被下右同断

一同壹石壹斗八合五勺

高田村飢病人三拾八人に為増飯米被下右同断

合飢病人百九拾七人

合増飯米六石参斗九升式合五勺

此分の増飯米拝領被仰付、其上にて馬場春洞菴、奥村立越御付被成服薬被仰付、兵介様右の病人家毎に御廻り、病人の気色食物の品々まで御吟味被成、食物のこしらへ様、薬の用様、養生の仕様精しく被仰聞、家居及破却候家ハ修理仕くれ、心をそへ看病いたし候得と、其庄屋其与中に被仰付候故、庄屋与中兩人の医者何も念を入候、飢人服用仕候薬ハ

- 一煎薬百六拾貼 酒井村飢病人男女貳拾六人服用仕
- 一散薬百八拾一貼 内貳人死、但春洞菴薬
- 一煎薬五拾八貼 赤川村飢病人男女拾人服用仕
- 一散薬八拾三貼 内壹人死、但春洞菴薬
- 一煎薬貳百四拾三貼 水屋村飢病人男女三拾八人服用仕
- 一散薬五百拾九貼 内貳人死、但春洞菴薬
- 一煎薬百五拾八貼 藤木東村飢病人男女五人服用仕
- 一散薬百〇八貼 内三人死、但立越薬

- 一煎薬百七拾五貼 藤木西村飢病人男女拾五人服用仕
- 一散薬九拾六貼 皆本復、但立越薬

- 一煎薬七拾七貼 今泉村飢病人男女拾四人服用仕
- 一散薬百五拾八貼 内貳人死、但立越薬

- 一煎薬六拾六貼 真木村飢病人男女拾八人服用仕
- 一散薬三百拾五貼 内貳人死、但立越薬

- 一煎薬三百〇三貼
- 一散薬三百四拾九貼 安楽寺村飢病人男女共三人服用仕
内壹人死、但立越薬

- 一丸薬百拾七貼
- 一煎薬百六拾壹貼 高田村飢病人男女三拾八人服用仕
- 一散薬五百廿四貼 内壹人死、但春洞菴薬

- 合飢病人百九拾七人 内拾四人死
百八十三人本復

- 合煎薬散薬丸薬三千八百五拾壹貼
- 内千九百貳拾九貼 春洞菴薬
内千九百貳拾貳貼 立越薬

如斯候故、右の拾四人は極老仕、飢にあらざる病人にて死去仕、飢死ハ壹人も無之、元来の病人まで本復仕候者

多く候、右の薬料として春洞菴に御銀十枚、立越に御銀十枚拝領被仰付候、右水入村の庄屋共も打続田畠水損仕、何も及難儀候由御聞届被成、酒井村庄屋久兵衛に御米壹俵、水屋村庄屋甚兵衛に同三俵、藤木東村庄屋八右衛門に同壹俵、同西村庄屋七郎兵衛に同壹俵、今泉村庄屋市右衛門に同貳俵、真木村庄屋六左衛門に同三俵、高田村五兵衛に同三俵、合拾四俵被下候、又兵介様飢病人の家々に御廻被成候時、酒井村飢人の内、長右衛門と申者新敷竹棚を作り拝領仕候飯米の初を 殿様に奉り候とて竹棚に備へ、礼拝して後に一家皆喰候由、御聞届被成、則長右衛門家に御入被成、御覽被成候処に、果して

り失火出、本屋貳拾貳軒・小屋馬屋貳拾九軒・合五拾壹軒焼、亥中刻に滅留候、就夫勝三郎自火にて数十軒類焼仕候段、無調法千万に被思召上、一家三人高田村へ牢人被仰付候、類火の者共屋作難成候に付、類火の者中に御米百俵・材木六百六拾六本・竹貳百拾六束拝領被仰付候、依之何も精を出し屋作仕候故、町並始よりハ見かけ能成候、勝三郎儀、同年七月廿三日牢人御免被成候事

他国よりの傭人、奉公人穿鑿の事

右の説に不違候故、奇特に思召、為御褒美御米壹俵、長右衛門に拝領被仰付候、隣国にハ冬より春に至て男女牛馬まで無際限飢死仕候得共、御領中に一人も飢死不仕、御厚恩誠に難尽筆舌候事

一他国より日用取に來候者心次第に傭候処に、天和元年二月六日に、他国より日用取に來候者ハ日用賃下直に候故、何も心安く存備ひ候由聞届候、他国より日用取に來候者ハ、所の往来切手をも所持不仕候故、如何様の者と

も出所難知候、其上他国より日用取に來候者田代町にて

一天和元年正月廿七日酉下刻、田代昌元寺町勝三郎本屋よ

度々盗人など仕たる儀有之候、如斯候てハ盗ミ指火等可仕も難知、又本国より如何様の異難可申来も難計候、其上當時御領中の者大分飢に及び、他国へ日用取に出ることの多く候故、御領中の日用を備ひ候へは、御領分の飢百姓の爲にも宜候間、自今已後他国の者日用に備ひ候儀、停止に申付候と、三郷兩町に被仰付、其後貞享元年十一月廿三日に、他領の日用取備ひ候儀御免被成候間、往來切手を見届たしか成者を備ひ候へ、若往來切手不持者を備ひ候者有之ハ、可為曲事と被仰付候事

一他国より奉公人面々次第に抱候処に、天和元年二月六日に、御領中の者、心次第に他国より奉公人召抱候故、其所の出切手請手形等疎略に仕召抱候由、御聞届被成候、如此に候てハ欠落者・障ある者・其外重科の者等召抱、本国より如何様の異難可申来儀も難計候間、自今以後他国より奉公人召抱候ハ、其所の庄屋或別当の請手形其旦那寺の宗旨手形を取、案内申上、指図を受、召抱

壹斗五升・銀貳拾三匁壹分有之候由、書上候事

一以前より御領分きの郡を基肆郡と書、きし郡と云来候処に、天和元年四月廿七日に以前より書来候基肆郡は誤にて候間、自今以後基肆郡と書候てきの郡と称へ候へと、三郷大庄屋・兩町別当に被仰付候事

領中の牛馬壹疋も餓死仕らず事

一延宝八年田畠水損に付、同年閏八月廿八日赤川・水屋・真木・安楽寺・高田村の百姓共麦種調候儀不罷成候間、右五ヶ村に御銀貳貫目拝借被仰付被下候へと、訴訟仕候処に、大分の事に候故、願の通に拝借被仰付候儀、御成不被成由にて御減被成、同年九月十三日赤川村に御銀百貳拾六匁、水屋村に同三百三拾目、真木村に同貳百五拾目、安楽寺村に同百九拾四匁、高田村に同貳百九拾

候へと、三郷兩町に被仰付、いづれも如斯仕候事

一延宝八申年、御領中諸人及飢饉候故、天和元年三月御自身御廻被成、飢百姓の内何の助もなき窮民計御穿鑿被成候処に、上郷に男女百九拾七人、下郷に男女百七拾壹人、養父郡に男女百三拾七人、田代町に男女百拾七人、瓜生野町に男女七拾四人、合男女六百九拾六人有之候、就夫壹人に付米壹斗宛にして、上郷飢人に拾九石七斗、下郷飢人に拾七石壹斗、養父郡飢人に拾三石七斗、田代町飢人に拾七石壹斗、瓜生野町飢人に七石四斗、五口合六拾九石六斗度々に拝領被仰付、又小原村飢人男女四拾六人に貳石七斗七升九合九勺拝領被仰付、此分にても定て統兼可申候間、庄屋其外誰にても志次第飢人を恵候へと被仰付候、依之庄屋富民右の飢人を恵候、其後庄屋富民餓人を恵候者を書付指上候得と被仰付、庄屋・別当穿鑿仕、三郷兩町に米九拾五俵五升貳合・麴貳石六斗三升・大麦四石貳斗・小麦壹石三斗七升・稗五斗・蕎麥そば

目、合壹貫九拾匁拝借被仰付候、其後右の村々馬飼候儀罷成らず候に付、同年十一月朔日赤川村に馬四疋、水屋村に同貳拾貳疋、真木村に同七疋、安楽寺村に同拾壹疋、高田村に同貳拾貳疋、合馬六拾六疋及飢饉儀仕候て、馬壹疋に付銀拾五匁宛拝借被仰付被下候得と、訴訟仕候処に、同月七日に願の通、馬壹疋に付拾五匁宛にして、赤川村に銀六拾目、水屋村に同三百三拾目、真木村に同百五匁、安楽寺村に同百六拾五匁、高田村に同三百三拾目、合九百九拾目拝借被仰付候、然処に天和元年六月五日に、麦種買用銀壹貫百九拾目・馬飼料銀九百九拾目合貳貫百八拾目、右の借主共に拝領被仰付候、如斯物毎に蒙御恩恵候故、隣国へハ牛馬多餓死仕候得とも、御領中にて壹疋も餓死不仕、麦も心尽に蒔付、明る西夏麦作古今稀成能出来にて、何も飢饉を忘れ候事

一床取は以前より三人有之、一年に壹人前より御運上銀七匁宛指上、鋤の床を作り、御領中其外他領へも売出候、

諸細工も以前より三人有之、一年に老人前より御運上銀拾匁宛指上、荷鞍・まが・鍬の柄作り、御領中其外他領へも売出候処に、天和元年七月六日に、本城河内村庄屋弥左衛門・河内村庄屋吉左衛門被召寄、立山次第に荒候間、自今以後ハ、鋤の床並荷鞍・まが・鍬の柄御領中計に売、他領へ売申間敷候、就夫床取御運上銀・諸細工御運上銀、今年より御免被成候と被仰付候事

巡見上使へ御返答申上条々

一天和元年辛酉三月より十月迄、御巡見 上使様諸国御廻被成、州郡村里迄の政事密敷御穿鑿被成御聞届被遊候、就夫九月十三日、御屋舖^{やしき}へ三郷大庄屋・村々小庄屋・兩町別当・座親・年寄被召寄、今度御巡見上使国々御廻被成、諸事御尋被成候間、当領にも御越被成、御尋の儀有

之候ハ、不依何事有躰に申上、何ぞ訴訟仕度儀候ハ、心次第に申上候得、此趣下々へも不残申付候得と被仰付、又御書付にて

大庄屋御返答申上条々

- 一 御荷物様子の事
- 一 惣村数の事
- 一 同郷高の事
- 一 御内検一郷高の事
- 一 一郷新開高の事
- 一 田畠石盛九段の事
- 一 納升と京升違無の事
- 一 一郷並免の事
- 一 同竈数の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 一玄蕃竿惣高の事
- 一 同一村高の事
- 一 同一村高の事
- 一 一郷新開高の事
- 一 一穂検仕様の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事
- 一 公儀御法度の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事
- 一 一公儀御法度の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事
- 一 一公儀御法度の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事

- 一 同寺数の事
- 一 同牛馬数の事
- 一 同口米の事
- 一 公役代米式千俵の事
- 一 薪運上の事
- 一 高締運上の事
- 一 鳩網運上の事
- 一 貫銀の事
- 一 日用の賃の事
- 一 餓飯米被下候事
- 一 公事済様の事
- 一 百姓有付不有付の事
- 一 同人数の事
- 一 一同出目米の事
- 一 一納米壹俵升数の事
- 一 一藪運上の事
- 一 一穀物出御印銀の事
- 一 一小締運上の事
- 一 一御年貢津出の事
- 一 一天使の事
- 一 一銀米拝借被仰付事
- 一 一借銀借米御僉議被仰付候事
- 一 一上方並他国より召抱候者の事
- 一 一公儀御法度の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 惣村数の事
- 一 同一村高の事
- 一 一村新開高の事
- 一 一穂検仕様の事
- 一 一村免相の事
- 一 同竈数の事
- 一 同寺数の事
- 一 同牛馬数の事
- 一 同口米の事
- 一 同公役代米式千俵の事
- 一 藪運上の事
- 一 高締運上の事
- 一 鳩網運上の事
- 一 同宮数の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事

- 一 右四拾五ヶ条有躰に申上此外不依何事御尋の儀少も偽申間敷者也
- 一 西九月十三日
- 一 小庄屋御返答申上条々
- 一 御荷物様子の事
- 一 惣村数の事
- 一 同郷高の事
- 一 御内検一郷高の事
- 一 一郷新開高の事
- 一 田畠石盛九段の事
- 一 納升と京升違無の事
- 一 一郷並免の事
- 一 同竈数の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 一玄蕃竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事
- 一 公儀御法度の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事
- 一 公儀御法度の事
- 一 一宗門改の事
- 一 一たはこ作の事
- 一 長崎奉行御通被成様子の事
- 一 御荷物通様子の事
- 一 御領分御法度の事
- 一 惣村数の事
- 一 一玄番竿惣高の事
- 一 一郷村々免相の事
- 一 同小物成の事
- 一 同宮数の事

西九月十三日

小庄屋御返答申上条々

御年貢津出の事

- 一貫銀の事
- 一費用銀の事
- 一飢飯米被下候事
- 一公事濟様の事
- 一百姓有附不有附の事
- 右四十一ヶ条有躰に申上此外何事によらず御尋の儀少も偽申間舗者也
- 西九月十三日
- 両町別当・座親・町年寄御返答申上条々
- 一公儀御法度の事
- 一長崎御奉行御通被成様
- 子の事
- 一往還の駄賃銀の事
- 一玄番竿惣高の事
- 一田代瓜生野町高の事
- 一納升と京升違無の事
- 一夫役の事
- 一銀米拝借被仰付候事
- 一借銀借米御僉議被仰付候事
- 一上方並諸国より召抱候者の事
- 一口米の事
- 一町地子銀の事
- 一同宮数の事
- 一同人数の事
- 一同酒屋運上同軒数並酒造米高の事
- 一同麴屋運上同軒数の事
- 一同油屋運上同軒数の事
- 一同大工運上の事
- 一同塩売運上の事
- 一同場計運上の事
- 一同穀物出御印銀の事
- 一夫役の事
- 一銀米拝借被仰付事
- 一借銀借米御僉議被仰付候事
- 一公事濟様の事
- 一納米尅俵升数の事
- 一同竈数の事
- 一同寺数の事
- 一同牛馬数の事
- 一同紺屋運上同軒数の事
- 一同鍛冶屋運上同軒数の事
- 一たばこ刻運上の事
- 一諸商運上の事
- 一薪札運上の事
- 一飢飯米被下候付田代町火事に逢候者に銀米竹木被下候事
- 一上方並他国より召抱候者の事

一町人有附人有附の事

右四十一ヶ条有躰に申上此外不依何事御尋の儀少も偽申間舗者也

西九月十三日

上使殊の外御褒めなされ候事

右の御書付御渡被成、此条目御尋被成候付、若不存と申上候ハ、其方共不知して不叶役目の事に故、偽候と可被思召候間、能覚居候て申上候得と、被仰付、何も奉畏候と、御請申上候、其後九月廿一日、御巡見使奥田八郎右衛門様・戸川奎之介様・柴田七左衛門様、筑後久留米へ御着の時、忠右衛門様ハ御病氣に被成御座、兵介様御志人久留米御巡見使の御宿に御出被成、宗 对馬守領分基肆・養父へも御越可被成と御窺被成候処に、奥田八

郎右衛門様御逢被成、御領分の事共委細に御尋被成候故、悉御返答被仰上候得は、八郎右衛門様もはや田代へハ御越被成間敷候間、庄屋・別当を四五人筑後本郷へ被差出候へ、年貢・小物成・運上物其外諸事の様子可尋候と被仰畏候、乍然何も愚なる者共に御座候故、御尋の儀埒明候様に御返答可申上哉、無心元奉存候と被仰候得共、八郎右衛門様何方にても尋候儀、有様に申候得は、此方心遣も少く候得共、何も偽候故難儀仕事に候と被仰候、左様御座候ハ、基肆・養父年貢小物成納帳五三年分、諸運上定帳庄屋共に持セ可指上候、是を御覽被遊候ハ、納物の儀ハ悉相知可申と奉存候、惣て基肆・養父、对州に隔候儀及百里候へハ、毎事対馬守へ尋候て仕儀難成候、对馬守兼々申付候ハ、領中の者 公儀の御法度を堅奉守、自分の法度少も不背、隣国に対し無調法なる儀不仕、他国へ出入仕候とも其処の法度を不犯様に申付候得と、代官共に申付置、諸事は代官計ひ申事に御座候、誠に私躰

の者下知仕事に御座候得は、本郷に於て基肆・養父の庄屋共被召出、御聞被遊候ハ、如何程も不宜儀可有御座候得共、對馬守曾て存不申候、無調法の段は皆以我々所為にて御座候と、被仰上候へは、八郎右衛門様、右の帳なと見候へは相濟事ニ候へ共、何方にても其方の様に申たるものは無之候と、御褒め被成、殊外御感被成候、柴田七左衛門様も御逢被成、同前の御事に候、戸川奎之介様ハ御逢不被成候、同月廿三日筑後本郷町、上使八郎右衛門様御宿へ下郷大庄屋原孫兵衛・今泉村庄屋古賀市右衛門養父郡大庄屋・城戸村庄屋梁井藤兵衛・水屋村庄屋大石甚兵衛・高田村庄屋倉成五兵衛・田代町年寄永見庄左衛門・瓜生野町年寄今村正右衛門、此七人に大庄屋方に請取置候御年貢帳・御小物成帳三年分、御屋敷に有之諸運上定帳一冊、地方納物定帳一冊、村々に有之御高札の写一冊、御壁書の写一冊御持セ被成、兵介様より八郎右衛門様御家頼米山権之丞殿へ、御状御付被遣、於本郷町

孫兵衛・市右衛門、兵介様より権之丞殿へ被遣御状八郎右衛門様御宿へ持参仕、萱野長右衛門と申人をお頼ミ指上候処に、其後八郎右衛門様御宿に七人共に被召出、米山権之丞殿・米山太郎兵衛殿御出逢、御領分御仕置の儀諸事御僉議被成候故、右の帳面悉掛御見、其上にて百十ヶ条御尋被成候へ共、少も無滞御返答申下候、申年の飢饉に基肆・養父に餓死は無之候哉と御尋被成候時、忝人も無御座無候と申上候へは、其方などは偽を申候と、甚御しかり被成候、少も偽を申上事にて無御座候、兼て代官より上使様御越被成御尋被成儀候ハ、何事にて有躰に申上候へ、訴訟仕度事あらは心次第申上よと被申付候、如此御巡見被遊儀、乍恐我々に迄忝奉存候故、不限此事毛頭偽を不申上候、基肆・養父に餓死忝人も無御座段ハ、隣国に隠無御座候間、当所にて御聞被成候へと、何も甚怒り無憚申上候得は、権之丞殿・太郎兵衛殿被仰候ハ、基肆・養父ハ仕置能と見へ候、此間国々廻り

諸事尋候へは、偽計を申、其方共の様に申者は無之候と、御褒め被成、権之允殿方より兵介様方へ何もに尋候儀、無残所埒明候て、八郎右衛門様も御悦被成の由、御返書御附、御帰し被成候、右七人の者に御尋被成御返答申上候趣一冊に書付、御屋舗に指上候、手前にも各所持仕候、兵介様久留米へ御出被成候次第も一冊に御記、御屋敷に被召置候由、承及候事

得共、天和元年の九月御払被成候故、其跡に酒造者無之候、瓜生野町五右衛門ハ、酒屋止居候、木山口吉右衛門酒ばやしハ、園部村又四郎借り木山口にて造る、如此に候故、右五軒の酒屋を御止させ被成候、吉右衛門ことくに酒ばやし借し居候類有之候へとも、又四郎儀は他領の者故、御止させ被成候事

むれ石、河内、神辺、藤木に植林の事

一御領中酒屋廿六軒有之候処に、天和式年戌正月廿八日に酒屋共被召寄、御國御年寄衆中より御領中酒屋廿一軒に相極候へと被仰越候、今迄ハ酒屋廿六軒有之候故、田代町久左衛門・同町久右衛門・同町助左衛門・瓜生野町五右衛門・木山口町吉右衛門、此五人酒屋止候様に被仰付、残酒屋廿壹軒に御極被成候、右の久右衛門酒ばやしハ、田代町新兵衛借り居候へ共、酒未造、久右衛門酒ばやしは、田代町孫三郎借り居候へ共、当時酒屋止居候、助左衛門酒ばやしハ、園部村の不尽借り、今町にて造候

一延宝六年二月下旬、牛原村の内むれ石山に杉千式百本御植させ被成、延宝八年三月下旬本城河内村の内横井山に杉三千三百六拾本、神辺村の内真谷山に杉千式百本御植させ被成、天和式年三月上旬、藤木西村の内天神の木と申所に杉壹万千参百六拾本御植させ被成、則此山の名を万本山と御付被成候事

一天和二年三月廿八日、御領中御廻被成、庄屋・別当・百姓・町人・牢人・神主・出家・山伏・盲目等迄一竈かまどより家主耆人宛一軒も不残村々庄屋宅へ召寄

相尋る者の覚

小山田弥一郎

又 小山田弥次右衛門

又 石川常右衛門

又 渡部三郎兵衛

又 松野市郎右衛門

一年比三十三ほと

一顔長く色浅黒く、きれいに見へ、鼻筋通り、目は恰好よりちいさく、鬢びん際に入墨有之

一額月中鬢にそり候

一肉つき中位、せいは大躰より大なり

一衣類羽織黒羽二重、紋丸の内に八葉の菊、小袖黒縮緬ちりめん無紋もみ裏

小袖黒羽二重無紋かき裏、黒羽二重にて惣へりとり、小袖黒羽二重両面

一刀黒鞘、鉄つば、梅花の様なるすかしあり

一脇差黒鞘こまかなる鮫、鐔つばハ鉄の無地、柄糸むかしからちや、下緒紫

右額月ひたいつきハそり直し、衣類は着かへ、刀脇指ハさし替る事も可有也、此書付の通の者有之ハ留置、其所の奉行或ハ地頭或ハ御代官へ申出、それより江戸町奉行へ申越へし、若隠置候ハ、縦後日に相聞といふとも越度おちどたるへし、江戸廻の儀ハ、当正月よりこのかた新規に宿をかし置候者の内、右書付の趣に疑敷者有之ハ、名・名字書付、是又右のことく可申出者也

戊三月 日

右の御書付御読聞セ被成、如此従 公儀被 仰出候間、面々不残非人・乞食等迄密敷致穿鑿、少も疑敷者有之候ハ、無用捨申上候得、弥一郎在所申出候ハ、一廉御かど

褒美可被下候と被仰付候、同日田代町惣三郎家も番所に被成、御奉公人衆を被召置、往來の人を御改させ被成候、村々も出入の人を改候へと被仰付候故、密敷改候、其後又七月十九日に三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・座親町年寄被召寄

覚

小山田弥一郎事、最前もお触候得共、当二月十四日坊主に成、其後なてつけにいたし候由相聞候、額をもちいさくいたし候由に候間、入墨も見へかね可申候、右のかいなに河内といふ字を入墨にいたし候由申候、自然虚無僧などの中へ入紛可有之候、御代官所・私領並領内に有之寺社領の中令穿鑿、紛敷者於有之ハ、早々江戸町奉行所迄可申来者也

戊六月 日

右の御書付御読聞セ被成、従 公儀又々如此被 仰付候間、此趣を心得、先頃申付置候様に、少も無油断人改仕

候へと、被仰付候、然処に彼小山田弥一郎儀、松平睦奥守様御領分りうか嶋と云所にて被捕候間、御領中弥一郎穿鑿を止候へと、七月廿八日に被仰付、田代町往來の人改番所も御引セ被成候事

一天和二年八月七日三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・座親・年寄被召寄、公儀より新規に被仰出候御高札二枚の

写御読聞セ被成、御高札の趣一冊に御写させ被成、村々町々に一冊宛御渡被成、何も度々普く読聞セ堅奉守候様にと、被仰付候、因之村々町々何の所も仰のことくに仕候事一小原村の者空也上人の流と云、本寺ハ六波羅密寺にて、九品念仏宗と申、小原の頭の家を西法山金光寺と号し、阿弥陀を本尊に立、小原の頭を代々泉阿弥と申、狂言躍を家業として暮し候得共、すきわひ有かね、何も困窮仕居候、就夫常々小原の頭其外の者共に、其方共は穢多乞食の類にして諸人いやし、百姓町人も座を同セさるハ、其方とも人倫の道にあらさる事を家業とする故な

り、何とそ今の家業を止め、農民に成可然と被仰聞、得心仕候者計を一竈宛他村へ御移し被成、漸式三竈も百姓に成、余は業を替不申候故、天和三年の春小原頭分の者、其外数人被召寄、其方共の九品念仏宗、其方共は至て尊き様に申候得共、世の中に其方共と同家業の者計念仏宗にて、其外士農工商ともに念仏宗の者老人もなく候、是を以宗旨の不尊を悟り、浄土か真宗にか成間敷哉と被仰聞候へは、何も真宗に改候、其後他村に移り百姓仕候ハ、家移し候用に竹木銀子可被下と被仰付候故、何も百姓可仕と望上候、就夫銀子竹木等被下、村々に一竈二竈宛御移し被成、百姓被仰付候、依之小原の者拾三竈・男女六拾壹人残らす百姓に罷成候、以前は小原の者共御年貢不納仕、或ハ小原村に諸国のはくち打・いたつら者集り庄屋も制しかね迷惑仕候へ共、如此難無之様に罷成、近村の者迄悦候事

一天和三年四月初、河内山ニくわんのかやのたいら少焼

候、就夫向後大事に思召、同年五月廿一日に、河内山・本城河内山に入候者、火打道具一切不可持参、若相背者有之ハ曲事に可申付候と、大庄屋・小庄屋・別当に被仰付候事

衣類の御法度

一天和三年四月廿一日、三郷大庄屋・小庄屋・両町別当・座親・町年寄其外神主出家被召寄、公儀より被仰出候衣類の御法度御書付御読聞セ被成候、其御書付の写

覚

一祭礼・法事弥輕可執行之、惣て寺社・山伏法衣装束等万端かろく可仕事
一町人舞々猿楽者、縦雖為御扶持人、向後刀さすへからさる事

右の御書付の写、三郷・両町に一本宛御渡被成、又御口上にて

出家・神主・山伏位官有之輩ハ、神事・仏事等相勤候節は、紬・ひの絹・羽二重以此内応官位着仕、常の衣服ハ質朴に仕へし、無官位出家・神主・山伏ハ布木綿の外着用仕間敷候

真宗官位有之出家の女房ハ、紬・ひの絹着仕儀免之、同子供ハ木綿布の外着仕間敷候、真木村城傳・高田村城滝しふんの座頭に有之間、官位の衣服ハ格別、常の衣服ハ布木綿の外着仕間敷候

大庄屋・小庄屋・別当・座親・町年寄・同女房の衣服、以前より申付置候通、木綿・紬・ひの絹・麻布・木平さらし布可着之、同子共ハ木綿・麻布の外着仕間敷候、其外着用仕分限の者、是又以前より如申付置候、男女共に四十歳以上紬・ひの絹下着に仕儀免之、然其上にハ襟・帯・鼻紙・袋・巾着等迄絹の類一切着

一百姓町人の衣服、絹・紬・木綿・麻布以此内応分限、妻子共可着用事
一舞々猿楽右同断、但役相勤時分ハ鬘斗目不苦事
一惣て下女はしたハ、布木綿可着之、帯同前の事

以上
亥二月 日

先日相触の通、町人衣類の儀、御定の外着仕間敷候、尤縫の紋所付上帯・下帯・半襟・鼻紙・袋・巾着等迄、絹・紬・木綿・麻布の外一切着無用に候、若相背者有之候ハ、曲事可被 仰付候、弥堅相守可申候、以上

亥二月廿三日

右の趣從
公儀被 仰付候間、御領中堅奉守候様に被 仰付候、若違犯の輩於有之ハ、可被行嚴科候、以上

亥四月廿一日

兵 介
忠右衛門

用仕間敷候、帷子^{かたびら}ハ地布着用仕、上方布ハ高宮布の外、着用間敷候

本道外科共に医師の衣服、庄屋・別当・町年寄並に可着用、同妻子の衣服是又庄屋・別当・町年寄共の女房並に着用可仕候

百姓町人刀さし候儀、以前より制禁申付置候通、弥堅可相守、此已後他国へ出候共刀指間敷候

右の趣大庄屋・小庄屋・別当・座親・町年寄・神主・出家何も謹て、承堅可奉守と御請申上候事

一以前より毎年御屋敷に出、田畠捨算用仕る庄屋に昼飯被下候処に、御簡略被仰出候由にて、天和三年の田畠捨り算用仕候時より昼飯不被下候事

一延宝五年の春より大浦忠左衛門様、基肆・養父御下知役被遊候処に、御病氣に被成御座候由にて、天和二年の春、樋口孫左衛門様に御代被成、それより孫左衛門様御下知被遊、同三年の冬、平田直右衛門様・孫左衛門様御

同役に被仰付、御兩人様にて御下知被遊候事

一本城河内山・河内山近来殊外荒れ、其上以前より薪木伐多成候由、御聞届被成、天和三年十二月六日に、自今已後、本城河内山・河内山において生木の薪木伐候儀並諸の薪他領へ売出儀御停止被成候間、堅相守候へと、三郷庄屋・両町別当・座親に被仰付候事

再び御逗留延引願上の事

一兵介様貞享元年の春、御交代被成との説下々承及、左様候てハ御領中借銀借米亥年分の指引能相調申間敷と諸人歎き、兵介様来年七月まで御逗留被成、借銀借米の指引御下知被成被下候得と、天和三年十二月廿五日に訴状を以、三右衛門様・兵介様へ申上候訴状の写

謹言上

御領中此以前借銀借米大分出来、仕払不能成、難儀におもひ、數十人欠落の躰に成行候に付、延宝五巳年御銀三百貫目拜借願上候得共、御成不被成由に御座候、弥借銀借米大分に罷成、迷惑仕候段被聞召上、午年借銀借米御穿鑿被仰付候処に、銀千九拾五貫式百五拾目余・米五千八百七拾俵式斗余・借り主千六百五人・借銀の質に奉公仕男女式百九拾四人御座候、然処に銀米の利分御減し御定被為成、其止兵介様御支配にて借り主借し主に諸事儉約に仕、少の費も無之様に被仰付、色々被尽御心候故、払難成銀米も払申に付、去年の暮迄銀千式百四拾四貫九拾目余・米七千式百壹俵式斗余払皆済仕致安堵候者千百拾壹人・奉公人身請仕候者百九拾七人に罷成候、誠に上の御慈悲は不及申、兵介様被尽御心故にて御座候、残銀米も^{わずか}纒の事に罷成居候へ共、一入払難成借り主共に御座候、然共、兵介様近々御交代被

遊筈に御座候由承及、御残多奉存候、兵介様御事借銀借

米御極已来、借り主共の分限委細に御存被成、厳密に無依怙^{えこひなき}最眞御吟味被成に付、借し主数年難取銀米も請取、又借り主払難成銀米ハ其分々に応し、利銀或ハ元銀の内を扶持受、又は三年五年の納崩に罷成、借り主借し主共に勝手能被仰付候、左様に御座候得ハ、兵介様御帰国被遊由、借し主借り主共に承及、埒明可申指引の銀米も間には難済罷成候、依之明六七月迄御逗留被成、今一指引被下候ハ、明年の麦辛子を以随分払せ可申候、其上にて払残銀米は分々に応し、何年納崩、或は何年の奉公にて皆済と、それ〴〵に御極被下様に奉願候、右の趣宜様に御披露奉頼候、以上

亥十二月廿五日

三郷大庄屋三人各連判

村々小庄屋三十人各連判

両町別当年寄六人各連判

龍田三右衛門様

賀嶋兵介様

百姓より兵介様の御礼米上納の事

一兵介様、貞享元年の冬御交代被成と何も承及び、数年御恩澤を蒙り諸人困窮を免れ、御礼をも不申上候事、不義の至りと存知、貞享元年九月二日に訴状を以、御領中より毎歳米百五拾石宛御小物成として永々迄進上可仕と申上候、其訴状の写

謹言上

御領中延宝元年の比より困窮至極仕、諸人借銀借米重り、^(例カ)年例百姓大分に罷成、妻子田畠を^{こきやく}沽却仕、身を売親兄弟を捨欠落仕、相統て如何程欠落可仕も難知様に罷成候処に、賀嶋兵介様御領中困窮の様子御僉議被成、只今の御所務にて如斯困窮仕筈有之間舗と被仰、御法度正しく被仰付、男女に儉約厳しく御勤させ被

成、堤川の御普請、山林田畠業の事迄宜被仰付、度々

訴訟申上候種米樹木銀願の通御免被下、飢饉の時節ハ数年飢飯米拜領被仰付、其上午年より御領中借銀借米御僉議被成、借銀千九拾五貫式百目余・借米五千八百七拾俵余、此借主千六百五人、借銀の方に質奉公仕男女式百九拾四人御座候、是にも少し被遊、借り主の分限借り様の品御吟味被成、夫々相応に御払セ、借銀借米悉払、此外色々御恵を蒙、何も御領中安堵仕候上御厚恩、我々子々孫々迄難有奉存候、次には兵介様十年御在留中、御同役平田齋様・唐坊忠右衛門様も御同前ニ御私なく、我々心の不及所迄御心を被尽、御苦勞被成候段、難忘奉存候、右のことく重々蒙上御厚恩罷在候ては、冥加恐舗奉存上候故、為御礼乍少分御領中より米百五拾宛、毎年進上可申上候間、被召上被下候ハ、辱可奉存候、左様御座候ハ、此米を御礼米と申、御小物成に定、永々迄上納可仕候、此趣宜被

仰上可被下候、已上

貞享元年

九月二日 三郷 百八姓 中

田代町別当座親年寄四人連判

瓜生野町別当年寄式人連判

村々小庄屋三十人各連判

三郷大庄屋三人各連判

三原半兵衛殿

相田九兵衛殿

桜井 孫平殿

下村大旱魃御救ひ候事

一貞享元年の夏大旱魃にて、高田村・真木村五月廿七日まで田の根付不罷成、雨を待候処に、兵介様高田村庄屋

五兵衛を被召寄、今迄根付不仕儀、不肝煎に候とて御しかり被成、今より五七日も雨降す候ハ、根付の時を失ひ、植付候共宜間敷候と被仰、水上の庄屋共被召寄、上ミ村の水の有なし、田の痛む痛さると御僉議被成、御自身神辺川高田村に御出被遊、水を御下し、両村共に悉植付させ被成候、然共大旱魃にて候故、又掛水無之植付候田悉干割、水屋村の田も掛り水絶へ、三ヶ村共に苗枯に及び候処に、兵介様御領中御廻り被成、所々に百姓被召寄、私なる水争ひ不仕、水のある限り何者の田にも掛候へと、精しく御下知被成候に付、上ミ村より度々水を下し、三ヶ村の田終に成熟仕候、百姓とも此御恩を感じ奉り、十二月十四日に訴状を以申上候ハ

謹言書

当夏旱魃に付、高田村田三拾三町余・真木村田八町余根付水無御座、五月廿五日迄植付不申、雨を待候処に、兵介様高田村五兵衛被召寄、今迄根付不仕是より

五七日も雨降不申候ハ、根付の時を失ひ、植付候共
 宜間敷候、神辺川の水を下し根付仕可然思召候、如何
 存候哉と被仰付候、依之高田村・真木村百姓中、神辺
 川の水を被下候ハ、根付仕度奉存候由訴訟仕候、則
 三右衛門様・兵介様被聞召届、神辺川の水御下し被成
 根付可被仰付との御事にて、兵介様水上の庄屋共被召
 寄、上村水の有無田の痛に成と不成との様子細々御吟
 味被遊、水上の村々御廻り被成、水有無御見届被成、
 其後二時三時と時限を被成水御下し被遊、又下村田表
 に御廻御下知被遊候に付悉根付仕候、然共勝れたる大
 早魃故、其後又掛水無之、植付候田悉干割、水屋村拾
 六町の田も根付仕候以後掛水絶、田悉く干割、三ヶ村
 共苗枯に及び難儀千万不及力候処に、兵介様御領中村
 々御廻被成、百姓共所々に被召寄、当年ハ古来稀成早
 魃にて何の村も掛水無く早損に極候間、村々水の掛引
 少も私不仕、損毛セは御領中一統に損毛可仕と心得深

水包へからず、水口の田ハ干候ても亦水掛易かるへく
 候間、其次々段々に水を分候得、万一上の御損失
 を忘れ、私の欲を以非道仕候ハ、可為曲事と被仰付候
 故、水屋・高田・真木村の干割田度々水懸り、水屋・
 高田ハ捨帳不上程に田作出來仕候、誠に荒地に可成と
 存居候三ヶ村五拾七町余の田、不慮の作得有之難有仕
 合可申上様無御座候、依之はばかり憚至極に御座候得共、高
 田村より米式拾俵、水屋村より同拾俵、真木村より同
 五俵進上仕度奉存候、誠に右の御礼申上、しろしばかり験斗に御
 座候間被 召上可被下候、左様御座候ハ、難有可奉存
 候、此段宜被仰上可被下候、已上

貞享元年

水屋村庄屋

十二月十四日

甚兵衛

高田村庄屋

五兵衛

真木村庄屋

六左衛門

養父郡大庄屋

長十郎

下郷大庄屋

孫兵衛

三原半兵衛殿

相田九兵衛殿

桜井 孫平殿

右の訴状御覽被成、同月十六日当夏の早魃に高田村・真
 木村の田根付水無之難儀仕候故、上ミ村の水下さセ根付
 仕らせ、其後右の両村並に水屋村の田干候時、又々水配

者、田主出候米は其主に指返し、残米五兵衛・六左衛門
 ・甚兵衛に各始出し候分預け候間、此米を何とそ才覚を
 以多成候様に仕、後日百姓共飢寒の憂ある時助けに仕候
 へ、百姓共に右の志奇特に存候由、能申聞せ候へと被仰
 付候、御意の趣奉承候と申上、何も罷帰、百姓共に委細
 申聞候、五兵衛・六左衛門・甚兵衛米を預り、首尾可仕
 儀無心許存候故、辞退仕候、然共下の為を思召被仰付候
 を辞退仕候儀不宜存、其後又御預け被下候へと理申上候
 得ハ、御預に被成被仰付預り候事

免相は利多き田畠にも利なき田畠にも均
 しく掛る事

り同拾俵可指上由申上候段、何れも志奇特に存候、然と
 も田の水に限らず、何事にても役目の事宜申付候ハ、職
 分当然の事に候故、右の米 上に被召上善にて無之、言
 上仕にも不及事に候、今度訴訟の米、田主他村へ居候

一借銀借米、亥年指引帳に印判御押セ被成候時、庄屋中に
 被仰聞候ハ、先年遂穿鑿相極候千九拾五貫目余の借銀・
 五千八百七拾俵余の借米も去年迄六ヶ年に借米不残払、

銀五拾七貫四百五拾八匁計に罷成、我等年来の志を遂げ悦候、此後諸人借銀借米不仕様に制し、只今田畠不持者に少宛にても田畠持候様に仕候へ、又日外御領分只今の御免相、村々何も軽く候間、今二三分上ケ度ものに候、如何存候哉と尋候得ハ、只今御年貢・小物成、其外田畠に掛る物、十年分を平均にして一年分を御内検高に当候へハ、軽きと被仰候儀難心得と各被申候、其時左様の積りにてハ不当事に候、只今下作に入候田畠の余米を以、各考見候へ、御免相軽きに非ずして何そや、其方なと庄屋役を仕、御免相の軽重をしらぬハ甚愚なる事なり、能思案候へと申つるか其後何と心得候哉と御尋被成候、何も未弁候と申候得ハ、然らば我等申聞すへし、元來御免相は輕候得共、御領分に三の不順ある故に、免相を上る事絶て成難し、御領分は古より村に上中下の位あり、田畠に上中下の位ありて、田畠の石盛九段ありといへとも、上の田畠ハ中の田畠に劣り、中の田畠は下の田畠に劣

り、下の田畠、中の田畠、上の田畠に増し、其地と其位と異なる田畠多して、耕作の利均しからず、是一ツの不順也、又御領分の百姓凡二千余竈ありて、田畠老歩も不持百姓四百五拾余竈あり、又畠持田屋敷不持或ハ屋敷畠を持て田を不持、或ハ屋敷田を持て畠を不持百姓式百八拾余竈あり、然るに一人にて五拾石・百石或ハ百五拾石・式百石或ハ三百石・三百石余持、如斯百姓の身上其大小あり、是二ツの不順也、又利ある田畠も利なき田畠も、其持分の多少に依して不持、富民ハ利ある田畠計持、貧民ハ利なき田畠計持貧富大に違へり、是三ツの不順也、然とも御免相は利多き田畠にも利なき田畠にもなへて均しく掛る事なれば、唯今の御免相、利多き田畠にハ輕して、利なき田畠には重し、此故に今より免相上る時ハ、利多き田畠はかり持たる者ハ苦しからねとも、利なき田畠持たる者、田畠不持四百五拾余竈の男女其外下作仕者共悉痛に付、免相上る事ハ云に不及、今の分にて

も疎略に治れば、忽困窮仕百姓多なる筈に候、我等ハ頓やがて可帰候間、かまひて何れも此所を能弁へ、心を尽し勤候へと被仰候事

磯野壽延記一

仁

未矣防寇讎何以虫食判読デキズ如固牆也豈以吾手責彼哉唯防來讎而已矣
 予諾唯虫食判読デキズ以父雖不學漢字有志道義常玩大和小學句々章々
 無不感慨嘆美焉范魯公語曰物盛則虫食判読デキズ衰有隆有替速成不堅牢
 亟走多顛躓灼々園中花蜜發還先萎遲々澗畔松爵々含晚翠賦
 命有疾徐青雲難力致云々又漢董仲舒曰仁人者正其誼不謀其
 利明其道不計其功矣以此語旦夕誦之然則雖不學知其道也子
 孫此書以言繁不可敢棄捨熟誦玩味則得遠慮之玄妙焉予子孫
 後年得正助辭文句顛倒代予改正之時享保第八癸卯晚春朔日
 磯野道悅謹序

正保式乙酉年

一磯野壽延出生、十月十日辰刻、於養父郡牛原村館屋舖生、
 本卦井、少名三四郎、其後甚左衛門重利、先祖同国基郡本
 城川内村、村山藏人筑前牢人、其子但馬、其子大炊、其
 子幡磨(マ、)、其子主計、其子孫三郎後主計ニ改、勝尾落城、
 孫三郎拾八歳の年也、内室十六歳、夫迄は牢人、其後牛

原村農長と成、委は村山系凶ニ有、其子磯野次左衛門重
 次、法名道意、其三男也、道意実母は筑紫上野守殿内大
 和主計娘也、養父は柳川の城主田中筑後守殿内磯野貞右
 衛門、養母は三橋氏の娘也、道意妻之先祖、是も田中筑
 後守殿内江嶋十左衛門娘也、少名お鶴、母方は同国下田
 堤氏次郎娘、十左衛門妻也、お鶴廿の年、道意三十八の
 年、牛原村にて嫁娶、男子四人、長男磯野久太郎、次男平次
 郎、三男三四郎、四男又四郎、委は道意御夫婦先祖記ニ有

寛文四甲辰年

一寿延婚礼十一月、妻ハ同国基肆郡古賀村農長原太郎左衛
 門娘おまつ、年十四、我等年廿の年、牛原村館屋敷にて
 嫁娶、子共出生候得共、当年子式才或三才にて死去、生
 長の子共有之候処、何も短命ニ有之

寛文六丙午年

一我等和捕手稽古、師は豊前中津領赤尾村無心、此仁弱年より捕手和兵法心ニ掛、諸流を被致稽古候へ共、為勝事も無之、色々鍛練一流取出し、則無心流と言、兵法の儀も右同前、捕手の表手数式拾壹、兵法表手数三ツ、外極意式ツ、此極意我等致所望候ニ付、指南被致候、四方切・横突、此式ツ、是ハ爰元ニ知たる^(虫食)□無之、此無心爰元へ被参候ハ、年四拾壹歳、根本ハ山伏の由、高田村庄屋倉成清兵衛彦山詣被致、宿坊にて知人ニ成、捕手兵法咄より基養父御越候様ニ約束被致、就夫其年高田村へ被参、夫より御領分中頭立候衆稽古被致候、夫ニ加我等致稽古候、爰元より久留米御家中侍衆大勢弟子被取、其外在方にて大勢弟子有之、夫より佐賀御家中歴々侍衆大勢弟子取、佐賀にてハ仕合杯被致候得共、忝度も負不申、名を揚、爰元婦被申候、其後八拾五歳迄折々爰元へハ被罷越候、此人生質不具^(虫食)□兩足共ニ足の甲ねち居候得ハ、草履踏申事不成、草鞋にて歩行被致候、着物ハ夏冬共ニ

広袖、後ニ水車の大紋壹ツ附被申候、常金棒ニ鐙を付指被申候、為変人柄にて、惣て諸稽を心掛致被申候、重稽捕手兵法馬弓□醫師馬医学文、少々被致候、茶湯□方、是ハ猶更中津家より出候へハ勝申候由、馬、中津家老犬飼半左衛門殿の弟子の由被申候、喧嘩好の仁にて、何事も存置被致、非分の儀多候哉、七度籠舎致候由、然共運強き故なからへ居候由、常ニ被申候、此外書載致度事余多候へ共、文繁ニ付略之

一磯野三四郎廿六の年、正月元日、村中男拾五以上、以前より庄屋へ年頭の礼、次ニ館屋敷え以前より年頭の礼被申、尤庄屋にて盃事有之、館屋敷にて盃出、毎人大酒ニ罷成候、其座より若キ者共直ニ西谷新左衛門方へ参、男子九左衛門ニ智祝可申と使を立候処ニ、新左衛門祝せ候事不成由申ニ付口論ニ成、丸林藤左衛門宿ニ帰り大脇指を差、新左衛門方へ参候ニ付、新左衛門腹を立、我等を如ケ様共致候様ニと申、藤左衛門ニ取掛り候、藤左衛門

右の大脇差を抜、股を突とふし候故、新左衛門倒伏、藤左衛門事血脇差を持、其場を立去候、大勢其所ニ居合候得共、手ニ余り行先不相知候、然ハ庄屋孫右衛門殿より館屋敷へ使を以、丸林藤左衛門儀又四郎組中の事ニ候間、急度擲捕出候様ニと被申候、又四郎事八年拾四歳、就夫我等廿六の年、下男又兵衛ひねりを持せ、近所相尋候処、丸林惣右衛門家ニ取籠居候、我等此家ニ仕掛ケ見候得は、本屋の真中ニ北を向居候、我等ハ庭屋ニ入、持せ候ひねりを取、藤左衛門ニ突掛ケ、脇差を出候様ニと申候へハ、所持不仕由申候、然ハ藤左衛門居すまひ合点ニ不参候ニ付、脇差出不申おいてはハ突倒シ可取之由申候得ハ、偽ハ不申由にて着物を抜投出候、不審ニ存、其着物を振立候得ハ、着物の中より血脇差落候を取、庭へ投出し、又兵衛繩を掛ケ候様ニ申付候処ニ、藤左衛門申候ハ、新左衛門事相果候やと申候、我等返答、其儀難知候、先繩を掛り候様ニと申、繩を掛ケ、庄屋へ右の旨申

達候ニ付、藤左衛門事彼者の家ニ置、番を付ケ置、御屋敷へ御案内被申上候、二三月迄村中より番を致候処、新左衛門段々疵平愈候ニ付、其旨御公儀え庄屋より被申上候得ハ、其通にて被差免候、兎角大酒ハ悪事の元と古人も申伝候、正月元日ニ右出来、村中さわき所々迷惑成年初メと申候也

三四郎事三拾五歳より牛原村農長、名を磯野甚左衛門と相改、其後短髪致し寿延と相改

寛文十式壬子年

一神辺村田畠屋舗敷、道意老御買被下候、其後名子を仕居、田畠屋舗買添候、以前より居来候名子は、太右衛門・同女房・男子次兵衛・其妹・其弟権三郎・其妹・太右衛門弟又兵衛・太右衛門母ノ八人、其後太右衛門は屋敷を求、寅ノ年移、母は八拾七歳にて死、又兵衛は権三郎を致養子、本屋敷の外馬場より東式間ニ四間の貫家

掘立式間四間ニ家を作召置候て、田畠を作らせ候、権三郎妻ハ瓜生野本町六兵衛妹、池田ニ迎嫁娶、又兵衛は権三郎ニ掛、七十歳ばかり斗ニて死、権三郎後ニ茂七と名を改、長男与助、妹なつ、弟甚九郎

延宝元癸丑年

一曾根崎村大庄屋原孫兵衛殿しんたい身体被差さしつかえ候ニ付て、銀拾貫目講仕立被申候、道意老も御加り被成候、尤親共ニ拾壺人、老人ニて壺貫目宛持寄、講寄合の料理有之、其座ニて先拾年の間鬮取ニて候、道意老名代ニ我等参、親脇の鬮ニ取当り、殊の外勝手能所ニて御悦ニて候ニ、原七兵衛殿被申候は、此講御掛銀壺貫目返進可申候間、私ニ被下様ニと重疊被申候ニ付被遣候、七郎兵衛殿儀殊の外悦被申、此御心入を以身躰持立候様ニ可仕と、酒肴持参候て深々礼有之候、講中間人数記ニ不及候

児医者□□申請、養生ニ念を入候得共不相叶、残念至極ニ存候事

延宝五丁巳年

一神辺村惣右衛門一家欠落いたし候、其節我等作らせ候米田の米、又は借シ置候銀の催促致きびしく候故、欠落仕候と書置、三月六日の夜致欠落、長崎へ居候段相聞へ候、其時の御代官平田齋宮様・賀嶋兵助様御聞被成、為御捕賀嶋兵助様長崎へ御越御捕被成、田代ニて籠舎被仰付候、我等事は、致書置候故折々御屋舗へ被召出御詮儀、其上惣右衛門父子四人籠より被召出、御広間の前白砂ニ被召置、我等は落縁より対決被仰付、我等段々申分相立、惣右衛門一家対州田舎へ被差渡候、彼地ニて殊の外難儀の躰ニて候由、我等義少も非儀無之故、御呵も無之候、乍然彼者ニ借し置候銀米損ニ成候事

一右欠落者の事ニ付、御国より御歩行目附大浦太郎兵衛殿

延宝式甲寅年

一萱方村茂右衛門義、池田本屋舗太右衛門居候家ニ移候、茂右衛門・同女房・男子徳左衛門・同女房・同娘まん・徳左衛門弟四郎兵衛ノ六人、其後延宝六年本屋敷の外馬場より東の屋敷ニ召置、此茂右衛門夫婦共ニ筑前宰府出生、社家より出ル

一我等男子磯野平助六月十七日出生、八歳ニて眼病を煩、色々致養生候得共、薬験無之ニ付、翌九歳の秋博多へ連越、眼医者閑松院又□庵、小児医者渡辺□頼、療治念を入候得共不相叶、其後は仏神ニ祈を掛、種々様々種情を出し候得共、終ニ盲人と成、道意老御夫婦別て御愁傷、筆難尽残念至極ニ存候事

延宝参乙卯年

一九月廿三日、我等女子おろく式歳ニて相果ル、館屋敷の裏山二階の尾ニ葬ル、病中所の医師は不及言、久留米小

御越、神辺村は不及申、隣村御廻りニて候、我等惣右衛門一家と対決の時分は、此人も落縁西より東へ向座屋、我等は東より西へ向、太郎兵衛殿御尋事一々申披候事、委細は爰ニ不記

延宝六戊午年

一神辺村から木田普請、畝町数五拾壺有之候を拾式畝町ニいたす、人夫数五拾八人半分より北ニ付、地本悪敷候を地深クなし候ニ付、殊の外作毛能出来候、入口右ニは五俵程上り候、夫ニて作り主勝手能候事

一同村鱧田普請、畝町多ク下ニより冷水出、作毛出来悪敷候故、畝町を倒、溝を立て候故地本能成候、此人夫八拾五人入候事

一我等初て伊勢参宮、三拾四歳の年、同行は蔵上村権藤権兵衛・同村源右衛門・同村久兵衛・同村助左衛門・同村太兵衛ノ七人、六月六日ニ発足、其晩飯塚ニ泊り、翌

七日小倉二着、八日下の関へ渡り、船中日数六日ニ大坂
 二着、宿は茶屋の仁兵衛、川船にて京都ニ上り、富ノ小
 路三町上ル町住吉屋長右衛門ニ宿いたす、本願寺へ参り
 初尾銀吉宛上ケ、御対面所にて寂如上人様御盃頂戴、
 翌日伊勢へ発足、参宮首尾能、二頭太夫殿より追酒迎有
 之、京都へ上ル、土山よりおたがへ参詣、夫より志那野
 渡り致、叡山ニ参詣、黒谷参詣、夫より鞍馬へ参り、直
 ニ愛宕山へ参詣、夫より小室妙心寺・北野大徳寺・上賀
 茂・下賀茂・新黒谷・吉田へ参詣、住吉屋へ帰ル、其夏
 女院様御崩去被遊、御葬送の御規式古今珍敷事と致沙汰
 候、其子細は、

女院様は厳有院様御姉様故、江戸より御心遣、結構至極
 成沙汰有之、御規式拝見致度存候処ニ、伊勢より帰候事
 延引故棧敷無之、見物不被成、宿主長右衛門・其弟五郎
 兵衛殊の外残念ニ存候、翌日は洛中洛外無残致見物、京
 都の用相仕廻、守治奈良見物、くらかり越いたし大坂ニ

出、天王寺其外無残致見物、諸事相仕廻、博多舟二乗、
 船中日数六日ニ小倉ニ上り、四拾五日ニ帰着致候也

一御代官平田齋宮様より御料理被下候人数、左ニ記

磯野道意 原休悦

古賀豊須

木山口

道意子
 木村又四郎 磯野三四

休悦子

豊須子

古賀弥兵衛

メ七人

御屋敷御広間

御手代衆御相伴にて御料理被仰付、其上御濃茶御たて出
 しにて被下候、三四郎・惣左衛門・弥兵衛儀は、老人の
 親ニ附参候様ニと被仰候、木山口又四郎事、いか様の首
 尾にて御料理被下候哉難心得候、園部村上の庄屋隠居ニ
 木村松下と申老人有之、其子にて候、松下ニ対しての事
 ニて候半哉と推量いたし候事、翌日為御礼三四郎・惣左
 衛門・弥兵衛・又四郎罷上り候也

延宝七己未年

一垣添田普請は、其春垣添の堤御築被遊候、就夫我等田ニ
 水上り候ニ付、堤底の土を申請、田を高メ、其上ニ作り

土を沢山ニ持入、右は畝町数拾六にて候を壱畝町ニ致
 候、余り大畝町にて不勝手ニ候故、十文字ニ畷(マ)を立四畝

町ニ極候、此人夫式百六拾五人にて仕廻候事

一牛原村庄屋(道意弟原左衛門二男也)天本久右衛門病氣有之、其上手前差間役目難

勤ニ付、誰人に成共役目譲渡度との内談有之由、磯野又

四郎承付、役儀請取相勤申度由、兄清右衛門殿同我等へ
 申聞候、就夫右の旨道意老へ我々兩人にて御相談仕候処

ニ、以の外御氣ニ入不申、余りニ残念ニ存、我々兄弟三
 人相談ニ、原七左衛門殿子松之助を庄屋役ニ願上、若年

ものニ候間、又四郎後見致勤させ可申由、願上候ハは相

叶可申、先右の旨、七左衛門殿へ致内談可申と相極、右
 の旨咄候得は、七左衛門殿殊の外御悦にて、此様子天本

弥右衛門殿・同久右衛門殿へ七左衛門殿より内談候処
 ニ、兩人共ニ可然由被申ニ付、藤木村庄屋原七郎兵衛・

今泉村庄屋古賀市右衛門殿、此兩人を頼、賀嶋兵助様へ
 被窺、御内意を候得は、又四郎事致後見候ても、若年の

松之助を本役ニは難被成由被仰に付、此相談止候事

一牛原村庄屋役の義、祖父主計殿より相伝り候、他門ニ渡

候事無是非存、七郎兵衛殿・市右衛門殿を頼、道意老ニ

申入候は、役目の儀兼て御嫌の事ニ御座候得共、此役目

他方へ参候事残念至極ニ存候間、是非又四郎請取相勤候

様ニ被成下候様ニと、重疊御理申候得共御合点無之、扱

又樋口寿心老へ致相談候ても役儀嫌故、又四郎役目請取

被申首尾ニ候ハ、我等娘一刻も早々手前ニ呼取申候由

ニ付、不及力相談相止メ候事

一原七郎兵衛殿・古賀市右衛門殿被申候は、右兩品の相談相

叶不申残念ニ候間、三四郎殿請取勤被申聞敷候哉、乍同事

是は道意老若御合点有之義ニ可有哉、清右衛門殿・又四郎

殿此儀如何思召候哉と被申掛候、右兩人被申候ハ、三四

郎殿迎も相叶申聞敷と存候得共、各より道意老へ御相談

被成給候様ニと被頼候ニ付、右の旨道意老へ御相談被仕

候、道意老御返答ニ三四郎儀も役目相勤候事不入儀ニ存

候得共、悴平助盲人の事ニ候得は、村中子共もなぶる可申と
 気の毒ニ存候、然は三四郎役儀相勤候ハ、平助をなぶる候
 者有之間敷候間、三四郎義は心次第ニ可仕候由、右兩人
 の衆へ被仰候ニ付、右兩人を頼候て賀嶋兵助様へ御内意
 窺被申候得は、三四郎請取相勤候ハ、可然思召候間、齋
 宮様へは兵助様より御内談可被成候間、先役久右衛門よ
 り以書付表向より願候様ニと被仰候事

一先庄屋天本久右衛門より磯野三四郎へ役目譲渡由、以書
 付被願上候処ニ、願の通被仰付候、依之七月二日、於御
 屋敷、三四郎御礼申上候様ニ被仰付候ニ付、三原半兵
 衛殿御取次ニて御両所へ御樽式升入式ツ宛・鯉老連宛差
 上ル、御兩人共ニ奥の御広間にて御礼申上候事

一御役人方田口佐五右衛門殿、御樽式升入式ツ鯉老連、御
 手代衆へ家德利鯉老連、御扶持人衆へ家德利稔着ニて相
 濟、大庄屋天本長十郎殿へ式升樽鯉老連、佐役古賀市右
 衛門殿へ家德利鯉老連、原孫兵衛殿へ家德利鯉老連、右

の通ニて相濟候事

一右同日、先庄屋天本久右衛門殿方より火事場の旗提灯、
 散使太郎右衛門館屋敷へ持参仕候を請取候事

一同三日、兄清右衛門弟又四郎、我等へ役儀被仰付候為御
 礼、御 屋敷へ被罷出候事

一同五日、兵助様宿村庄屋甚右衛門殿所へ御出、借銀借り
 主召連参候様ニと被仰付候ニ付、借り主九人召連罷出、

借銀帳ニ印判仕らせ、首尾能相仕廻候、勤役初の勤方故
 爰ニ記

一同七日、道意老同道ニて庄屋屋敷見分仕候事
 一同九日、庄屋家の作事仕掛、大工当村清右衛門・喜兵衛
 也

一九月二日、吉日ニ付、庄屋屋敷へ移徙仕候事

一同日、当村百姓中より移徙為祝詞、式斗樽老ツ持参被仕
 候ニ付、其晚樽開キ仕候事

一同七日、兵助様下関へ御越、庄屋中御暇乞ニ羽織袴ニて

昌元寺町迄出ル、此御用大浦忠左衛門様御逢被成、爰元

御仕置方為御相談の由承候

一天本久右衛門より請取候名寄帳の奥メ

田屋舖合三拾三町四段五畝式拾五歩

此高四百四拾八石四斗八升六合

畠合四町式段三畝式拾六歩

此高三拾壹石三斗三升式合

一同年二月の宗門御改の人数

惣合人数式百五拾八人 内百四拾七人男

一同年六月村中借銀帳請取候銀米高

銀式拾四貫六百八拾壹匁分壹厘 元利共ニ

米式百九拾俵七升八合六勺 元利共ニ

一同年引渡の前、午年根付兵糧拜借米三拾七俵、当未年上

納皆済仕、同年牛買用銀四百三拾式匁六分、当未ノ暮

上納皆済仕候

一同年川普請堤御普請夫四百八拾八人出し候

の通ニて相濟候事

散使太郎右衛門館屋敷へ持参仕候を請取候事

一同三日、兄清右衛門弟又四郎、我等へ役儀被仰付候為御
 礼、御 屋敷へ被罷出候事

一同五日、兵助様宿村庄屋甚右衛門殿所へ御出、借銀借り
 主召連参候様ニと被仰付候ニ付、借り主九人召連罷出、

借銀帳ニ印判仕らせ、首尾能相仕廻候、勤役初の勤方故
 爰ニ記

一同七日、道意老同道ニて庄屋屋敷見分仕候事
 一同九日、庄屋家の作事仕掛、大工当村清右衛門・喜兵衛
 也

一九月二日、吉日ニ付、庄屋屋敷へ移徙仕候事

一同日、当村百姓中より移徙為祝詞、式斗樽老ツ持参被仕
 候ニ付、其晚樽開キ仕候事

一同七日、兵助様下関へ御越、庄屋中御暇乞ニ羽織袴ニて

日用銀請取、銘々ニ相渡申候

田島屋舖

一山口玄番竿高四百拾八石八斗三升

牛原村

右同断

一古藤竿内検高四百五拾三石五斗三升五合 同村

延宝七未年牛原村米定御物成目録

一田高四百四拾八石壹斗五升壹合

(本高開方発方畠高畠屋舖
出目高共ニ)

一九斗

(辰年新開高未ノ年より本
高二入)

メ高四百四拾九石〇五升壹合

内

壹斗八升五合

手々川成

式斗壹升

古賀村堤下ニ成分

三石壹斗〇七合

空屋舖畠高二入

式拾式石七斗壹升四合

当毛捨り

メ高式拾六石式斗壹升六合

引之

残現高四百拾式石八斗三升五合

御物成米式百拾六石七斗三升八合四勺

御免五ツ式分

此口米七石八斗〇式合六勺

石ニ付三升六

一 畠高五拾七石式斗四升式合

内

壹石三斗式升九合

永荒

式拾石壹升式合

畠を田ニ仕分

壹石四斗六升式合

畠ヲ屋敷ニ仕分

八石八斗九升壹合

当毛捨り

ノ高三拾壹石六斗九升四合

引之

残現高式拾五石五斗四升八合

毛付

御物成大豆六石〇三合八勺

御免式ツ三分五厘

此口豆式斗壹升六合壹勺

石ニ付三升六合

米 豆惣合式百三拾石七斗六升〇九勺

右の米豆、当毛上以御見合御免相被仰付慥請合申上候、

荒荒川成当捨り万差引、庄屋百姓立会速ニ御算用相極

申、此外発方開方壹畝壹歩も隠し置不申候、尤当御上納

方、如例年霜月十五日限ニ壹粒も無摠御藏納可仕候、若

此趣相違仕候ハ、此連判中曲事ニ可被仰付候、為後日

一筆如件

延宝七年

未

十一月十一日

庄屋

三四郎

百姓中五人

平田 齋宮様

賀嶋 兵助様

一同年久右衛門より書渡

米九斗三升三合六勺

秋山口

同式斗六升

伯楽米

米三斗

出目米

銀四拾八匁七分六厘五毛

藪運上銀

門苧壹貫八百拾四匁

大麦四石四斗九升式合五勺

御用作夏山口

小麦壹石壹斗九升式合五勺

御用作

米三石七斗九升五合

御種子米の利

但延宝六年より御赦免

銀拾壹匁七分五厘

樹木銀

右同断

御扶持人

一 吉田次郎兵衛殿 三原半兵衛殿 松田九兵衛殿

ノ参人 御手代

一 門司六郎右衛門殿

ノ御祐筆

一 高木孫太夫殿 原七左衛門殿 堀江源六殿

吉田伊左衛門殿

ノ四人 御玄関

一 古賀次左衛門殿 吉田半太夫殿

ノ式人 破損掛

一 岩谷与三右衛門殿

ノ 山奉行

一 沢田三右衛門殿 原六兵衛殿

ノ式人 借銀帳掛

一 佐次右衛門 七郎左衛門 伝助 弥三兵衛

ノ四人 御中間

一 平兵衛 六左衛門 伝左衛門

ノ参人 走り番

一 久保山与三左衛門殿 原孫兵衛殿 天本長十郎殿

ノ三人 大庄屋

一 梁井藤兵衛殿 倉成平左衛門殿 権藤権左衛門殿

寺崎七兵衛殿 天本勝右衛門殿 久保勘兵衛殿

久光又左衛門殿 長平右衛門殿

ノ八人 上郷小庄屋

一 村山八左衛門殿 原太郎兵衛殿 権藤七郎左衛門殿

古賀吉左衛門殿 沢田作右衛門殿 松原助左衛門殿

堀江利左衛門殿 権藤伝左衛門殿 西依吉右衛門殿

高尾久兵衛殿 大石甚兵衛殿

ノ拾壹人 下郷小庄屋

一 磯野三四郎 村山与三右衛門殿 権藤権兵衛殿

青木甚右衛門殿 緒方又右衛門殿 平川勘左衛門殿
 原七郎兵衛殿 其比長十郎殿後見 古賀市右衛門殿 高野六左衛門殿
 倉成五兵衛殿 大野吉左衛門殿
 メ拾壹人 養父郡小庄屋
 右三拾三人延宝八申年迄勤、是ヲ三郷大小庄屋と言、其
 後段々替ル

一田代町別当末次伝四郎殿 座親吉松角左衛門殿
 耆古賀又之允殿 としより 耆古賀三左衛門殿 同永見庄左衛門殿

メ五人 町役

一瓜生野町別当青木忠左衛門殿 耆今村庄右衛門殿

メ式人 町役

船掛り役 瓜生野津留役 木山口町津留役
 一青木七右衛門殿 今村弥右衛門殿 牟田吉右衛門殿

メ三人

右の人数、其時分御領分御役儀勤衆也

一先庄屋より役儀又四郎受取、原松之助を庄屋ニ仕立、又
 四郎後見可致との相談、七左衛門殿殊の外悦ニて候処、

公儀不相叶、此義残念ニ被存候儀を、清右衛門殿・又四
 郎・我等尤ニ存、銀式貫目三人より等分ニ出し合、其年
 の暮七左衛門殿へ致合力候、殊の外悦ニて候、此段孫兵
 衛殿・七郎兵衛殿・古賀市右衛門殿存ニて候事
 一原七左衛門殿へ磯野清右衛門殿・同姓次助・我等三人ニ
 て米式俵宛致合力候事

一原七左衛門殿差問ニ付、磯野清右衛門殿より銀五拾目、
 我等より五拾目、嶋市左衛門・原七郎兵衛・有馬善吉此
 四人も五拾目宛遣し被申候、原惣左衛門・同四郎右衛門
 此兩人して銀壹枚遣し被申候、是は相田九兵衛殿心入ニ
 て右の通ニ候事

延宝八辛申年

正月元日規式

一朔日朝六ツニ起、羽織袴ニて妻子同前ニ不断所ニ居、家
 頼の男女次の間ニ置、先手掛を戴

一小餅拾式並丸味噌三拾、何も火取座中ニすへ置、心次第
 ニ食之、但丸盆ニ積

一丸盆ニ讓葉式ツ諸向式ツ敷鯛式献向合せ置、此丸盆台盃
 を置、鈴ニ屠蘇酒を次、我等盃始、妻子と盃事を済、夫
 より家頼の男、年増より我等盃事仕廻、其盃妻ニ遣し、
 妻より下女の年増より盃事済し納ル、其後茶壺貼宛、上
 下共ニ給候也

一我等子共を召連、家頼のもの餅一重ゆかニ入持せ、
 香椎宮へ社参、帰掛ニ館屋舗へ寄、手掛を以、而親御礼
 申上帰ル、直ニ裏山の権現の社ニ参拜帰ル、雑煮を上下
 共ニ給、酒式返通し、村中の礼を待、其間ニ吉書始

一村中の男拾歳以上大形不残参候、扇子式本入の桐箱一ツ
 盆ニ入、座敷の中迄持参、其時我等出合、礼を請手掛を
 出ス、座敷へ何も通し、座居ハ組頭上座、其次八年寄、
 頭百姓、段々座組ミ仕候、左候て盃を出し置、大魚を皿
 ニ盛、盆ニ居、中梔盃を添、銘々ニ居渡、温酒壺返通

し、肴は巻鯛・煮染・蒟蒻・牛房・数ノ子何も二重宛出
 シ、其上ニ銘々上座より盃事仕、其後壺返廻し、上座ニ
 居候組頭の盃ニて納ル、座中の器を引煎茶出、但茶出式
 ツニ次茶碗拾ヲ程出ス、茶を給退出被仕候

一同日、我等羽織袴ニて村中家別門礼相仕廻帰上下共休也
 一同二日、朝六ツニ起、今泉村清右衛門殿へ初入扇子箱持
 参、夫より大庄屋吉兵衛殿へ初入扇子箱持参、中間一同
 ニ節を給、直ニ田代御宿ニ着、上下を着、三郷一同ニ御
 屋敷裏より申上日七、長へ罷出、即受人方を上回、又
 奥の御広間へ罷出、御手代衆相伴ニて御雑煮・御吸物・
 御肴数々、御酒式返通り候時、齋宮様御出、大庄屋・小
 庄屋不残御盃被仰付候、夫より御扶持人衆御出、乱酒ニ
 成、其後御暇申、表兵助様へ罷出、右同前ニ御祝被下退
 出、尤大庄屋三人は御役人方ニて御祝有之候、小庄屋中
 は昌元寺・西清寺御位牌拜礼仕、夫より御手代衆・御扶
 持人衆、門礼相仕廻私宅へ帰

一同日、村中女衆不殘初入被仕候、台盃・肴物は巻鯛・煮染・牛房・数の子重組にて出、小盃にて酒式三返廻し納、其後煎茶を給帰被申候

一同日、神辺村池田名子男不殘初入仕候、祝候て有合の肴野菜を料理節仕、酒式三返にて納候也

一同十五日、御屋舖御扶持人中並三郷大小庄屋・両町別当・座親・耆羽織袴にて被召寄、奥の御広間にて御壁書御読聞被成候、御座例 齋宮様・兵助様上段の次の間南向ニ、其次東の間ニ田口佐五右衛門殿、末座ニ御手代衆、其北の間ニ御扶持人衆、西の縁皮南の縁皮ニ大小庄屋、東の縁皮北より別当・座親・町耆・御中間・走番・小屋の衆、又庄屋の内差合有之候得は組頭罷出、通りの間ニ被召置、御壁書御読聞被遊、其上御口上有之候、御壁書は御祐筆より御読候事

右の規式、御代々不相替候処ニ、滝六郎右衛門様御代

世ニ可見考之

一萱方村次郎左衛門・同女房・男子六左衛門ノ三人池田へ呼仕居候、此屋敷は丑寅の方ニ上畠老畝式歩有之候を屋舖ニ願上ル、家は彼者萱方ニ持来候掘立家式間ニ三間の居家、式間ニ三間の庭家、彼者手前より作ル、外ニ小家老ツ我等方より作り遣シ召置候事

一池田ニ居来候安左衛門・同女房・同男子与七メ四人居来候家屋敷を我等へ売、名子ニ成候、其後元禄六酉年、牛原村平右衛門裏家式間ニ三間半の貫家買作渡、庭家は居来候掘立家式間ニ三間ニ作り直渡候事

延宝八庚申年

一御代官様ハ平田齋宮様・賀嶋兵助様より道意夫婦へ駕籠ニ乗候義御赦免被成候、道意様殊外御悦、其御礼ニ我等事御屋敷へ罷出、御両所へ以御手代衆御礼申上候、夫よりハ田代町其外御領中駕籠乗物にて御出候事

より毎年七月十四日ニ御壁書御読聞被成筈ニ御国より被仰越候ニ付、夫より老年ニ両度宛御読聞被成候、尤御代替りニは御朱印御壁書・御支配御壁書共ニ三通御読聞被成候、御朱印壁書の儀は、表の御代官より御読被成候事

一三月廿六日、先庄屋久右衛門代ニ開之置候後谷の新開竿御入被成候ニ付、齋宮御出、竿取は走番伝左衛門、畝数老段五畝拾九步有之候を、山田故式畝拾九步御引被下、老段三畝ニ極

後谷 横三間 下田長三十間 老畝 高九升 三四郎

同所 横八間 下田長三十間 八畝 高七斗式升 同人

同所 横六間 下田長二十間 四畝 高三斗六升 同人

メ畝数老段三畝

メ高老石老斗七升

一八月十一日、牛原村居帳仕立候、尤別帳ニ委細有之、後

天和元年辛酉年

一牛原村平右衛門、手前差問候ニ付、銀取替くれ候様ニと有之ニ付、銀五百目無利五年の納崩ニ用ニ立候、御心入忝由深々礼被申候

磯野道意様牛原村ニ無利銀御借、左ニ記

一正月十一日、道意老ニ申達銀式貫七百八拾五匁無利にて借候、此現銀を以方々銀借主方へ理り申、扶持を請、大分の借銀払仕らせ申候、借り主は不及申借シ主迄も扶持いたし悦申候

公儀へも帳面御覧被成、殊の外御召上の褒美有之、道意老首尾宜候

銀九拾目 九郎兵衛 銀百目 十右衛門

同三拾目 甚左衛門 同百三拾目 新右衛門

同五拾目 助左衛門 同百目 次郎右衛門

同九拾目 伝之允 同八拾目 惣右衛門

同百六拾目 藤左衛門 同八拾目 六左衛門

同百五拾五匁 吉左衛門 同七拾目 利兵衛
 同百三拾目 徳左衛門 同式百目 六兵衛
 同七百目 平右衛門 同百式拾目 市左衛門
 同百五拾目 徳右衛門 同三百五拾目 三四郎銀 安左衛門
 ×銀貳貫七百八拾五匁 以上

右の銀、三年五年納崩ニ我等心遣ニて払せ申候

一二月廿二日、金剛寺敷開畠ニ仕候ニ付拝借願上候、忠右

衛門様・兵助様より願の通ニ被仰付、百姓召連罷出候様

ニと御座候ニ付召連罷出、相田九兵衛殿御取次ニて銀子

銘々ニ御渡、御帳面ニ印判御押被成候

金剛寺 一 中敷七畝拾貳步 下畠ニ成 伝右衛門

同所六畝の内壹畝拾五步以前畠開

一 下敷四畝拾五步 下畠ニ成 同人

右開ニ付拝借銀百目

同所 一 下敷五畝九步 下畠ニ成 半右衛門

同銀五拾目

同所 一 下敷壹段拾五步 下畠ニ成 四郎兵衛
 同銀九拾目

同所 一 下敷五畝六步 下畠ニ成 吉左衛門
 同銀五拾目

同所 一 下敷八畝六步 下畠ニ成 平兵衛
 拝借なし

×畝數四段壹畝三步 運上銀拾匁八分六厘五毛

×銀貳百九拾目 但 當四年より亥年暮迄 三年納崩ニ被仰付候

一四月十六日、散使太郎右衛門我等へ申候は、私大分の借銀仕及迷惑候、然は従前々附來候散使給の田地の内御売せ被成候ハ、以其代銀借シ主ニ理り申、扶持を請、借銀返済仕度候、若役目離レ申候ハ、右田地買戻候、夫程の銀子ニても相調、役料ニ相添交代可仕候、此段百姓衆へ御相談被成被下候へと申候ニ付、百姓中を呼右の相談仕候得は、何も別条無之ニ付、売申候坪數

やぶのうへ 買主 六兵衛
 上田六畝拾八步 同 喜兵衛
 ハなた 中田八畝 同 清右衛門
 河原 下田九畝 同

×畝數二段三畝八步 高三石七升六合 代銀四百三拾目

右の銀を以方々借銀皆済仕候、元來散使給田畠高拾石五斗壹升七合有之内、右三石〇七升六合引、殘田畠高七石四斗四升壹合ニて散使相勤申候

一七月朔日、三郷兩町の役人被召寄、 忠右衛門様・兵助様被仰渡候は、今度御国本より御壁書御改被成被差渡候、尤村々は庄屋、兩町は別当方へ壹冊宛写取、村中町中の者へ毎月朔日ニ読聞候様ニと被仰渡候ニ付、銘々写取読習、被仰付候通羽織袴ニて読聞申候、右壁書並火事

場の法度書、借銀借米の式法、同前ニ書写取候事

一 七月廿日、牛原村新開の内、地本悪敷作毛生上不申ニ

付、數年作り荒召置候て、御年貢は毎年上納仕儀迷惑候由申候ニ付、荒所致吟味畝積ノ五段八畝拾步、高三石五斗有之候を帳面ニ相認、右の分永荒ニ被仰付被下候様ニと 忠右衛門様・兵助様へ訴訟申上候処ニ被仰出候は、永荒ニ被仰付儀御成下被成候、右半分は当丙年より毎年捨りニ可被仰付候、殘る半分は如以前御年貢上納仕様ニと被仰付候、就夫半分高壹石七斗五升は毎年当毛捨りニ書上候也、此荒畠の持主添川原長左衛門・三郎右衛門・三左衛門・甚兵衛此四人別て貧窮者ニ候故、右の者共持分被書上、毎年捨ニ願上申候、就夫數年の難儀を御心入ニて遁、忝候と深礼申候

右の内

竿數拾壹竿 添川原
 下畠壹段四畝貳拾五步 高八斗九升 長左衛門

竿數三竿 添川原
 下畠壹畝貳步 高六升四合 三郎右衛門

同七竿
同八畝五歩 同四斗九升 同所 六左衛門

同八竿
同五畝三歩 同三斗六合 同所 甚兵衛

ノ畝数式段九畝五歩 ノ高壺石七斗五升

一七月廿三日御 屋敷へ三郷大小庄屋中被召寄

忠右衛門様・兵助様被仰付候は、巡見上使様近々御当地へ御越被成義も可有之候間、道案内は天本三郎右衛門・

権藤九左衛門・久保勘兵衛・堀江利左衛門・高尾久兵衛・平川庄左衛門・磯野三四郎右七人ニ被仰付、翌廿四

日三国境へ参、筑前境より筑後境下り水屋迄仕廻候、翌廿七日御領分と園部の境を見仕廻、山川所の名を書付、

御 屋敷へ差上候、佐賀領の境は見不申

川の名

一釜割川 城戸川 小倉川 実松川 秋光川
一長野川 比恵寺川 飯田川 酒井東川 狩川
一山下川 奈良田川 幡崎川 塩井川 赤坂川

本川 姫方川 重田川 世継川 酒井川
一本城河内川 神辺川 大木川 曾根崎川
一酒井川 水屋川 狩川 筑後川
一大谷川 こい堂川 牛原川
一河内川 岸田川 内精川 外精川 幸津川
一船底川 真木川 赤江川
山之名
城戸山 長葉山 三国山 伊勢山
宮尾城山 智義里山 柚比山 本陣山
茶臼山 劔塚山 神辺山 牛原山
群石山 九千部山 河内山 勝尾城山
若山城山 とひの尾山
右の外ニ筑後境筑前境等委細ニ見分仕、書付置候得共、其後御領中委々御絵図等出来、度々御吟味被遊候ニ付、我等書記ニ不及、其上御巡見上使様奥田八郎右衛門様・柴田七左衛門様・戸川奎之助様久留米ニ御逗留被成候ニ

付、此方より賀嶋兵助様御越被成、八郎右衛門様へ御逢被成候得は、其地へは罷越間敷候間、庄屋共少々三原郡

本郷へ被差出候様ニと有之ニ付、本郷へ被遣候者、梁井藤兵様・原孫兵衛・古賀市右衛門・大石甚兵衛・倉成五

兵衛・永見庄左衛門・今村庄右衛門被差遣候、御尋の品又は御返答申上候儀、委本郷記と言書物有之

御巡見上使様へ大庄屋御返答申上候条々

一公儀御法度の事 一宗門改の事

一多葉粉作の事

一長崎御奉行御通被成様子の事 一御荷物通様子の事

一御領分御法度の事 一惣村数の事

一玄番竿惣高の事 一同一郷高の事

一同一村高の事 一御内喰一郷高の事

一同一村高の事 一一郷新開高の事

一一村新開高の事 一田畠石盛九段の事

一穂検仕精の事 一納升と京升違無の事

一一郷村々免相の事 一一郷並免の事
一同小物成の事 一同竈数の事
一同宮数の事 一同寺数の事
一同人数の事 一同牛馬数の事
一同出目米の事 一同米(口脱カ)の事
一納米壺俵升数の事 一公役代米式千俵の事
一藪運上の事 一薪運上の事
一穀物出御印銀の事 一高締運上の事
一小締運上の事 一鳩網運上の事
一御年貢津出の事 一貫銀の事
一夫使の事 一餓飯米被下候事
一銀米拜領被仰付事 一公事濟様の事
一上方並他国より召泡候者の事
一百姓有付不有付の事 一借銀借米御僉議被仰付候事
一費用の賃の事
小庄屋御返答申上条々

同所より 甘木迄四里
 同所より 秋月迄五里
 同所より 柳川迄八里
 同所より 日田迄拾三里
 田代より 本郷迄参里
 同所より 吉井迄七里
 同所より 横熊迄壹里
 同所御札場より 小郡札場迄式拾五丁五間
 同所外町口より 酒井村下松木迄参拾丁
 酒井村下松より 狩川迄拾七丁四拾六間
 狩川幅式拾壹間 三口合田代より狩川迄壹里拾式丁
 七間
 水屋下横道より 大川迄百参拾四間
 村数の事
 宮浦付金丸 城戸 小倉 柚比
 永吉付野口 永野野口 奈良田
 〆九ヶ村内五ヶ村ハ本村
四ヶ村ハ枝村

田代村付原姫方
曾根崎 幡崎 飯田 酒井
 神辺 萱方 古賀 水屋付赤川
 本城河内村 〆拾三ヶ村牛七ヶ村ハ本村
六ヶ村ハ枝村
 牛原付養父
藏上宿村 瓜生野付鳥栖 藤木付今泉
真木 高田
 外河内村 安楽寺村 〆拾ヶ村内四ヶ村ハ本村
六ヶ村ハ枝村
 都合三拾四ヶ村本村枝村共ニ
 山口玄番竿
 田畠 合畝数千参百五拾八町三段六畝四步
 高壹万千八百参拾七石
 古藤三郎左衛門殿内檢竿
 合畝数千五百六拾五町八反五畝八步
 高壹万六千参百九石六斗七升
 田畠屋敷合畝数参拾五町四段四畝七步 牛原村
 高四百五拾三石五斗三升五合

口 上

一十一月磯野道意老ニ我等申候は、先祖の墓所廉相ニ相見候間、廻りニ石垣を築、掃除等仕能様ニ可仕候と申候得
 ハ、道意老被仰候は、其段ハ内々我心ニ存居候間、入句
 ハ我等可出候間、其方致奉行能様ニ仕候様ニと被仰候ニ
 付、夫数六七拾人程入仕廻候、其後西の高岸、元禄八亥年の大雨崩レ候ニ付、其年〆百人程甚左衛門出し仕置候事
 一我等神辺村持分田地の内、するめの田畝町数五拾壹有之候を、十六ニ直シ申候、夫五百六拾人程入申候
 一七月十一日当村四郎兵衛閉門申付候、意趣ハ佐賀牛嶋町伝右衛門と申仁、当村へ参小麦買申村中預申置候、其
 麦中買ハ轟木町三右衛門と申者預ケ主ニ案内不仕、麦大分差取申候て四郎兵衛宅へ持参仕候を留置、所の行規を背、盗麦ニて酒買乱酒仕候、其科ニより右の通閉門申付候事

牛原村畠高の内、壹石七斗五升毎年当毛捨ニ被仰付候、此畠の義ハ承応明曆の時分、御代官波多野新助様・大浦源右衛門様御在勤の時分、先々庄屋弥右衛門相勤候節、牛原村百姓添川原ニ居候者共、牛原山の内開畠ニ仕度由願上、御竿を申請御年貢上納仕候、其畠の内地元悪敷所御座候て、段々ニ作物出来悪敷罷成、其後ハ何を作候ても生上不申候、然共御年貢ハ上納仕来候、持主共貧窮者故御年貢上納仕兼難義仕候ニ付、延宝九酉年唐坊忠右衛門様・賀嶋兵助様御在勤の節は作、荒置候畠畝数五段八畝拾歩、高三石五斗の所永荒ニ被仰付被下候様ニ願上候処ニ、貧窮の百姓共持分の事ニ候間、書上候畠半分今年より毎年当毛捨ニ被仰付候間、右畠の内ニも別て地元悪敷所を撰候て、帳面差上候様ニ被仰付候ニ付、又々見分仕、大ひら・にたの本・黒石谷・皿谷と申所の内ニ添川原長衛門持分壹反四畝壹歩・高八斗九升、同三郎

右衛門持分壹畝貳步・高六升四合、同村六左衛門持分八畝五步・高四斗九升、同村甚兵衛持分五畝三步・高三斗六合、合畝數貳段九畝五步、高壹石七斗五升の所、帳面仕立指上申候得は、其年より右の高毎年当毛捨りニ被仰付、御物成目録ニも書載仕候事

天和貳壬戌年

一正月廿三日、後谷堤の義、吉田孫平殿を以願上候処ニ願の通被仰付、同二月十四日、堤築掛可申由御案内申上候処ニ、忠右衛門様被仰候は、手前築仕舞夫積申上候へ、左候ハ、御合力可被成由被仰候、就夫井樋尺八の木願上候処ニ、同月十六日岩谷権兵衛殿ニ被仰付、裏山にてたふの木四本被成下候

一同月廿八日、堤鐵立仕三月廿一日ニ成就致候、然処ニ同廿五日大雨にて破損仕候ニ付、翌日より又築掛四月九日迄築直シ書付上ル

合人夫貳百九拾六人 此賃銀貳百九拾六匁

外ニ六拾目六分 井樋尺八拵賃釘代共ニ

ニメ銀參百五拾六匁六分

内貳百參拾四匁ハ 御公儀より被下

残百貳拾貳匁六分 手前より仕

大手（長、下にて四間、上にて拾間
横、下にて六間、上にて八尺
高サ貳間）

井樋（長サ六間貳尺、厚サ參寸
水通内法四寸貳分四方
釘百貳拾本、但六寸、代銀拾貳匁）

右井樋拵、尺八大工木引貳拾七工の賃銀、釘代共ニ六拾匁六分、尺八寸法不記

一今泉村百姓古賀久五郎殿手前被差間ニ付我々兄弟三人より米百俵致合力候様ニと重々被申候ニ付、清右衛門殿より五拾俵、我等より貳拾五俵、又四郎より貳拾五俵合百俵致合力候、就夫差間候所相濟忝由深々礼被申候

久保山与三左衛門欠落追手の次第

一六月六日、三郷両町の役人御屋敷へ罷出候様ニと被仰触候ニ付、何も御玄関へ參上仕候、忠右衛門様・兵助様御広間ニ御座候て、御手代衆を以被仰聞候は、大庄屋与三左衛門義去三日の晩欠落仕候、此段為被仰聞被召寄候、左候て牛原村三四郎・飯田村正左衛門、御広間ニ被召出、此度の追手ニ兩人被遣候間、宿所へ罷歸身仕廻早々御屋敷へ罷出候へ、其間ニ往來切手・路銀等御調可被召置候、尤仲間四人御附被成候、此四人の者在町吟味仕、捕手など心得候者選出シ候様ニと、御玄関ニ罷在候役人中へ被仰付、我々も御玄関迄退出仕、吟味有之候処ニ、瓜生野町藤右衛門・藏上村勘左衛門・牛原村格左衛門・小倉村七兵衛此四人ニ相極、其懸りの役人方より申付、何も身仕廻仕御屋敷へ罷出候、我々事も宿ニ罷歸用意仕、九ツ時御屋舖へ罷出候て御案内申上候処ニ、御広間ニ被召出往來切手並路銀御渡被成候事

被召出行先御尋被成候得は、筑後本郷迄送歸候其先ハ不存と申候、兼々筑前下座郡永田村加藤清左衛門殿方へ被參候、彼所にては御座有間敷候哉と申候間、彼所をこゝろさし尋申様ニと被仰付候、若九州の地にて尋逢不申候ハ、上方へも上り相尋候様ニ、左候ハ、此往來切手・銀子にては成間敷候間、仲間の内壱人差返し申候得、若又手ニ余り申義候ハ、首を取歸り候様ニ被仰付候

一与三左衛門義兼て出入致候虚無僧安心・一心此兩人同道、殊ニたねが鳴鉄砲持參致候沙汰有之候間、其用心可致由被仰付候、仲間の者も白砂ニ被召出被仰聞候は、今度の追手ニ正左衛門・三四郎被差遣候ニ付、其方共四人御附被成候、兩人の下知を承隨分相勤候得と被仰附、何も御暇被下退出仕候、尤我々兩人刀御免町馬式疋被仰付候事

一同八ツニ田代町公役馬ニ乗、中間四人召連、永田村加藤清左衛門宅ニ暮六ツニ致參着、御用ニ付罷越候懸御目度由以取次申入候得は、内へ入候ニと有之、座敷の次の

間にて対面仕候得、今度の御用如何様の義にて候哉と有之、我々申候は、罷越候義、久保山与三左衛門義去三日欠落仕、貴宅へ参候段承罷越候、弥参申候ハ、様子御知らせ被下候様ニと申候、清左衛門返答ニ与三左衛門義は如何様の首尾にて立退申候哉と尋被申、我々申候ハ納物不埒ニ仕候て立退申候、遅ク罷帰候ては科重成申候、清左衛門返答ニ、与三左衛門義、数年親咄候得ハ有所申筈にて無之候得共、欠落の様子納物不埒ニ仕候由、殊ニ与三左衛門帰候義及延引候ては、ため悪敷候由御申ニ付、委細参先物語可仕候間、先緩々と咄候得と有之、種々の咄止不申、少の間ニ与三左衛門事相尋候得は、又四方山の咄ニ成、夜も更、迷惑仕候処ニ温飰出、其上酒肴の馳走有之候、漸さかすき盡とれ、其後与三左衛門参先の物語有之候、昨四日の九ツニ此方ニ参着、当所八助と申者の馬ニ乗、夜ニ入、しわ町五郎兵衛と申者の所ニ送、馬子八助ハ帰申候、則八助を呼直の咄我々ニ聞せ被申候、然は夜も

ニ、日田熊町新三郎と申者の荷物ニ岩井原にて替、しわニ帰候得は、客の行先存不申候由申候、道すから御申候は、我等事日田の町奉行被成由御申候、然は昨日荷物替候馬子新三郎ニ逢候て、昨日の客行先相尋候得は、日田の内小廻村庄屋新兵衛所ニ送届候、然処中津の内牛かみと申所の馬ニ乗、中津の様ニ御通候由咄申候、牛かみの馬子の名は聞不申由候事

一我々事小廻村へ八ツ時分着、新兵衛ニ逢候て与三左衛門事尋申候得は、昨昼四ツ時分私宅へ被参候処ニ、松平大和様侍衆此間より宿被成候ニ付暫居被申、何方の様ニ被参候由被申候、御尋被成候義如何様の義ニ候哉と尋申候、我等申候は、与三左衛門用事有之候て是迄参候、被居候所委細御教候得と申候得は、新兵衛答ニ、商事ニ罷上り候由咄被申候間、豊前の中津か豊後府内へか可被参候、中ニも中津の方ニ可被参哉と申候、我等申候は、馬子は何方の者にて候哉と尋候得は、新兵衛答ニ、其節用

八ツニ成候、暇乞仕罷立、近所ニ法華寺有之候ニ一時休、書状を認、田代馬子帰ニ手代衆迄様子記遣候

一我々事、永田村を七日の朝未明ニ立、しわ五郎兵衛所ニ五ツ時分尋参、五郎兵衛ニ逢、昨日永田村より送参候客、何方ニ被参候哉と尋候、五郎兵衛申候は、其侍衆一昨五日の晩五ツ時私宅へ御着、六日の未明ニ日田の様さまニ御出被成候、馬子は当町市郎右衛門と申者にて御座候、日田より此方岩井原と申所ニ熊町の馬と乗替罷帰候由申候、我々申候は、其市郎右衛門ニ逢、昨日の客被参先承度由申候得は、五郎兵衛申候は、市郎右衛門義今朝未明ニ日田ニ駄賃ニ参申候、各日田の様ニ御出被成候ハ、定て道にて御逢可被成と申候

一七日の五ツ下刻しわを立、道すから馬子市郎右衛門尋候処ニ、式軒屋と申所にて市郎右衛門ニ逢、昨日永田より被参候客、日田の内何と申所ニ被参候哉と尋候得は、市郎右衛門答ニ、昨日の客私馬ニ乗、日田の様ニ参候処

事ニ取込候得は、馬子の在所も名も不存候由、就夫新兵衛所にて正左衛門ニ相談仕、熊町の馬子新三郎方ニ中間の内吉人遣シ、牛かみの馬子の名尋候処ニ、新三郎申候は、馬子の名ハ聞不申候、年比ハ三十程の者と斗申聞候由にて罷帰候事

一小廻村の近所草場村へ参、家を頼飯を拵、村外ニ取寄喰、暮六ツニ草場を立、夜通中津へ参候処、月も入、提灯も消候得ハ、難所故行事難成、なはい木と申所ニ合羽洪紙をかふり野宿、此所豆田町より四里の所にて候、なはい木を八日の未明ニ立参候処ニ、七兵衛事ちやうの立と申所の手前にて殊の外飢候ニ付、食物を相尋候得は売物無之、人の家々も無之及難義候処ニ、廿五六歳の男女夫婦と見へて、子を尅人連、何方へか参候者、たかやのつとを持候故、其つとニ食物有之候ハ、飢候者ニ御振廻候得と申候得は、安キ事と申、麦の餅を出し七兵衛ニ喰せ申候、やさしき事ニ存候事

我々事も及飢候ニ付、ちやうの立と申所の茶屋にて麦の飯、貝の汁にて朝飯を給、行候処ニ九ツ時分牛かみ村ニ着、村の入口二十四五の童ニ逢、一昨日從此村日田ニ参候駄賃馬無之哉と尋候得は、式拾疋程有之候由答候、其内ニ侍衆を乗せ参候者はなきかと尋候得は、我等兄半七と申者侍衆を乗せ帰候由申候、其侍衆ハ中津にて何と申人の所へ送候哉と尋候得は、下小路庄屋六左衛門と申仁の所ニ送届候由語候

一我々事、同八ツ時分中津町ニ着、宿を借り候得共、其時分小山田弥市郎御尋の時節故、宿借申者無之ニ付、町別当布屋七左衛門と申人の所へ参、我々ハ肥前国の内、宗対馬守殿領分田代と申所の者、往来切手棧ニ候、宿御借候得と申候、七左衛門申候は、何の用ニ御越候哉、当地へ御知人^{など}杯ハ無之哉と尋申候、我等申候は、宇佐羅漢寺為見物罷越候、御当地ニ知人^{とて}迎は無之候、乍去^{さりながら}権藤養甫と申医者衆御当地へ被居候様ニ承候に今被居候哉、七左

衛門被申候は、我等別て咄申候、左候ハ、人を附可申候間、養甫所へ御出候様ニと申、人を附候事

一我等老人養甫所へ参、折節宿ニ被居、奇特ニ御越如何様の用事にて被罷越候哉、我等申候は、宇佐羅漢為見物罷越候、連も有之候一宿仕度由申候得は、何としても安事ニ候間、先休足仕候様ニと被申候

一養甫被申候は、久保山与三左衛門義、上方へ上り候迎、一昨日此方へ被参、最早船ニ乗被居候、未出船ハなき哉と被申候、就夫我等指付申候は、我等罷越候義ハ、与三左衛門義欠落いたし候ニ付、為呼戻可申にて候、為見物にては無之候、未出船無之候ハ、舟ニ乗、与三左衛門を召連申度由申候、養甫被申候ハ、扱ハ与三左衛門搦捕ためにては候ハんや無心許候、若左様候ハ、我等身軀の大事かと存候、其子細ハ宿を借し船なども肝煎候、先出船なき様ニ仕候て、得と相談の上を以宜様ニ可仕候、船ニ御出候義御無用、我等ニ御任候へと申、先船頭を呼、

舟留致候、弟惣左衛門を呼、兄弟にて与三左衛門欠落の次第尋被申候ニ付大抵咄申候、養甫被申候は、扱ハ公儀ニ至り不届成義候哉、左候ハ、捕御帰候様ニ可仕と申、為御案内町奉行林九郎右衛門殿方ニ被出候、弟惣左衛門は舟奉行和田与次兵衛殿並浦奉行方へ被遣候、然処公義より被仰出候は、其欠落者の義、今程江戸より御尋の小山田弥市郎などにては有間敷哉、追手の者共取損候ては御国の無調法なる事ニ候間、足輕を大勢出し、はり番の上、御為捕候様ニとの事の由、養甫帰被申聞候、然処ニ町奉行より養甫を御呼候て、又被申付候は、足輕ハ御遣し無之候間、明朝追手の者ニ為捕候様ニと有之候由、被申聞候ニ付、翌朝急キ正左衛門宿ニ参、右の段申聞、中間四人召連、舟頭案内者にて、尤養甫兄弟も跡より被参候、皆船場ニ参何の舟かと尋候得は、船頭乗舟を参拾間沖より引寄、此舟にて候と梶を渡候、我等正左衛門早速乗り、勘左衛門・藤右衛門・格左衛門・七兵衛、続て

乗、我等屋形の内を見候得は、与三左衛門事前後を不知、大いひきにて臥居候、我等正左衛門屋形の左右ニ居、勘左衛門引出し候様ニ申付、勘左衛門其儘押へ引起し候、正左衛門は刀属を取直シ被申候、我等は捕ニ参候意趣を申渡候、其節養甫兄弟並舟頭、此三人船場より立見致被居候、最早帰被申候様ニと申帰シ候、其後日田屋太右衛門所より朝飯を取寄、皆給させ候事

一与三左衛門申候は、舟頭所へあかり申度候間、脇差を指せ候様ニと被申候ニ付、本の身ハ除ケ、中間七兵衛ニ木にて為作指せ、舟頭所ニ置、中間三人番ニ付、我等・正左衛門ハ中間老人召連養甫所へ参、夜前よりは御心遣を懸候と懇ニ礼申、大杉原老東、弟惣右衛門ニ半切紙式束、庄屋六左衛門ニ同式束、兄文右衛門ニ同式束、次七右衛門と申町の嗜^(書)ニ式束、正左衛門並中間四人の宿日田屋太右衛門ニ銀拾参匁礼ニ遣候事

一養甫被申候は、与三左衛門と申者、中津船ニ乗居候ヲ

捕、肥前の国田代へ歸候由、手形我等ニ当テ遣候様ニと被申候ニ付、其通ニ認、正左衛門、我等兩人判を居候て遣候、是迄中津の首尾不殘相仕廻候事

一中津にて、から尻馬式疋、乗掛馬疋疋借り、中津を九日の四ツ時出、やゑまで式里、やゑより馬疋疋借、与三左衛門荷物附、皆歩行にてしやうゑ迄里、庄江にて疋疋借、椎田迄式里、昼弁当など遣イ、椎田にて又疋疋、から尻馬式疋借、山鹿の様ニ出候処、椎田と山鹿の間にて、与三左衛門我等ニ被申候ハ、我等今度欠落致し候意趣は、近年殊の外不勝手ニ罷成、就夫公儀の御米凡三百七八拾取込候ニ付如斯ニ候、今度歸申候ハ、重罪にて心遣ニ存候、何とそ貴殿了簡の上にて、右米上納濟給候へ、左候ハ、欠落一通の科にて候間、ひとへニ頼候由、被申候、我等申候は、夫程の取込にて候ハ、我等疋人ニても相済可申候間、此段ハ心安ク被存候様ニと申請合候ニ付、殊の外悦、自夫ハ高咄にて山鹿の様ニ通り候

三左衛門駕籠ニ乗せ、馬を曳せ、我々ハから尻ニ乗、秋月十日の四ツ時着、夜前の大雨故川水増難越由申候ニ付、皆其晚秋月ニ泊、奥膳甚兵衛と申人の向客屋ニ泊、其晚風呂溜、与三左衛門同前ニ風呂ニ入、宿ニ歸酒を調、与三左衛門ニしひ振廻、中間より不寝番仕候事

一翌十一日の朝飯後、乗掛馬疋疋借、与三左衛門を乗、我々兩人も馬ニ乗、九ツ時松崎町へ着、然は大庄屋孫兵衛・長十郎返事、秋月と松崎の間にて受取披見候ニ、与三左衛門同道にて御歸の段、御手代衆を以言上仕候、將又任御書面我々義姫方村伝左衛門方へ寄合居候間、兩人ニ老入伝左衛門方へ御遣候への由被申越候ニ付、与三左衛門事松崎にて弁当酒など振廻、正左衛門附被居候ニ付、我等馬ニ乗、姫方庄屋伝左衛門方ニ参候処ニ孫兵衛名代子息七郎兵衛・長十郎名代市右衛門被居候ニ逢、段々物語仕、其上にて正左衛門・我等公儀へ願有之由申候得は、如何様の義にて候哉と被尋候、別の義にて無之候、

処、袖比村仁助・飯田村小兵衛・藤木村市兵衛此三人ニ行合候、此者共ハ大庄屋中間より与三左衛門追手ニ遣候由、下関相尋、又小倉へ歸、中津を心懸参候、我等此三人を早ク見附、田代の首尾其外の事共申聞せ口を留、此者も同前ニ山鹿迄参、山鹿にて書状相認、与三左衛門義中津にて捕、明日田代迄つれ歸候段相認、大庄屋孫兵衛・長十郎・市右衛門・七郎兵衛ニ当、右三人ハ先ニ歸シ、我々与三左衛門事は山鹿にて夕飯を給、山鹿を暮六ツニ出、夜すから参候処、大雨ふり提灯の火も消、前後も不見難儀の躰にて小熊を通、せんすにて夜明、八丁の峠ニ着候時^天太霖降、何も凍候ニ付、茶屋ニより焼酒買皆給、少温候事

一与三左衛門被申候は、秋月は武家方ニ知人多ク折々参候所にて候間、脇差指せくれ候様ニと被申候ニ付、右の木脇差を捨、本の身を仕はめ、刀も免シ候、此義中間の者氣遣申候得共、与三左衛門心底見届候故如斯、夫より与

今度与三左衛門事定て死罪ニも被仰付義ニ候ハ、我々迷惑不過之候、乍憚我々ニ御対御免被下候ハ、難有可奉存候由、乍恐願上度候と申候得は、七郎兵衛・市右衛門、早速田代へ参、御手代衆を以右の旨被申上候、御兩人様被仰候は、奇特成訴訟ニ候、御返事は善吉を以幡崎川原にて可被仰付由ニ候、急川原へ罷遣候様ニと、七郎兵衛・市右衛門迄御手代衆被仰聞、我々事伝左衛門方より川原へ罷出候処、善吉を以御口上にて、与三左衛門義重罪故御免不被成候、急キ松崎へ立歸連参候得、大小を免シはなし、召捕人の段被聞召候、其段ハ其方など心次第二仕、幡崎村の前にて渡候様ニ可仕候、御屋敷よりハ吉田益右衛門・桜井孫平、目附ニ中間御付被成、御請取可被成由被仰渡候、不及是非松崎へ立歸、正左衛門ニ御意の趣申聞せ候得は、正左衛門涙を流シ、此上ハ可仕様も無之事と申、与三左衛門寝入被居候ニ付、大小を直し、其後起、被申候得は、与三左衛門起候て申候ハ、大

小を何迎取候哉と腹立被申候を、色々偽なため、馬に乗せ幡崎の前迄参候処ニ、右の御人数出合、立出シの家にて御中間佐次右衛門ニ繩を掛させ、御屋舗の夫部屋ニ被召置候、尤中間七郎左衛門・弥三兵衛・小屋衆兩人メ九人、幡崎の前迄御出し御請取被成候事

一我々兩人も同前ニ御屋敷へ参御案内申上候処ニ、忠右衛門様・兵助様御広間ニ我等兩人被召出、追手の始終御聞被成候ニ付、不残申上候得ハ、与三左衛門事 殿様蒙御罰、早速頭被召捕候との御悦にて、忠右衛門様にて晩の料理御使者の間にて被仰付候、召連候仲間四人も御台所にて御料理被仰付候、夫より宿ニ帰候得は晩の四ツニ成、両親並兄弟衆・村中不残相待被居候、荒増の咄仕、何も退出被仕候事

一翌十二日、正左衛門と申合、往来切手御屋敷へ持参仕、尤遣銀の余式拾五匁五分七厘相添差上候

一翌十三日、從御屋敷三四郎急罷出候様ニと、御手代衆よ

米出し候人数

一米三拾俵	磯野三四郎
一米五拾俵	倉成平左衛門
一〃五拾俵	与三左衛門一腹兄弟 原四郎右衛門
一〃拾五俵	与三左衛門行合兄弟 同 太郎兵衛
一〃拾五俵	右同断 同 惣左衛門
一〃拾俵	原 孫兵衛
一〃拾俵	天本長十郎
一〃三俵	平川正左衛門
右の外三郷小庄屋不残式表ツ、と覚え申候	宿村 平兵衛
一米五俵	
右の外、与三左衛門親敷者共出し、三百七拾表 ^(俵) ニ極候、此出方人数覚え不申候	

一同十四日、昨日の人数田代郷宿ニ寄合、右米の出方吟味致候処、相違の義無之、然処ニ兵助様より御呼被成、何も罷出候、被仰候は、何も今日町宿の寄合の用事、与三

り申来候、早速罷上候処ニ、御広間にて忠右衛門様・兵助様御逢被成、与三左衛門事、其方ニ面談にて申度事候由申候、夫部屋へ参対面可致候、左候ハ、御檢使ニ門司六郎右衛門御付可被成候、脇差も御玄關ニ召置、丸腰にて逢候様ニと被仰候に付、夫部屋へ参、与三左衛門ニ面談、何の用事にて候哉と申候、与三左衛門申候は、中津より帰道にて約束被申候事相違有間敷哉と申候、我等返答、其事相心得候、心違イ有間敷由申候得は、過分の至と悦被申候、右用事大庄屋孫兵衛・同長十郎・今泉村市右衛門・藤木七郎兵衛・城戸藤兵衛・永吉勘兵衛・古賀太郎兵衛承、右の義三四郎壱人ニ掛ル筈にて無之、是より直ニ下郷大庄屋孫兵衛所ニ寄合相談の上、米相調候様ニ可致由にて、右の人数孫兵衛方ニ寄合、米の付立致候処、三百七拾表程相調候と覚え申候

左衛門身躰の事と相聞え候、さて〳〵奇特成事ニ候、此段ハ早速忠右衛門殿へ可被仰達由被仰、何も御暇申罷帰候事

一同十七日、正左衛門・我等中間の者召連、御屋敷へ罷出候様ニと被仰候、正左衛門ハ差合、我等中間四人召連罷出候処ニ、御兩人御逢被成、此間苦勞仕候、依之兩人ニ鳥目参百疋ツ、四人の中間ニ百疋ツ、被仰付、御口上ニ、今度の働ニ付御褒美の義、御城下ニ候ハ、被成様も可有之候得共、御国遠御代官所故褒美の印迄ニと被仰、御手代衆を以御渡被遊、頂戴退出仕候事

一我等申上候は、加藤清左衛門ニ礼申度由申候得は、田代諸白参升樽・朝鮮鱒式枚被下候、依之正左衛門・我等方より書状相添、永田村へ遣候

清左衛門より返事

遠路態御使礼、殊ニ田代諸白一樽・朝鮮干鱒式本、被懸御意別て辱存候、御慇懃猶の至、却て痛入申候、如

被仰聞、先日ハ始て御出得御意大慶ニ存候、夜中と申
 旁以早々の義にて為何御馳走も不申入、残念の至ニ存
 候、猶期後音の時候、恐惶謹言

加藤清左衛門

六月十九日

平川正左衛門様

磯野三四郎様

右加藤清左衛門ハ福岡黒田三左衛門様御家頼、知行式百
 五拾石下座永田村へ居住

一与三左衛門事夫部屋ニ被召置、切々御広間落縁ニ被召
 出、御詮儀有之候、尤荷物御改被召上、本より田畠家屋
 敷家財被召上候、大庄屋給田畠家屋敷ハ御除、其外ハ御
 売払被成、其代銀何程有之候哉不存候、右合力米參百七
 拾俵の内半分は合力の人数米高ニ応シ被下候、其時分の
 米表ニ付拾七匁式六分仕候、引負上納相済候ニ付、命を
 御助ケ、弟四郎右衛門方へ御預被召置、其後御中間衆御

付御国仁の郡ニ流罪被仰付候事

天和參癸亥年

一二月十日より神辺村池田我等持分、本屋敷地形普請仕、
 相仕廻候迄、人夫百三拾人、此外藪開・溝拵・名子の家
 普請ニ入候人夫迄ニ凡千人程入調申候事

一同日廿五日、万歳寺住持太嶺申請、祖父天本主計殿位牌
 の銘書仕、西念寺住持智閑を頼、彫薄を入、万歳寺へ上
 ケ置候事

一同月同日、堀の頭草山助右衛門自由仕候様ニ願上候得
 は、願の通被仰付候、尤桜井孫平殿・岩谷権兵衛殿ニ被
 仰付、竿御入被成候処ニ、七段壱畝拾歩ニ相極、御立山
 の境ニ溝掘候様ニ被仰付、則境目ニ助右衛門溝掘候事
 一四月四日、庄屋家普請仕掛申候、棟梁大工藤木村庄三
 郎

一四月十一日、鴉の尾山竹山の替、間ノ谷と申所ニ被仰付

被下候様ニと、村山善左衛門・権藤甚内・青木甚右衛門

金剛寺と下ケ名を申候

・我等四人にて訴訟仕候処ニ、願の通ニ被仰付候ニ付、桜

貞享元甲子年

井孫平殿・相田九兵衛殿御取次を以、御礼申上候、就夫間
 の谷ニ我々四人上り、同廿日ニ竹植させ申候、人夫九拾
 人、内拾五人は牛原村、拾六人は宿村、三拾九人は蔵上

一二月神辺村四ノ坪畝町倒の普請仕、畝町数五拾九有之候
 を、拾四ニなし申候、人夫五百六拾人にて仕廻申候事

村、三拾人は養父村、同廿一日、夫參拾五人の内五人ハ

一五月廿五日、口中痛候ニ付、為養生筑前福岡へ出、御医
 師湯浅休庵ニ逢候事

牛原村、五人は宿村、拾五人ハ蔵上村、拾人は養父村、

一六月廿一日、筑前福岡御医者鶴原拙兵衛ニ療養を頼、葉

尤我々相詰、此日迄ニ仕舞、都合人夫百式拾五人

申請候事

一八月、百姓申相談の上を以申定候は、以前は御年貢計
 筵、村中貫物にて筵拾枚宛買調候得共、此古筵の成行不
 知、百姓中より庄屋手前に不審も可有之かと存、今年よ
 り向後ハ散使手前より毎年拾枚宛買調、古筵は散使取候
 様ニ申定候、尤目こほれ米散使取候ニ付ても、如斯の仕
 形速ニ可有之と相極候事

一六月ニ当村中よりの散使給ニ買附候八反た中田八畝、代
 銀百六拾目、村中貫銀にて買戻し、散使給ニ加へ、此
 年の暮より散使給の仕替不仕候、但村中よりは替なしニ
 定候時、右の代銀の内五拾目散使太郎右衛門より出ル、
 右の田地元來散使給内の処ニ太郎右衛門借銀大分有之二
 付、此田地を売、代銀を以扶持を請、借銀払仕度由、我

一八月四日、宮の脇中畠数年作荒シ置候を、地主藪を立置
 候を畠ニ開、下畠ニ願上候処、願の通下畠ニ被仰付候、

等迄願出候ニ付、百姓中ニ致相談、延宝九酉年四月ニ喜

兵衛ニ売せ置候、委は延宝九年の記ニ有之候事

一七月廿五日、兄久右衛門殿夫婦の石塔の銘書、賀嶋兵助様より御認被下、則兩人石塔ニ彫付候事

一子七月廿九日、久留米御医師白木卜心ニ逢、口中療養頼候事

一牛原村山の内、屋敷付の裏山割付の事、堀頭山助右衛門、其次東の尾境迄太兵衛、夫より次の尾境迄十右衛門、夫より次の尾境迄藤右衛門、夫より平谷境外平下ニかけ与三兵衛、谷より松尾道上横道迄此外ニ外山の内上半分九左衛門、松の尾道境より東の谷境下五郎助、同上は正右衛門、夫より東の尾境迄下は新右衛門、同久保より上は茂左衛門、其尾を境ニして後谷迄庄屋の屋敷ニ付分、尤上は鏡の城の根竹山久保迄、夫より東草山兩平東の尾の囲の溝迄、庄屋の屋敷ニ付分、此草山は先々庄屋天本弥右衛門、窺 公儀仕立の草山故、以来他方の者決して不入、右の後谷水流の谷より東虚空蔵の上の尾上り北

草山境迄不残助右衛門、右の尾境より東の小谷迄市右衛門、其谷より東尾壱ツ東の谷迄清覚、其谷境より東の平境より東の平尾境迄九郎右衛門、右の通其節相極候事

一同年、御代官龍田三右衛門様・賀嶋兵助様へ申上、大井

手口ニ横井樋はめ申候、尤入句銀は村中貫銀、人夫は公役にて仕候、大工は四阿屋清右衛門仕候

長サ七尺五寸

井樋口壱尺ニ三尺

板厚サ三寸五分

右入句銀四拾四匁、貫銀にて相済シ申候

貞享式乙丑年

一四月廿一日、古賀村花の木田普請仕舞申、其時分道意老御首ニ癪腫出来仕候得共、頓て御快氣にて候事

一同月廿六日、村中六拾歳以上の男致振舞、祖父主計殿牛原村へ打入の年数相尋候処ニ、丸林忠兵衛覚候は、甲

慶長十九年二当ル
寅年と申候事

一五月八日、賀嶋兵助様御帰国、御内様御同道、我等ハ御懇ニ付、女共今町迄罷出、御暇乞仕候、村中より三拾六人、筑前永岡原にて御暇乞申上、我等は釘摺迄罷出ル、村中より出候者

又四郎 十右衛門 与三兵衛 新右衛門 茂左衛門

伊左衛門 九郎左衛門 吉右衛門 九左衛門 七郎兵衛

伝左衛門 太郎右衛門 六右衛門 久左衛門 平左衛門

六左衛門 藤左衛門 五郎右衛門 格左衛門 長右衛門

久兵衛 利兵衛 九郎右衛門 六兵衛 藤兵衛 伝兵衛

仁右衛門 権左衛門 長左衛門 清左衛門 伝右衛門

半右衛門 市左衛門 又右衛門 清右衛門 平右衛門

メ参拾六人

一五月十六日、中庭茂兵衛殿より御呼被仰候は、牛原村市左衛門、博多より帰便ニ、御国西山寺より銀拾式匁茂兵衛方へ参候を御蔵本より請取、此方へ届不申、吟味仕候

様ニと被仰付候、市左衛門を呼、様子聞候処ニ、市左衛門申分届不足ニ候て無念の所有之、申分紛候ニ付、市左衛門申候は、私弁可申と申候て、拾式匁茂兵衛殿へ払申候、其後御国西山寺より鳥目百疋代拾式匁牛原村百姓市左衛門ニ被下候由にて参候、尤中庭茂兵衛殿状添参候ニ付、我等請取手形仕、茂兵衛殿へ遣候、此迄趣西山寺御状ニは書載候得共、銀は西山寺ニ残居候、就夫跡より参候ニ付右の通の事

一六月十七日の晩四ツ時分、大庄屋より廻り状来、庄屋中不残、明十八日九ツ時御 屋敷ニ罷出候様ニとの儀ニ候、御用は小原九郎右衛門と藤木庄屋八右衛門公事御決断の事也、然処ニ河内庄屋吉左衛門殿田代へ出廷引被致候、吉左衛門殿へ廻り状遅参候故、吉左衛門殿腹立被申候、此方にて吟味仕候得は、散使太郎右衛門は丸林助七ニ渡、即刻相届候様ニ申付置候処ニ、助七乍請取延引仕候、科代ニ走番拾人同月廿三日ニ申付候、吉左衛門殿田

北一通伝左衛門老畝式拾歩東の藪を付ル、南三か式を式ツニ割、東を九左衛門、西を七郎兵衛、メ三畝拾歩、但上畠屋敷内式ツを九左衛門、老畝拾歩ハ七郎兵衛、西の藪伝左衛門屋敷通り迄七郎兵衛ニ付ル、東の藪は九左衛門、井川ハ九左衛門分、但伝左衛門・七郎兵衛も水吸申約束也

貞享四丁卯年

一卯年より庄屋村雇夫、老竈より式人宛ニ相極候、但朝飯急参働、昼飯夕飯共ニ其者手前より給出ル也、此意趣ハ、以前は朝飯急参働、昼食夕飯は庄屋方にて老年ニ三日宛にて候、然は雇夫の内ニは頭百姓も有之、或人の下人も有之、食時座席の高下難成、其外間も有之ニ付、右の通ニ相定候、百姓中も勝手能候と有之ニ付、相極候、我等祖父主計殿代ニは、村中の男罷出働候程の者是不残、初田植ニ朝飯急参、昼迄働、昼飯は庄屋方にて、赤

飯一汁式菜にて祝有之候由聞伝、其後式法段々衰、右の通ニ成行候段残念ニ候也、於子孫志も有之、余力も有時ハ先祖の式法の通可仕者也

一四月廿八日、六兵衛水車の事申上候得は、仁位助之進様より被仰付候、川獵ニ御出被成候節、孫平殿を以申上御免被成候

一六月廿三日、当村畠高上免三ツ八分ニ成候事、田畠御免御定の儀は、延宝年中平田齋宮様・賀嶋兵助様御代ニ、御領中の御免帳跡方御吟味被成、向免御覽被遊、村々田畠高上免御定の時、牛原村田方五ツ七分、畠方三ツ三分ニ被仰付候、然処右の通ニ三ツ八分ニ被仰出、此儀迷惑ニ存、御理申上候得は、寛永拾三年の畠御免三ツ八分ニ御免相見出シ被成候ニ付被仰付申にて御座候、其時の御代官仁位助之進様・上田茂兵衛様、役人は中庭茂兵衛殿にて、此茂兵衛殿御見出し被成候由ニ候、免違の村々、小倉村・永野・本城河内村・赤川・安楽寺、堀田免右同

前二候也

一卯年村中ニ申渡法度の条

○村より諸方使ニ参候者返事、庄屋方へ不申届候者数多有之候、以後左様の者有之候ハ、為科代人夫五人宛可申付事

○庄屋本の諸事算用方相違有之と存候ハ、無遠慮早速可申出、翌年ニも成申出候ハ、可不届事

○常々先祖の墓所を掃除可致事

○溝筋の石垣並土手少ニても損不申様ニ可仕、若損さし

候者は、為科代人夫五人可申付事

○牛馬をはなし置、作毛を喰せ候ハ、其軽重ニ付為科

代人夫可申付事

道意様西法寺御堂再建左ニ記

一八月、西法寺御堂建立相談相極御ニ付、我等買用のため、牛原村大工清右衛門を下関へ銀子為持差越候、尤銀五百五拾目相渡買立候分

一はん木七拾丁

代銀百拾九匁 但老丁ニ付老匁七分

かへ

一七寸ニ角式拾五本 同百九拾七匁五分 同七匁九分かへ

一六寸ニ角拾六本 同六拾式匁四分 同三匁九分かへ

一六寸半角拾六本 同六拾式匁四分 同三匁九分かへ

一式丁掛平物式枚 代銀拾五匁 但七匁五分かへ

一完料五枚 同四拾目 同八匁かへ

一同式枚 同拾六匁六分 同八匁三分かへ

一同五枚 同式拾五匁 同五匁かへ

一杉長木沢參丁 同四拾目五分 同拾三匁五分かへ

メ銀五百拾六匁

二合銀五百式拾七匁ハ、下関間屋堺屋長五郎仕切寄

右の外

銀拾壹匁 清右衛門遣銀

同八匁壹分 六寸角式本代

同三匁七分六厘 三四郎手前ニ取

同壹分四厘

掛たわれ有

惣合銀五百五拾目

一銀參拾九匁〇五厘 下ノ関より瀬ノ下迄船賃

一同拾參匁 瀬ノ下より水屋蔵場迄上荷舟賃

一銀拾五匁 蔵場より高田新左衛門所迄持賃

一同貳拾三匁壹分 清右衛門日用遣銀共ニ

四ノ銀九拾目三分五厘

式合銀六百四拾目三分五厘

内百九拾目〇八厘 四阿屋宮神殿葺替入句

残銀四百五拾目貳分七厘 西法寺御堂の伐木代

一銀參百六拾三匁六分九厘佐賀領にて買松伐木竹代共

式合銀八百拾三匁九分六厘 委細は御堂建立記ニ有之

磯野寿延記 二

義

元禄元戊辰年

一三月廿四日、当地疱瘡時行、村中子共五人相果候ニ付おそれ候て、お猿・お砂を召連、久留米堤八左衛門方ニ引越居候処ニ、お猿事四月三日より疱瘡ニ仕付相仕廻、同月十三日ニ牛原村より酒・赤飯を取寄、細工町中其外掛りの別当・医師・知人方を呼、祝歸候事

一当村九左衛門、水車麦白仕立申ニ付願書上ル

覚

牛原村九左衛門と申者、岸田川小坂と申所ニ水車仕度由申候、村中他村の障ニも不罷成義ニ御座候、願の通ニ被仰付候様ニ被仰上可被下候、以上

辰七月十八日

庄屋

三四郎

三原半左衛門殿

相田九兵衛殿

桜井孫平殿

右三原半左衛門殿御取次にて、願の通ニ被仰付候

一七月十五日、御屋舖にて被仰付候は、牛原村吉右衛門女房類族の儀ニ候間、相果候ハ、即刻御屋敷へ御案内申上候様ニと被仰付候、扱又存命にて有之由書付差引申様ニと被仰付候ニ付、書附上ル

覚

牛原村吉右衛門女房つた、年三拾五、当春御改被成候類族にて御座候、唯今迄存命にて罷居申候、以上

辰七月十六日

庄屋

三四郎

相田九兵衛殿

三原半左衛門殿

桜井孫平殿

元禄式己巳年

一鉄砲御改被遊候ニ付、指上候書物

起請文前書の事

一今度鉄砲御改被仰付候ニ付、三郷其外寺社共ニ稠敷相改候処ニ、書付差上候外の者、耆人も隠居不申候事

一御領分中ニ牢人鉄砲毬挺も無御座候事

一質鉄砲の儀、御領分ニ毬挺も無御座候、自今以後他領

との儀は不及申、御領分ニても質ニ入取仕間敷候事

一自今以後鉄砲求候共、相払候共、遂案内御差図次第ニ可仕候事

一売用の鉄砲、若他領より持来候者有之候ハ、急度可

申上候、内証にて隠密ニ相求申間敷候、尤当分預置度

と申候者有之候共、片時も預り置申間敷候事

右の条々於相違は、右の前書にて村々庄屋中へ、誓旨

被仰付候、右書上候外ニ鉄砲毬挺も隠置不申候、自然

隠置候由、以来御聞届被成候ハ、無調法ニ可被仰付候、以上

巳七月十一日

牛原村百姓

吉右衛門 印

村中家主不残 判形

牛原村庄屋

三四郎殿

一八月八日辰下刻、磯野道意老寿九拾歳にて死去也、七月廿二日より煩付被成候故、原宗甫を呼、薬服用仕、同廿九日原正悦を呼、右同断、八月三日ニ、常々数寄故安宅の謠、さしよりきり迄成程高音ニ御諷被成候事、委細道意記ニ有之

一巳年内ニ道意老石塔建立仕候、石工は曾根崎村四右衛門、銘書は古賀養元、入句銀式百六拾目程にて成就仕、寸法の儀は存生の内御望有之、其通ニ我等下知にて仕候事
一十二月九日、御国本より鉄砲御改奉行嶋雄八左衛門様・御付衆竹田甚五右衛門殿・木寺達右衛門殿御越被成候ニ付、差上申証文の写

差上申手形の事

当村畜類多出、作毛荒シ申ニ付、御断申上、鉄砲毬挺私

ニ御預置被遊候、玉込不申鉄砲にて畜類おとし令申候、

若畜類ニ事寄、悪事仕出間敷候、尤畜類殺生仕間敷候、

此鉄砲の儀、他人ハ不及申上、親子兄弟にて御座候共、

借し申儀曾て以仕間敷候、右の趣於相背ハ、如何様の曲

事ニも可被仰付候、為其一札差上申所如件

元禄式己巳年

養父郡牛原村庄屋

十二月九日

磯野三四郎

嶋雄八左衛門殿

唐坊新五郎殿

瀧六郎右衛門殿

覚

我々儀、従以前持来候ニ付、今度獵師鉄砲被差免候、弥被仰付候通、狩の外悪事仕出候ニおいてハ、本人は不及

申上、大庄屋・小庄屋・散使共迄、急度曲事ニ可被仰付の旨、奉畏候、右の鉄砲他人は勿論、縦親子兄弟にて御座候共、持主の外余人ニ借候義、曾て仕間敷候、只今迄所持の鉄砲損シ仕替候節は、各様迄遂案内可受御差図候、若右の趣相背候ハ、何様の曲事ニも可被仰付候、仍為後日一札差上申所如件

元禄式己巳年

十右衛門

十二月九日

吉右衛門名子

又右衛門

牛原村獵師

吉左衛門

嶋雄八左衛門殿

唐坊新五郎殿

瀧六郎右衛門殿

表書の通相違無御座候、若相背候者御座候ハ、急度可遂御案内候、若我々不吟味仕候ハ、何様の曲事ニも可

被仰付候処如件

散使
 太郎右衛門
 牛原村小庄屋
 磯野三四郎
 養父郡大庄屋
 天本吉兵衛

牛原村小庄屋
 磯野三四郎
 養父郡大庄屋
 天本吉兵衛
 嶋雄八左衛門殿
 唐坊新五郎殿
 瀧六郎右衛門殿

覚

当年鉄砲御改の節より、獵師鉄砲・おどし鉄砲の外村中ニ鉄砲所持仕候者無御座候、自然隠置後日ニ相知申候ハ、持主は不及申上、大庄屋・小庄屋・散使共迄、如何様の曲事ニも可被仰付候、若以後獵師の外、無断密々鉄砲致所持、畜類殺生仕者御座候ハ、急度可申上候、為後日一札差上申処如件

元禄式己巳年十二月九日

散使
 太郎右衛門

今度鉄砲御改ニ付、御条書の趣、謹て奉承候、生類憐の儀、忘却不仕候様ニ、堅可奉守之候、並畜類殺生の儀、獵師の外は御差図被遊候段奉畏候、弥畜類殺生曾て仕間敷候、尤自今以後無断鉄砲所持仕間敷候、此以後密々違背の族有之候ハ、急度可遂御案内候、若於相背は、被遂御吟味、大庄屋・小庄屋・散使迄何様の曲事ニも可被仰付候、以上

元禄式己巳年

十二月九日

牛原村散使
 太郎右衛門

牛原村小庄屋
 磯野三四郎
 養父郡大庄屋
 天本吉兵衛

嶋雄八左衛門殿
 唐坊新五郎殿
 瀧六郎右衛門殿

鉄砲御改帳ニ判形仕候人数、但牛原村並河内村

三四郎 五郎右衛門 藤左衛門 六左衛門
 平左衛門 久左衛門 六右衛門 七兵衛
 格左衛門 大郎右衛門 長右衛門 又兵衛

太兵衛 市助 又右衛門 九郎兵衛
 作左衛門 弥左衛門 仁左衛門 清右衛門
 伊右衛門 作右衛門 善右衛門 九左衛門
 七郎兵衛 伝左衛門 吉右衛門 九郎左衛門
 与右衛門 伊左衛門 五郎助 茂左衛門
 新右衛門 与三兵衛 藤兵衛 正兵衛
 河内村分
 吉左衛門 又右衛門
 八兵衛 利兵衛 八人
 口合人数六拾八人

六兵衛 喜右衛門 源兵衛 四右衛門
 利兵衛 加右衛門 一五右衛門 仁右衛門

元禄参庚午年

安左衛門 市左衛門 九郎右衛門 久兵衛
 平右衛門 長左衛門 安右衛門 伝右衛門
 清左衛門 半右衛門 権左衛門 藤兵衛
 喜兵衛 伝兵衛 正左衛門 十右衛門

一五月廿五日、佐賀領大里村執行九郎兵衛被差間、銀百目致合力候様ニと有之ニ付、磯野清右衛門殿・同次助・我等此参人ニて等分ニ出致合力候、就夫差間候処相濟忝由、深々御礼ニて候事

一 六月廿六日ニ左源太養子仕候、瀧六郎右衛門御代ニ願上被仰付候事

一 八月被仰出候は、唯今迄は御膳米の俵、常の通ニ念を入候斗ニて寤知兼候間、此後は七所結ニ仕、随分繩俵念を入候様ニと被仰付、畏存候と申上候

一 九月十三日、吉田鞞眞門弟ニ成、神道承候事

元禄四辛未年

一 二月十六日ニ窮民救銀仕立候事

さやノ前

中田式段

高式石八斗

同所

中田壹段四畝拾貳步

高式石〇壹升六合

ノ畝参段四畝拾貳步

高四石八斗壹升六合

米田入口四拾五俵

麦田銀参拾目

右は古賀村原惣左衛門殿田地有之候を、代銀六百五拾目、他力を不受して買、村中為窮民救立置候也、委細の書付は窮民救記ニ有之

一 娘お猿・お砂瘡の為願成就、伊勢参宮存立、我等夫婦

・お猿・お砂・清覚、下人添川原より召置候善七、牛原村より召置候又助ノ七人、外同行牛原村九郎右衛門・

同村茂右衛門三月ノ六日ニ発足、酒迎磯野清右衛門殿・

同助右衛門・同次助・村山善左衛門殿・同善七殿・原惣

左衛門殿・同四郎右衛門殿・同藤吉殿・同七左衛門殿ノ

九人一組、酒迎権藤甚内殿・青木甚右衛門殿・倉成五兵

衛殿ノ三人一組、酒迎天本吉兵衛殿・原七郎兵衛殿・有

馬善吉殿・高尾甚八殿・今村弥右衛門殿・高野六左衛門

殿・古賀久五郎殿ノ七人、此参組、太田・原・今町・白

坂ニて請申候、村中は四阿屋宮ノ前しおいの時分社内ニ

て請申候、右の御礼塗^途申迄御出候儀、子共不残召連、大

願成就心を被添たる儀と存、過分至極ニ存候、道中・船

中無恙大坂ニ着、京都宿は扇子屋正七、洛中洛外無残見物、参宮首尾能相仕廻、又京都上^り、夫より宇治・奈良見物、夫よりくらかり越を致、大坂へ出、不残見物、八幡は登懸ニ拜見、下り船中道中無恙致下着、満足無此上候、委細不記、荒増如斯

一 磯野清覚並五音致稽古度由申ニ付、唐津より継部と申座頭を呼、稽古致させ候、其後清覚儀、又助を召連、唐津へ数度罷越、致稽古、継部覚居候一通不残致伝受、占五音共ニ能当候也

一 八月、瀧六郎右衛門様より村絵図仕候様ニと被仰付候ニ付、百姓中立会、間敷相改、下絵図仕立、瓜生野町圓智を頼、相認上ル

一 十二月八日、祖母様三拾三回忌の法事我等仕候、出家衆は徳昌寺住持・長福寺円藏司・西法寺玄好・同弟一玄・玄好子春嶺ノ五人申受ル、万歳寺は上京の留守也、相伴の人数清右衛門・治左衛門・次助・助右衛門・与四郎・

書付は窮民救記ニ有之

一 娘お猿・お砂瘡の為願成就、伊勢参宮存立、我等夫婦

・お猿・お砂・清覚、下人添川原より召置候善七、牛

原村より召置候又助ノ七人、外同行牛原村九郎右衛門・

同村茂右衛門三月ノ六日ニ発足、酒迎磯野清右衛門殿・

同助右衛門・同次助・村山善左衛門殿・同善七殿・原惣

左衛門殿・同四郎右衛門殿・同藤吉殿・同七左衛門殿ノ

九人一組、酒迎権藤甚内殿・青木甚右衛門殿・倉成五兵

衛殿ノ三人一組、酒迎天本吉兵衛殿・原七郎兵衛殿・有

馬善吉殿・高尾甚八殿・今村弥右衛門殿・高野六左衛門

殿・古賀久五郎殿ノ七人、此参組、太田・原・今町・白

坂ニて請申候、村中は四阿屋宮ノ前しおいの時分社内ニ

て請申候、右の御礼塗^途申迄御出候儀、子共不残召連、大

願成就心を被添たる儀と存、過分至極ニ存候、道中・船

惣左衛門・四郎右衛門・原七左衛門・孫兵衛・七郎兵衛

・善吉・天本久右衛門・福田七右衛門・村山与三右衛門

・善左衛門・河内吉左衛門・姫方孫助・熊平左衛門・天

本九右衛門・六兵衛・平右衛門、右の御衆中へ齋^と仕候、

村中は男女共ニ酒振廻、古賀村ハ一家より吉人宛酒振廻

仕候事

一 牛原村丸林より西原迄墓所は、下墓所と申所ニて候得

共、石多ク有之候て苦勞有之、或牛馬の引捨穢多有之拜

礼所ニ不宜、尤所も狭ク候故、百姓中ニ致相談、同村の

内丸尾山と申所ニ移候事

一 十二月十三日、養父郡廻状賃米取相極候、宿より上りを

米八俵ニ相定、本瓜生野村四右衛門持候、但牛原村より

ハ米三斗八升五合出ス分ニ相極候事

一 宿村吉松道堪被差聞候ニ付、銀五百目利無五年の納崩ニ

借給候様ニと有之ニ付、当未暮より来亥暮迄納崩ニ用

ニ立候、銀百目磯野甚左衛門、五拾目同次助、五拾目

原四郎右衛門殿、五拾目原惣左衛門殿、五拾目嶋市左衛門殿、五拾目同孫七殿、五拾目森伊右衛門殿、五拾目権藤甚内殿・青木甚右衛門殿、五拾目此銀主不相知爰不記

元禄五千申年

一二月十一日、屋移の人数六兵衛・喜右衛門・喜左衛門・勘右衛門・藤兵衛・正左衛門・九助・惣兵衛・伝兵衛・喜兵衛・権左衛門・安右衛門・長左衛門・清左衛門・伝右衛門・半右衛門・平右衛門ノ拾七人召寄候て申聞候は、何も重谷悪所畠を求、移跡の屋敷・藪原畠、又天神の本の畠・重谷畠、田ニ仕候得は村の恰好能、上の御所務も式拾俵余有之、何もの内にも多少ニよらず、仕様を以徳可有之様ニ相見之候、近々御社再建仕候ハ、宮ノ前も晴、景色も能可罷成候、如何可仕候哉と致相談候処ニ、何も申候は仰の通上の御徳分も有之、人

ニより手前の徳分も有之、御宮前もはれ申儀ニ候間、移申度ハ候得共、新溝の地代、或溝拵賃、藪開畠田仕人夫賃、家直シ賃造作多有之候間、移申義成申間敷候、乍然上より拝借銀杯被仰付候ハ、御銀を以右の入目を相達可申候由、一同ニ申候、我等申候は何も申分一々尤ニ候、左候ハ、御銀参貫目願上可申候、相叶候ハ、身躰ニ応し、又開方の徳の多分ニ応し、銀相渡可申候、如斯の仕様にて屋移可被仕候哉と重々申聞候得は、左様の事相叶候ハ、屋移可仕候由何も一同ニ申候、又我等申候は、若拝借銀不被仰付候ハ、我等数年の存立ニ候間、参貫目の銀を利なし五年の納崩ニ何も取替可申候、先上の御銀願上可申候由相談相極、訴状を相認差上候、訴状の写

覚

一牛原村の内、原重谷と申所ニ居来候百姓拾七竈の者共を、重谷裏と申手の悪所畠ニ移、跡の屋敷・藪・裏畠

・外畠共ニ田ニ開申候得は、百姓の勝手永々能御座候、殊ニ村の恰好も能罷成候、惣て牛原村人数ニ応し田数少ク御座候間、開田仕候得は田数増申旁勝手能御座候事

上銀被仰付、午ノ翌未の年より田方御物成被召上可被下候事

一右の開田仕候得は、御上の御徳分も相見へ申候、唯今は畠御物成大豆並藪御運上銀大豆上納ニ仕候へは、大概拾俵余相見へ申候、田ニ仕候得は御物成参拾俵余上納仕筈ニ御座候、然は毎年米式拾俵程宛永々御徳分と相見へ申候事

一開田の溝筋間数六百式拾間御座候、此溝拵仕候人夫千式百人程も入可申と相積申候、大分の義ニ候故、開田仕者共力ニ及不申候条、右の人夫の内七百人御合力被仰付可被下候事

一拾七竈の者共移申候造作銀壹貫八百五拾目程、又は開田の溝筋ニ費申所の地を買申候代銀六百五拾目、式口合銀式貫五百目入用ニ御座候、此銀当暮拝借被仰付可被下候、然上は明西の暮より来ル丑の暮迄壹ケ年ニ五百目宛五ケ年ニ上納可仕候、若願上候百姓の手前遅滞仕候ハ、庄屋甚左衛門手前より急度上納可仕候事

右開田並屋敷畝数、銘々帳面ニ相認差上申候、願の通被仰付被下候ハ、当暮来春ニ不残開せ可申候、尤大分の拝借銀其外願多、殊ニ大勢所替仕義ニ御座候故、大庄屋吉兵衛義も立合吟味仕候処ニ、相障儀無御座候、乍憚御了簡を以宜被仰付被下候様ニ、被仰上可被下候、以上

牛原村庄屋

申二月廿一日

甚左衛門 印

養父郡大庄屋

吉兵衛 印

一拝借銀被仰付候儀、御成不被遊候ハ、藪開畠田屋敷共ニ明西年より来ル午年迄十ケ年の間ニ、畠御物成藪御運

桜井 孫平殿

相田 九兵衛殿
吉田益右衛門殿

右の通ニ相認、尤藪開田・同屋敷畠田・同屋敷各帳面ニ認相添差上申候、其時の御代官久和弥五左衛門様・高雄平左衛門様、役人方ハ藤松三郎右衛門殿、各訴状帳面御覽被成被仰候は、大分の銀、殊ニ十七竈の者共屋移仕事ニ候間、爰許ニて願の通被仰付儀御成不被成候、御国へ被仰越、被得御差込可被仰付の由、被仰聞候事

一我等申上候は、唯今より溝拵仕度奉存候処ニ、御国へ被仰越候ハ、及延引、春中ニは御左右無之儀も可有御座候様ニ乍憚奉存候、麦作未熟の時分などニ被仰付候ては、今年溝拵難成候間、溝筋の儀は只今仕懸り度奉存候由申上候事

一御兩人より被仰聞候は、拜借銀の儀は御国より相済可来も不定ニ候、然は溝筋難被仰付候、但御国本より御銀御借不被成候ハ、甚左衛門方より銀子を出し、屋移開方

の者ニ借シ差上候帳面前開方畠田成就仕候ハ、溝筋の儀ハ可被仰付由、被仰出候事

一私申上候は、数年の願の儀ニ候間、若御銀御借不被成候ハ、私方より銀を出シ相仕舞可申由申上候、左候ハ、其通の書物仕、差出候様ニと被仰付候ニ付、書物仕差上候事

一御兩人被仰候は、此上は御国ニ被仰越、願相叶候様ニ被成可被下候間、溝拵仕懸り候様ニと被仰付候事

一溝筋ニ段々葉篠を仕置候処ニ、弥五右衛門・平右衛門様・益右衛門殿御同道ニて御出御覽被成、溝筋の様子可然被思召候間、随分念を入拵申様ニと被仰付候事

新溝筋間敷・代銀の覚

- 一田の内巻間ニ八間 かみた 代銀拾五匁 八郎兵衛
- 一田の内巻間ニ三拾間 山さわ 同四拾五匁 甚左衛門
- 一田の内巻間ニ拾八間 同所庄兵衛ニ質ニ置候年数の内 同式拾目 七兵衛

一畠の内巻間ニ貳拾壹間 岩坂 同参拾目 藤左衛門

一道的内巻間ニ四間 同所 代銀なし 主なし

一田畠の内巻間ニ七拾五間 堀頭 同七拾目 助右衛門

一道溝の内拾間 西原口 代銀なし 主なし

一畠の内巻間拾間 代銀五匁 太兵衛

一藪の内巻間ニ壹間 西谷 同式匁 七郎兵衛

一屋敷の内巻間ニ貳拾間 同所 同八拾目 伝左衛門

一道の内巻間ニ拾壹間 同所 代銀なし 無 主

一屋敷の内巻間ニ拾八間 同所 同五拾目 七郎兵衛

一藪の内巻間ニ拾四間 谷川下屋敷の下 同五匁 甚左衛門

一谷川巻間ニ六間 丸林 代銀なし 主なし

一藪ノ内巻間ニ五間 同所 同五匁 五郎右衛門

一屋舖の内巻間ニ三拾三間 代銀なし 助右衛門

一田の内巻間ニ四拾貳間 館 同四拾目 同人

一藪屋敷の内巻間ニ拾三間 丸はやし 同参拾五匁 久兵衛

一屋敷ノ内巻間ニ三間 同所 同参匁 五右衛門

一屋敷の内巻間ニ拾四間 ぼた堤 同四拾目 市右衛門

一屋の内巻間ニ壹間 寺道 代銀なし 無 主

一藪の内巻間ニ貳間 同所 同五匁 四右衛門

一屋敷の内西古溝を返し候ニ付代銀少ク 同所屋敷の内西古溝を返し候ニ付代銀少ク 同拾匁 利兵衛

一屋敷の内巻間ニ拾七間 同所 代銀拾匁 茂右衛門

一屋敷の内巻間ニ九間半 裏谷こし 代銀なし 利兵衛

一畠の内巻間ニ拾七間 同所 同拾五匁 五右衛門

一道の内巻間ニ壹間 同所 代銀なし 主なし

同所	一畠の内老間ニ拾四間半	同拾三匁	助右衛門
同所	一畠の内老間ニ拾五間半	同拾四匁	善吉
宮脇	一屋敷の内老間ニ四間半	同四匁	安左衛門
同所	一屋敷の内老間ニ四間	同四匁	権左衛門
同所	一屋敷の内老間ニ拾六間	同拾式匁	仁右衛門
同所	同所宮敷をかぎ道ニ仕古道を掘ル	代銀なし	無主
同所	一道の内老間ニ式拾五間	無	主
同所	一道の内老間ニ老間	右同	右同断
	是は喜右衛門茂右衛門より高竿なしニ御買内ヲ溝道仕		
	一宮敷の内老間半ニ式拾五間	右同	御神の内
	是は喜兵衛伝兵衛より高竿なしニ御買内ヲ溝道ニ仕		
	一宮敷の内老間半式拾間	右同	右同断
	是は喜兵衛伝兵衛より高竿なしニ御買内溝立		
	一宮馬場の内三尺ニ三拾間	右同	右同断
	是は馬場の内也		
	一宮馬場の内参尺ニ拾式間	右同	右同断

メ間敷五百九拾三間、メ銀五百参拾式匁

一五月悲母御供申上京、同十九日五ツ時発足ニ中々の酒迎を請、其晩内野泊り、大場弥七方へ一宿、翌廿日小倉にて大坂屋源右衛門所へ着、九拾五匁にて船を借り切、同廿二日下関へ渡シ、同廿三日下関出船、晩四ツ頃ニ上ノ関ニ着、同廿五日の朝上関出船、其日八ツ下刻ニ宮嶋へ参着、同廿六日宮嶋を出、音羽の瀬ニ泊ル、翌朝出船、其晩六ツ下刻ニ鞆ニ着、翌朝出船、其晩八ツ兵庫ニ着、翌日出舟、暮六ツニ大坂着船、中嶋天満屋甚九郎ニ泊ル

一六月四日大坂を立、十三越龍田法龍寺見物、郡山城下を通り奈良見物、玉水ニ泊ル、同玉水を立、宇治黄檗山、夫より三拾三間堂・大仏殿見物、三条の小橋伊勢屋何某ニ一宿、六日九ツ時分ニ扇子屋正七所宿替ル、翌七日悲母為名代我等伊勢へ参宮、伊勢迄の同行吉松道堪老・同忠兵衛殿・とき七兵衛也、同十日参宮仕舞、其日伊

勢を立、十二日梅木村より何も別レ、近江国辻村円長寺

益門ニ参、一宿、種々預馳走、村中妙善寺本瑞案内にて見物、大銀持多、老万兩七右衛門・八万兩金右衛門・参万兩近江大椽・三万兩西兵衛、右の外老万兩より千兩迄三拾人余り有之由、此所の庄屋竹中長左衛門、竈数式百五拾軒、本多隠岐守様御領分也、同十三日辻村を立、矢橋船ニ乗、其日宿正七方へ帰着

一六月十五日、祇園会御幸並通シ物三条通の所を借、悲母御見物、宿庄七馳走並家主も同前、夫より廿五日迄洛中洛外見物にて、翌廿六日京都を立、石清水八幡宮へ参詣、橋本へ泊り、同廿七日橋本を立、大坂へ着、墨屋町目上屋市右衛門方ニ着、同廿九日住吉へ参詣、御幸並通シ物其外祭りの規式夥敷躰言語ニ不諳、悲母殊外御機嫌能見物被成御悦、其日より我等気色悪敷散々の躰ニ候、宿ニ又不吉の躰相見気懸り候ニ付、七月三日の晩、船町茶屋仁兵衛所へ宿かへ参、医者衆ニ見せ候処ニ

おとり 瘡ニ相極、道堪薬用候得共落不申、ふるいなから十日ニ

博多船を借、大坂出船、十五日鞆ニ塩掛、小松寺の住持ニ金老歩、悲母より被遣、寺より菓子袋御茶杯台ニ漬使僧被参、夫より下関小瀬戸を通り、芦屋など通、志賀嶋へ参詣一宿、同十七日博多へ着船、其日九ツより立、牛原村ニ帰、我等方へ御着、助右衛門方は普請最中にて候、我等瘡ハ芦屋渚にて落ル、悲母御儀、上下船中共ニ殊の外御達者ニ、下着以後も跡方ニも稀成御息災にて候也

一殿様ヨリ八拾歳以上の老人ニ御米被成下候、我等悲母へ御米式俵頂戴被成候、当年八拾歳ニ御成被成候、下代衆の御老人ニは御米参俵宛、御扶持人庄屋町役の老人ニハ御米式俵宛、其外百姓町人の老人ニは御米老俵宛被成下候、悲母為御祝一門中食振舞、村中は酒振廻也

一十月廿八日夜五ツ時、館より我等を呼ニ参候ニ付早速参候処ニ、悲母水風呂御上りニ御気色悪敷、助右衛門不断

所炬辺ニ御座被成候、殊の外気色悪敷相見へ候間、色々
葉進候得共、次第々々ニ御よわり、其内道堪御出療治
有之候得共、葉滅(驗)も無之頓(やが)て寿八拾歳にて死去也、半時
計の間の儀ニ候へは、何の療治可仕間もなく、一家の残
念言葉不被尽候、翌廿九日七ツ時葬礼執行申候事、委細
道意記ニ有之

一天本九右衛門被差問候ニ付、銀参百五拾目無利五年の納
崩ニ用立候様ニと重々被申ニ付、磯野清右衛門殿百目、
我等百五拾目、磯野次助百目ノ三百五拾目用立候処、約
束無相違弘方相濟候也

一磯野清覚占為稽古、佐賀鹿江民部殿へ参、此礼銀以前参
百四拾四匁差出、上下式人付飯にて相詰、占は不及申易
道致傳受罷帰、其後も下人又助召連数度罷越、占秘密不
残致稽古、夫より一入功者ニ罷成也

一磯野清覚易道珍敷師匠ニ会、伝受仕度存候、筑後水田ニ
禅宗来光寺慶堂と申博学の僧有之由承、清覚儀下人又助

を召連罷越、易道致伝受候、此方ニも一度申請候、此礼
銀式百目程、段々出候也

元禄六癸酉年

一正月去申年願上の通、原重谷屋敷移の者共ニ拝借銀参貫
目被仰付候ニ付、支配仕候覚

銀壹貫八百五拾目 屋敷移造作銀拾七人ニかし渡ス

同六百五拾目 溝底買候代銀敷開屋敷田畠田仕候者
ニ渡ス

右式口は、当酉年より来丑ノ年迄ニ五百目宛五年ニ上納
仕、皆濟之御定

同五百目

溝拵の人夫賃銀敷開屋敷田畠田仕候
者ニ借渡ス

右は来寅卯兩年ニ御上納仕、皆濟之御定

三ノ銀参貫目

内

一銀式百七拾目

六兵衛

一同参百式拾三匁

平右衛門

一同七拾式匁

善吉

一同式拾八匁

久左衛門

一同百七拾三匁

喜左衛門

一同式拾八匁

五右衛門

一同式百七拾八匁

半右衛門

一同式拾八匁

四右衛門

一同式百五拾七匁

藤兵衛

一同百七拾式匁

喜右衛門

右は屋移溝底代溝拵人夫為賃銀、当酉年正月ニ被仰付、
早速右の通相渡候也、尤徳多キ物は造作多候といへとも
少、枳徳少キものニは銀を増、畠田仕候者の内ニも、助

一同式百九拾三匁

清左衛門

一同参百式拾目

喜兵衛

右衛門・宿村平兵衛ニハ少も借不申候、此銀渡候儀銀目
の多少吟味の上を以相渡候事

一同参百式匁

伝兵衛

一同五拾目

長左衛門

一右家移拾四軒、六兵衛・平右衛門・喜左衛門・判右衛門

一同式拾目

惣兵衛

・藤兵衛・喜衛門・清左衛門・喜兵衛・伝兵衛・権左衛

一同式拾目

安右衛門

門・九助・正左衛門・伝右衛門・安右衛門、此拾四人ニ

一同式拾目

権左衛門

我等米七俵、無高下屋移用ニ致合力候事

一同式拾目

正左衛門

一上畠参段三畝式拾八歩 高参石七斗三升六合

一同式拾目

九助

一中畠式段式畝

高老石九斗八升

一同参拾六匁

半四郎

一下畠壹段拾五歩

高六斗三升

一同式百七拾目

伝右衛門

ノ畝数六段六畝拾三歩

高六石三斗四升五合

右は酉年田二仕、戌年田高二分

一上畠六畝拾貳步

高七斗四合

一中畠壹段六畝六步

同壹石四斗五升八合

一下畠五畝貳拾五步

同參斗五升

ノ畝數貳段八畝拾三歩

高貳石五斗壹升貳合

右は酉年屋敷二仕、戌年田高二入分

一上畠壹段貳畝貳拾四歩運上銀六匁四分

一中畠參段八歩

同拾貳匁壹分五毛

一下畠壹段貳畝

同參匁

一下々畠拾壹歩

同五厘壹毛

ノ畝數五段五畝拾三歩

運上銀貳拾壹匁五分六厘

右は酉年田二仕、子年より田高二入分

三ノ畝數壹町五段九歩

畠田畠屋敷開田の覺

一上畠田參段三畝貳拾八歩 高五石五斗貳升九合

一中畠田貳段貳畝

同參石七升九合

一下畠田壹段拾五歩

同九斗四升五合

ノ畝數六段六畝拾三歩

高九石四斗五升三合

一上畠屋敷六畝拾貳歩

高七斗四合

一中畠屋敷壹段六畝六歩

同壹石六斗貳升

一下畠屋敷五畝貳拾五歩

同五斗八升四合

ノ畝數貳段八畝拾三歩

高貳石九斗八合

右は酉年畠屋敷、戌年より田高二入分

一中田壹段貳畝貳拾四分

高壹石七斗九升貳合

一下田四段貳畝拾九歩

同參石八斗三升七合

ノ畝數五段五畝拾三歩

高五石六斗貳升九合

右は酉年畠開田、子年より田高二入分

三合畝數壹町五段九歩

此高拾七石九斗九升

一同年の春、叔母殿部屋裏二作り、此方ニ呼、我等育候

得共、我等事ニ候へは、心ニ存程の孝行不罷成、不自由

ニ共ハ不被思召候哉と存計候、元ハ原^{はる}ニ被成御座候ニ

付、天和貳年より当年迄は同性助^(姓)右衛門と我等ニて銀參

百目出、田地買置余米ニて育候得共、庄屋屋敷ニて出生

被成候故、此所ニて死去被成度思召候様ニも相見え申ニ

付右の通ニ候、助右衛門出シ分の銀子ハ助右衛門ニ返

し、我等壹人の養ひニ仕候事

一悲母御墓所ニ石塔建立候、石工は肥前国西郷の千兵衛喜

左衛門と申者、銘書は古賀養元、人句銀百六拾目程入申

候、寸法ハ道意老御存生の内被仰置候、我等承居、道意

老石塔ニ三寸下御申のことく下知仕、調申候事

一神辺村西念寺悲母石塔の銘ニ箔を入被下候様ニ相頼申候

処ニ、心能御出仕舞被下候、此儀忝存候故、我等西念

寺へ申候は、手前ニ銀壹貫目致所持候、此銀を無利ニ今

年御用立可申候、御手廻被成其利分何程ニても御願事の

足ニも被成給候様ニと申候得は、過分ニ存候由ニて、壹

貫目御請取、其年手廻の利分百七拾目有之候由ニて殊の

外御悦候也、其後蓮如上人の御影御下被遊候御裏書ニ、

娘妙恩御書載被遊候

一原岡伝内殿被差問候ニ付、銀百貳拾目無利五年の納崩ニ

用立候様ニと有之ニ付、磯野清右衛門殿六拾目、我等六

拾目、酉暮より丑暮迄五年払用立候処ニ殊の外悦ニて

候、然共払方相違、四年メ子ノ暮銀四拾目、支配方権

藤甚内殿より受取、残分は翌丑寅兩年ニ相濟申筈ニ候得

は、手問候故払不成候也

一藏上村西法寺へ両親為御仏供田、兄弟四人ニて寄進候畝

高左ニ記

一 竜かしら
一中田式畝式拾八歩 高四斗壹升八合 入口七俵

一 同所
一中田參畝拾九歩 同五斗九合 右の内

一 同所
一上田四畝 同六斗四升 右の内

一 同所
一上田四畝式拾四歩 同七斗六升八合 右の内

一 水町
一下田三畝拾八歩 同式斗八升八合 入口壹俵五斗

メ畝壹段八畝式拾九歩 メ高式石六斗壹升六合

メ入口八俵壹斗五升 御物成諸色凡壹石六斗式升

四合

凡余米九斗式升六合

俵ニして參俵式斗六升

右は兄弟中四人にて寄進

白川原
一下田壹段 高八斗 入口五俵

御物成諸品凡四斗九升六合 免六ツ式分ニして

凡余米壹石四合

俵ニして三俵壹斗四合

元禄七甲戌年

一 九月、牛原村の内井川口ニ大工清右衛門屋敷を仕立移、
屋敷所下田拾歩屋敷ニ願上被仰付候、裏山立候も同年
也、新開の内作荒下畠壹畝拾四歩の所、作毛悪敷候故、
開発不申、山を立置候也

一 十二月朔日、三郷大小庄屋田代へ被召寄、久和弥五左衛
門様・吉野五郎七様より御手代衆を以被仰候は

靈光院様御逝去ニ付 御隠居

刑部太輔様御忌中御機嫌為窺、小庄屋中より壹人三郷兩
町の惣代ニ御国へ差越候様ニと、御国本より被仰越候
間、何の差問も無之者吟味仕、申上候様ニと被仰付候、
就夫大小庄屋吟味の上、牛原村庄屋磯野甚左衛門被差越
候様ニと被申上候、御兩人被仰候は、急致身仕舞罷渡候

様ニと被仰付候、我等事は其日田代へ罷出不申候ニ付翌
日罷出、私無調法者の儀ニ候間、誰そ御渡し被遊候様ニ
と申上候得共、弥被仰候様ニと被仰付候事

一同月十一日御屋敷へ罷出、御切手御用の御状箱請取、
表へ參、五郎七様へ罷出、鶴の御吸物にて御酒出、其上
ニ為御饒下緒壹具被下候、夫より罷立候時分、下人ニ大
工喜左衛門・甚七召連候、大雪故道半加往不申、原田よ
り駕籠ニ乗、漸二日市迄罷着、庄屋へ一宿、荷物六駄有
之、庄屋の家ニ入、翌朝五ツ比ニ罷立、七ツ時分博多油屋
三郎右衛門所ニ宿仕候、其日御藏本大浦新左衛門殿へ罷
出、懸御目、尤御穂見衆小田十郎左衛門殿・西山権衛門
殿も掛御目同船の約束仕候、天本吉兵衛殿・高野次左衛
門殿十二月六日ニ立、油屋三郎右衛門所へ落着居被申候
故同宿仕候、然処ニ甚左衛門儀は、別宿別船にて罷渡候
様ニと田代御屋敷より被仰越候ニ付、岑市郎右衛門方へ
宿替仕、御穂見衆と同船にて罷渡候事

一 博多逗留の間ニ、献上物の曲物・酒樽・練酒・素麵御家
中へ進物相調相待罷有候得共、其時分大雪降、西北の
風計にて一円日和利無之、同十八日乗船、其晚荒戸ニ
掛、同十九日志賀嶋迄出、同廿一日の朝五ツニ出船、其
日は大ねり故、けんかい嶋迄出、数刻懸り夜ニ入、壹州
勝本え着船、其晚月の出より出船、廿三日の九ツ時対州
着岸仕候、吉兵衛殿・次左衛門殿は別船にて是も同刻着
船、此兩人の乗船改早相濟候ニ付、先ニ上り、番所ニ懸
合、夫より丸嶋甚兵衛と申問屋ニ上り被申候、我等も改
相濟候故、羽織袴にて番所ニ上、平馬市十郎殿と申人御
取次にて、頭役衆御切手・御状箱差上、右兩人の衆同宿
ニ不宿由、御国御吟味ニ付、兩人の衆同前ニ博多屋甚兵
衛方へ居候事

一 其晚罷着候、御案内ニ宿甚兵衛子甚左衛門案内にて、御
家老中様・御組頭・大目付衆・御勘定頭・同御勘定衆彼
是式拾七所へ、暮六ツ時より子ノ刻迄ニ相仕舞、宿ニ歸

候事

一翌廿三日朝、御勘定方より天本吉兵衛・高野次左衛門儀、飯後早々万松院ニ罷上、拜礼仕候様ニとの儀ニ付、為香奠銀壹枚差上、平山九左衛門殿御下知を以、先吉兵衛より次左衛門と次第如斯相済罷帰被申付候事

一翌廿四日、右勘定方より申来候は、磯野甚左衛門義、郷町の献上物並自分の献上物相調、御屋敷へ上候様ニと申来候ニ付、郷町の献上物並自分の献上物相調、御屋敷へ宿甚兵衛案内にて罷上、小川市左衛門殿御取次にて、郷町の献上物、牛房箱但式拾壹本入、素麴曲壹箱、練酒斗入樽式ツ、自分の献上物蜜柑籠壹ツ但参百八拾、大牛房一折但参拾壹本差上候、然処ニ為御名代杉村頼母様御使者の間にて御逢被成、御口上ニ遠路大儀ニ候、郷町の献上物並自分の献上物

御隠居様御覽被遊御意被為成候は、遠路大儀ニ被思召上候、郷町の者御機嫌の程御大切ニ存候段、奇特ニ被思召

上候、御機嫌も別て御替為被遊儀も無之候間、罷帰候て郷町の者ニ此段申聞せ候様ニと、御意被遊候由、頼母様被仰聞、御暇被下退出仕候事

一御屋舗へ罷上候通、為御案内宿甚兵衛同道にて田嶋十郎兵衛様・賀納幸之助様・原熊之允様・杉村頼母様・大浦忠左衛門様・杉村采女様・嶋雄唯右衛門様・平田源五四郎様・同権之允様・小川市左衛門様・平山九左衛門様・高瀬八右衛門様・田中善左衛門様・平田隼人様・古川隼之助様・平田所左衛門様へ罷出候

一同廿七日、平田直右衛門様御袋妙印様へ大杉原壹束差上御見舞申上

一同日御城御勘定所へ三人共ニ被思寄、所左衛門様・八右衛門様御口上ニ、上より御意被為成候は、遠路渡海大儀ニ被思召上候、時分柄の儀ニ候間、御暇被下候間、日和利次第ニ出船可仕候、乍少分吉兵衛・次左衛門ニ從殿様銀子壹枚宛、甚左衛門ニは從

御隠居様金子参百疋被仰付候、何も頂戴仕退出、帰ニ梯七郎右衛門殿にて振舞被下帰申候

一 御音物差上候御方

古川隼之助様	平田隼人様
杉村采女様	樋口左門様
樋口孫左衛門様	多田与左衛門様
平田直右衛門様	田嶋十郎兵衛様
一 樋口靱員様	杉村頼母様
加納幸之助様	

メ参人御用人

田中善左衛門様 大浦忠左衛門様

杉村三郎左衛門様

メ参人御組頭

平田所左衛門様 高瀬八右衛門様

メ式人寺社奉行

嶋雄唯右衛門様 平田権之允様

平山九左衛門様 井田佐吉様

メ四人御勘定衆

平田勝右衛門様 平田源左衛門様

加城狩野之助様 内野九郎左衛門様

メ四人大御目付

嶋雄八左衛門様 唐坊新五郎様

メ式人御鉄砲大将

平田源五四郎様

メ町御奉行

右音物、大牛房壹折宛

一多田直之允様

右音物、大牛房壹折、五升樽壹ツ

一 おこま様へ大杉原壹束三人相ニ

平田齊宮様 瀧六郎右衛門様 龍田三右衛門様

仁位孫右衛門様 仁位助之進様 久和弥五左衛門様

御跡

吉野五郎七様 幾度六右衛門様 原五助様

幾度當右衛門様 樋口久米右衛門様 小田孫六様

メ拾式人御馬廻

右音物、牛房・杉原等見合

上田茂兵衛殿 俵合左衛門殿 内野才兵衛殿

賀嶋権八殿 賀嶋久之允殿 平山弥六左衛門殿

橘三吉殿 中庭茂兵衛殿 竹森平左衛門殿

小田十郎左衛門殿 高尾平左衛門殿

メ拾人大小姓^(姓)

右音物、牛房・杉原等見合

大浦十兵衛殿 嶋村弥次左衛門殿 秋山孫兵衛殿

河村迫右衛門殿 高島長右衛門殿 三浦儀右衛門殿

西山格右衛門殿 藤松三郎右衛門殿 細嶋田兵衛殿

メ九人御歩行衆

右音物、半切紙・牛房

一梯七郎右衛門殿、諸白五升入壺ツ、御内儀へ辛子式袋、

梯治左衛門殿へ色半紙五束、同弥市殿へ半切参束、御内

儀へ中杉原壺束、権藤久右衛門殿へ牛房・杉原、小田又

市殿へ胡麻・辛子、天本久右衛門殿・同長次郎殿進物銀

子

一万松院・同隠居・長寿院・西山寺・光清寺何も大牛房壺

折宛

一相田久之助殿銀壺兩、福永怒宅へ銀壺兩、佐胡奎之助殿

半切紙三束、西山尉右衛門殿半切紙三束

一仁位孫右衛門様お姫殿へ大杉原壺束

一右廿七日ニ御暇被下候得共、無日和利、越年仕筈ニて罷

有候事

元禄八乙亥年

一正月朔日、対州ニ居天本吉兵衛殿・高野次左衛門殿・我

等参人共ニ急八幡宮へ社参仕居候処ニ、梯七郎右衛門殿

より申来候は、於御城 御礼申上候様ニと有之ニ付、直

御 城ニ罷上、我々三人は扇子箱を銘々前ニ置候処ニ、

為御名代準之助様・隼人様・采女様・十郎兵衛様四人御

出被成、年始の御礼御請被成候、御取次は平山九左衛門

殿、御家中町六拾人中迄一同ニ相詰相済、御 城より下、

御老中様・御組頭・御勘定頭衆其外式拾七所御礼ニ罷

出、相仕舞候事

一同六日、宿甚兵衛同道ニて吉兵衛殿我等銀山為見物参、

古賀九郎右衛門方ニ致一宿候処ニ、御番所より仲間衆

被参、賀嶋雄八殿より申来候は、各爰元へ御出ニ付、

我々罷出、御用など尋候様ニと被申付候間、何ぞ御用等

候ハ、被仰聞候得と被申候、権八殿御事其時は銀山御

役目故、右の通山の宿老九郎右衛門・金子善左衛門・次

右衛門此衆色々馳走被申候、銀・鉛吹分ケ候て見せ被申

候、翌七日罷帰候ニ、さすの峠ニては、参人より追酒迎

有之候

一同七日、神あかりと申事有之、其規式ハ家中の在馬不

残出御 城御屋敷へ引参候、尤馬壺疋を四人宛ニて引申

候、吉兵衛殿我等は多田与左衛門様長屋より見物仕、其

晩与左衛門様玄関の前ニて

殿様御馬屋衆式手ニわかり馬の受取渡シ、馬具共ニ夫々

の申立通ニ有之、式時程ニ相済、此規式珍敷見物仕帰ル

一同九日、吉兵衛我等事、小田又市殿・同作之助・忠助

同道ニて浅海浦見物ニ参候、下人ハ喜左衛門・甚七・甚

七召連、又市殿馳走の小船式艘ニ弁当・夜着・蒲団迄

乗、あずより出船、大船越より入、鰯網引候様子など見

物、あなたこなた乗廻り嶋山村ニ着、其晩一宿仕候、其

所の下知人阿比留弥右衛門殿と申人被参、殊の外取持、

翌日嶋山村より船を仕立、六人水主ニて尤弥右衛門同

船、二ノ郡御開所見物、本城河内村より参候伊右衛門後

家子共、宿村より参候源右衛門・同妻子ニ面談作徳何角の

咄聞候て帰時分ハ此者共名残惜シケニて留り申候、尤兩

人相ニ兩家の者共ニ樽代など遣候、夫より沢村と申所ニ

其晚六ツニ船を押入、当村より御百姓ニ参居候次右衛門
其子共不残逢娘兩人も出、殊の外馳走仕、是ニも我等樽
代など遣、立別れ嶋山村へ帰

一同十一日、雨中故嶋山村へ逗留、村の前ニて網抔引せ、
翌十二日嶋山村出船、たるの浜と申所の塩浜見物、夫よ
りけち村ニ付、阿比留弥右衛門馳走、其村より馬参足出
ル、其馬ニ乘山路を越帰ル、尤弥右衛門殿けち村より帰
被申候、我等共ハなむろ川原ニ有之御家中の茶屋を不残
見物、夫より海士人の住家迄見物仕、あずニ参、又市殿
宅ニて馳走を受帰ル

一逗留中御振廻を請ル御方、梯七郎右衛門殿・同治左衛門
殿・け屋市兵衛殿・権藤六右衛門殿・安武源右衛門殿・
大浦利左衛門殿・小田又市殿・江嶋奥右衛門殿・小田十
郎左衛門殿・万松院瀧六郎右衛門様・大浦忠左衛門様、
其外方々夜食振廻等数多有之

一逗留中御音信並帰国の刻御土産被下候御衆中

胡桃子壱箱 樋口内 記様

(朝鮮筆壱対 甘のり壱把) 川村 迫右衛門殿

(茶釜壱ツ 筆壱対 小鱈拾五本) 嶋尾 只右衛門殿

(胡桃子三百三拾 提重一組三人へ) 賀 嶋 権 八殿

(茶碗壱ツ 鱈参本) 平 田 齊 宮様

(鯨かは焼 三人中へ) 小 田 善 左 衛 門 殿

(茶碗壱ツ 筆壱対) 久 留 自 論 老

(口壱袋) 金 子 善 四 郎 殿

(甘海苔 百六拾枚) 古 賀 九 郎 右 衛 門 殿

(茶釜壱ツ 小坪式ツ) 清 右 衛 門 殿

(茶釜壱ツ) 八 左 衛 門 殿

胡 桃 子 作 兵 衛 殿

(茶碗壱ツ 焼物壱ツ) 仁 位 孫 右 衛 門 様

(墨壱挺 毛帽子壱ツ) 梯 治 左 衛 門 殿
小 鱈 六 本 橘 三 吉 殿

(胡桃子一箱 三人中へ) 竹 森 平 左 衛 門 殿

(朝鮮茶碗 箱入壱ツ) 田 嶋 十 郎 兵 衛 様

(小鱈十ヲ 甘苔少) 小 茂 田 左 平 次 殿

(胡桃子 百八拾四) 久 和 弥 五 左 衛 門 様
御留守より

(茶釜壱ツ 鱈壱本) 平 田 仁 兵 衛 殿

(茶釜壱ツ 鱈壱本) 西 山 格 右 衛 門 殿

甘のり百枚 細 嶋 四 兵 衛 殿

提重壱組 三 人 井 手 惣 左 衛 門 殿

茶碗壱ツ 杉 村 采 女 様

茶碗壱ツ 大 浦 忠 左 衛 門 様

(茶釜壱ツ 鱈式本) 平 田 権 之 允 殿

(茶碗壱ツ 墨拾丁) 平 田 勝 右 衛 門 殿

(扇子式本 扇物壱色 丸鱈式本) 平 田 所 左 衛 門 様

(茶釜壱ツ 清心丸壱ツ 蘇合丸式ツ) 加 納 幸 之 助 様

胡桃子百八拾 岩 谷 四 兵 衛 殿

德利式ツ 仁 位 孫 右 衛 門 様
おうは殿より

(茶碗壱ツ こしき壱ツ) 小 田 十 郎 左 衛 門 殿 内
長 兵 衛 殿

(果物式色 扇子壱本 包玉壱ツ) 小 田 又 郎 殿

(提重壱組 三人中へ) 光 清 寺

(焼物壱ツ 清心丸壱ツ) 上 田 茂 兵 衛 殿

干鰯壱巻 藤 松 三 郎 右 衛 門 殿

すきやたはこ入壱ツ 手ぬくい壱ツ 小平ゆたん壱ツ ばれん壱かけ

(提鈴壱組 小樽壱ツ) 銀 山 (庄次郎殿 半右衛門殿 半七殿)

胡桃子壱袋 小 田 十 郎 左 衛 門 殿

(鱈参本 三人中へ) 茂 村 伊 右 衛 門 殿

(松実壱躰 薬物三丸) 権 藤 久 右 衛 門 殿

(茶碗式ツ 箱入) 多 田 直 之 允 様

干鱈拾五本
干いわし参百
干鯛五枚
すりし式枚
まんちう
猪のゑた参ッ

梯七郎右衛門殿

茶碗沓ッ

古川吉之助殿

提鈴沓組三人へ

幾度常右衛門殿

提鈴沓組

井田加右衛門殿

茶釜沓ッ
瓦鱈沓本

平山九左衛門殿

胡桃子沓袋

小森傳左衛門殿

胡桃子沓曲
筆式対
扇子式本

小川市左衛門殿

小たら拾本
筆沓対
海鹿沓把

高尾半左衛門殿

茶釜沓ッ

加納幸之助殿

黒煮海鹿
式袋

長寿院

筆沓対

醴泉院

提鈴沓組

中村儀右衛門殿

海鹿少

七五三 吉兵衛殿

胡桃子沓袋

阿比留兵左衛門殿

胡桃子沓袋

秋山孫兵衛殿

鯛四枚三人中へ

佐野弥吉殿

茶釜沓ッ
小鱈式本

俵金左衛門殿

朝鮮串柿式連
鴨式羽
くるみ少

丸嶋甚兵衛殿

茶碗沓ッ
香炉沓ッ

平田直右衛門殿

扇子式本
筆式対

仁位貞之允殿

鱈沓本
海鹿少

幾度六右衛門殿

鴨参羽
青魚三人中へ

俵金左衛門殿

串柿沓連
甘のり

福永怒宅老

干いわし沓袋
甘のり沓袋

秋山市兵衛殿

笠扇沓本
毛帽子沓ッ

江嶋権左衛門殿

鯛沓かけ
三人中へ

弥永権左衛門殿

藥物参色

大浦利左衛門殿

提釜沓ッ
丸鱈沓ッ
平鱈式本

江嶋奥右衛門殿

筆沓対

廣河加左衛門殿

大たこ二折三人中へ

馬場権之允殿

提鈴沓組

万松院 御使者 古川隼助様

御状

田嶋十郎兵衛様

茶碗沓ッ

平田源五四郎様

茶釜沓ッ
鱈式本

寺田源右衛門殿

鯛沓こん
くるみ一丸

妙宅さまより

あわひ五はい

内野才兵衛殿

茶釜沓ッ

嶋井全兵衛殿

一正月廿六日ニ方々御暇乞ニ罷出、明日は日和次第ニ出船

可仕候間、御用等御座候ハ、被仰聞被下候様ニと申上

罷帰、諸事相仕舞、宿賃旅籠代共ニ払、其外甚兵衛妻子

家頼迄三人中より置銭等仕、翌廿七日五ツ時出船、其日

壱州瀬戸ニ舟を入泊ル、明廿八日風向候故滞留、同廿九

日迄瀬戸ニ居、同性清右衛門殿廿八日福岡荒戸出舟、沓

州勝本ニ着船被仕候、我等勝本へ参聞合候得共、清右衛

門殿船不参候ニ付、瀬戸へ帰居候処ニ、暮六ツ時着船の

由申来候ニ付、瀬戸より則刻見廻ニ参、翌朝清右衛門殿

も出船、我等は直ニ喜左衛門召連湯治仕居候処ニ、順風

ニ候故早々帰候様ニと吉兵衛殿・次左衛門殿より甚七を

迎ニ遣被申候ニ付、早々瀬戸ニ帰候得共、其日は船出不

申候事

一同晦日瀬戸出船、同八ツ時福岡荒戸ニ着船、其日舟より

上り福岡見物仕博多宿、我等ハ峰市郎右衛門ニ参、吉兵

衛殿・次左衛門殿は油屋三郎右衛門へ宿、早刻申合三人

共ニ御蔵本大浦新左衛門殿へ罷出、御国本首尾能相仕舞

候段申上宿ニ帰、次左衛門殿船痛強候故二月三日迄博多

へ逗留、四日ニ博多発足、吉兵衛殿・次左衛門殿直ニ

暮六ツニ御 屋敷へ御出、我等は原孫兵衛門殿同月二日

死去の段、博多にて聞候ニ付遠慮仕、御 屋敷不罷出宿

歸

一二月五日吉兵衛殿より申参候は、遠慮の段御 屋敷ニ出
申上候処ニ、御免被成候間罷出候様ニと被仰聞候間、飯
後早々田代へ参、右参人同道にて御両所へ罷出、対馬ニ
ての首尾委細申上退出仕候

一対州にて方々より給候土産物、三郷両町役人中・御扶持
人中並一家常々咄候衆不殘賦申候、手前ニも茶碗・菓物
杯少々残置申候

一三郷両町より為遣銀、銀五百式拾目利分入テ六百壹匁
分式厘亥ノ暮請取申候

一対州逗留中着船の日より出舟の刻迄、御老中様を始、御
家中御侍方並町衆其外何も御使御状御見舞御音物多、相
対ニ寸暇無之程ニ候故不尽筆紙候

一同年、御藏の竹木願上候処ニ、柱拾式本・貫拾五丁、是
は当村添川原裏山にて被仰付、竹参拾束は本城川内山ニ
て被下候事

成候ニ付、正兵衛方より藏上庄屋甚内殿・宿村庄屋甚右

衛門殿を頼、理申ニ付、内証にて御免被成候、就夫為科

代人夫式拾人組頭中より申付、村中作道作り申候事

元禄六酉年、六左衛門世倅千助と此方世倅正兵衛と狂ひ
帯にて千助手を結候得は、我等宅へ乱入片膝を立、色々

正兵衛ニ悪口申掛候、我等申候は、千介儀は此方下人ニ

候其上難談狂ひニ候を、役人の所へ参事かましき仕形

無礼千万の由申候を、右組頭中承付、吟味の上、六左衛

門無調法ニ極候由にて、為科代人夫参拾人申付候、此人

夫を以村中作道作申答の処ニ、我等申候は、此方ニ至て

の儀ニ候間、人夫半分ニ減被申候様ニと組頭中へ申ニ

付、拾五人出シ作道作り申候事

右の外ニも度々醉狂仕、悪事仕出し可申様ニ候得共、村

中の者心入を以用捨致置候、乍然不宜ものニ候故、組頭

中より書物申付取召置候事

一当村喜兵衛、安楽寺村より大酒仕、帰ニ喜右衛門所にて
我等儀様々不謂悪言申ニ付、尤^{とが}メ申候得は、酔覚候後、
兎角の儀覚不申候間、組頭中を頼様々理申候ニ付、組頭
中ニ当テ書物仕らせ差免え申候事

一三月廿日、当村六左衛門、組頭五人手前ニ書物仕差出
候、無調法品々原七左衛門殿・吉田八右衛門殿・岩谷権
兵衛殿より被仰付候御用の杭百五拾荷の内、五拾荷は河
内山にて伐、百荷は佐賀領より買上申答ニ受合候処ニ、
百五拾荷共ニ河内山にて伐出シ候、其段相頭右三人より
御公儀へ可被仰上と御座候を、色々理申、内証にて八日
の禁足、其上為科代竹明松百丁申付候事

よし谷辺の竹山の逃伐払焼候を岩谷権兵衛殿御見合被成
致段、言上可有由ニ候を、家々様々理申ニ付、内証にて
十日の閉門、焼申候所其竹御植させ被成候事

去未年三月ニ我等参宮の留守ニ、田代町にて酒給酔、桜井
孫平殿家頼衆へ不謂儀を申掛、謙也老・孫平殿御腹立被

元禄九丙子年

一正月六日より下の屋敷へ庄屋家の普請ニ取掛ル、大工棟
梁当村喜左衛門・小工清右衛門・茂右衛門・長左衛門・
今泉村権右衛門・木引五郎右衛門・九郎左衛門、屋根葺
は幡崎村の者、壁塗ハ曾根崎村四右衛門也、此庄屋家並
御藏下の屋敷ニ直候事、元の屋敷は地高坂有之、諸人の
往来牛馬の上下ニ苦勞多、御年貢納津出等諸事大儀仕事
を愚ニ存、少ニても可休と存故、右の通ニ致候事

一二月八日久留米ニ大火事出来、我等も火消の人数召連、
昼四ツ時打立、九ツ時分馳付、侍屋敷は櫛原小路町は六町
目迄焼ル最中也、火本は庄嶋にて西風殊の外吹、十丁目
迄半時斗焼来ル、拾丁目口の番所尅軒取消、我等も家ニ
上り当村小頭喜右衛門与七同前ニ上ル、番頭は田中源五
左衛門殿と申侍、参百石取と聞候、御領中の働此所斗ニ
候事

一右の火事ニ鍵屋堤八左衛門類火ニ被逢候ニ付、清右衛門殿・次介・我等三人にて家を作遣申候、入句銀參百三拾目程、三ツ割ニして出ス、大工は当村清右衛門・喜兵衛・茂右衛門、屋根葺当村新右衛門・伊左衛門・吉右衛門・格左衛門遣し候也

一御藏普請下の屋敷ニ仕、此御藏正保式乙酉年佐賀大工九郎兵衛・十兵衛と申者作事仕、当子年迄五拾式年ニ罷成候ニ付、諸道具悉朽損申候、入目は村中貫銀にて仕、人夫は村公役並竈別より一遍出ル、大工賃銀・木引其外諸事銀にて入候分、銀百貳拾目八分にて成就仕候事

一去亥年の洪水ニ大川筋其外切候所、普請方請取ニ被仰付候様ニと願上候ニ付、御見分被成、人夫九百四拾壹人ニ御極被仰付候、村中より仕廻申候、賃銀は壹人ニ付八分宛也

一八月、当村藤兵衛と古賀村四郎右衛門下人助七と水喧嘩仕り、藤兵衛を兩度突倒申候、此助七は当村六左衛門世

覚

川原 一 中田壹段七畝 困人夫五百人

牛原村百姓 九左衛門

同所 一 中田四畝 同百五拾人

同 太兵衛

右は去亥七月四日の洪水ニ川ニ罷成、迷惑仕候、何とそ田ニ発申度候得共、貧窮者故力ニ及申候条、乍憚右の人夫御合力被仰付被下候ハ、田ニ仕らせ申度候、尤右の人夫にては相調間敷と奉存候、不足の分は村中より加勢致させ田ニ仕度奉存候、此段被仰上可被下候、被仰付被下候ハ、明春田仕らせ可申候条弥被仰付候様ニ被仰上可被下候、以上

子十一月

庄や

甚左衛門

桜井 孫平殿

相田 九兵衛殿

吉田益右衛門殿

悴にて候、藤兵衛宿ニ帰、世悴甚助弥七ニ申候ハ、助七より突倒レ踏レ、生て甲斐なき杯と申ニ付、子としてこらへ兼、子共打返シ仕候、助七も半死半生故、当村親六左衛門方へ帰申候、就夫詮議仕為科銀五拾目藤兵衛ニ出させ、其上ニ助七養生の内入句銀申付候、此段は藤兵衛瓜生野町姉方、見廻ニ參、大酒仕無正躰給醉詞を過、或空事を子共ニも申聞腹立させ候故、弥悪事ニ仕成ス事藤兵衛不所存候故、如斯申付候事

一十一月廿一日、天本長吉お砂縁組相済申候為其礼、八郎左衛門殿引茶御持參、尤甚右衛門殿・甚内殿御同道、此方へも一家打寄祝申候、尤此縁組其年の春より青木甚右衛門殿夫婦を以御申懸候処ニ、我々色々辞退申候ニ付致延引候事

一十一月、当村九左衛門・太兵衛持分の田地、川原中田式段、去亥年七月四日の洪水ニ川成申候処ニ、其尽難差置以願書御公儀へ申上候書付の写

右の通、御国へ其時の御代官戸田三左衛門様・大浦平藏様より被仰上候処ニ、翌年丑年御国より御返答有之、翌寅年二月御改の時分、戸田三左衛門様・賀嶋権八様御見分被成、御兩人御手代衆被仰候は、大石川原ニ成候故、右の如ク田ニ仕候事難成被思召候得共、甚左衛門願の儀ニ候間被仰付候、随分田ニ成シ候様ニ被仰候

一十二月九日、当村六左衛門子助七、古賀村四郎右衛門ニ奉公仕居、傍輩園部村新助ニ脇差にて疵付申候ニ付、古賀村四郎右衛門当村組頭中の下扱にて銀貳枚新助方へ助七ニ遣させ相済申候事、此分ニ相済候は、四郎右衛門方より古賀村組頭市右衛門を以園部を繕ひ候ニ付、如斯相済候、市右衛門ハ園部ニ縁有之、右の通ニ候事

一磯野清覚、占稽古情(稽)を出候由、諸方沙汰有之、筑後立山鉄山と申禅僧与風參(ふと)、占並五音稽古御望候ハ、指南可致由申ニ付、是ニも銀五拾目程入句いたし稽古仕候、此僧造成様子ニ見及不申ニ付帰シ、其後參会不仕候

一磯野清覚、易道右稽古の上ニも学度由、願候ニ付、博多袖湊梅松院大先達遊吟と申山伏申請、数日留置易道致稽古候、此山伏本卦取候事功者にて候、依之易道弥習浚ヒ候由清覚常ニ申候、此礼銀凡式百目

一天本九右衛門被差問候ニ付、銀百式拾目無利五年の納崩ニ用立候様ニ被申候ニ付、右銀子暮より来辰暮迄五年払ニ用立候也、重々礼有之、払方年数無相違相濟候也

一牛原村茂右衛門儀、先年持分の田地、質ニ召置候、此田地請返シ申度候間、銀壹貫百五拾目壹割ニして用ニ立くれ候様ニと重々罷申ニ付、願の通一割ニして用立候、此銀を以田地請戻シ願を達申候と、重々礼申、悦被申候也

元禄十丁丑年

一二月廿一日、於下屋敷正兵衛・お猿婚礼相整申候事

一肥前蓮池堤 太郎右衛門 ^(被官) 彼官平兵衛ニ逢、堤の系図の事望申得は、書付遣被申候、母方の系図にて候故、先祖

系図ニ書加へ申候事

一十一月、河内村吉助殿へ筑前より日用取の男居申候、其男当村仁左衛門方へ参居、山ニ参無調法仕候、此段吉助殿より届有之ニ付、宿主仁左衛門ニ科代申付候事

覚

仁左衛門義、此方へ無案内ニ他領の日用取を久々留置、其上山ニ付無調法成儀為仕候段不届の至候、依之人夫為科代拾人申付候、入用次第ニ急度差出シ可申候、以上

元禄十年

丑十一月廿六日

甚左衛門

元禄十一戊寅年

一三月十一日、去々年願上被仰付候発方ニ取掛、同廿八日仕舞候、右存候よりも殊の外難波普請ニ候得共、願上候儀ニ候得は、我等も毎日相詰、朝昼は飯を取寄給、棒鼻ニ手を掛、其外心の及所情^(精)を出シ候、村中人夫も未明よ

り晩方迄少も無油断働候故、相仕廻候、人夫積見候得は八百八拾五人入申候、六百人は公儀より御合力、百人は村中より合力、百参拾人は地主より出、五拾五人ハ甚左衛門合力仕相調候事

一十一月以書付御屋敷へ願上候写

覚

川原 牛原村
一中田壹段七畝 高式石三斗八升 九左衛門

同所 高五斗六升 同 太兵衛

メ畝数式段壹畝 高式石九斗四升

右者元禄八亥年の洪水ニ川ニ成申候、此発方の人夫六百八人御合力被仰付被下候ハ、不足の人夫は村中より加勢致させ、何とそ田ニ仕度由願上候処ニ、御見分被遊、願

上候六百八人の人夫被仰付候、就夫当春発方仕候、然処人夫八百八拾五人入申候内、六百人は前以被仰付候、百人ハ村中より合力仕らせ、百参拾人ハ地主より出させ申

同日 相田 九兵衛殿

桜井 孫平殿

同日

庄屋 八郎左衛門

右の通願上候間被仰上可被下候、以上

大庄屋 八郎左衛門殿

寅十一月

庄屋

甚左衛門 印

候、残る五拾五人ハ甚左衛門合力仕、右の人数にて相調

申候、然共作り土少ク御座候、殊ニ大石の上ニ持掛候土の儀ニ御座候得は、次第ニ減弥作土少ク可罷成候条、近年は地主方より肥土持込不申候て不叶儀ニ御座候間、乍恐御定の年数の上御了簡被遊御延被下候様ニ奉願候、此段宜様ニ被仰上可被下候、以上

右の通願上候得共、御 公儀より六百八人の人夫御合力為

遊発方にて候故、寅年老年の御物成御免シ、翌卯年より高二加へ候様ニ被仰付候、我等口上にて申上候は、其御見分の時分被仰付候通、田ニ難成所私情を出シ、村中よりも心を付候処を以相調候条、責て御定の兩年成共、御救免被成被下候様ニ、重疊の御理申上候得共不相叶、翌年より高加へ御物成上納仕候事

一八月九日、太平記四拾壹卷代銀四拾五匁、梅花心易掌中指南六冊代銀六匁、八卦決定集拾卷代銀壹匁、三口メ銀六拾貳匁ニ田代にて買申候

一天本久右衛門殿川内村の内こいどうニ持被来候田地、先年藤木村原伝七方ニ質ニ召置申候、然は此田地請戻シ此余米を以、老後の助ニ致度被存候、就夫対州小田又市殿心を被付、久右衛門一家中より元銀八百目の内致合力候様ニと有之、銀出方の員数銘々書付廻被申候、其書付の趣左ニ記

一銀百貳拾壹匁四分

磯野 甚左衛門殿

一同百貳拾壹匁四分

嶋 市左衛門殿

一同六拾目七分

磯野 清右衛門殿

一同六拾目七分

有馬三郎右衛門殿

一同六拾目七分

原 七郎兵衛殿

一同六拾目七分

原 与四郎殿

一同六拾目七分

同 惣衛門殿

一同六拾目七分

同 四郎右衛門殿

一銀百五拾目

多田与左衛門様より

一同六拾目七分

小田 又市

メ銀八百目

右銀書付の通、無相違差出申候ニ付、田地請戻被申候、与左衛門様御儀は久右衛門父子久々御奉公被申候其故を以、右の通被仰付候、又市殿は与左衛門様御家頼者役久右衛門懇の上、右の通ニ候也

一十一月八日、伯母様不図病氣にて同十二日御死去、八日より十二日迄我等家内不及申、作兵衛一家・宿加兵衛又

ハ重田村忠兵候一家、 男女共打詰看病被致候へ共、 御

元禄十参庚辰年

老人の儀ニ候へハ葉驗無之、次第御衰、暮方御死去ニ成候、我等にて棺槨拵、翌日前ノ兎川墓所へ葬申候、尤旦那寺蔵上村西法寺玄好引導にて候、三日ニ御当候時、西法寺申請、時進三七日ニ御当候日、出家衆申請、一家衆の内御身近衆御相伴にて非時進候、銘々の名不記、一周忌ニ西法寺其外出家衆申入、尤身近一家衆相伴にて非時進中候、さて又三年忌御当被成候にも、右の通ニ御法事我等執行、七年忌よりハ作兵衛方にて御法事執行被申候、石碑の儀我等建、御戒名妙空、御位牌銘性光様貞松様御位牌書附、朝暮致拜候也

元禄十式己卯年

一娘お猿、五月六日牛原村下の屋敷にて死去、年式拾、名釈妙恩、磯野正兵衛妻也、委細はお猿記ニ相記置

一当春下の屋敷取崩、妙恩位牌所ニ作直候、大工は古賀長左衛門・牛原村清兵衛、右の家の道具を以、三間梁ニ拾間、西東ニ作、南ニ間半ニ拾間の瓦庇を付、家の西の上座ニ位牌所を拵、妙恩位牌を据置、尤道意御夫婦の位牌据置、前ニ花壇を拵、躑躅・椿・牡丹・赤葉・水仙・山吹、此山吹はお猿拾歳斗の比、何方より求、上の屋敷ニ植置候を位牌所の前ニ直シ花を位牌ニ備候也、仏檀

構、厨子拵、大工は牛原村喜左衛門・田代町権助、塗久留米堤甚之允、^(聲か)多ミハ瓜生野町四知・同町清助、右家直入句凡壹貫八百目、仏檀・厨子入句凡貳百参拾目

一妙恩為菩提御佛供田西法寺へ為寄進、先銀百貳拾目宛ノ式百四拾目、我等夫婦より磯野新右衛門迄願置也

一七月、殿様へ御領中より銀百拾貫目御借上仕候、此銀の内我等四貫目差上、翌巳三月廿八日御銀八百目御返被下候、巳年分午春八百目返被下候、丑年分ハ未四月六日ニ五百八拾壹匁五分返被下候、未年分ハ酉年春参百六拾三匁六分返被下候、宝永五子年四百八拾四匁八分返被下候、正徳式辰年九百六拾九匁六分九厘御返被下候、右四貫目相济候、此外二三拾八匁八分五厘五毛為御祝被成下、頂戴仕候事

元禄十四辛巳年

一三月十一日、瓜生野村大庄屋天本八郎左衛門殿嫡子同長

吉拾六お砂拾六にて、仲達人青木甚右衛門殿夫婦にて連被参候、介添は磯野助右衛門・末次傳藏・原助左衛門也、相伴人園部野田又三郎殿・井手五郎右衛門殿、委細不記

一磯野清覚殿当月より気色悪敷、緒方縫庵薬服用致、漸々と能候処ニ、七月十日時分妻お菊召連、東の屋敷ニ参、養生仕候得は快候処ニ、廿日過与風^{ふと}気色悪敷由申候ニ付、迎ニ参、駕籠にて西役屋敷ニ連参、嶋正悦・天本元格・二見寛水・倉成斎庵色々療治候得共、薬験無之、七月廿五日四ツ時死去、其晩六ツ時うさき川葬、尤西法寺玄好引導

一八月より娘お砂懐胎仕候ニ付、心遣朝暮難忘、為前祝樽代遣候員数、人数左ニ記

- 一米壹俵 原七左衛門殿
- 一米壹俵 原岡伝内殿
- 一銀八拾目 榑伊予殿

- 一銀五拾目 古賀伊右衛門殿
- 一銀貳匁貳分五厘 榑伊予殿
- 一銀六拾参匁 池田又兵衛
- 一同三拾六匁九分 池田安左衛門
- 一同貳拾目 市左衛門女房
- 一同三拾壹匁七分 同所喜左衛門
- 一同貳拾目 喜左衛門女房
- 一同三拾七匁六分 同所茂七
- 一同貳拾目 茂七女房
- 一同三拾八匁三厘 同所六左衛門
- 一同貳拾目 六左衛門女房
- 一同五匁 牛原五郎右衛門内
- 一同八匁 下人五人
- 一同拾貳匁 瓜生野村喜右衛門女房
- 一同四匁貳分 佐賀扇町九兵衛

- 一同四匁貳分 佐賀扇町次郎左衛門
- 一同貳拾目 池田惣七内
- ノ米貳俵
- ノ銀四百七拾式匁八分八厘

右の人数内の七左衛門殿・伝内殿、其節殊之外不如意ニ有之ニ付、伊右衛門殿親敷入故、伊豫は兼て祈禱頼候故、池田は名子、惣七内は以前名子故、瓜生野村喜右衛門女房は八郎左衛門殿名子、尤此方へ以前奉公仕者故、五郎右衛門内は子添其外故有之如此

一背振山五戒坊隠居大僧都弁忠、板本へ御住宅の由承及にて、娘お砂を母召連被申、九月吉目を撰、板本へ参候て法印へ掛御目、御祈禱の儀御頼申入候処ニ御鬮杯御取被成、弥平産の御鬮にて候、乍此上祈禱の儀、其元へ罷越候て随分執行可仕由被仰候、何角御懇ニ御座候故、二晩泊罷帰申候、尤其節も御礼銀差上候

一お砂平産為祈禱、霜月弁忠法印御請待申、護諸童子の

法、役屋敷座敷ニ檀を飾御執行、尤小松山専光坊、板本

浄正坊御呼被成候、御執行の次第左記

一 伍大尊御願 五幅 座敷上座西向ニ御懸

一 慈恵大師御願 壹幅 同座南向ニ御掛

一 祈禱机 貳面兩所共 一 祈禱道具 貳通

一 十五鬼神 座敷坪内 横三尺八寸流六尺三寸高前ニテ三尺後ニテ三尺五寸片
ひら底竹柱ニふこをニテ三三方同ニテしこみ内神
棚貳尺五寸幅流六尺高貳尺懸敷也

但幣串三拾本仏供菓子燈明

一 土器 一小桶 貳ツ

一 手樽 一そうけ 貳ツ

一 蕙 一柄杓 貳ツ

一 御座 一折敷 五枚

一 蓋茶碗 大師御膳 一三方大師御膳 壹ツ

一 紙 一蠟燭 壹斤

一 油 壹升五合 一打卷米 少

一 五穀 粗穀合 豆麥合
小麦合 大麦合 一抹香 壹升

一 御菓子 見合 一檀引布 貳端

一 しきみ柴 壹把 一仏供米 六升

一 餅米 五包 一付たけん 少

一 五大尊備銀 五包 一大師 壹包

一 糸五色染長五尺 五筋 但拾貳歳以下女子壹筋宛こしらゑ

一 御経(マ、) 胴子一部、二見一庵御書、すも、東向枝長三寸程輪

拵、御経を巻、右の五色糸一ツ絹ニ包、上油紙ニて包、

其上竹の皮ニて包、又其上守袋ニ入産婦不断掛、産有之

候て出生の子懸ル、但男子は八歳迄、女子は七歳迄掛、

其後内の糸を取除、御経斗右のことく包拾五歳迄懸ル、

男子女子同然

一 右の御行、二夜三日行の間、仁王経五部御誦誦、昼夜御

行何程ニて御座候哉不覚

一 四月廿四日、原岡伝内殿麦銀上納被差問候ニ付、銀百三

拾目利付ニして取替候様ニ有之ニ付、手形受取右銀遣候、然共其年より正徳貳辰年迄ハ少も返済無之候

一大佛奉加銀、我等出候村々左ニ記

一 (空白) 牛原村より 一 貳拾貳匁厘 神辺村

一 (空白) 宿村より 一 四匁分五厘 瓜生野村

ノ銀

磯野寿延記三

礼

元禄十五年

一磯野萬之助出生、五月十一日巳刻瓜生野村役屋敷にて
 生、医師緒方隆庵・天本元格・奥村元瑞・二見寛水、子
 添牛原村五郎右衛門内、其節も弁忠法印、牛原村下の屋
 敷にて御祈禱御執行にて候、此故ニ産前産後共息災ニ
 備、法印御祈禱の御願と難有存申候、右御祈禱護諸童子
 之法、弥大切ニ仕候也

一磯野萬之助無事成長為仕、子代の御祈禱被成被下の由、
 弁忠法印被仰候ニ付、六月牛原村下の屋敷にて御執行被
 下候御行左記

一子代奠一、杉原紙式枚ニ包、水引にて二所結、其上ニ萬
 之助出生の節、初て着仕候衣物を着、本尊大師様御前ニ
 置、御行有之、行の間法華經数拾部、二夜三日の間御祈
 禱被成被下候、尤専光坊・浄正坊御呼被成御手伝にて

候

一萬之助為延命、星供祭被成可被下の由、弁忠法印様又々

被仰ニ付、是も下の屋敷にて御願申上候、弁忠法印・専
 光坊・浄正坊、二夜三日御執行、御本尊二十八宿の星の
 御願、此節も慈恵大師御懸被成候、此御祈禱難有御執行
 ニて候

一藏上村西法寺へ清覚為菩提鐘寄進存立、入句銀為用
 意、宿村持分田地の内売払候坪々代銀左記

下きた
 一下田壺段 高八斗 入口四俵

納方四斗九升六合 余米七斗〇四合

ひわた
 一下田壺段六畝 高壺石式斗八升 入口四俵壺斗式升

納方七斗九升三合 余米五斗五升七合

ほはし
 一中田壺段四畝 高壺石四斗九合 入口四俵壺斗

納方八斗八升 余米四斗式升

くた
 一中田九畝 高壺石式斗二升 入口四俵壺斗

同所
 一下田壺畝 高八升

納方八斗三升壺合 余米五斗壺升八合

同所 一下田壹反拾歩 高八斗貳升七合 入口三俵貳斗五升

納方五斗壹升貳合

余米六斗三升八合

同所 一下田壹段七畝 高壹石三斗六升 入口八俵貳斗

納方八斗四升三合

余米壹石七斗七合

ノ畝七段三畝拾四歩 ノ高七石〇貳升六合

ノ入口貳拾九俵貳斗 ノ御物成諸事四石三斗五升六合

ノ余米四石五斗四升四合

ふつはら 一上畠六畝拾參歩 高七斗壹升九合

同所 一下畠參畝六歩 高壹斗六升

ノ畝九畝貳拾六歩 ノ高八斗七升九合

ノ入口參俵五升

畠田ノ代銀貳貫六百拾五匁

一磯野清覚為菩提、西法寺へ撞鐘寄進存立、右売払候田地代銀を以、地かねを調、佐賀唐人町右京へ頼鑄、其節佐

賀へ西法寺春嶺・磯野新右衛門・同村喜右衛門罷越候て

右京と相談を極鑄掛、十一月廿五日出來、牛原村にて車

を拵、若者差越候、其宰領牛原村天本善右衛門遣候、同

廿七日西法寺へ引着、翌廿八日假鐘樓ニ掛候、鐘口差渡

式尺五寸、高參尺、入句銀左記

斤ニ付壹匁六厘四毛かへ長崎佐賀にて調

一銀壹貫貳百九拾五匁 銅千貳百拾七斤代

斤ニ付壹匁貳分かへ佐賀にて調 鈴七拾七斤代

一同貳百參拾貳匁 炭百拾俵代

一同貳百貳拾目 鐘鑄賃

一銀參拾參匁七分 (長崎佐賀田代駄賃 船賃日用賃繩代)

一同拾五匁 (藏上村喜右衛門佐賀ニ鑄物屋 右京弟仁右衛門撞鐘頼候時飯 代酒代欠銀共)

一同拾五匁 右京へ祝据銀

一同八匁六分 仁右衛門へ右同断

一同四匁參分 市右衛門へ右同断

右京内方へ祝遣

一同八匁參分 右京へ遣提重一組代

一同七匁貳分 同人へ遣酒六升代

一同四拾八匁五分 鐘釣鎖代鍛治善七

ノ銀貳貫五拾四匁

一磯野清覚為菩提、西法寺へ撞鐘寄進、就夫西法寺へ三月廿五日、宿村持分田地の内より撞鐘料御仏供田の用ニ寄

進仕候畝高左記

内しらけ 一下田壹段貳畝 高九斗六升 入口四俵壹斗五升

納方五斗九升五合 余米七斗五升五合

ひら塚 一上田壹段壹畝 高壹石七斗六升 入口六俵壹斗五升

納方壹石九升壹合 余米八斗五升九合

四つゑ 一下田壹段壹畝 高八斗八升 入口六俵

納方五斗四升六合 余米壹石貳斗五升四合

ノ畝參段四畝 高參石六斗

賀へ西法寺春嶺・磯野新右衛門・同村喜右衛門罷越候て

右京と相談を極鑄掛、十一月廿五日出來、牛原村にて車

を拵、若者差越候、其宰領牛原村天本善右衛門遣候、同

廿七日西法寺へ引着、翌廿八日假鐘樓ニ掛候、鐘口差渡

式尺五寸、高參尺、入句銀左記

斤ニ付壹匁六厘四毛かへ長崎佐賀にて調

一銀壹貫貳百九拾五匁 銅千貳百拾七斤代

斤ニ付壹匁貳分かへ佐賀にて調 鈴七拾七斤代

一同貳百參拾貳匁 炭百拾俵代

一同貳百貳拾目 鐘鑄賃

一銀參拾參匁七分 (長崎佐賀田代駄賃 船賃日用賃繩代)

一同拾五匁 (藏上村喜右衛門佐賀ニ鑄物屋 右京弟仁右衛門撞鐘頼候時飯 代酒代欠銀共)

一同拾五匁 右京へ祝据銀

一同八匁六分 仁右衛門へ右同断

一同四匁參分 市右衛門へ右同断

右京内方へ祝遣

ノ入口拾七俵 ノ納方諸事凡貳石貳斗三升貳合

ノ余米凡貳石八斗六升八合

右田地付置候処ニ、地本悪舗、損毛年は余米少も無之、

却て寺の心遣罷成候ニ付、手前ニ取置、此替ニ藏上村ニ

て買替付置候畝高、後年ニ記

一磯野清覚、毎年七月廿五日寺より法事為執行、西法寺へ宿村持分田地の内、相付候畝高

むた 一下田貳段四畝拾五歩 高壹石九斗六升 入口七俵五斗五升

納方壹石貳斗壹升五合 余米壹石三升五合

同所 一下田壹段四畝六歩 高壹石壹斗三升六

同所 一下畠田壹畝 高八升 入口右之内

納方七斗五升四合 余米四斗五升六合

ノ畝參段九畝拾五歩 ノ高三石壹斗七升六合

ノ入口拾壹俵壹斗五升 ノ納方諸事凡壹石九斗六升九合

ノ余米壹石四斗八升壹合

右付置候処ニ地本悪敷、損毛年ハ別て余米少ク、却て寺の心遣罷成候ニ付、此田地売払、其代銀ニて仮鐘楼取除、鐘楼存立、田地手前ニ取置候

一娘お砂事おミす懐胎仕候ニ付、為平産祈禱十月、板本弁忠致請待、牛原村隠居ニて、護諸童子の御祈念御執行被成被下候、専光坊・浄正坊御手伝、二夜三日諸事儀式、萬之助懐胎の節不変

一我等隠居の願書相認、桜井孫平殿・相田九兵衛殿迄大庄屋忠兵衛殿を以申上候、早速願の通被仰付、難有満足仕候、跡役正兵衛へ被仰付、年若キ者ニ候間、甚左衛門後見仕候様ニ御懇の御意ニ候、御礼の儀は病氣有之御赦免願書左記

口上

私儀無調法者の儀ニ御座候得共、数年役目相勤候処ニ、近年病氣ニ御座候、殊更年罷寄勤兼申候条、乍憚役儀の儀、無調法者ニ御座候得共、御憐愍れんみんの上悴正兵衛被仰付

被下候ハ、難有可奉存候、正兵衛儀年若キ者ニ御座候間、私乍病者諸事差図仕相勤候様可仕候間、願の通被仰付被下候様ニ宜被仰上可被下候、以上

牛原村庄屋
甚左衛門
大庄屋
忠兵衛殿

右の通願出候、願の通被仰付被下候様ニ被仰上可被下候、以上

同日
大庄屋
忠兵衛
桜井孫平殿
相田九兵衛殿

右の通願上候処ニ、八月廿五日願の通被仰付候、委細家屋敷田地道具家財讓渡帳ニ有之

元禄十六癸未年

一牛原村むた田普請、二月六日歟立、下田五段五畝式拾式

歩・下田壹畝拾式歩ノ五段七畝〇七歩、壹畝拾式歩は東の端(端か)シニ有、右畝町数四拾七有之候を唯今九ツニ成ス、此普請四月十日仕舞、人夫千百參拾五人、日用賃は米麦ニて渡ス、米は壹升貳合、麦は壹升七合ニして渡ス、其年殊の外穀物高直ニ有之、村中統兼候故、此普請存立、依之村中麦作ニ取統悦申候、其節米は壹匁ニ付八合九合、小麦は壹匁ニ付壹升四合五合ニ相場ニて候也一七月十一日、天本八郎左衛門殿役目被召上、袖比村ニ流罪被仰付、御所裏と申所ニ小家を作住居、御内儀・龜之助・妙香此三人は宿村天本元格方へ御引のき候、天本喜左衛門夫婦・男子萬之助、下人ハ萬之助乳母・伝七牛原村東屋敷呼請、尤家修理普請なぞ杯仕召置候、早速名子相改、磯野重右衛門と申候、然処ニ重右衛門袋、牛原村東屋敷ニ呼申候処ニ、同九月八郎左衛門殿へ一所へ御出候、然処夫婦兵糧米無之付、青木甚右衛門殿、園部村野田又三郎殿方へ被參、右兵糧米渡世入句四人扶持程御合

力候への由相談被致候処ニ、又三郎殿返答ニ、右兩人の渡世入句の儀、我等存申筈ニ候得共、不勝手ニ候間、式人扶持成共出可申候、夫も当年は六俵、明暮より拾式俵宛合力可致候、其外の儀ハ磯野甚左衛門・宿村甚五左衛門などニ御相談可有の由被申候間ニて、園部より直ニ甚右衛門牛原村拙宅へ被參、右の趣被申候、我等申候は、八郎左衛門殿夫婦渡世の入目何程ニて相濟申事ニて候哉と相尋候処ニ、甚右衛門殿被申候は、兵糧遣銀ニ四人扶持程も入可申候哉と被申候、然は貴殿御事、重右衛門一家御引掛の上ニ難申儀ニ候得共、何程成共御合力被成給候様ニと被申候、就夫壹人扶持六俵の請合致候、夫より直ニ甚五左衛門方へ參、六俵の合力相請相極被申候由也、然処ニ又三郎殿請合米少も參不申候ニ付、我等方より三人扶持拾八俵宛、毎歳拾式年の間致合力候、甚五左衛門殿方よりハ壹兩年ハ米參候様ニ承り、又三郎方よりハ終ニ壹粒も不參由ニ候

一 おみす出生、七月廿四日夜四ツ時平産、母子共ニ息災有之、其夜小右衛門坂本へ吉左右ニ參、弁忠法印へ掛御目、今度の平産別て御願と御礼申上ル、其近日御迎差越、隠居致請待、出生の女子無事ニ成長仕候様ニ御祈念を頼、二夜三日御執行、其節名を弁忠法印御聞にて、おみすと御付被成候

一 丸林助右衛門田地、上田四畝拾歩代銀四百目ニして売、式畝拾歩上畠田を屋舖被仰付候様と、以書付正兵衛方より御手代衆迄願上候処ニ、為御見分相田九兵衛殿御出、願の通被仰付候

宝永元甲申年

一 去未年被仰付候丸林田屋舖ニ式間梁四間北南作、北ニ寄式間梁式間のかき東ニ付、庭家致、正月十一日より大工牛原村善右衛門・清兵衛、二月三日相仕舞候処、家頼又助望ニ付、屋舖を式百目、家式百目致永代ニ遣候

一 六月、佐賀言上目付鶴弥五右衛門立石迄參、古賀次郎左衛門、蔵上村新右衛門宅へ遣、原藤吉儀も新右衛門方へ呼、此兩人ニ被申候は、佐賀大守信濃守殿御用ニ付差越候、各御才覚にて銀被差出候ハ、以前佐賀家中へ出被致候米先納銀滞居候為ニも可成候由被申候、其時分藤吉方・新右衛門方、銀少も持不申、就夫右兩人原太郎左衛門殿我等へ被申候は、今度弥五右衛門銀五貫目

以才覚差出くれ候様ニ、左候ハ、先納銀滞候為ニも可成候、ケ様の取つなき哉と此間存候得共無之、是は能時節の間、是非差出くれ候様ニ、万一損銀立候ハ、太郎左衛門一口、新右衛門二口承、貴殿へ少も損無之様ニ可仕由重疊頼被申候ニ付、就夫銀五貫目致才覚、古賀次郎左衛門を以、弥五右衛門方へ利足老月老歩一ニして差出候事

一 右銀同暮元利成立五貫參百五拾目、此銀御返濟給候様ニ次郎左衛門を以催促致候処、此銀少も返濟無之、右銀の

上ニ銀五拾貫目信濃守殿へ差出候様ニと弥五右衛門返事

ニ付、驚色々謀作を以、坂本道円方より幾野織部殿迄重々申入候得は、其暮米式百四拾六俵請取、尤惣合米式百

七拾俵筈、弥五右衛門出被申候得共、内式拾四俵中津熊米出、不足有之ニ付、右の式百四拾六俵蔵上村出にて

請取、此米殊の外悪敷、直段下直ニ売払候、參貫六百九拾目受取、外ニ忠吉刀一腰、同作脇差老腰、弥五右衛門前ニ持參、此刀脇差三百五拾目ニして合銀四貫四拾目相

濟、殘銀老腰三百拾目、此損銀四割、老人分參百式拾七匁五分にて候、此銀右如約束我等へ遣被申筈の処ニ、何も相濟不申、我等老人の迷惑ニ成候事

宝永式乙酉年

一 瓜生野町今村市右衛門より永代ニ讓渡被申候物品々手形写、左記

永代讓渡申品々の事

一 居屋舖老ケ所家共 瓜生野町

一 酒林諸道具共不殘

一 下畠老段九畝 藤木村十三塚

右為礼銀式貫五百式拾目、礎請取相渡申候処実正也、

但酉年より丑年迄五年の間、御借置被成候て五年の内、右銀以才覚御返進申候ハ、御返可被下候旨、奉忝

存候、何とそ銀子相調候て申請候様ニ可仕候、若此義相叶不申候ハ、弥永代御売払可被成候、ケ様申定候

上は、如何様の新儀出来申候共、此書物の趣少も相違上は、如何様の新儀出来申候共、此書物の趣少も相違

申間敷候、爰如件

宝永式酉正月十一日 本主瓜生野町 今村市右衛門

同 同町 与右衛門

証拠人古賀村

天本 惣兵衛

磯野 甚左衛門殿

右の通相極置候処ニ、天本惣兵衛殿御申候は、右の品々借、酒造申度由申仁御座候間、其年々の礼銀を以貴殿方へ相払、五年の間ニ貳貫五百貳拾目相済可申候間、其節は市右衛門方へ御返可給候、若約束致相違候ハ、翌寅年より弥永代ニ請取候様ニと重々御申候ニ付、無是非其通ニ請合候

一銀百八拾目 宝永四亥年宿村善之允より礼銀請取

一同貳百参拾目 同五子年同村同人より礼銀受取

一銀貳百参拾目 宝永六丑年瓜生野町新六より礼銀受取

一同貳百参拾目 同七寅年同町同人より礼銀請取

一同百目 同八卯年同町同人より礼銀請取

ノ銀九百七拾目

残銀壹貫五百五拾目

一我等短髪願、五月六日以書付正兵衛方より大庄屋源左衛門殿を以願出候処ニ、早速願の通被仰付候、御代官唐坊新五郎様・一宮又右衛門様、願書左記

覚

私親甚左衛門儀、数年病氣罷有、月代仕候儀難成御座候、依之短髪仕度由願上候、願の通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、此旨宜被仰上可被下候、以上

酉五月六日 庄屋 正兵衛印

大庄屋 源左衛門殿

右の通願出候、願の通被仰付被下候様、被仰上可被下候、以上

大庄屋

源左衛門

同日

桜井孫平殿

相田九兵衛殿

一娘お砂事、千之助懐胎、三月より此度も弁忠法印致請待、隠居にて御祈禱願申上候処ニ、是又護諸童子の法御執行被遊、諸事萬之助懐胎の時御祈禱不相変、坂本縁

住坊御呼御手伝にて候

一右平産、十二月十四日五ツ時出生

一我事等、磯野寿延と法名改候は五月六日、此名夢の内有之ニ付如此、委細は不記

一隠居の蔵作候は、六月十一日ニ仕掛、同月廿六日ニ相仕

舞、貳間梁ニ四間貳尺、大工牛原村善右衛門・清兵衛、

凡入句貳百参拾目也

一磯野重右衛門牛原村東屋舗ニ参、耕作致初候、むた五

段七畝七步、貳竿にて小割は七段程、宿村分堀ノ内不残

凡小割七段、瓜生野村分いむた壱町五段程、屋舗内不

残、右の通作物はほ原出来殊の外悪敷候、前年近村大枯

にてほ原枯少候ニ付、右の通ニ候

一東屋舗蔵作候は、六月十一日より大工善右衛門・清兵衛、

貳間梁四間、西東六月廿一日仕舞、凡入句貳百貳拾目

一磯野正兵衛ニ妻を持候様ニ申聞候、意趣左記、正兵衛事

先妻お猿致死去、其後三年忌過候て妻持せ申度、当村善

右衛門を以心入承候処ニ、一生無妻にて居可申覚悟の

由度毎申切候故、無是非存居候処、磯野助右衛門娘おいち、瓜生野町青木善四郎へ嫁娶仕居候処、元禄十四年辰年離別仕居居候ニ付、正兵衛妻ニ呼候様ニと、翌未申兩年の間申候得共、右の通申請合不申候、如何様七年忌迄ハ妻望候心入にて無之段見請候ニ付、宝永貳西五月過、翌六月より段々おいち呼候様ニと申聞候処ニ、余成間敷様子にて無之候旨承候ニ付、八月手前ニ呼取会可申候と相極候処ニ、おいち事七月廿日比より相煩、廿六日ニ死去仕、右の相談無ニ成残念至極候

宝永参丙戌年

一原太郎右衛門娘おまん、正兵衛妻ニ致候意趣は、三月初比おみす祖母、四郎右衛門方見舞ニ参被申候処ニ、四郎右衛門夫婦物語ニ、先年木戸村へ養子ニ遣候様、おまん同村へ縁ニ付居候処ニ不縁有之、私方へ参候由ニ候、お

みす祖母帰候て我等へ被申候は、此娘年はるも能、其外似合敷事ニ候、正兵衛取合申度候如何存候哉、乍然磯野一家中ニ思召寄の娘候ハ、無此上候、如何被存候哉と被申候、我等申候は、おいち相果候得は別心当無之候、乍然若年ニは候得共、磯野新右衛門娘お坂か新右衛門内方の秋月の姪兩人を聞繕見可申候、此儀不相叶候ハ、おまゝん事相談故仕候様ニ申、蔵上村へ参、新右衛門へ致相談候処ニ、能事ニは候得共、お坂未若年ニ候被請合難成候、秋月の娘儀も久留米武家方へ縁中相済居候由被申候、此外心当無之段おみす祖父へ申候ニ付、古賀へ参、四郎右衛門夫婦へおまゝん相談被仕候処ニ無別条由申候、就夫右の段原助左衛門を以、正兵衛へ申聞候得は、正兵衛申候は、一生無妻ニて居可申筈ニ候得共、段々被仰候間御心次第、乍然両度妻を求、殊ニ聳入嫁入なと有之事殊の外迷惑ニ候、無左様子ニ候ハ、如何様と成共と申候、就夫おまゝん事、此方おみす祖母致養子分ニ、正兵衛

取会可申候由、四郎右衛門夫婦祖母方より相談有之候処

ニ、いか様共と申候、乍然甚左衛門殿心入承度由ニ候、依之原助左衛門を以四郎右衛門へ申遣候は、おまゝん事、此方ば、養子分ニ相談被仕候処、別条無之由承、珍重ニ存候、乍然貴殿娘子達縁組、木山口も宮浦も内証宜敷衆ニ候、正兵衛義左様の事ニて無之候、我等讓田地庄屋給加へ四拾五石遣申筈ニ候、其外諸事(マ)ふたらい成事ニ候、左様の事不苦被存候ハ、能様ニ御相談可被成由申遣候、四郎右衛門夫婦返答ニ、身体好悪しんたいの儀ニ構申事ニ無之候、御呼取候得は我々満足の由、被申候ニ付、其上ニて四郎右衛門方へおみす祖母方より相談相極、三月廿八日隠居迄原助左衛門夫婦同道ニておまゝん参候、左候て四月朔日、正兵衛方へ助左衛門夫婦又々同道ニて参候、其座、太郎左衛門殿・惣兵衛殿・四郎右衛門殿、尤我等夫婦も参、祝料理を出し、其外婚礼規式迄ニ致取会候事

宝永四丁亥年

一池田本屋敷の西藪際溝掘替、本屋敷の地並シ、本屋敷下大畠の藪際溝掘替、畠地並、正月廿一日より仕懸、三月廿二日仕舞、西の溝筋目悪敷有之ニ付、畠又は屋敷の内ニ寄せ繩をはり、北南の筋目直ニ致、又本屋敷より大畠殊の外地並高下有之、作物の為ニも悪敷候ニ付、高ミの底土を西の藪の内持入、又藪の外ニ持出致直候、然ハ見分も能、作物の為ニも能候也、凡此人数参百五十人、日用ニて致候也、本屋敷北溝、六衛門居所裏迄藪薄北風当候ニ付、屋敷の内五六尺程繩をはり、溝を掘候、是ハ以前の事年数難知也、池田屋舗大木戸此年東屯間半折候、然は善六小畠ニ行懸作物少々損候故、少礼を申筈ニ存候也

一磯野清覚為菩提蔵上村西法寺へ付置候宿村田地、地本悪敷候ニ付、蔵上村ニて買替付候、畝高・入口・坪付、左

畠下

一上田壱段式拾四歩 高壱石七斗式升三合 入口五俵壱斗五升
 納方壱石壱斗式升三合 余米七斗式升七合

右は清覚永代毎月読経為御供餉

一三ら町中田七畝式拾四歩 高壱石九升式合 入口四俵壱斗五升
 納方七斗壱升 余米六斗壱升

右は清覚毎年七月廿五日、寺より法事為執行寄進

一中田八畝式拾歩 高壱石式斗壱升三合 入口四俵
 納方七斗八升八合 余米四斗壱升式合

右は撞鐘撞料ニ寄進

此参竿田地代銀七百目、但百目ニ付式斗五升、余米ニシて買替付、依之右宿村分は甚左衛門方へ七百目当取

一香椎宮拜殿瓦屋根油石灰致候は、二月廿三日筑後瀬下町孫七を呼、小右衛門所へ賄を頼、小右衛門手伝ニて相仕舞候、入句左記

一銀拾式匁 白灰壱石式斗代、佐賀領下野村より

記

一同六匁 魚油おり四升代、宿村与七より買
 一同参匁式分 海羅五百目代、田代伊左衛門方より
 一同参匁五分 反古七斤代、同町同人方より
 一同壹匁六分 小取式人分賃銀、仁助・八五郎
 一同拾六匁 瀬下孫七手間八匁、一日式匁宛
 一同八匁 手伝代小右衛門苦勞賃銀
 一同参匁 孫七賄ニ付、小右衛門内方へ苦勞の給銀
 一同八匁 同人賄ニ付、塩・味噌・薪代十日分
 ×銀六拾壹匁三分
 右の入自銀不残我等より致候也
 一西法寺鐘樓再建、正月十一日大工善右衛門小屋入、尤材
 木不残善右衛門方へ相渡請取細工ニ相渡候、入匁左記
 一銀百拾匁 佐賀領簗原村にて楠調候代銀
 一同四拾四匁 右材木簗原より荒割木引、式拾式匁
 賃銀

一同六匁 木引荒割の節、小取の賃銀
 一同六匁七分 材木売手山方目付音物仕候入匁
 一同参拾八匁 右材木簗原より牛原迄取寄候人夫賃銀
 一同百六拾目 大工善右衛門へ渡銀、屋根葺仕廻候迄
 一同式拾目 木引善左衛門手間拾匁代銀
 一同参拾九匁五分 すゝき百六拾把代
 一同式匁五分 鉾竹七寸廻り五本代、四ツ割ニして
 一同壹匁五分 野小舞竹四寸廻り拾五本代
 一同四匁五分 すほ繩式百ひろの代、但ない賃共ニ
 一同四匁五分 小摺繩参百五拾ひろ代、但ない賃共
 一同六分 道懸繩壹東三百ひろ代
 一銀四匁参分 五寸釘八拾七本代
 一同五匁六分 四寸釘式百式拾五本代
 一同式匁壹分 式寸五分釘式百本代

一同四匁四分参厘 式寸釘八百本代
 一同参匁六分 かすかい五ツ、ほし釘四ツ代
 一同壹匁七分 壹尺壹寸釘八本代
 一同式匁 壹尺三寸釘八本代
 一同拾匁五分 梁上の節、祝入匁銀
 一同式拾式匁 鐘樓立候より葺仕舞迄、小取三拾式人、据石取手間
 一同拾九匁八分 松板三拾六尺代、六分板壹尺ニ付五分五厘へ
 一同式拾壹匁 梁桁釘五本代
 一同式拾式匁四分 垂木式拾八本代、壹本八分かへ
 一同五匁 鐘釣鎖仕直賃、鍛冶善七へ
 ×銀五百七拾壹匁六分三厘
 右四月廿八日迄相仕舞候、葺替候節かやふきニ成
 一葦方小土穴堤の流、四ノ坪するめニ入候は四月始、岩谷
 与三右衛門殿・古賀小左衛門殿・同伊右衛門殿へ致相談

候処ニ、此儀村の問つかえも成間敷候間、藤木村よりこみ流の願申上候処、相談可有之由にて藤木村へ被申談候処ニ、両庄屋よりごみ流被願上候処ニ、願の通被仰付候故、同月廿三日堤魚直人夫、藤木より拾式人出し、与三右衛門殿下知を以、鯉鮒其外の魚類みやこの堤ニ不残直候、同月廿四日我等方より人夫拾五人出、与三右衛門殿下知を請、夫遣は古賀伊右衛門殿相願、道具は板馬齒式丁並鍬などにてじやう井樋の口へ上より押寄、井樋より流出候田坪迄の溝筋小竹手障有之候は、当分取除、溝せはき所は広メ、溝筋田坪ニも人夫見合付置流入候、翌廿五日人夫式拾壹人出、流用右の通、同廿六日式拾人、同廿七日人夫九人、同廿八日人夫式拾壹人、同廿九日人夫拾八人メ人夫百四人、仕舞の日は溝筋小井手取除置候を右の通ニ拵、諸事相仕舞候也、我等事十九日より千之助庖瘡ニ仕付候故、一日も出申儀成不申候、与三右衛門殿へ家重樽肴なご杯送遣ス

一千之助瘡瘡四月十九日より仕付、医者天本元格、出来多、殊の外致大儀心遣成事ニ候、就夫一番湯兩月程延引にて、五月二日ニ懸ル、湯延引故にて候哉、右の肱兩足膝下大分腫、殊の外致難儀、園部村西依養節御療治にて愈、乍然四五年の間は致再発腫候を毎度汗を立、膿を抜、膏葉を打、又は煎物にて洗候、右の余毒故手足共ニ殊外瘦、氣の毒ニ存候事

一萬之助瘡瘡、五月五日より仕付、中の出来、同月十六日ニ一番湯懸申候、醫師は天本元格老也

一おみす瘡瘡は同月七日より仕付、随分軽く、同月十六日一番湯掛、右三人共ニ無事ニ瘡瘡相仕舞、醫師は天本元格・嶋正悦、其外一家祝振廻仕候

一娘お砂、萬之助を懐胎の節、伊勢国白子山観音へ平産の願立置、為願成就罷上候は六月三日、同村天本善右衛門同道にて博多の様ニ參、川はた町布屋甚吉方浦座敷へ手食にて居候て、古賀伊右衛門相待候処ニ、同月五日甚吉

関出舟は其日七ツ、翌九日七ツ上関へ掛一宿、十日上関

を出、九ツニ宮嶋ニ着、明神參詣方々見物、其晚五ツ時宮嶋出船、昼夜順風にて同十三日七ツ時大坂ニ着、宿

は茶屋仁兵衛浦座、其晚川舟にて上り候ハ、京都祇園御幸拜見仕善の処ニ、川船一艘も無、歩行にて上度候処ニ善右衛門足ニ腫物出来、駕籠馬は六ヶ敷、京都上相止候て、翌十四日朝飯急キ御堂參、夫より春斎橋筋下道頓堀出、羽搦見物、夫より天王寺參詣、上町を上り御城南西より拜見、宿へ帰候、其晚川舟ニ乗八幡着、岩清水八幡宮へ參詣、麓の町にて朝飯を給、夫より淀大橋の様ニ參、淀小橋より東寺口の様ニ參、東寺辺より善右衛門腫物痛強有之ニ付、駕籠にて其日九ツ扇屋庄七方へ着、善右衛門事右の痛故、十五日六日七日は京都へ逗留濟見物、同月十八日京都を立、大津出、石山へ參詣、此所三月より開帳、其日御詰願別て賑有之、我々儀も御尊躰近參拜申候、扱々殊勝成ル事にて候、御尊躰坐像御身五尺

方へ被參、翌六日三人同道にて、箱崎へ出、ものふ青柳

（ママ）崎町へ出、夫より左ニ行、多嶋宮へ參道有、其日多嶋へ參着、大宮司民部所へ一宿、其節民部は博多へ出被申、親父孫兵衛挨拶、其夜八ツ時分迄物語承、殊の外馳走被致休足仕、翌朝飯給、礼銀相応ニ仕、孫兵衛同道にて御社參詣、宝物の内まのあたり面拜見、経堂へ參、一筆の一切経拜、此

御経は以前社僧大願にて成就寄進の由被申候、孫兵衛へ金崎へ出候道を、翌浜辺或山松の内を通、段々と行、金崎へ出、金崎より小山を越、初浦ニ參、此所にて小船を借、葱屋問屋おかた屋弥兵衛所ニ一宿、翌八日亭主同船にて下関へ渡ス、小倉屋藤右衛門所へ着、折節參宮人出舟有之由申ニ付、急飯を拵、其内船賃老人手前ニ七匁宛約束、船中賄老人前一日八分宛、船頭の方より賄仕善ニ相極、飯を給、急キ乗合の船乗、帆柱の際三人共ニ居ル、舟中ニは秋月坂口判七・加摩郡上三穂村坂口仁右衛門・挾小村野見山茂六夫婦、此三人別て船中咄申候、下

程と拜申候

一十八日八ツ時石山を出、瀬田夫より草津石辺暮方へ着、一宿仕候

一十九日石辺を立、亀山へ一宿、廿日亀山を立、駕籠にて白子山へ九ツ時着、御初尾銀拾式匁上、願成就、其節平産の御札御守申請下向、伊右衛門殿・善右衛門は夫より阿濃野津ニ出參宮、我等は右の駕籠ニ乗、又亀山の様ニ出、関ニ一宿、翌廿一日水口へ一宿、翌廿二日草津より船にて大津渡、唐崎一松一見、坂本一見、夫より山中越致京都正七へ着、方々見物買物なま杯仕舞、七月七日池坊參立花見物、夫より飛鳥井殿ま鞠見物ニ參候得共、御ひつせ逼塞の由にて見物の諸人退散、我等禁中西の公家御門外ニ居正七方へ帰、公家衆七夕の御礼候ハ、御規式凡七八拾人御出入を見物致相仕廻、其日七ツ時五条橋辺より川舟ニ乗伏見へ下、夜船乗、翌八日朝大坂ニ着、茶屋仁兵衛方へ參居候処ニ、古賀伊右衛門・天本善右衛門、其晚暮方

二大和路より大坂への帰、仁兵衛方へ着被申候、翌九日坂口判七・仁右衛門北浜の宿へ見廻候処ニ、兩人被申候は、我々明日は京都へ上、夫より大和廻いたし国本へ帰筈ニ候、貴殿是非同道致度由重々被申候得共、清覚七年忌七月廿五日ニ当候故色々^{ことわり}理申、十日関船を借、其晩茶屋仁兵衛より船参候節、酒井村勘左衛門・佐平・忠右衛門・与七、横町にて逢、国本の事相尋候得は、家内無事の由被申候ニ付、案境いたし候、右の衆遺銀不足ニ有之候間、遺銀取替候様ニと善右衛門迄被申候故、金子千足取替候也、十日晩舟を出、同月十五日暮方下関へ着、盆躍夜半迄見物、翌十六日長府見物、一宮二宮参詣、十七日の晩、女郎町石見や二階座にて、女良^郎数拾人躍狂言見物、十八日朝飯後船ニ乗小倉渡、則馬を借、八丁越致ニ付、藏本屋甚四郎方へ一宿、翌十九日千主一宿、廿日秋月を通、七ツ時分宿へ着、上下日数四拾七日相仕舞候也

一磯野正兵衛、同姓助右衛門次男猪野右衛門養生致度由、原惣兵衛殿を頼、助右衛門方へ申掛候、然処ニ不相叶、意趣は正兵衛口上ニ、養子ニ被下候ハ、宗領^{惣カ}取立、役目相讓申度候、然共唯今私身体にては養育難成候間、牛原村御持分の内田高拾五石、只今より猪野右衛門ニ相添被下候、其田地以余米猪野右衛門取立可申候、尤役目相讓候節は、右拾五石役料ニ相添讓渡可申候、委細被申入候処ニ、助右衛門殿返答ニ、唯今より高拾五石相添候事難成申被申候て、右の相談相止候事

一金剛寺古跡阿弥陀堂脇有之候大杉、十二月ニ伐候意趣、此木先年午年の大風吹なひき、夫故木痛、緑不出ニ付、同村善右衛門・小右衛門より庄屋正兵衛ニ申候は、此木近年の内枯候ハ、おしき事ニ候、公儀へ願上、伐置候ハ、一かと用ニ立可申候由申候ニ付、磯野正兵衛方より右の通、時の御代官白水左兵衛様・江口孫兵衛様へ御手代衆を以願上候処ニ、山奉行岩谷作野右衛門殿・御目付原

弥一左衛門殿被遺御見せ被成候、右願上候ニ相違無之ニ付、心次第ニ仕候様被仰付候故、善右衛門・小右衛門銀伐仕置候、右の杉我等参拾目ニ買、阿弥陀堂再建心当ニ香椎宮社内ニかこい置候事

一磯野正兵衛、同姓新右衛門子勘平致養子意趣、十二月我等正兵衛ニ申候は、其方事参拾歳余迄子無之、家内淋敷相見之候間、養子被仕可然候、左候ハ、磯野新右衛門子勘平当卯月出生候、是を養子ニ可被致候由申候処ニ、正兵衛返答ニ、養子仕度候得共、唯今の身体にては難成候間、新右衛門殿方より田高式拾石相添給候ハ、養子仕度候、此旨新右衛門殿へ御相談被成給候様ニ申候ニ付、右の通新右衛門へ相談候得共、勘平儀は遺可申候得共、高式^{高カ}拾石相添候儀難成候、乍然宗領^{惣カ}ニ取立給事ニ候間、田高相添可申候、当四月銀壺貫目壺分三ニして貴方へ預召置候、此銀ニ相当候分御添給候様ニ新右衛門申候ニ付、養父村以前より我等持分の内、田畝数六段八畝式拾参歩、

高九石七斗式升七合、凡余米拾俵六升四合前新右衛門へ致売分、右田地勘平へ相添候

一右新右衛門方遺候田地斗^{ばかり}ニては養育成間敷と存候故、我等方よりも養父村分の内同畝数六段五畝式拾六歩、高拾石壺斗四合、凡余米拾俵式斗三升八合、二口合田数壺町参段四畝拾九歩、合高拾九石八斗三升壺合、此田地勘平ニ相添、十二月十一日正兵衛方へ遺ス、正兵衛方にて磯野正之助と名相改候

一正之助^{つがなく}無恙^{惣カ}致成長候ハ、宗領^{惣カ}仕立役目可被相讓候、尤役料の儀は、我等方より其方へ相渡候通差渡し可被申候、左候て正之助持参田地は隠居分ニ可被仕候、正之助事家督相統無之内万一短命ニ有之候ハ、持分田地の内磯野^{新右衛門}目系^{新右衛門}子^{新右衛門}可差^{反候}候、^{長命}ニ有之候て^{新右衛門}相添候分^{新右衛門}へ可差^{返候}候、^{長命}ニ有之候ても役儀相勤候儀難成者候ハ、持分田地の上見合取立可有候、田地畝高坪付左記

養父村分

へふ喜右衛門より宝永元年より入代銀五百八匁六分四厘也

一上田壺段 高壺石六斗 入口五俵

こかた右同

一上田壺段 同壺石六斗 同 五俵

川原惣右衛門分酉年入代銀六百九匁三分八厘也

一上田八畝貳拾貳步 同壺石參斗九升七合 同四俵壺斗

ほりの内藤兵衛より代銀七百六拾九匁三分貳厘也

一上田貳段 同參石貳斗 同 貳斗

片田善右衛門分宝永四亥年代銀五百九拾貳匁三分八厘也

一中田壺段四畝 同壺石九斗六升 同 七俵

下小路惣右衛門より

一屋舖貳畝拾步 同貳斗四升 同 貳斗

メ畝六段五畝貳拾六步 高拾石壺斗四合

メ入口 納方諸事凡貳拾俵 六升 貳合

右磯野甚左衛門より正之助へ相添候分

上塩塚

一上田壺段九畝貳步 高參石五升壺合 入口八俵壺斗

下塩塚 夏田銀拾四匁

一上田壺反八畝廿七步 同三石貳升四合 入口八俵壺斗

夏田銀拾四匁

一中田壺反七畝拾八步 同貳石四斗六升四合 入口七俵

まへ田 一下田壺反參畝六步 同壺石壺斗八升八合 入口四俵

メ畝七段八畝廿三步 高九石七斗貳升七合
メ入口 納方諸事凡拾九石壺斗 三升 六合
メ余米凡拾俵六升四合 麦田銀貳拾九匁米貳俵ニして
右磯野新右衛門より正之助相添候分

宝永五戊子年

一磯野清覚墓石塔建立候は二月、石工曾根崎半兵衛・新左衛門呼、石塔の図を見せ請取細工ニ頼候、賃銀貳百拾匁但銘切賃は除相渡ス、二月廿日小屋入、四阿屋とうちやう原致小屋掛、四月十六日の切立、墓所へ持下、竿石隠居の内ニ取寄、銘書万歳寺策藏司御認、釋觀智靈位、元禄十四辛巳年七月廿五日戒名脇俗名磯野清覚慈父磯野甚左衛門と有之候、押付影懸候処ニ清覚母被申候は、此石塔我等建立致度由願ニ付、慈父甚左衛門立と有之候を慈母立之と書直立、就夫諸事入句清覚母より不残出被申候一隠居家住居替候は二月、大工牛原村善右衛門・古賀村長

左衛門、右は三間梁拾間ニて候を東ニて貳間取除、其貳間ニ壺間ヲ足シ南ニ參間梁三間のかき作、依之大風ニても動不申、勝手も能成候、入句五百日程

一東屋敷住居替候は六月、右庭屋の内中切有之候を取除壺間ニ成、納戸ニ貳間のかき北ニ付ル、又貳間ニ貳間味噌置西の方ニ付、其外竹庇修理方、凡入句銀八百日程

一池田六左衛門家作直召置候は八月、宿村車路二十右衛門家、おみす祖母方ニ借銀方ニはまり居候を七拾目ニ買、八月二日解、同三日池田へ取寄、牛原村善右衛門・古賀村長左衛門作、六左衛門右の家掘立殊の外見苦敷、柱替も難成由申候ニ付如斯、凡入句百目

一神辺村持分田地の内、谷口中田九畝六步、高壺石三斗八升、入口七俵、徳昌寺持分田地土井内、上田六畝拾五步、高壺石壺斗五合、入口五俵、右替候は十二月、古賀伊右衛門殿口入ニて、永代ニ替ル書物取かわし候

一神辺村持分田地の内、四の坪下田貳段、高貳石、入口七

俵、神辺村孫七持分土井ノ内、上田八畝貳拾四步、高壺石四斗九升六合、入口六俵、右買銀我等方より百拾匁出替候は、古賀伊右衛門殿口入ニて十二月、永代替書物取かわし候

一娘お砂ニ牛原村分田地引分譲渡しは十二月、畝高・入口
・御物成諸事出物・凡余米左書記

合畝数貳町六段五畝拾三步 合高貳拾七石八斗八升 六合

合入口百四拾七俵壺斗五升 納方諸事凡六拾四俵 貳斗 七升五合

凡余米八拾參俵壺斗八升 外麦田銀參拾三匁

右畝高坪付帳面相認譲渡候、尤庄屋本名寄帳有之候ニ付、此帳不記、此田畠屋敷壺畝壺歩も売払有間敷候、田替等も有間舗候、祖父道意様より被下、今度又其方へ譲渡候、是を少も不失、子孫ニ可被相譲候、第一御法度を守、儉約ニして物毎無油断、一家他門村中其程々ニ致挨拶、少も不驕、家職相勤、氣立和ニ諸事ニ心を付可被申候、萬之助事心立能万事無油断、我等申置候品々不相背

者と見へ候ハ、神辺村分書載置候様ニ可被相讓候、尤本宅は牛原村宗門帳、猶更牛原ニ付、池田は掛持、我等仕方の通、作毛仕付時、取上時參、無油断心を付申候様ニ可被申聞候、諸事相嗜候事池田讓渡の処委細書載致候ニ付、爰不及記、其方身養生專致、息災長命ニ有之様ニ
第一油断有間敷候

一磯野重右衛門へ牛原村分田地引分遺候は十二月、畝高・入口・御物成・諸事田物・余米左書記

合田数式町八畝拾七步 合田式拾八石七斗壹升^八合

合入口百式拾俵壹斗^五 御物成諸事凡六拾七俵^四合

合余米凡五拾參俵^五升 外小麦九俵

右畝高坪付帳面相認讓渡候、尤庄屋本名寄帳ニ有之ニ

付、爰不記、此田地祖父道意様御預を以調置候田地ニ候、今度貴殿へ相讓候間、諸事無断耕作ニ精を出、第一御法度を守、専物毎儉約ニ仕、一家不和ニ無之、村中世間ニ至、其程々挨拶仕、今度讓渡候田地の内壹畝壹歩も

売払田替等も被致間敷候、相嗜品々左相記
一御公儀より被仰越候儀、何色ニ不依少も相背申間鋪^{しよ}と常々可被相心得候、下より上へ訴訟有之、相加様ニと有之時不加様ニ、若不苦事ニも先達被申間敷候

一博突一銭掛の儀も被致間敷候、若其場ニ行掛見物候ても相^{はずれ}廻可被申候

一身体余力ニても、金銀・米錢の借、又は当分の取替讓加ル事、田畠・屋鋪・金銀・米錢の請割・口入、^別訳て被致間敷候、此儀は当分頼毎敷相聞へ候得共、以後悪事ニ成事ニ候、此旨能々相嗜可被申候、尤右は誓紙を請取置候、此外被相頼、上ニ訴訟は不及申、公事^{くじ}沙汰其外用有事執筆被致

間敷候

一磯野先祖年忌仏事常ニ心掛、其節々ニ至候ハ、一家中致

相談可被執行候、尤我所ニ不可限心を可被付事

一我等相果候ハ、^{かんかく}棺槨ニ納置、三日目七ツ時分ニ葬礼可有候、至極天氣悪敷候ハ、三日目の朝成晩成可然候、

一石塔高參尺・幅式尺・厚壹尺五寸・^(マ)内素深地^(マ)ふく六尺角

地輪參尺角・石塔銘釋寿延靈位兩脇へ年号月日・俗名磯野甚左衛門重利、一方ニは孝子お砂・孝孫磯野萬之助と

書載可被致候

一磯野正兵衛・同姓重右衛門方より我等隠居へ歳暮の礼相

極候は十二月、正兵衛方より年餅式重・鴨式羽、重右衛門方より年餅式重・大魚一喉、我々存命の間不忘遺様ニ

と相極候也

一從御 公儀砂除高役銀被仰付候は十一月、我等出銀高・

村数左ニ記

一銀 牛原村 一銀 養父村

一同 宿 村 一同 藏上村

一同 瓜生野村 一同 神辺村

一銀

一金剛寺古跡阿弥陀堂我等再建存立候は十二月、磯野正兵

衛・善右衛門・小右衛門、此參人隠居呼候て申候は、去

々より能様爰不記

元より短髮不及行水、春冬ニて候ハ、綿入式ツ、下帯無

用、上の二重廻頭巾足袋無用、木綿又ハ^(綿カ)操綿ニて能詰、

又秋夏ニて候ハ、単物但木綿上ニさらし寝かんニ致、天

蓋並^(マ)焼灯式ツ、棺の上下鍛治炭ニて詰、二階尾墓所戌亥

当ル所見合、位牌銘石塔同前

一三日ニは旦那寺の僧斗挨拶人身近一家一両輩可被仕候、

布施式兩・香奠壹兩、靈前備物六がう

一七日ニ旦那寺の僧、野辺ニ御出の僧達供養齋ハ一汁三

菜、此外無用、願は酒無用、布施は式兩、香奠一兩、外

の僧達ニは壹兩宛、布銀僧達ニは式匁宛、一家中近キ衆申請進、村中は三切ニ五日六日の間ニ一竈より亭主志人宛、齋成^(なり)非時^(なり)成振廻可被申候、何も一汁三菜酒式返

一二七日・三七日・四七日・五七日・六七日・七々日、身近衆中壹兩人宛致挨拶、齋^(とま)可被致候、香奠參匁宛可被上候、五拾日荒忌の間、別て諸事念を入可有候、此外其節

々より能様爰不記

年願の通被仰付候阿弥陀堂脇有之杉、伐被致候、此杉を我等買候て香椎宮社内召置候、観音一所ニ備、釈迦の像を安置、此参鉢を香椎宮御本地堂尊メ申度候由、申候得は、何も尤成思召寄早々存立候様ニと申二付、佐賀領村田木引戸右衛門呼、善右衛門木取の差込ニて、割候賃銀式拾目九分也

一金剛寺古跡弥陀釈迦観音堂為再建地普請は十二月、同村小右衛門・善右衛門肝入ニて、村中不残壹竈より壹人宛朝飯後より出、近所の田の底土を取、地を高メ候、一渡ニては成就難成ニ付、原より堂ノ前又兵衛迄、又一日宛竈別より出、地形成就致置候

宝永六己丑年

一磯野順平出生四月十六日朝六時、殊の外平産、医者は天本元格老、子添池田助六母、腰うたき牛原村与七

一池田こん納屋立候は、八月六日ニ大工牛原村善右衛門・

の内致度存候処、御公儀御事多、下ニも御しかり請候者数人有之ニ付、差控候得共、其年中ニ成就不仕候得は難成事故、白水左兵衛様御内意を得候得は、他領舞太夫不苦由、被仰ニ付、弥永又太夫へ牛原村小右衛門遣、致相請候処ニ、何時成共便次第可参由、人数は五人の内扇部又太夫・早之助・兵三郎・与八、迎馬壺足遣様ニと申二付其通ニ致候、十六日牛原村へ参、十七日朝飯急キ舞掛候、舞ハ日本記小敦盛とがし、御屋舗より左兵衛様御夫婦様・お濟様・お梅様、御役人方中嶋伝左衛門殿・丑五郎殿御出、奥より提重、伝左衛門殿より式升樽被下候、江口孫兵衛様御一家御差合故御出無之候、左兵衛様御一家傳左衛門殿御父子隠居へ御立寄御茶漬進上、殊の外御機嫌能夜五ツ時分御帰、駕籠者八人遣候、翌日我等御礼ニ罷出帰候間、宮の舞台楽屋を隠居の前田の内ニ拵、翌十八日立舞、奥田丸・和田酒盛十番切・山中常盤舞申候、見物人夥敷内、近村は不残、田代町よりも九郎兵衛・次

古賀村長左衛門小屋入、本屋敷北ニ式間半ニ八間西東立、南間半ニ八間の下を付、向西ニ付四間の処ニ穀物置、東四間の所こきすり所、此家道具、牛原庄屋敷我等居候時、屋舗の内北ニ、おはま・清覚兩人の部屋ニ作置候家を取寄作、凡入句八百目程

一磯野萬之助へ遣候佐賀今忠吉の脇差拵候は八月、久留米やり鑓屋堤八左衛門を頼、細工町ニて拵、縁柄頭赤銅なこ丸の内井字金紋壺ツ宛据、切羽せつば・はゞき金着せ、しと、め銀三枚座、目貫赤銅獅々鮫、大体墨さや、柄糸すみる茶、入句凡

一磯野重右衛門へ佐賀忠廣之拵脇差、久留米ニて調遣候は十月十五日、寸は壺尺八寸式分、縁柄頭赤銅、菊の据物など有之、切羽・銅金着、目貫金着獅子鮫、大体墨さや、代銀百拾匁、恰合(マ)よりは下直ニ有之由、鑓屋八郎右衛門口入ニて買

一香椎宮ニて願成就の立舞仕候は十一月十七日、其年夏秋

助・昌元寺、其外小田又市殿父子・住永又七殿・磯野長左衛門殿・磯野新右衛門一家・天本八郎右衛門殿夫婦・徳昌寺・岩谷与三右衛門殿一家、山浦立石迄見物人有之、はなを出候は小田氏長左衛門殿・四郎右衛門・新左衛門、荒増爰記

一舞太夫帰候節、又太夫ニ金子式分、扇部銀式両出、筑前原田迄送、舞台楽屋村より取仕廻、其外花ニても一錢も出不申様ニ申付候也

一池田大木戸を入、右の方式間梁、六間の掘立を作候は十二月、右の家を式ツ(マ)ニへり、北は助六母、南は与七召置、右居候家ハ住荒候ニ付取除置、此兩人殊の外悦申候、凡入句式百五拾目、竹木繩藁手間共ニ竹七拾本余入一十二月廿日、小右衛門・善右衛門・又助へ為形見遣候田地畝高左記

山神
一下田五畝
高四斗五升
入口三俵壺斗五升

山神
 一下田八歩 高式升四合 入口右之内
 同所
 一下田五歩 同壹升五合 同 右之内
 同所
 一下田九歩 同式升七合 同 右之内
 同所
 一下田拾歩 同三升 同 右之内
 同所
 一下田五歩 同壹升五合 同 右之内
 同所
 一下田拾歩 同四斗七升 同 式俵
 同所
 一下田壹畝 同九升 同 右之内
 同所
 一下田壹畝 同九升
 ム畝壹段五歩 ム高壹石壹斗式升壹合
 ム入口米五俵^{壹斗}五升 御物成諸事凡七斗^{八升}式合
 凡余米式俵式斗六升五合

右乍少分我等為形見、唯今より永代ニ讓渡候、以上

丑十二月廿日

磯野 寿 延 印

緒方 小右衛門殿

四谷
 一下田壹畝式歩 高九升六合 入口式斗五升

深底
 一下田式拾六歩 高七升八合 入口壹俵五升
 同所
 一下田壹畝拾歩 同壹斗式升 同右の内
 さや前
 一中田四畝拾歩 同六斗六合 同式俵^{式斗}五升
 水上
 一下田拾式歩 同三升六合 同壹斗
 ム畝八畝 ム高九斗三升六合
 ム入口五俵〇五升 御物成諸事凡六斗五升五合
 余米式俵式斗九升五合

右乍少分我等為形見、唯今より永代ニ讓渡候

丑十二月廿日

磯野 寿 延 印

天本 善右衛門殿

ゆき谷
 一下田式歩 高六合 入口壹斗
 同所
 一下田拾壹歩 同參升三合 同右の内
 のこきり谷
 一下田壹畝 同九升 入口式斗

しのけ
 一下田參歩 同九合 同壹斗五升
 しのけ
 一下田五歩 高壹升五合 入口右の内
 同所
 一下田式歩 同六合 同五升
 同所
 一下田五歩 同壹升五合 同壹斗五升
 ム畝壹畝式拾八歩 ム高壹斗七升四合
 入口米式俵五升 御物成凡壹斗式升式合
 凡余米壹俵式斗式升八合

右乍少分我等為形見、唯今より永代ニ讓渡候、以上

丑十二月廿日

磯野 寿 延 印

又 助 殿

一真木村先庄屋高野六左衛門義、芝居銀借被申候節、我々
 拾壹人被致借分手形ニ判押候、其手形、七郎兵衛闕所^{けつしよ}の
 時分、反古の内より出候由、沙汰有之、我々中間^{仲カ}より右
 芝居銀納替候様、時御代官白水丞兵衛様・江一孫兵衛様

より御手代衆を以被仰付候、就夫右銀納替の儀、重疊御
 理申上候得共不相叶、成立銀四貫七百目余納替申候、人
 数は梁井藤兵衛・好見段七・原七郎兵衛・古賀市右衛門
 ・権藤五郎兵衛・磯野清右衛門・天本八郎右衛門・青木
 甚左衛門・権藤甚内・村山善右衛門・磯野甚右衛門、ム
 人数拾壹人、内原七郎兵衛義は籠者^{ろうしや}故除、残拾人ニ仕
 割、壹人前四百三拾三匁、如此有之候得とも、八郎右
 衛門・善右衛門・甚内子弥七右衛門・甚右衛門手前差聞
 上納難成ニ付、此四人の出銀、漸其年九拾目程宛出被
 申、残分上納難成ニ付、重々御理被申上候得共不相叶、
 右不足銀、兵右衛門・長右衛門・甚右衛門、此三人にて
 納替候様ニと被仰付候ニ付、無是非請合申候、然ハ甚右
 衛門不足銀ハ兵右衛門出被申候、善右衛門不足銀ハ長右
 衛門出被申候、八郎衛門殿分ハ甚右衛門先出置候へ、此
 銀の儀、元格存可申由有之候ニ付、我等納替置候、乍然
 元格方より急ニハ弁候義難成候、段々ニ御払可有由ニ候

得共、正徳元年迄少も払無之候、弥七右衛門分、好見寿庵ニ納替候様ニ、御手代衆より被仰付候、就夫長崎え兵右衛門方より書状参候処、少も払不被申候、又我等三人にて納替候也

宝永七庚寅年

一磯野正兵衛ニ後谷新開田遣候は正月十一日、畝高左記

後谷

一下田壺畝

高九升

入口

同所 一下田八畝

同七斗式升

同右の内

同所 一下田四畝

同三斗式升

同右の内

ノ畝壺段三畝

ノ高壺石壺斗七升

右三坪の義は、我等相果候後、為形見遣筈ニ兼て存居候処ニ、浦田の儀ニ候間、唯今譲渡候

一金剛寺古跡阿弥陀堂再建ハ正月、牛原村善右衛門先年木取仕置候杉伐木を以、請取細工、百式拾目相渡シ、尤外

木引善右衛門手間賃式拾式匁八分、我等より出ス、正月初より取掛、二月五日相仕廻、入句銀左記

一銀式拾目九分

村田戸右衛門荒割賃

一同百式拾目

善右衛門へ渡シ銀

一同四拾五匁

釘の代

一同式拾式匁

善左衛門木引手間賃

一同式拾式匁

善右衛門請取候節、約束より(仏檀唐戸からしニ成中置後仕候)有之ニ付、小右衛門迄遣

一同五匁式分

棟上の節

一同拾式匁

葺茅六拾把代

一同九匁

藏上村孫助、瓜生野町長兵衛手間賃

一同三拾目

杉大小五本代

ノ銀参百〇七匁九分

一先年西法寺へ付置候宿村田地森利左衛門へ三百五拾目売、代銀請取候は正月、畝高左記

むた 一下田式段四畝拾五歩 高壺石九斗六 入口七俵 壺斗五升

同所 一下田壺段四畝 同壺石壺斗式升 同四俵

同所 一下畠田壺畝 同八升 同右の内

ノ畝三段九畝拾五歩 ノ高参石壺斗六升

右売払、此代銀にて鐘楼再建致筈の処ニ、右田地買手無之ニ付、手前の銀を以、去ル亥年立置候、入句銀右建立の処有之、扱又清覚毎年七月廿五日、寺より為諸事ニは、藏上村にて先年買替置候三坪也内、一坪其用ニ付置候、西法寺宝物帳ニ有之

一池田茂七家作候は正月十一日、大工は古賀村長右衛門小

屋入、本家は与七居候家取崩置候其道具にて、式間ニ四間居家作、右茂七居家を式間四間、庭家ニ作、式皮貫南向、作部屋、馬屋ハ茂七手前より作、尤居家・庭家仕廻迄入句我等方より致ス、乍然茂七父子ハ賃銀不取、成就迄働、葺かやは茂七より古茅出ス

一池田本屋敷ニ家作候は二月十一日、大工牛原村善右衛門

・古賀村長右衛門・田代町弥兵衛小屋入、此家牛原村篠林先年作、磯野正兵衛召置候処、役目被仰付、役屋敷ニ移、篠林空家にて召置候を二月六日より解掛、古道具・竹・古かや・壁竹迄段々と池田へ取寄、二間二間半ニかき共ニ七間、南西ニ竹瓦庇付、北五間半ニ壺間の庇を付、座敷天井、次ノ間ハ古道具にて大和致天井候、凡入句銀壺貫目程

一池田馬屋式間ニ参間、尤ねり塀致候は、八月より九月中比迄相仕廻、こゑ家は其後九尺三間、是も練塀馬屋ニ作続南向

一村山・磯野・堤三家の系図取候は四月、佐賀領神埼郡西尾先ニ馬渡見弥、此仁鍋島山城殿牢人、数年及承候ニ付、右三家の系図以前焼失或ハ家頼共盗取無之、先祖咄伝、段々付留置候、此書付を今度念を入、磯野重右衛門へ相認させ、我等致持参、彼仁へ見せ候処、諸国歴々の系図集候書物出シ引合被見、三家共造成系図無紛ニ付、

相認被差出候、礼物致相応請取候、礼物爰不記

一 佐賀今忠吉ニ脇差作打候は八月、佐賀長瀬町武富新右衛門所へ参、出羽と申刀鍛冶弟弥七兵衛と申仁を頼、壹尺六寸五分、真鍛樋突、代銀式枚、能出来候ニ付、後年拵、銀一重鍔、切羽金着中割、鴨目金の三重、さやぬい掛もとき、白鮫、目貫赤銅おも高、縁頭赤銅七子玉縁定紋金の据紋一ツ宛、右福岡ニて拵

一 西法寺御絵伝御下候は閏八月十八日、願主我々慈母御存命の内大願故、銀式百目西法寺住僧ニ玄好ニ御渡被置候、其銀磯野新右衛門手廻成立銀壹貫七百五十目、唯今兄弟四人より出銀式貫参百六拾目、合銀四貫百拾匁、内参貫六百五拾四匁御礼諸事入句、残四百五拾六匁ハ智法当春上京の節、我々仲間並寺又ハ新右衛門手廻銀何も難調、間ニ合不申候ニ付、長崎砂糖屋権兵衛と申商人、上方へ登居候、此仁の銀、先智法借ニて本願寺へ納銀、諸事相仕舞、御絵伝御供ニて御下、其間の利銀又ハ我々中

間より遣候銀、壹人前ニ五百九拾目宛出ル也

一 信使渡海ニ付、殿様え御領中より式百貫目御借上銀、畠田屋敷高ニ掛差上候ハ十一月、我等手前より六ヶ村持高掛差上申候銀員数
 一 銀八百式拾目式分 牛原村
 一同壹貫百拾匁七分五厘 神辺村
 一同四百参匁〇三厘 宿村
 一 銀百六拾目六分九厘 養父村
 一同六拾匁九分三厘 藏上村
 一同式百五拾四匁四分七厘 瓜生野村
 一 銀式貫八百拾匁匁七分七厘

正徳元辛卯年

一 池田屋敷馬場より東、米入口相極候は正月、牛原村天本善右衛門並居掛の者共立会、地面相改、有畝を積、相極候左記

池田三竿ニて地面八畝拾七歩ノ内、居所三畝拾七歩ノ入口除残五畝せんさい故、壹畝壹斗ツ、ノ入口

一米五斗 北南拾六間五尺 東西拾間五尺 六右衛門

同前地面六畝九歩之内、居所三畝九歩ノ入口除残三畝せんさい処故、壹畝壹斗ツ、入口

一米参斗 北南拾五間五尺 東西拾間 茂 七

其後与助家作候故、又壹斗五升除、残壹斗五升ニ成

池田地面四畝式歩有之内、せんさい所故、壹畝壹斗ツ、入口、但居所前

一米四斗 北南拾四間 東西拾式間式尺 茂 七

同所地面四畝式分有之内、居所式畝拾七歩入口除、残壹畝拾五歩せんさい所故壹畝壹斗ツ、

一米壹斗五升 北南拾間東西拾式間式尺 茂右衛門

同所地面式畝三步有之、此所せんさい場故壹畝壹斗ツ、入口、但居家前南一畝拾八分弥兵衛へ

一同式斗五升 北南六間 東西拾式間 同 人

同所地面四畝拾七歩内、居所壹畝入口除、残三畝拾七歩せんさい所故、壹畝壹斗ツ、入口、茶ゑん除如此

一同参斗五升 北南八間八尺 東西拾式間九尺 茂右衛門

同所式竿ニて地面三畝廿八歩有之内、表ニ付居所廿七歩入口除、残三畝壹歩せんさい所故、壹畝壹斗ツ、入口

一同三斗壹升 北南七間六尺 東西式拾四間八尺 助六母

同所式竿ノ内、地面式畝八歩有内、表ニ付、居所廿七歩入口除、残壹畝拾一步せんさい所故壹畝壹斗ツ、入口

一同壹斗五升 北南右の内 東西右の内 与 七

メ米

一 お重出生は正月廿六日昼の五ツ時、平産、五日目当ル晩、床直り枕ひくめ候故気分悪敷、殊の外心遣成様子ニ候、就夫天本元格御出、正氣ハ不失候得共、血の道一円快無之、同年七月八日迄家内の歩行も難成、難義至極成底ニ候、人参代凡五百目程入、其外何角入目多有之候、漸十月の比盛立申候得共、其年の宗門御改血判難成、十二月御手代門司豊右衛門殿・御目附三村岡右衛門殿、重右衛門宅へ御出、血判相済候、此義此帳ニ記置候意趣ハ、為子孫者産後大切ニ身持為致度如此

一 佐賀今忠吉飛刀式尺三寸六分、拵候は三月、注文相認、博多川端町布屋甚吉を頼、福岡職人町さや師彦三郎、金具松村源兵衛、さや縫掛もとき、黒さや、金具鍔銀着、

一重の磨牡丹唐草毛彫、切羽金着中割、鷓目金三枚座、縁頭赤銅七子玉縁金紋一丸内井、柄頭上赤銅七子玉縁金居紋一丸井、小尻上赤銅花かたすかし磨キ唐草毛彫、柄糸すみる茶、下緒同前、鮫大躰、目貫赤銅、錨しんちう、菊柄長七寸八分、此外委細不記

一佐賀今忠吉樋脇差壱尺六寸五分拵候は同年同人を頼、細工人同前、拵金具其外右刀同前、柄長五寸式歩、錨しんちう、目貫此外記不及、但小尻はらす

一古身飛脇差壱尺九寸拵候は同年同人を頼、細工人同前、さや金具共同前、柄糸すみる茶、鮫大躰、下緒紫、目貫貝尽シ、錨鉄六角すかし有、柄長五寸六歩、小尻上赤銅、細工同前、とき休閑、此外不及記

正徳式壬辰年

一牛原村隠居屋敷へ田地引分致候は正月十一日、畝高・入口・御物成諸色・余米左記

合畝数八段七畝六歩

合高拾壱石九斗式升五合

合入口米六拾壱俵五升

御物成凡式拾七俵斗八升

凡余米三拾三俵式斗

外小麦壱俵

右牛原村分、畝高の儀は、庄屋本名寄帳有之二付不記、屋敷付候敷竿四竿庄屋本帳有之

合畝数壱町壱反式畝三步

合高拾五石四斗九升式合

合入口米五拾壱俵斗

御物成諸色凡三拾俵式斗九升

凡余米式拾俵式升四合

外小麦七俵銀拾六匁

右養父村分、坪々畝高、庄屋本名寄帳有之二付、爰不記右両村分の田地、祖母へ相渡候間孫おみす致養育可被申、祖母死後ニは、牛原村分ハおみす請取、養父村分ハ実母返し可被申、此意趣は、致早逝候娘お猿法名妙恩養子ニ相致候間如此、おみす事、妙恩靈前ニ朝毎香を立、御仏供備、每晚燈明を立、毎月六日ニは朝ハ花香を立、礼拝、一日精進、晩ハ燈明立、礼拝、毎年五月六日ニは靈前別て念を入、終日精進、墓え参、礼拝、近所女

衆茶請ニて茶を振廻、年忌ニは旦那寺の僧を申入、法事可有、尤西法寺へ御仏供田ニ蔵上村西ニ川原下田壱段付置候間、寺より毎月六日ニは御仏供御備可有候、毎年式度の彼岸盆ニは手前より御仏供米可被上候、右書置候様ニ妙恩はおみす伯母の養母也、一生の間此靈前礼拝供養真実ニ可致候、次ニは祖母養育の恩を不忘、右兩人の靈前大切ニ可致候、其外は心次第

一宿村我等持分、磯野千之助へ我等死後ニ取候様相極候は

二月、畝高・入口・御物成諸色・余米左記

合田数式町七段四畝拾五歩 合高三拾八石七斗〇五合

合入口米百拾壱俵五升 御物成諸色凡七拾七俵斗

式升三合

凡余米六拾参俵式斗式升七合

外小麦拾七俵六升
此麦米田入口之内米引麦ニ
成ニ付如此

右坪々畝高宿村庄屋本名寄帳有之二付、爰不記、尤手前よりも帳面相認、千之助え当テ遣置候

右田地千之助へ遣候意趣は、此田地磯野清覚へ遣置候処

ニ致早逝、子孫無之両親相果候ハ、追善可致者なく、此

儀残念至極存、此千之介伯父清覚養子ニ相極置也、千之助清覚法名觀智位牌を我家の上座ニ安置仕、毎朝香を

立、御仏供備、靈前礼拝、每晚燈明立、靈前礼拝、毎月

廿五日朝花香立、御仏供を備、終日精進仕、墓へ参、寺

へも参詣、近所の衆へ茶請ニて茶振廻可申候、毎年七月

廿五日西法寺より觀智法事被成給ためニ、蔵上村ニて田

地調、寺へ付置候間、寺ニて似合の法事可有候間、其節

は寺へ参詣可有候、年忌々々の法事ニは、手前旦那寺

の僧を申請、似合の法事靈前ニて可仕候、若寺ニて執行

候ハ、年忌の事ニ候間手前よりも布施・香典似合上可申

候、西法寺撞鐘撞楼共ニ觀智為菩提我等寄進置候、毎朝

御仏供、寺より被備候ため又ハ撞鐘料、右式品ニも蔵上

村ニて田地買付置候、觀智位牌の外ニ誰の位牌も備申間

敷候、偏觀智靈前御墓へ心を付、真実可致候、千之介居

住ハ、願は牛原村ニ少斗居宅構居可申候、其段ハ千之助

実父夫婦心遣可有候、尤兄弟中ニもとくと相談の上、宜様ニ可致候事

一神辺村我等持分田畠屋敷敷共、我等死後磯野萬之助母ニ不残相讓候様ニ申極候は二月十一日、畝高・入口・御物成諸色・凡余米左記

合畝数六町三段式畝^{式拾五歩}

合高九拾石壹升六合^{空屋敷入テ}

合入口米三百七拾八俵五升

御物成凡式百拾俵壹斗壹升

式合

凡余米百六拾七俵式斗^{三升八合}

外京判五斗壹升^{七合内}

壹斗石橋松本水車地^口

残中川原^口所

合畝数式段八畝式拾八歩

合高三石三斗六升三合

合入口拾六俵式斗

御物成諸色五俵壹斗三升壹

合

凡余米拾壹俵六升九合

空屋敷高物成高掛大屋入口は屋敷空屋敷畠三品入口にて有之ニ付、余米右の通相見へ候但米田入口の内より坪々ニヨリ引馬出ス壹斗引馬五疋宛

外水屋津出馬四拾五疋

右畝高坪付帳面相認、萬之助母へ相讓置候、尤神辺村庄

屋本の名寄帳有之ニ付、爰不記、此田畠・屋敷・藪、祖

父道意様御買切は寛文拾貳壬子年、其節我等へ被仰聞候は、居住牛原村ニ相極、池田へ収納屋を作、耕作致、仕付候時分、取上時分参居候家を作、下人を置、耕作ニ精出候ハ、為子孫迄渡世不自由成事至間敷候、第一御法度を守り、物毎儉約ニ仕、諸事無油断常ニ心立和ニ、村中世間ニ至挨拶能、我身を慎、渡世致候儀ニと被仰置候、此旨相守り、萬之助申聞不背者と相見候ハ、其方老ニ至り書置被致候節、右の田畠屋敷敷不残、其方死後請取候様ニと書置可被致候、其方存命の内少ニても引分、萬之介遣被申間敷候、尤田畠・屋敷・藪共ニ壹畝壹歩も売払又は田替等も不致、屋敷の儀ハ、別て道意様大切ニ思召候間、誰人少の所望又は当分借度杯と有之候とも、先祖遺言の儀ニ候間、不罷成由可申切候、居来候名子の儀は不申及、萬之介居住の儀、弥牛原村帳面ニ付、神辺村住人ニ成間敷候、此旨子々孫々ニも可申聞候、弥

從御 公儀被仰出候儀少も不相背、扱又余力出来候とも

金銀米錢誰人ニも借又ハ請加候儀無之、金銀・米錢・田

畠・屋敷評判不仕、公事沙汰書物等誰人相頼候共書間敷

候、此品々当分頼母敷立の様有之候得共、以後は大悪事

と成事ニ候、別て下より上へ訴訟事ニ加間舖候、乍然訴

訟の品ニより吟味の上、不苦事ニ相極候ハ、人並の事ニ

候、惣て 公儀方へ申上候事相控候心持肝要の義ニ候

一瓜生野村我等持分田屋敷、我等死後磯野萬之助母へ請取

候様ニと申極候は二月十一日、畝高・入口・余米左記

合畝数式町参段五歩

合高式拾壹石九斗九升

合入口百八俵式斗

御物成諸色凡三拾六俵壹斗^{九升五合}

合余米七拾貳俵五升

水屋津出馬八疋 麦田共

右畝高坪付、手前帳面ニ相認置候故、此帳不記、尤瓜生

野村庄屋本の名寄帳有之、此田地磯野助左衛門より買置

候、其節約東ニ若十年の内元銀ニて買戻シ候ハ、給候

様ニ有之候得共買戻シ不被申候、其年数ハ元禄十三辰年

来ル丑年迄の義ニ候、今年迄十三年ニ罷成ニ付、永代讓ニ相極候也

右我等死後萬之助母請取可有候、末々の儀ハ萬之介母心次第の事ニ候、代銀ハ拾貫目出置候、其心得可有候、尤おいちニ遣候田地相加へ、右の直段ニ候、乍然其後手作致候節水廻し等も罷罷成、右の直段可致と存、屋敷ハ其後八郎左衛門殿より買置候也

一先宝永四亥年池田屋敷大木戸老間半程東脇折木戸を明替候、然ハ善六通路へ出、小畠ニ行掛、作物少々損申候事も候ニ付、銀拾匁為其交、池田へ茂七もたせ遣候、善六被申候ハ、大木戸東ニ御寄候ニ付、為其交銀拾匁茂七為持被下系候、申請間敷候得共、茂七是非申請候様被申候ニ付、受取申候由ニて為其礼塩少調之、子惣市へ為持遣被申候事

磯野寿延記 四

智

一殿様え園部村上下御 公儀より御返地、就夫御請取御使

事

者滝六郎右衛門様五月廿日田代へ御着、御目附衆米田惣

兵衛殿、御祐筆松田畦右衛門殿御越被成候、我等事廿二

日、六郎右衛門様御着御祝義罷出、夫より正兵衛御見廻

進候処、御逢被成、御懇意被仰、甚左衛門近日罷出候様

ニ三度迄被仰候、就夫六月四日式升樽たまこ廿五相添、

甚九郎ニ為持参差上候、上使屋御広間にて御逢被成、殊

の外御馳走、二時斗の御咄、扱又米田惣兵衛殿御出、御

知人ニ罷成、小田又市殿一座甚左衛門馳走ニ被仰、去冬

京都より御持下被成候上酒、今度対馬より田代へ御持

越、其御酒口御切御振廻被成、残所もなき御懇にて候、

其後為御土産朝鮮茶碗箱入壺、青皮一切、朝鮮塩鴨一羽、

朝鮮掛香一具、貞善筆押字式枚、右五品白井源助殿為持被

参候、同月十三日、六郎右衛門様へ素麵一折、米田惣兵

衛殿へ川鱸一尾進申候、惣兵衛殿よりハ御礼状参候、六

郎右衛門様よりは同十五日為御礼天本熊右衛門殿被遣候

正徳三癸巳年

一五月始、津国(振説カ)有馬湯治存立、磯野全貞老、森伊右衛門殿

申談、御代官白水奎兵衛様より御切手被仰付、同月廿日

発足、同行右三人ニ天本次兵衛・全貞家頼又六・紫村善

八ノ六人、其日内野へ一宿、其晩大雨故翌廿一日逗留、

廿二日飯塚へ参、川船を借、廿三日下関へ着、廿五日

七ツ時分下関出船、其晩漸新泊迄十三里参、此所二十日

逗留、其後も順風無之、湊々掛、漸六月廿九日暮六ニ

大坂川口を入、四ツ時ひてり魁堀高橋ノ南角西側小倉屋甚右衛

門方へ着、廿五日ニ天神の御祭礼拝ム、尤川舟を甚右衛

門仕出、難波橋の辺にて御幸を拜シ、暮方ニ右の船にて

下り、大仏嶋の御旅所近クにて御還御を拜申候、扱も々

々おびたしき夥敷御規式諸人の遊山船数何程とも不相知、大名衆

の御屋敷前は燈灯壺間ニ壺挺宛と相見へ候、大橋々ニも

〔虫食〕燈灯掛ル、町人屋敷の前も同前ニ相見へ候

一同廿九日、住吉の御祭礼何も御拜申、夥舗御規式と被申候、我等ハ先年拜候ニ付今度ハ參不申候、此外生玉の御神事、佐間御神事拜シ、西東の本願寺御堂參詣、御城拜見、尤北西南東と見物仕、幾度拜見致候ても不及目事ニ候、此外大坂中見物所不殘

一七月朔日七ツ時分より川舟にて京都へ登、翌二日ニ朝伏見ニ着、同日九ツ京都へ着、全貞ハ又六を連、扇屋正七方へ御宿、我等・伊右衛門殿・次兵衛は西本願寺町燭燻屋彦右衛門所へ宿致、他ハ正七方客大勢故、全貞事正七を頼、不屋町へ一丁上ル東側、升屋仁兵衛浦座敷を御借候ニ付、我々三人も此所一所へ參、手食を焼

一同月六日、次兵衛又六 伊勢參宮同 〔虫食〕登着被申候

一同月十四日、禁中南の御門より御入被成御燈炬拜見、紫宸殿前を東へ通、内侍所前より東の御門より出、夫よ

り北の様へ參、西御門など拜見物

一同月十五日晚六ツ時、東野山の内ニ大ノ字・法ノ字・今一字失念、右明松にて大字ニ見ル、毎年改と承、三条の橋上より見物致候

一同月 大閣様御寺東山方広寺カ大寺へ參詣、御命日故參詣夥敷、御宝物拜見、御魂屋へ參、御夫婦様御木像など拜ム、結講成御寺にて候

一同月廿五日は 正護院様御年十九にて、御峯入御烈拜見、諸国より一派の山伏達六月より段々ニ上京致、其日ハ皆々御供、尤前月廿四日ハ正護院様、御内裡 法皇様 新女院様え御暇乞御出被遊候、御規式も致拜見、翌廿五日禁中様御參内、直ニ寺町通御通、其晩は宇治へ御着、此所へ暫御逗留と承、御行列夥敷事言語を絶候、諸国より被上候山伏達人数上下六万人と致沙汰候、珍敷見物事にて候

一同月東山六波羅野と申所ニ觀進相撲有之を見物、西東と

分ケ取候、東大関奥州大マ、錠灘右衛門、西大関武州大磯浦

右衛門、双方の人数百人程有之、一日ニ百式拾番程ツ、取候、仕廻ニは両関取候、浦右衛門ハ負、灘右衛門身六尺式三寸と相見へ候

一同月四条川原のかふき芝居見物、以前より仕込諸事結講（總）相見候、躍多ク朝五ツ頃より初り七ツ下りニ仕廻、殊の外久敷事ニ候得共、上稽者の集り故、見物不足様ニ有之候

一八月初、森氏同道にて富士山又ハ江戸為見物、不屋町を立、草津へ一宿、其晩森氏食傷被致、殊外煩被申候、夫故通候事難成、翌日京都の様ニ帰、残念至極成事ニ候、もはや遠方見物ハ不成、兼々望の禁中御鍛冶伊賀守金道ニ、式尺三寸の刀一腰、壹尺五寸五分脇差一腰頼打する、直段刀五枚・脇差參枚御定の通、江近守久道大脇差式尺八分ニ壹腰、壹尺五寸五分壹腰打、直段ハ脇差故三枚宛、尤そり厚サ焼羽其外望の通位文ニ認遣ス、同月末

ニ出来持下ル

一同月、刀脇差出来候間、茶湯稽古存立、師匠を相尋候処ニ、富小路四条下ル東角屋敷茨木八郎兵衛と申功者被居候、此仁を頼毎日稽古致候、京都の用事相仕舞、九月二日京都を立、伏見出、川舟にて大坂へ下り、小倉屋甚右衛門方へ着

一九月六日、甚右衛門・善八同道にて尼か崎迄船ニ乗り、參有馬湯治、尤全貞老・伊右衛門様先達て湯治にて候ニ付同宿致、湯治相仕舞有馬を出、四人ハ大坂へ御帰、我等は次兵衛同道にて多日浦伊左の御官至參詣、其日御神事にて候、扱々夥舗御規式拜見御社を拜ム、額ニ真中は多田権現と有之、左は頼光公、右頼宣公、又左は頼義公、又右義家公御五人の御名乗有、御神殿の後御墓所有、石塔高サ壹丈程、西東四拾間程と相見へ候、石垣の上ニ石の井垣貫式通と覺候、西東ニ通井垣高サ參尺四五寸と相見へ候、石階有之井垣ニ扉有、其内ニ御墓所有之

由、諸木少々有之ニ付内の様子不見、日本ニ善悪不限大
 事有之前ニ御墓所鳴候由承、御社南向前ニ大川西より東
 へ流、川はたより大門迄高サ式拾間程の処、石かんきの
 坂有、御門の内中門迄、北南六拾間程有、西東は百五拾
 間程と相見へ候、其処ニ御幸所の社有、社前ニて氏子大
 勢出、様々の仕形有ル、大太鼓・小太鼓・鼓笛有、社役
 の者花笠をかふり、種々の衣裳七ツ下りニ鑓馬有ル、同
 月ニ御還候有由、我等事夫迄ハ拝見見難成、八ツ時より
 多田庄より南の様ニ道有、式里程行、池田と申宿有、此
 所へ一宿、翌日大坂へ南を差出ル、此法(道脱カ)式里と承、其間
 ニけまと申在所有、船渡有之、夫より大坂天満ニ出、天
 神の御社へ参詣、夫より難波橋通、魁堀高橋南角小倉屋
 甚右衛門方へ着

一 同月、大坂用事相仕舞、九月(空白) 豊前小倉船乗出船、乗合
 我々上下五人、善八ハ大坂へ残被申候、宇治の茶師吉村
 道与下人老人、伊勢倉太夫使者四人、下人参人、京都商

都を立、此兩人八月の内ニ宿本へ着、兩人共ニ留守中憂
 有之

一 同年二月より磯野如風より瓜生野村田地ニ付、覚違成事
 被申掛、親子共ニ不通、我等下々て右田地ニ付段々無理
 成事被申懸候処、此方糙成証文杯有之、我等申分の通其
 年の暮相極、此段ハ磯野新右衛門・同七郎左衛門能存候
 也、殊ニ此義ニ付覚書等有之

正徳四甲午年

一 池田本屋敷へ作置候家せまく候ニ付、正月十一日より大
 工善右衛門・長左衛門・源七・久左衛門、木引善左衛門
 をやとい、作事致掛候、然処ニ牛原村市兵衛家住居悪
 舗、萬之助申ニ付、右の大工を分、三月より住居替致、
 兩所の普請致心遣候

一 池田作次へ家式間半梁ニ、西東ニ七間半、尤式間半の外
 ニ持出し、北の方ニ六尺ニ七間半の下を付、西ニ寝間、

人三人、大坂より式人、右の人数メ拾九人同船ニて下
 ル、尤田代昌元寺町の者老人、是は新泊より長門山口の
 様ニ参、下関へ出

一 同月廿二日の朝、小倉三ツ門ニ着、夫より八丁越香原と
 申所一宿、廿三日秋月へ着一宿、翌廿四日九ツ時分、今
 泉へ全貞老御同道申参、夫より牛原村市兵衛方へ帰着、
 其日佐賀池尻久弥殿・石井虎翁殿下人三人彦山詣の帰と
 有也(虫食)宿致対面、我等ハ隠居へ参休

一 磯野道意老式拾五年忌八月八日、夫ニ付、春より西法寺
 庇修理方普請存立、久留米より材木調置、七月初大工牛
 原村善右衛門・小工古賀村長左衛門・宿村武兵衛、木引
 は瓜生野町善左衛門、同月末成就、此願主磯野全貞老・
 同新右衛門・同寿延三人、老人前入句銀式百七拾目余、
 御法事の儀磯野如風被相勤候、全貞・我等は上方ニ居、
 新右衛門は前年の冬より江戸へ参、我々京都へ居候内、
 京都へ登り致面談、尤原助左衛門・新右衛門同道ニて京

次をくと料理の間、東台所ニ取、右の家の北ニ取合候得
 は、殊の外住居恰(好)合能也

一 東の内普請、右とは殊の外恰合好候、尤東表向ニ参尺ニ
 五間の竹瓦の庇付候、是ニ付見合能也、右の座敷ニ東ニ
 かき屋付筈ニ候得共、今年大工少ク相止置候

一 磯野文内出生、五月廿三日夜七ツ時、医師ハ天本元格
 老、子添池田三七母、腰うたき牛原村与七

一 十二月廿五日、加城狩之助様御内・御嫡子・中嶋伝左衛
 門様御内・御嫡子・小宮重右衛門殿御内・御女中御方、
 池田へ申請、御料理致進上候、御取次は我等夫婦・正兵
 衛夫婦・市兵衛夫婦・古賀小左衛門夫婦・村山与三左衛
 門・原助左衛門・磯野新右衛門、料理人牛原善右衛門・
 平六也、御歴(懸方)ニ園部村類都・赤坂末都兩人也、殊の外首
 尾能相仕舞大慶仕候、翌日ハ市兵衛御屋舗御参所へ御出
 の御礼申上ル、類都へ銀老兩、久年母老盃、末都ニ銀老
 兩遣候也

正徳五乙未年

一十二月廿一日、我等事池田ニ居候得は、八ツ時分牛原村小右衛門為使同村善八参、口上ニ急用御座候間、只今東屋舗ニ御出候得の由申参候、早速参候処ニ小右衛門・善右衛門を始、村中の男大勢にて家内の諸道具、近所の人家或薬師の藪の内持運候ニ付、是は如何様の仕形かと相尋候得は、祖母・萬之助母・小右衛門・善右衛門申候は、市兵衛事此間博奕被致、其儀去ル十月中比、古賀村一家衆より御屋敷ニ被申上、此儀心遣ニ存候得共貴殿ニは深く隠申候、然は今日御僉儀被成ニ付、市兵衛早々田代ニ罷出候様ニと、御手代衆より先刻使番与市被遣候、市兵衛義佐賀へ参居候由申候得は、早々呼ニ遣候様ニと申置、与市事先程帰被申候、然は追付家内けつしよ所被成の由、沙汰有之ニ付、家財等直シ候、市兵衛儀為迎、只今弥平・藤兵衛佐賀へ遣候由ニ候、右兩人晩の四ツ時佐賀長瀬町宿新右衛門方ニ着、市兵衛右の意趣申達候故、市

兵衛事四ツ半ニ長瀬町を立、馬にて帰候、境原通候節、御屋舗よりも市兵衛呼ニ使番与市佐賀へ被遣候ニ付、中原村組頭甚兵衛子甚右衛門・利左衛門子藤八此兩人田代より致同道、右三人境原馬立ニ休居候て市兵衛ニ逢、右の意趣を申、同道にて帰処ニ村田町にて夜明、蔵上村八郎左衛門殿方ニ立寄、夜前の様子具ニ承、飯後田代へ直ニ参、牛原村宿又助所ニ着申候、然は与市は御屋敷へ罷出、市兵衛只今召連帰の由、被申上候得は、御屋舗より以与市被仰出候ハ、市兵衛御僉儀は、暮方の儀可被成候間、草臥くたびれを止居候様ニと被仰出ニ付、休居候処ニ及暮、上使屋へ御呼被成、御兩人様・御役人・御手代衆・御目付・御祐筆・中間衆、御出被成、其節大庄屋仮役藤木村善四郎殿、村よりハ善右衛門・又七、市兵衛ニ付出候由、狩野之助様被仰出候は、市兵衛儀此間博奕仕、殊ニ他村の者を引請候段被聞召上、不所存ニ被思召上候、弥其通候哉と御問被成候、市兵衛申上候は、御意の通ニ

て御座候由申上候、伝左衛門様被仰候は、市兵衛不所存の至ニ候、其方儀は寿延以心入能仕付、親八郎左衛門儀も、寿延助成にて暮候得は、其義忘却仕間敷候ニ、ケ様の儀を仕出シ、寿延ニ心遣を掛候段、不届千万ニ思召候、寿延は夢にも不存、難儀至極ニ可存と、殊の外御呵被成候由、善右衛門・又七罷帰申聞候、市兵衛義、仲間武七・木屋の甚蔵御付、組頭甚兵衛御預被成候、残拾壹人ハ昨廿一日の晩御僉儀にて市兵衛同前被成待にて候、尤治左衛門・甚兵衛・吉右衛門・九左衛門此四人は庄屋役故、銘々宿ニ御帰シ閉門被仰付、其村より昼夜共ニ式人宛の番付候、其外八人は其村々組頭ニ御預被成、是も昼夜式人宛にて致番候、右の成行故難儀至極躰にて候、夫故拾式人の家々は歳暮年始の規式を止、難儀の年を越候事

正徳六丙申年

一右の成行何程ニ落着可被仰付哉と氣遣ニ存居候処、二月

九日七ツの下刻、右拾式人共ニ田代へ御呼被成、先下郷宿ニ被召置、夜の五ツ時上使屋へ被召寄、御玄関にて御手代衆御書付御読聞被成、拾式人の内八郎左衛門・新右衛門・助左衛門・市兵衛此四人は博奕宿候故、家屋敷被召上流罪被仰付候、中ニも八郎左衛門ハ為重科由にて闕所追放、庄屋四人は役被召上流罪被仰付候

一蔵上村善六は河内村の内大谷、水屋村庄屋九左衛門ハ同村の内瓜生野町、善八は油比村(マ)へ、酒井村庄屋吉右衛門ハ園部村の内柿原へ、牛原村市兵衛ハ同上村へ、蔵上村甚兵衛は宮浦村の内南谷、同村新右衛門ハ同村へ、古賀村庄屋治左衛門ハ城戸村の内天台寺、同村助左衛門ハ同村の内、蔵上村四郎兵衛は小倉へ、今泉村与三郎は長野村へ、蔵上村八郎左衛門儀は家内闕所にて追放被仰付の由、御目付衆中間衆御付キ、筑前境三国迄被遣候、拾壹人は其村の庄屋組頭百姓田代へ御呼、御渡被成、其所々へ被遣候

一市兵衛事、園部上村庄屋常右衛門殿方へ二三日居、夫よ

一葺藁三拾六わ 代拾八匁

右代銀貳拾八匁 此方より遣候分

り近所ニ藤吉と申仁の所へ十日余居、其内小林と申所ニ居所を見立、喜三右衛門と云仁の屋舗の内九尺参間家を

一柱拾本 代拾六匁 一庇柱四本 代参匁

一薄す 代拾三匁五分 一藁拾把 代五匁

作、同月廿九日ニ移候也、家の入句左記

一棟木壹本 但杉 一さす六本 但杉 一竹参束 代拾匁五分 一繩貳把 代貳匁八分

一棟木壹本 但杉

一梁四本 三本杉 本本椎 一桁貳本 但杉 一雪隠柱拾本代参匁 一はさい賃 五拾目

右代銀凡拾四匁程

ノ銀九拾目八分

右は牛原村隠居屋舗にて切組遣、大工ハ古賀村長左衛

右園部にて調候分

門 一木舞竹 貳本 一たるき竹 参束 一四匁壹分 長左衛門賃銀 一参拾八匁 材木持賃

一ほこ竹 貳束 一床竹 六束 合入句銀貳百五拾六匁

市兵衛儀ニ付、苦勞を掛候方へ寿延礼

一敷持竹 貳束 一しぎ竹 貳本

一米壹俵 小右衛門 内 一米壹俵 善右衛門 袋

一庇桁 壹本 一壁竹 拾束

一同壹俵 小右衛門 内 一同壹俵 義右衛門 袋

右代銀九拾壹匁 但内八束は西谷の藪より拾八束ハ池田田の藪より

右此方より遣候分

一多葉粉貳斤 九左衛門 一同貳斤 新左衛門

一大繩壹把 代四匁 一小すり繩 貳把代六匁

一同貳斤 太郎右衛門 一同貳斤 太郎右衛門

一同貳斤 善吉 一同貳斤 藤兵衛

藤助 利左衛門 藤八 萬四郎

ノ

村中酒振舞候人数

又助 長右衛門 儀助 五郎兵衛

与右衛門 長助 作左衛門 作内

勘右衛門 太郎右衛門 正七 平助

伝兵衛 又兵衛 弥吉 文七 長兵衛 善六 久七 惣右衛門

善六 久七 惣右衛門

惣吉 甚兵衛 甚右衛門 又七 新兵衛 判六 作兵衛 儀右衛門

新兵衛 判六 作兵衛 儀右衛門

勘助 源七 与七 与助 与助 善吉 助十郎 善八

与助 善吉 助十郎 善八

藤四郎 文右衛門 五郎助 正右衛門 九郎右衛門 藤兵衛 善右衛門 善藏

九郎右衛門 藤兵衛 善右衛門 善藏

弥七 弥平 八郎兵衛 新六 小右衛門 市左衛門 伊右衛門 茂右衛門

小右衛門 市左衛門 伊右衛門 茂右衛門

念信 伊左衛門 宇之助 喜左衛門 甚右衛門 藤助 仁右衛門 仁助

甚右衛門 藤助 仁右衛門 仁助

小平 吉右衛門 平七 惣七 加左衛門 惣市 〇(奥)助 喜助

加左衛門 惣市 〇(奥)助 喜助

善九郎 助市 甚七 与兵衛 孫市 新右衛門 源八 善助

孫市 新右衛門 源八 善助

新七 七兵衛 次兵衛 又七 藤市 小兵衛 善助 弥助

藤市 小兵衛 善助 弥助

作右衛門 又六 惣右衛門 次八 判助 源助 次兵衛 清助

判助 源助 次兵衛 清助

甚平 伝助 久左衛門 与市 〇(奥)百拾貳人

〇(奥)百拾貳人

右煮染肴丸盆ニ盛こほし、盃ハ汁椀銘々ニ出ス、大銚子鍋式ツ、尤村中男十七八以上不残、篠林より丸林迄昼の九ツより八ツ迄、館より原四阿屋井川口迄七ツより六ツ迄仕舞、煮染肴ハ鱈・鯨・蕪也

- 一酒四斗 代参拾六匁 一鯨拾斤 代八匁
- 一鱈五枚 代四匁式分^五 一蕪蕪八拾丁 代式匁四分

右の入句寿延不残仕候也

外ニ

- 一酒壹德利 善右衛門へ 一同壹德利 藤兵衛へ
- 一同壹德利 善吉へ 一同壹德利 太右衛門へ
- 一同壹德利 太郎右衛門へ 一銀壹枚 甚兵衛へ
- 一紙壹束 又七へ 一多葉粉壹斤 弥吉へ
- 一銀壹両 田代 清兵衛へ

市兵衛西原へ居候間、遣候品々

一多葉粉四斤 未十二月廿二日の暁より申二月九日迄 七度遣

一油式升 同晩より同日迄五度ニ遣

一茶壹斗^(マ)五合 同晩より同月迄参度ニ遣

一炭壹俵^(マ)五斗 同晩より同月迄二度ニ遣

一堅炭六升 未十二月廿二日の晩より申二月九日迄式度遣

一薪式拾八把 同晩より同日迄参度ニ遣

一焼酒式升 申二月九日遣

右入句萬之助母仕候也

一二月十六日、磯野正兵衛ニ我等形見の銀遣候、其請取手形左記

- 後谷^{三竿}二而 一下田壹段参畝 高壹石壹斗七升 正兵衛
- 一銀四貫目 一同 人
- 一同壹貫目 正之助

右は貴老様為御形見、御死去後被下筈ニ御座候処ニ、田地は宝永寅正月申請候、銀子の儀は只今手前銀入用の儀御存被成、右銀五貫目共ニ御渡被下忝奉存候、正之助分

は先ニより私方より無相違相渡可申候、以上

申六月十六日 磯野 正兵衛 同 正之助

磯野 寿延 様

一七月、年号享保と改元有之

一対州仁位孫右衛門様、田代御代官被仰蒙、七月四日博多御着、尤御袋様・御内様・御子息夜刃様・御息女お峯様・正嶋善兵衛殿・同娘おきの殿、駕藤八殿・役人齊藤増右衛殿・小田春平殿、其外御家頼上下拾七人御着、我等事、同七日飛脚当村弥吉未明より差越候、進物は久留米上酒式升樽、博多にて栄螺式拾五相添、七時差上、但書状御袋様へ当ル、此方名書、我等・同祖母、飛脚翌八日帰

一孫右衛門様、同八日八ツ時分田代御着、我等事同十三日樽肴にて御着の御祝詞、正兵衛を以申上、尤善兵衛殿も素麵壹折、唐海月遣候事

一同廿四日、祖母方より提重壹組御内様・御子共衆、進上仕候

一同廿五日、夜刃様・お峯様・正嶋善兵衛殿・小田春平殿・其外下女・下人上下七人、池田ニ御出、鹿相のかさ飯御吸物御盃出、御帰の節御屋舗へ罷出候様ニと善兵衛殿御申ニ付、御内証より罷出、御吸物取肴にて御盃被下候、尤孫右衛門御夫婦様・御袋様、御同座にて、正嶋善兵衛殿次の間にて御挨拶、首尾能立退、表伝左衛門様参上、此間の御礼旁々を菊右衛門殿迄申置、日暮候ニ付役人方へハ不参、夫より上使屋え狩野之助様御内・御子共衆、御座被成候ニ付参、齊藤四郎右衛門殿へ御見舞の口上申置帰候事

一八月八日、孫右衛門様御夫婦・御子共衆・祖母様、池田へ御出被成ニ付、御手代門司平八殿・山田源左衛門殿御供、尤正嶋善兵衛殿・同藤八殿・小田春平殿御供、四ツ時分池田ニ御出被成候、我等へひほ付の一重羽織、参本

入の扇子箱、祖母へむりやうの帶巻筋被下候、忝次第重々御礼申上候事

一十一月廿三日、久留米堤八左衛門病気の由、申来候ニ付、翌日銭参拾目持参仕見舞候処、殊の外気色能候ニ付、暮時分帰申候、尤銭ハ全貞老兩人より出

一同廿六日、堤甚之允よりの為使、八左衛門殿今朝六ツ時死去の由申参候ニ付、銀六拾目葬礼入句のため使へ相渡、尤此方善助相添、早速遣候、全貞老兩人会遣、其後萬之助為悔遣候事

享保式丁酉年

一禁中御鍛冶日本鍛冶の宗匠伊賀守金道刀、真^(マ)鶴式尺参尺、樋突刀とぎ共ニ六枚にて調候を、夜刃殿御疱瘡前の御祈禱ニ進上候事

一九月四日、肥前中原戒蔵院ニ参、九字護神法授、礼物銀貳両・諸白式升樽致持参候

一同月廿五日、於香椎宮相撲を取せ、仁位孫右衛門様へ懸御

目、御同心人仁位貞之允様・仁位夜刃様・重田恕右衛門殿・中嶋豊之助殿・大木与四右衛門殿・原弥一左衛門殿、其外用銀掛・借銀掛・屋舗下代、目付衆ハ伊助殿、御祐筆

三村岡右衛門殿、其外奉公人衆・仲間衆迄大形見物ニ被参候、相撲取は御領分頭相撲不残、原田相撲ニは三右衛門兄弟其外五六人、甘木相撲ニは小難波・白糸・荒砂・

九重・谷風ノ五人、行司ハ甘木藤十郎、松崎領より鍛冶善九其外七八人見へ候、佐賀領よりハ立石富士右衛門・梶右衛門、ぎとく藤四郎、其外小相撲五六人見ル、

久留米より小相撲参四人参候得共是ハ不取、甘木相撲行司、我等雇ニ付礼銀を出ス、池田にて廿四日の晩・五日の朝・同晩・廿六日の朝料理を振舞帰シ申候、香椎

宮にて右の相撲不残、西東の相撲小屋にて行器尙荷赤飯入出ス、尤丸盆ニ盛、先ニ煮染物五品盛こほし、箸を打出候也、酒を五升樽尙ツ宛出ス、四本柱毛^{もうせん}にて包、

御棧敷の前ニひねり五本飾ル、相撲小屋ハ式間角ニ西東ニ拵、内ニねこふくを敷、其上ニ薄縁を敷き、原田相撲

ハ萱方助市方にて晩の料理を振舞被申候、人数拾八人、此入句凡積寿延方より樽代と名付遣ス、見物人都合四五千人と申候、具ニ不知、左右の御池ニまた木を立、竹木を渡シ、床をかき、上ニねこふくを敷ク、相撲昼の四ツより小相撲初、八ツより大相撲ニ成、夜の五ツ下り五ツ結ニとり納、初中後無事ニ相仕舞、我等大悦難筆紙尽、尤孫右衛門様を初皆々御座舗より御帰被成候

一其日の九ツニ孫右衛門様御内様・伝左衛門様御内様、為御見物御出被成候、前ニ書落シ爰ニ記置候、御座敷ニ方々より提重上ル、手前よりハ赤飯上ル、御吸物小漬上ル

享保参戊戌年

一二月、佐賀鉄兵衛打の矢根拾本代銀、壹本ニ付参匁五

分、征矢拾本代銀壹本ニ付式匁宛、右仁位夜刃殿へ進候事

一三月、瓜生野村田普請、北の道高溝掘替畝町たをし仕、人夫百参拾参人、但米日用ニして、此賃米参石三斗式升五合、右銀ニして凡参百三拾式匁五分、右の分にて相仕舞、溝底の間数畝ニして凡六畝五歩也、是は中原小右衛門積也、尤溝の片かまちを入如斯

一四月、おみす召連高良山ニ参詣、奥院迄参、人数は小右衛門下人善助・善太・下女ふめメ上下七人、下向ニ社内^(誤記之)ニ致一宿、かふき夜芝居見物、翌日愛宕へ参詣、夫より

皿茶碗焼候所ニ見物参、夫より久留米十軒屋舗より入、細工町古物見世ニ差樽尙荷・行器尙荷見立置、夫より梅林寺御座舗迄拜見致、経^(マ)隈より瀬ノ下通帰候事

一翌日、見立置候行器・差樽小右衛門遣、直段式品にて代銀九拾五匁ニ買候事

一六月九日、おみす義、磯野親蔵縁組相極候ニ付、親蔵袋

帷子壺端、酒肴相添、牛原下の屋舗へ持参被致候ニ付祝の料理出候事

一八月、磯野平内取込米六百参俵有之、就夫急ニ右米不残宿村藏ニ取立置候様と有之ニ付、牛原村平内持分田地、我等・全貞兩人ニて買候様ニと、大庄屋作平殿・高田村庄屋正右衛門殿、磯野太郎左衛門へ段々被申ニ付、無是非兩人ニて買、其代銀ニて右米買立藏ニ詰被申候、畝数式町六段五畝拾五歩、高参拾五石七斗三合、入口百五拾八俵壺斗、石ニして四拾七石五斗、内納方式拾六石七斗七升七合、凡免七ツ五分掛、残余米式拾石七斗式升三合、代銀式拾四貫参百八拾目、但百目ニ付前升八升五合、余米ニして坪附畝高別帳面有、尤讓渡書物一帳ニ有、本主磯野平内、証拠人樋口甚兵衛・磯野新藏・村山与三衛門・磯野正兵衛・磯野七郎左衛門・古賀正右衛門・沢田佐平右判形有、当テ所磯野全貞・磯野寿延と有之

一右の余米当成年分三ツニ割、式ツは平内、壺ツを式ツニ割、全貞・我等受取也、右の仕割正月より八月、月数ニ掛、九月より十二月迄掛右の通ニ候、此仕様能心入の由、正右衛門殿被申候由、他人の買取候ハ、余米式ツ分ケニて候も可有由ニ候

一九月五日、殿様御歳参拾五ニて御逝去被遊候、御病氣春よりと承伝ル、田代御屋舗へ右御左右、同月十六日、早速御領分御逼塞被仰付候也、御代官ハ仁位孫右衛門様、表は中嶋伝左衛門様、御役人方ハ重田恕右衛門一三月、我等藏上村持分田地、白毛^(種)・横枕・とう畝町ニ有之候田地、高六石七升、銀壺貫五百目相添、萬之助祖母宿村持分田地、でんがく町・こきの原田・棲町・松本・堀ノ内と申所ニ有之候田地、高拾壺石壺斗壺升壺合の所ニ替候事

一閏十月朔日晚五ツ時、孫右衛門様御家來衛藤勝右衛門殿池田ニ被遣、御内意被仰下候は、此間流罪被仰付置

候者共被差免の由、御国御支配方より先刻御状被差越

候、明二日ニ右の旨被仰渡筈ニ候、就夫早々御聞被下の由、尤御袋様御内様よりも御懇の御伝言有之候、奉忝存勝右衛門殿並供格内盃を出シ祝候、左候て牛原村・養父・藏上・今泉へ、池田の若者共右の旨申合遣候事

一翌二日、博奕の流罪人孫四郎・喜左衛門入拾壺人、田代上使屋へ被召寄、御手代大東与四右衛門殿・原弥一左衛門殿を以、御国より被差越候御書付の趣、御読聞せ被成、帰参被仰付奉承、其晩銘々宿所へ帰、大悦仕候
一翌三日、右の人数並其村の庄屋田代郷宿迄罷出、大庄屋を以右の御礼申上、夫より御手代衆其外御扶持人衆へ荒々罷出候事

一同五日、孫右衛門様より帰参為御祝、衛藤勝右衛門殿被遣候、池田下の屋舗藏上村新右衛門、九郎左衛門方へハ、御袋様よりの御使ニて候事
一同六日、全貞老よりは七郎左衛門、我等よりは正兵衛、

右の為御礼御参所、樽肴銘々ニて差上候事、尤式升樽六ツ、肴折六ツ、肴は鯛・鮑^{あわび}・鱒^{ほら}ニて候事

一同九日、我等事、右為御礼御参所へ罷出候、孫右衛門様ニては晩の御料理被下、帰かけ外町御扶持人衆へ見舞、暮方帰候事

一伝左衛門様、恕右衛門殿より為御祝、御使被下候事
一同十二日、衛藤勝右衛門殿中戻り被致候ニ付為饞別、同十一日我等より銀壺枚、祖母より式両、萬之助母より式両、正兵衛より式両、新右衛門より式両、書状相添、池田太郎左衛門ニ為持、勝右衛門殿へ遣候、其晩右為礼池田迄被参候事

一今泉よりも全貞老より銀式拾五匁、七郎左衛門より拾五匁、内方より式両遣被申候也
一同十二月ニ門司平八殿内ニむりやうの帯壺筋、原七左衛門殿孫有付ニ付同帯一筋、原岡伝内殿娘同帯壺筋、古賀利右衛門殿内へ同帯壺筋遣候事

一同廿二日、孫右衛門様徳昌寺御参詣御下向の節、池田へ御立寄被成候ニ付料理進上、尤夜刃様御同道、晩の九ツ御帰、其刻弓法道具御覽、殊の外御悦被成候事

享保四己亥年

一 正月十一日、下の屋舗ニ附置候田地の内、養父村分上塩塚七段参畝九歩、高拾石式斗六升式合、のま上同六畝四歩、高九斗八升式合、畝数七段九畝拾参歩、メ高拾壹石式斗四升四合、メ入口参拾七俵式斗、御物成凡式拾式俵壹斗四升六合、凡余米拾五俵〇五升四合、外ニ麦田銀四拾六匁、右当暮よりおみすへ遣也、但下女老人付置候、給銀兵糧用ニ致可申御、地本の儀は祖父寿延持分と持高帳ニ有之ニ付先此通ニ仕置、祖父母相果候後、地本共ニ取可申候、萬之助母方より渡可被申、其上ニて持高帳直シ可被申事

一 二月六日、村山主計殿戒名性光居士、其妻貞松信女御位

六毛

一同十八日、おみす事蔵上へ有付、其日吉日故祝の茶、新蔵初入、おみす婚礼参品祝首尾能相整悦候、新蔵介添、親新右衛門、仲人村山善左衛門・古賀治兵衛殿・磯野長左衛門・磯野平内、相伴人東本久左衛門殿・寿延・磯野与三郎・同正兵衛、仲人善左衛門殿、親市兵衛、兄萬之助一同日朝飯後、孫右衛門様御内様より御差櫛壹籠甲ニ蔭絵並綿帽子一、御袋様より参升樽・寒中鯛一尾御祝被下候、御使の藤太則おみす門出ニ右両品を用参候、翌々日廿日、此方おみす母方より蔵上より参候茶式斤並参升樽ニ塩鯛一掛相添、正兵衛ニ為持進上申候、御使藤太ニ白麻壹束遣候

一同日、伝左衛門様御内様へ祝の茶壹斤並式升樽ニ肴相添、正兵衛ニ為持進上申候

一 廿九日、伝左衛門様御内様より塩鯛一掛為御祝儀、佐久間

牌、万歳寺へ上ケ置候、此訳ニ依て為詞堂銀式百目差上候、住持春峯より請取手形出シ受取置候事

一 二月六日、養父村持来候田地の内、下塩塚中田壹段四畝、高壹石九斗六升、入口七俵、御物成凡参俵式斗七升六合、但免六ツニして残余米参俵〇式升四合の所、国泰寺へ上ケ候、此意趣は今泉村磯野与三郎方へ養子ニ遣候磯野順平、九ツニて三月廿九日瘡瘡ニて相果候、法名智證、此位牌上ケ置候、然は御住持自哲様より毎年御法事可被成由被仰候、此心入忝奉存、乍少分右の田地差上候、尤願主は実母・磯野寿延、右心入尤成儀ニ存、相進メ如斯ニ候、自哲様より御受手形被遣、実母方へ請取置候

一 二月十一日、御借上銀、神辺村田畠持高ニ掛、銀参百七拾式匁参分庄屋本へ納、此銀当亥年より未卯年迄五年賦ニ被成下筈の由、被仰渡候

一同日御借上銀式百拾九匁五分、宿村分石ニ付四匁三分八厘

文左衛門殿御使為持御出ニて候

一 磯野新右衛門方へハ樽肴被遣候、御使は右同前
一新蔵方より祝の物引茶式曲・葉茶七斤・三升樽式ツ・式斗樽式ツ・昆布折・鯛の折、外ニ市兵衛ニ扇子式本入、かゝニ白綿一把、萬之助ニ扇子箱、寿延ニ扇子箱、祖母へ白綿一把、正兵衛ニ扇子箱、御内儀ニ袋足袋参足、使ハ同村喜右衛門、外ニ下人四人、喜右衛門ニハ紙壹束遣候、残四人ニハ多葉粉壹斤宛遣候事

一 二月晦日、神辺村家々女衆不残於池田茶振舞、尤山より東、茶うけ・赤飯丸盆盛、先キ煮染物・水鳥賊・かまほこ・干鱈・里芋・蒟蒻・大根此七品を盛、銘々盃を置、酒を出ス、右入句餅米式斗八升、小豆式升、酒諸白式斗六升入候事

一 磯野新平出生、四月十七日朝、医師天本元格、子添池田三七母

一 五月十一日、磯野正之助へ刀脇差遣候、刀ハ筑前福岡信

国式尺参寸八分備前鍛小乱、祖父道意老より御打せ我等へ給候、拵ハ我等久留米細工町にて致方決候、縁頭は赤銅石目白鮫、目貫は(空白)、釧金着一重石目、切羽金着中割、鷓目ハ(空白)、鞆黒たゞき、脇差ハ無銘、壹尺八寸、細すく焼刃、拵・縁は赤銅七子、頭は角黒、白鮫、目貫赤銅獅子、柄糸すみる茶、釧金着地やすり、切羽金着小割、鷓目赤銅式枚座

一同月磯野市兵衛ニ遣候刀天正長船、寸ハ式尺参寸五分、庀突、縁頭赤銅七子玉、縁銀据紋壹ツ宛、丸ノ内井ノ字、白鮫、目貫赤銅草、柄糸すみる茶、釧一重こし浪毛彫、切羽金着中割、鷓目金木甲参枚座、下緒紫

一脇差佐賀近江大椽忠廣、直焼刃壹尺七寸、拵、縁頭赤銅磨こし浪金ノ露白鮫、目貫赤銅唐松、柄糸すみる茶、釧金着こし浪、切羽金着中割、鷓目しんちう、鞆黒、下緒みる茶

一同月磯野千之助へ遣候刀古身北国賀州景光無銘、但京都にて本なミ弟子兩人ニ見せ右の通ニ候、小乱焼刃、縁頭

暇を給候様ニと幾度も重疊被申候得共、一円請付無之、帰参の節は何の道埒明可申の由、申候て居被申候、然は右の通帰参被仰付候ニ付、与三左衛門は猶更、磯野市兵衛・善右衛門など重疊暇を被出候様ニ理申候、磯野正兵衛事ハ甥の儀ニ候得は、暇を出シ候様ニと異見仕候得共、一円埒明不申、就夫新右衛門方より、此上は寿延老人役ニ何とぞ理り申請給候様、無左候ハ、牛原へ参直ニ理り可申由申候、此訳はおいく事、数年暇の願埒明不申候ニ付、比丘尼びくにニ成候か無左は自害も可致拵と申ニ付、兩親心遣身ニ余り、何とぞ直ニ理り申請由申候、左候てハいか様の悪事ニも可成哉と存、当春より吉右衛門へ段々理申候得は、いく事暇の為理、牛原村吉右衛門宅へ参候様ニ致候へ、面談の上埒明可申由被申ニ付、其段蔵上へ参四度参、右の旨いくへ申聞候、然はいく申方ニ、比丘尼ニ成進も吉右衛門殿方え参理申事難成由申切候ニ付、不及力打捨置候処ニ、兩親色々異見致、同年五月

赤頭七子玉縁金の据紋、但丸ノ内花菱、是ハ磯野家紋故金にて出ス、銀の据紋壹ツ、是ハ我等定紋丸ノ内井、頭赤銅七子玉、縁是も右の通金銀据紋有り、白鮫、目貫赤銅、柄糸みる茶、釧金着一重唐草毛彫、切羽金着中割、くりかた赤銅七子、是ニも金銀の据紋、鷓目金木甲参枚座、かへり待赤銅、七子金紋壹ツ、鞆黒、小尻赤銅七子金銀の紋、下緒紫

一同月、先正徳四年酒井村庄屋原吉右衛門ニ磯野新右衛門娘いく縁ニ付候処ニ、翌未ノ秋、蔵上の様ニ引取居候、兩親ハ不及申一家中色々異見被申候得共、帰り候事決て難成由申ニ付不及力、然ハ其冬十二月、博奕の人数御上使屋にて御僉儀被成候、吉右衛門も拾式人の組合の内にて候ニ付閉門仕、翌申ノ春二月九日、園部村の内柿原へ流罪被仰付、享保参年閏十月朔日ニ帰参被仰付、牛原村へ住宅仕候、右の首尾ニ候得は、おいく事引取居候、右仲人村山与三左衛門・吉右衛門流罪の内、いくニ

十九日の晩、下屋舗迄兄新蔵村山与三左衛門同道にて参候、吉右衛門方ニ寿延召連参答ニ相極、先市兵衛を吉右衛門方ニ遣シ、いく事唯今召連可参候間、弥能様ニ御了簡被成給候様ニ申遣し候処ニ、吉右衛門被申候は、いく事此方ニ呼面談の上隙出ス筈ニ御座候処ニ、母色々我等へ異見有之ニ付此方へ御同道ニ及不申、愈暇を出し可申、新蔵と三左衛門殿其許迄参被居候由ニ候間、右兩人拙宅へ被参候様ニ有之付、右兩人早速吉右衛門方へ参申、吉右衛門存分不残此兩人ニ被申由ニ候、市兵衛事寿延ニ対シ了簡被致候、為礼右兩人ニ相添遣候、首尾能相濟、与三左衛門・新蔵・おいく其晩八ツ時分歸候、翌廿日飯後、磯野新右衛門下屋舗迄為礼参申候事

一九月廿六日、佐賀長瀬町成富弥市へ弓の巻物ニ付尋度事有之、夜明より打立、下人善太召連木履為持、上ノ越迄参、草履踏替木履にて佐賀牛嶋橋の際迄参、其間ニ飛石七渡り有之、終ニ立止り候事無、中飯・湯茶水も不給参

候、材木町より南ニ下り、片田江小路より御城の南を廻り西を北へ行、隠岐殿屋敷前より八丁馬場行、八戸町弥市方へ参着、右の通少も草臥無、其晩夜半迄弥市咄承、翌廿七日武富市郎右衛門殿大宝墓参、尤線香拾把壺包持参、市郎右衛門殿孫武富勝之助殿方より香炉伽羅香箱台据墓の前ニ出シ被申候、焼香相仕舞帰候処ニ、下女を出し立寄茶を給候様ニと被申候ニ付、家ニ参候処ニ結構の薄茶出シ被申、口上ニ遠方御越忝不浅存申、掛御目御礼申度候処、此間より久々相煩罷在掛御目気色無之、無礼と申残念至極存申候、得快氣候ハ、何とぞ懸御目御礼可申述由、下女を以被申候、我等も返答、久々御病気の由笑止成御事ニ候、随分御保養被成御本服可有候、いヶ様懸御目可得御意由申遣退出、弥市所へ参

一翌廿八日、弥市所より右の木履を踏、九ツ半より佐賀を立、立止りもなく道ニて中飯・湯茶水も不給参候処、村田近所より日暮、白毛(種)の川飛石形不見候得共、木履にて

飛石を越、藏上磯野新右衛門処へ着、少の用を申談、明松にて池田迄木履にて参着、七拾五歳の足例ニ右の通ニ候、尤佐賀片道高木履にて参候事誰も可参候得共、七拾五歳にては少草臥くたびれ可参ニ、行帰迄少も草臥なく、飛石にて足振申事無候ニ付、常々身養生無油断致候印と存、子孫老を考、常ニ養生身持大切ニ可致候為其爰記

磯野寿延記 五

信

一去霜月廿八日、神辺村庄屋理右衛門殿、我等へ被申聞候は、池田与助事、去五月下川原川端ニ用銀開と心得、式拾歩程の所を田ニ開、致根付候、左候て九月刈取候由、当月十八日用銀掛河内義平太殿我等を御役所へ呼、如何様ニ相心得右の仕形致候哉、じかた地方の義は至て重キ事ニ候、然を無案内ニ開候段不届の至ニ候由御^(虫食)候ニ付、理右衛門殿申分ケ、右の仕形努々存不申候、罷帰、与介へ致吟味様子可申上由にて帰候、其節切ニ罷出、右の義及御案内候ては迷惑千万ニ候間、貴様御心入にて御隠密ニ被成被下候様ニ御断申入置候、此義早々貴殿ニ御知せを申度存候処ニ、左様候ては与助義強ク御可有と存、差留申候、先右の通御聞置候得、何とぞ隠密ニ成候様ニ可致候間、必御沙汰有間敷候由、堅被申聞候、然共我等与介を呼、右の義委細尋候処、与介申候は、彼所ニ先年親茂七、式拾歩の地面願上開申候、然は田代町才右衛門、野菜場ニ致度由にてもらい被申候、茂七申候は、我

等事別ニ田畠少も持不申候ニ付、少の所にて候得共遣候事難成由申候、其後用銀方御役人衆ニ申入、役人衆より庄屋へ申参、才右衛門よりとられ候、就夫右廿歩の替りと存開申候、凡廿歩程御座候、当暮ニは此地面ニ御年貢掛可申候、其時節庄屋ニ可申達と心濟致居申候、前を以庄屋ニ不申達事は右の式拾歩の替りと存候、然は理右衛門殿御申候は、前開の替と存候ても、遂御案内開申答の処ニ不届の至と、御呵を受候、右此内様子御聞せ申答ニ御座候得共、左様ニ此事取ひろけ候ては、御役方ニ御断申障ニ成義ニ候間、隠密致候様ニと理右衛門殿御申ニ付、御聞せ不申由申候

一二月、御役方より理右衛門殿御呼、去霜用申達候其村与助開の事、不及御案内候て不叶事ニ候、其通ニ相心得被申候ニと有之候ニ付、理右衛門殿、左様候ては彼者の義は不及申、私ニ至別て迷惑ニ存申候間、乍此上何とぞ御隠密ニ被成被下候様ニ重畳御断被申候得共、不相叶及言

上候ニ付、理右衛門方より開の次第以書付被申上候、尤其時分仁位孫右衛門様御病の内、乍去幾度六右衛門様頓て博多御着被成候沙汰有之時分ニ付、孫右衛門様御吟味被成候間も無之ニ付、追付六右衛門殿可有御着候間、六右衛門殿へ差出申候様ニとの義にて書付取次、門司平八殿へ被差返候と承候事

一三月、幾度六右衛門様、田代御着被成候得共、御事多

ニ付、右の開の義御沙汰も無之、然共孫右衛門様四月廿九

日田代御立、其日博多へ御着、磯野紋平・同甚左衛門御

供、博多へ参、我等事翌五月三日博多へ為御見舞罷越、

御乗船は同月八日、我等事同十日紋平・甚左衛門同道ニ

て帰候

一五月十二日、与助開ニ付、上使屋にて被遂御詮議候間、

理右衛門事与介召連罷出候様ニと申来候ニ付、被罷出

候、然は寿延事も与介大屋の義ニ候間、罷出候様ニと被

仰付候ニ付、上使屋へ罷出ル、御詮儀の御人数

門司平八殿 原弥一左衛門殿

原田徳右衛門殿 河内儀平太殿

岩谷種右衛門殿 高木佐助殿

門司七藏殿 大石伊助殿

右の御人数、上使屋西の縁面ニ御出、我等事落縁ニ薄へりを舗被召置、御書付を以御尋被成候、尤平八殿御詠聞被成、御返答被仰付候、御書付並返答書左記

与介大屋

寿延ニ申渡覚

右名子ニ居候神辺村百姓与助義、同村の内下川原と申川端、寿延田地の際ニ致隠田候ニ付、遂吟味候処、去年霜月ニ其儀承候得共、^{たしか}慥申聞たる者も無之、老人の儀ニ候得は作所へも近年は不罷出候故、曾て不存田申出候、地方の儀ハ大切義ニ候故、名子の者へも兼々厳密ニ可申付置処ニ、去年霜月ニ不慥成義なからも、其沙汰承候ハ、早速遂吟味可申出候処ニ無其儀、右の通り名子の者重キ

背御法、其方田地の際にて致隠田、吟味の節の申分も不都合成所有之旁不届ニ候、屹度可被仰付候得共、以御宥免人夫百人の科代被仰付候間、急度差出し、向後相愼、名子の者共へも厳密ニ可申付候

覚

右居村の内、下川原と申川端ニ式拾歩程の致隠田候段、

当二月ニ庄屋理右衛門方より案内申出候ニ付遂吟味候処

ニ、去年五月より開立候由申出候、地方の儀は至て大切

成義故、兼て厳密ニ申渡置候処ニ、右の通致隠田候段、

依為重科可被行厳科候得、共以御宥免一命を御助、御国

田舎へ永代流罪被仰付、家財御取上ケ親、妻子計引科ニ

被仰付候

与介養父

与介弟 茂七

甚九郎

右与介依引科、宿村へ村替へ被仰付候

与介房
"人子
"与吉
"か

右同断ニ付、柚比村へ流罪被仰付候

右の通り可申付候旨、今度御国御年寄中より被仰越候間、夫々可被仰渡候、以上

子七月十八日

手代中

一与助事、五月十二日より寿延ニ御預ケ被成候、然処ニ同年七月十八日、又上使屋ニ被召寄被仰渡候、尤与助妻子四人・茂七・甚九郎・我等、理右衛門召連罷出候様ニと被仰付、寿延事ハ病氣ニ有之、名代ニ正兵衛罷出候、以書付御手代平八殿御詠聞せ被成候、右無調法ニ付、与助義ハ对州田舎永代流罪、妻子義ハ柚比村ニ流罪被仰付、茂七・甚九郎儀は宿村へ村替ニ被仰付、寿延ニハ名子の

者ニ兼て申付惠敷由にて、人夫百人科代被仰付候由、就夫百人の夫銀四ツ宝八拾匁、御役人方重田恕右衛門殿へ相納候、与助女房・与吉・妹かくハ、柚比村庄屋五右衛門殿・組頭喜七請取、直ニ柚比村庄屋方へ参候、茂七・甚九郎義は庄屋善七殿・組頭平兵衛召連、宿村甚六方へ参候、与助義ハ同月廿一日ニ御仲間惣市・田代町雇仲間半四郎右兩人にて召連、脇差を免候、放囚人にて博多ニ参、早刻舟ニ乗り、七月廿九日对馬府内ニ参着、御番所より御改被成、翌八月朔日足輕久兵衛と申仁請取、仁位郷住村へ参候て、肝煎九右衛門方へ十月迄居候、其間ニ村中より式間角の掘立家を作被召置、御公儀より一日ニ錢五匁被宛成下候、与助事、村中其外日傭を取、翌年七月迄暮罷居候処、七月四日郡掛り内野重左衛門殿より仁位村承山上半兵衛殿迄申参候ハ、与助事田代へ帰参被仰付候間、早々府内差出候様ニ申参候、其節半兵衛殿義ハ府内ニ就御事御出、子息半平殿より与助御

相認遣申候覚、左記

追て致啓上候、同性平内儀、役儀断申候処、早速被差免候、役儀断申候意趣は、兼て各様ニ御噂申候通、大酒仕候故諸事不行跡、就夫段々不勝手ニ罷成、他借大分仕、其上二年貢米の内三年已前より取込申候由、一家中承付相改見申候、去春迄の取込米六百俵余、此外他借銀三拾五貫目余と相見へ申候、此儀殊の外心遣成儀故、先一家中より納替置、平内田地売払、右相仕廻、残田地にて渡世無不足様ニ仕置、案境仕居候処、当春又年貢米の内取込候ニ付、一家中差寄改見候処、四百六拾五俵此外ニ納銀の内拾五貫目余取込候、右は一家中より納替不申候得共、及大切候ニ付、今又急ニ納申候、兩度の取込の銀米、銀偏ニして凡百拾貫目余にて御座候、去年売残の田地沽却仕候ても払方大分不足御座候、其不足の分ハ一家共払替申候、我々事も近年何角ニ付不仕合のみニ御座候処、右の仕形心遣仕候へ共、平内一命ニ不掛、無事ニ役

呼、右の旨被仰付候、夫ニ付手前相仕廻、七月十三日舟にて府内ニ出、草使平山伊左衛門所ニ被召置、同廿一日出舟、其間は御公儀より賄被仰付候

一同月廿四日博多着、同廿五日池田へ着仕候、对州より被仰付候御切手、庄屋理右衛門殿を以御屋敷へ差上候、尤与助義も御屋敷御三所ニ罷上候、然処御添状到来無之候間、先寿延方へ御預ケ被成候、追て可被仰付候由にて、我等方へ御預被成候事

一八月、庄屋理右衛門御屋敷へ被召寄被仰渡候ハ、与助妻子、親茂七、弟甚九郎、帰参被仰付候由、被仰渡候、皆々池田へ帰参致難有仕合ニ候、尤寿延方ニも以書付被仰付候書付、与助妻子共ニ已前の通名子ニ召置、諸事相慎候様ニ委細申付候様ニとの御事ニ候

滝平助殿為寒中見舞、磯野七郎左衛門・我等兩人合書状進候節追て書、宿村平内身体差間、跡目除候意趣

儀等被差免案境仕候、乍然平内儀、生得不実空言又ハ邪智大気仁にて御座候得は、乍此上如何様の悪事仕出可申哉と、昼夜夫のみ心遣仕候、此儀申進候事如何奉存候得共、平内成行如何様のにて候哉と、可被思召と奉存如斯ニ御座候、御序の節、富右衛門様御父子又ハ櫛原御一家衆へも御噂可被成候、此外書付掛御目申度奉存候得共、御披見も御六ヶ敷可被思召と奉存差控申候、以上

子十二月廿四日

磯野七郎左衛門

磯野 寿 延

滝 平 助 様

口 上 覚

宿村平内儀、兼て不行跡者ニ御座候故、一家中より度々異見仕候得共、一円心底を相改不申候間、近年ハ一家(虫食)の様ニ罷成、別て残念ニ存、其分ニ仕難召置、何とそ心底をも相改候ニと存、為異見又ハ内談の儀も有之、一家の者共申合、平内方へ参候へ共出会も不仕、其上先頃

御 国元へ罷渡候儀も、一家中ニは終相知せ不申隠密仕候、右の通の不行跡ニ御座候へハ、向後如何様の無調法仕出可申も難計、難儀至極奉存候、依之我々共儀、平内ニ対し義絶仕候、内証の儀恐多申上事御座候へ共、各様迄御案内申上置候、以上

道 悦印 新右衛門印 紋 平印
 丑六月 正兵衛印 正之助印 与 三 郎印
 寿 延印 正 沢印 七郎左衛門印
 甚左衛門印 新 藏印

大東与四右衛門殿

原 弥市左衛門殿

一享保六丑年、御国より為御目付内野官右衛門殿・田井覚左衛門殿正月五日田代御着、官右衛門殿は大小性^(姓)、覺左衛門殿ハ御徒、御越候意趣は、田代御領^(寄)令落仕候段殿様被聞召上、実否委細承届候様ニと御意の由承候、御着翌日より御兩人共ニ別々村々町々御廻、一村ニて成

程小家ニ五軒七軒、町ニても右通り立寄、其家の亭主女房ニも何角御尋被成、初一辺ハ恐又ハ遠慮致申兼候得共、其後ハ十五年己来の様子委細申上、書付ニて懸御目候様ニと被仰候ニ付、委細相認、御兩人の御宿へ致持参候得は、皆々御請取被成、書付新敷箱ニ入、飛船ニて御国被差渡候由承候、何方より致候哉落書色々様々の事相認、或とち本・卷書永々としらへ、御宿へ持参不殘御請取、御国被差渡候由承候、其儀ハ中嶋伝左衛門殿数年の仕形不宜由ニ候、上使屋へ官右衛門御出被成、大小庄屋不殘御呼被成候て人々の口御聞被成候、同年二月九日、右御兩人御帰国ニて候

一中嶋伝左衛門殿御国へ御用ニ付、早々対州へ罷渡候様と被仰越候ニ付、同年三月十二日田代発足、首尾ハ先不宜様子ニ候、数年の間致被置候事、段々御国より御書付被差越相止候

一爰元御仕置の儀、陶山正右衛門殿の由、尤仁位孫介様爰元

三四年御勤故、御内証相談の由承候、御国より被差渡候御書付、御代官幾度六右衛門様御請取御添書被成候、三郷大小庄屋・両町役・組頭・惣百姓中・惣町人中ニ御宛被差渡候、其書付村々へ写有之候、庄屋・町役より其所の家主召寄、読聞せ被申候事

一享保六丑四月十四日、佐賀成富弥市死去、痛症卒中、凡寺ハ呉服町光明寺、乍然八戸町より遠寺故、墓所駄賃町真光寺、我等事承付、香典野菜代為持池田太郎右衛門悔遣候、其後墓参仕候節、香典野菜代致持参候、右の人ハ我等弓の師匠故右の通也、弓仕候儀佐賀ニての事知弓矢細工上手ニて候也

一享保七寅二月廿三日、筑後櫛原村ニ住居滝平助殿死去承掛、香典一封・暮籟一簀池田喜六へ為持差越候、尤嫡子滝平次郎殿・磯野富右衛門殿・同助次郎殿・磯野島之進殿・同忠平殿・本庄賀右衛門殿へ悔書状遣候、其後□□より返書参候、平助殿ハ道意様御為ニは弟分ニて候、然

は我等為ニハ伯父分ニて候へハ爰記、行年七十六歳ニて死去也、幼少の節、久留米御家老稻次壱岐殿耆滝九郎兵衛殿と申仁へ、実父磯野貞右衛門殿養子ニ御座候、然処松崎有馬伊予守様、壱万石分地 上より御拝領ニて御屋敷取被成、江戸より御入部、其節滝平助御抱被成、百五拾石被仰付、行跡宜候ニ付、御家老ニ被成候、然ハ平助為何事ニ候哉、頻御暇申、櫛原村引入被居候、嫡男滝平次郎、二男権藏、此権藏□□本庄仁右衛門と申侍知行式百石、此人ニ養子ニ参、本庄賀右衛門と相改、平次郎儀ハ 玄番頭^(番)様御祐筆と承候、平助字猪之助と申候由、道意様御咄ニて候、尤亥年出生故、右の通ニ候也

一おみす事、享保六丑十一月より致懐胎、翌七年寅九月十日一日昼八ツ半平産、女子出生、名おみき、尤幣闇ニて名付仕□□初産ニ付一家心遣ニ存、佐賀領簗原惠観院御祈禱相頼、御符御札申請、為御礼銀式枚差上申候、扱又宇美宮へ小右衛門を頼遣、御礼御符申請用申候、其外伊予相

頼香椎宮にて致祈念候、此礼銀壹枚上ル、産候時分些隙取候ニ付、只々致立願、道悦ハ彦山、塩断歩行にて参詣、おみす母ハ宇美宮はたしにて行帰の願、彦山へも歩

行にて行帰の願、祖母薬師尊体再建の願、新蔵ハ夫婦連彦山参詣、甚左衛門香椎宮荒川神水、平七内・惣七内・

平六内香椎宮へ一同籠、池田名子中、男ハ宰府参詣、女ハ香椎宮ニ百度参願、寿延願ハ爰不記、医師ハ緒方隆庵、寅六月十一日より産後日晴迄御薬用、尤産の催の内

ニ肥前城越、宇木玄泉も懸御目候、□婆池田は、隙取候故、楽間清七殿袋申請、腰抱牛原村与七、人参産の時より産後迄掛目六匁余用申候、尤御屋敷救人参申請候、七夜祝の儀式左ニ記

一緒方 隆庵 岩谷種右衛門 磯野祐右衛門
磯野 新蔵 磯野 正兵衛 原 元甫老

与 七 善右衛門 小右衛門
忠兵衛 平 七 平 六

新右衛門内 元甫 御袋 正兵衛内

平六内 惣七内 八郎兵衛内

平四郎母 平七母 与助内

右人数の内緒方隆庵・岩谷種右衛門殿御差合也

祝物すゑ候人数

池田 一銀五両半 は し 一三両半 与 七

一式両 与助内 一三両 八郎兵衛内

一三両 平四郎母 一三両 平 七 母

一式両 惣七内 一三拾五匁 平 七

一三拾五匁 藤兵衛 一壹両 又 助

一三拾五匁 龜 母 一三拾五匁 た ん

一三拾五匁 善 助 一三拾五匁 伝 九 郎

一式升樽肴 緒方隆庵 一樽肴 □七殿袋

一多葉粉式斤 今泉伊兵衛

日晴祝儀式

一磯野新右衛門より産衣以両面

一おいくより 郡内嶋 一おすゑより 郡内嶋

一村山善左衛門殿より しゞら

一寿延より 日野相飛ちりし付

一祖母より 日野うこんちりし

一かゝ方より 郡内嶋 一甚左衛門 金子百足

一正兵衛方より 郡内嶋 一蔵□の母より 白しゞら

一同村加兵衛内より 鳥目 一同村喜右衛門より 鳥目

一同村仁右衛門より 鳥目

一祝の餅、牛原中不残配二ツ或三ツ、岩谷氏へ五ツ、池

田中二ツ宛、養父村善左衛門内へ五ツ、右の通ニ候

一享保七寅十二月十二三日より祖母病氣候て、二三日道悦

了簡の薬用被申候得共、薬験無之ニ付、緒方隆庵申請、

病体の様子御覽候処、脾胃の痛其上塊有之、夫共風邪

も少々有之由にて、御薬一日ニ式貼ツ、相用候、廿日時

分より人参壹分五厘加り、夫より式分、式分五厘、其後

式分減、翌正月廿四五日比迄用、久々事故式貼ツ、難用

由被申故、昼夜ニ壹貼ツ、二月九日迄用候、薬劑時々ニ

応相変無残所療治有之候得共不相叶、二月九日七ツ時

死去、行年七十三、病中の間隆庵見廻の儀不怠、気色

の様子毎朝道悦方より以一ツ書申入候、迦病の儀、初

発より甚左衛門母片時も不離、薬服用食物迄一手にて致

候由、薬の儀ハ初より道悦一手にて煮、人参加へ候事一

手にて致候、寿延事池田ニ参致候処、便有之ニ付牛原へ

参、諸事の心遣下知致候、扱又外よりの伽病人ハ平四郎

母・小右衛門内、死後迄昼夜相詰□望の通諸事致候、勝

手詰善右衛門・小右衛門・与七・弥吉・藤兵衛・平六夫

婦移代り相詰候、原元甫老儀ハ祖母甥の事ニ候故、傍

附添、或勝手相詰、初中後心遣被致候、其外孫共相詰

候、中二も、おしん事昼夜傍を不離候て、祖母腰を打、

足をさすり致伽病候、道悦事正月中比痛申候故、甚左衛

門母代り、薬煎、昼夜帯を不解附添、看病致候様子珍敷

孝行と感候、翌々十一日二階尾葬候、棺槨の儀ハ五年前

池田にて拵置候故、棺の桶池田六右衛門為拵、其内天蓋・
 灯燈・六道・位牌迄念入拵置、九日の晩池田より取寄、
 十日の七ツ時行水入棺、行水の人數小右衛門夫婦・善右
 衛門・平四郎母、弥吉、^(マ)いろハ兼て言置ニ晒木綿にて綿
 入ニ拵、廻り綿五斤にて詰、綿入ふとん上ニ居入棺、
 寢間の上座ニ置香花を備、後ニハ名号を掛、其晩元甫
 御袋・小右衛門・平四郎母・弥吉・おしけ此五人付居被
 申候、十一日の朝、櫛を表の座ニ直、棺を新屋より道悦
 ・甚左衛門・元甫・小右衛門四人にて抱、櫛ニ納、同日
 ハツニ正浄寺・西念寺申請、御経誦誦、一家不残我等も
 焼香出候、七ツ時二階尾葬、棺かきハ西谷清助家来惣
 吉、其外兼て懇の者手を添、坂にてハ一反木綿を棺ニ
 付、坂の上より控ル、彼是念を入候、^(マ)いろを着候者、甚
 左衛門母・道悦・甚左衛門・おみす・正沢・おしけ・文
 内・新平・正兵衛夫婦・正太郎・原四郎右衛門、御位牌
 ハ甚左衛門持候也、扱又焼香の例先甚左衛門母、次ニ

正兵衛・道悦・甚左衛門・おみす・正沢・正之助・正太
 郎母・おしけ・文内・正太郎・新平如斯相定、此外身
 近キ一家の内男女兼て懇を請候者、親類他人共ニ大勢葬
 所迄立被申候、出家衆正浄寺・西念寺・妙善寺・本照
 寺・達善、他宗ニは万歳寺・徳昌寺・国泰寺、如此葬礼、
 之より三日ニ当候日、早速芝垣を築、其上竹かつら庇
 を拵、腰壁ハ竹にて簀^{すて}をあミ四方ニ引込、其内ニ花備、
 水を祭、扱又墓の近所ニ番屋拵、昼式人夜三人十五日の
 晩迄不怠、此人數池田名子の内、次兵衛・甚九郎・善太
 郎・判六・文右衛門・権右衛門・三七・牛原清助・惣
 吉・次八・瓜生野村又六・藏上村善助此人數にて組合番
 致候
 一三日の非^ひ時、正浄寺・西念寺、相伴人磯野新右衛門也、
 十三日齋^とハ篠林より館屋敷勘右衛門迄男不残、非時ハ堂
 前より原上男不残、一汁式菜の齋・非時致し、酒の儀勝
 手次第第二返ニ致候

一十四日非時ハ万歳寺・徳昌寺・国泰寺・古賀判右衛門
 殿・岩谷元性・同種右衛門殿・青木与一左衛門殿、一汁
 三菜の非時、酒式返にて膳を取、磯野新右衛門より参候
 提重を出候、御布施八匁ツ、
 一十五日御齋、正浄寺・西念寺・妙善寺・本照寺・達善案
 内申入候処、妙善寺・本照寺・達善御差合にて御出無
 之、本照寺ハ十四日の朝御出ニ付八匁布施上ル、此外齋
 の人數案内、村山善左衛門殿・同与三左衛門殿・権藤理
 平殿・嶋三郎次殿・大石甚右衛門殿・天本元格殿・磯野
 七郎右衛門殿・同与三兵衛殿・久左衛門殿・福田太左衛
 門殿・平四郎右衛門殿・同又四郎殿・同清五郎殿・原元
 甫・同惣兵衛殿、相伴人新右衛門
 一同日非時人數、分石助八殿・吉兵衛殿・組頭又七・新左
 衛門・五郎右衛門・善右衛門・新右衛門、相伴人小右衛
 門・与七・勝手働平六・理左衛門・弥吉
 一十六日齋、池田次兵衛・又市・甚九郎・善太郎・半六・

又右衛門・権右衛門・三七・藏上喜右衛門・仁右衛門
 一十七日齋、池田六左衛門・茂七・太郎右衛門・喜右衛門・
 茂右衛門・四郎兵衛・長左衛門・吉右衛門・四阿屋小
 平・善助・弥助・半助・次兵衛・源助・仁右衛門
 一死去の九日より毎日御悔の衆夥敷事故、爰不記
 一三月七日、秋月座頭中間より為悔、座頭兩人下の屋敷ニ
 差越候、蘭部・ゑんや兩人参候、住又ニは座本さか市・政
 市・柳市・八主市・常市・行市・重市・網市・佐野市・
 高市・茂市・三ヶ市・折市・笹市・曾市・久市・かす
 市メ拾八人、使共ニ式拾人也、非時を兩人ニ振舞、其上
 蘭市ニ八匁六分、ゑんやニ四匁三分、中間拾八人ニ四
 拾三匁布施進候、住又宛所神左衛門様と有之、寿延俗名
 也、座頭其日罷帰
 一祖母病氣中祈禱立願左ニ記
 一宰府満盛院へ甚左衛門母より、十二月廿一日鳥目式枚、
 御祈禱の為ニ上候、使村の藤兵衛二夜三日の御祈念願出

候、御札目録申請ニハ村の又六、同廿四日ニ遣候て申請、寢間東柱ニ押ス
一 簗原惠観院へも甚左衛門母より新銀三両上、二夜三日の御祈禱御願申上、使ハ小右衛門、御札目録惠観院より参ル

一 寿延事、祖母病氣ニ付出羽を頼、香椎宮にて正月十五日一日籠の願立申候

一 二月廿五日、三七日相当候ニ付、村中にて極貧成者致吟味、米三升ツ、致合力候人数、権右衛門・半六・久七・むめ母・四阿屋せん、メ六人、文内母方より仕候事

一 寿栄四七日、西法寺申入布施香典上

一 忌中到来提重磯野新右衛門一提重 磯野七郎左衛門

一 提重 原四郎右衛門殿 一提重 磯野与三郎

一家重 磯野富右衛門殿 一家重 園部段六袋

一 提重 原 元 甫 一家重 小右衛門善右衛門

一家重 西谷 与助 一家重 四阿屋半助内

一家重並鉢 池田名子中 一家重 池田善六

一家重 西念寺惣右衛門 一揚豆腐 村山善左衛門殿

一 牛房一折 原弥三右衛門殿 一蕎麦粉 東本久左衛門殿
一 こんにやく一重 鉢

一 焼餅一重 瓜生野文六母 一菓子一重 瓜生野町
九郎右衛門内

一 餅一重 おきの 又四郎内 一あめ一重 儀右衛門内
田代

一 菓子一袋 酒井孫九郎 一家重 仁左衛門
くら上

一 ふつ餅 又助内

メ 寿栄形見送

一 小袖沓ツ おみす 一 小袖沓ツ 正沢

一同 おしけ 一同 文内

一同 新平 一同 道悦

一 米六俵 正兵衛 一 帷子一 正兵衛内

一 正之助 一 頭巾一 四郎兵衛殿

一 珠数袋一 清五郎 袋 一 米六俵 原元甫
小判沓両

一 帷子 沓 元甫 御袋 一 珠数 青木与一左衛門殿内

一 木綿式反 小松 孫市内 一 珠数 青木助右衛門殿内

一 珠数袋一 森久四郎殿内 一 珠数袋沓 長吉祖母との

一 米式俵 磯野新蔵 一 米沓俵 儀右衛門袋

一 米式俵 善右衛門殿 一同沓俵 善四郎袋

一 米式俵 小右衛門殿 一 着物沓 小右衛門内

一 着物沓 平四郎母 一 あんとん沓 平四郎母

一 米沓俵 与七 一 丸盆 与七

一 着物沓 又助 一人参代六拾目 又助

一 着物一 又助内 一 屏風 平六

一 茶壺一 平六 一 珠数袋一 平六内

一 米沓俵 弥吉 一 あんとう 弥吉

一 米沓俵 清助 一 木綿二反 惣吉

一 銀拾匁 伝九郎 一 五匁 弥市

一 米沓俵 平七 一 拾五匁 善助

一 米沓俵半 又六 一 五匁 儀平

一 五匁 さん 一 五匁 喜六

メ

一 享保八卯四月より正沢熱病相煩、半死半生の様子にて候、始元格療治にて候得共、一円快無之候ニ付、緒方隆庵薬服用仕候得共、一円相勝不申候故、久留米玄番様御手医師平川宗貞申請候て薬服用仕候、段々快相成候、宗貞両度御見廻にて候、其外人参代諸事夥敷儀ニ候得共、不相記候

一 正沢熱病願立ニ成就、石塔籠二基・法全庵薬師寄進仕候、佐賀領さいつの石工を頼拵申候、代銀四ツ宝銀式百目

一 享保九辰年、金剛寺旧跡弥陀釈迦観音の御堂、我等已前致再建候、今度右三尊致安置、二月八日西法寺住持智法申請開眼、布施我等方より、備物同前、観音は天本久右衛門施主、香椎宮社内有之候、是も只今の処ニ移申候、

弥陀釈迦は瓜生野町観行坊細工也、代銀貳百匁、観音彩色相仕候、此入句近所の女観音講仕立置候、其銀にて相調候也、参詣の道作り替、少々田地の内掛候故、米田入口五升除候、作り主原の藤市、田主磯野文内也

一同年同月同日、法全庵薬師開眼、尤西法寺智法、其上薬師經の説法有之、参詣人大勢有之、薬師本尊施主寿栄、脇立原元甫・磯野道悦・磯野文内母、細工観行坊、入句四ツ宝銀貳百匁、右半分寿栄より出、半分ハ三人より出、開眼の入句右の仕割也

一享保九辰十月廿八日、妙意様三十三回忌ニ御当被成候ニ付、於下の屋敷御法事相勤、尤廿八日の非時、御出家方其外一家人数左ニ相記

一正浄寺 西念寺

御相伴人

岩谷種右衛門殿 原宅助老 村山善左衛門殿

磯野新右衛門 村山与三左衛門

女中衆

長吉祖母 草野平右衛門袋 村山与三左衛門袋

磯野与三郎内 磯野正兵衛内 おみす

外ニ

小右衛門内 館屋敷 祖母 弥吉

一享保九辰十二月八日、原元甫、下の屋敷参被申聞候ハ、去六日磯野新右衛門殿方、我等・七郎左衛門・与三郎三人被呼申、相談有之由にて元甫被申候は、新右衛門唯今の分にては不勝手ニ候間、新蔵女房持分田地の余米五拾俵宛、毎歳新蔵方へ入足候様ニ、左様無之候ハ、新蔵取続候事難成由ニ候、此段寿延御咄給候様ニと有之ニ付参候ニ候、我等返答ニ、新右衛門難心得願事ニ候、おみす新蔵へ取合候故、新右衛門被申候は、蔵上持分の田地額九拾五石程有之候、其中六拾石新蔵へ相譲、向屋敷ニ家普請を致、新蔵を召置筈ニ候、然は親祖父様へ至御恩報シ是迄の儀申候由、兩度迄被申、然処只今迄少も当讓

無之、おみす田代の余米、庄屋給の田地余米ニ入足、渡世

致候様ニと被申候事、扱々新右衛門ニ不似合申方ニ候、庄屋給ハ村中より入札にて新蔵ニ被仰付候役料にて候、殊余米漸三拾七八俵も有之由聞伝候、おみす牛原村の余米漸式拾七八俵有之候、此田地訳有儀にて候得は、新蔵渡世ニ入足候儀難成候、蔵上村持分の余米拾五六俵有之候、此田地祖母より去卯年形見ニ遣被申、此田地ハ休悦老より御形見ニ銀貳貫目祖母へ被給候、此銀の手廻ニ被致相調被置候を、おみす遣用ニ致候様ニと申遣被申、是又新蔵方入足候事難成候、夫故おみすもり女も給分おみす出、此外小遣銀、又ハおみす用ニ致し候銀、右余米にて相調、新右衛門ハ惣領の新蔵ニさへ約束の田地をおしミくれ不被申候、我等新蔵渡世の入足、おみすニ為致候儀難成候、此旨秋右衛門へ被仰達候様ニと申候

一同十二月五日、香椎宮へおみす平産の願立置候御絵の儀ニ付、三橋出羽、筑前香椎被参候、樽代式包、遣銀八匁

メ拾九匁六分四勺ニして我等方より遣候、同月八日の晩大雪前ニ被罷帰候、翌九日私宅へ参、香椎宮の首尾委細咄被下、先沢之進へ参一宿、翌日奎之進へ参、御影の相談致候処ニ、福岡寺社奉行衆へ案内申筈ニ候、然は此間吉岐嶋より御影の写願候得共不相叶、只今願出候事難成候由ニ付、不及力はもふ迄帰候処ニ、奎之進跡より呼帰被下候故立帰、様子承候処ニ、我等老人の了簡にて為写可申候、先年今度の願立の書状、我等伯父光海手跡無紛相見へ候、其節光海我等へ被申聞候、如何様御願立願可有之候間、其節ハ写被下様ニ可仕由被申置候、福岡ニ出、絵師を聞立申様ニと有之ニ付、福岡へ参候得共絵師へ逢不申、香椎宮の様帰、奎之進へ右の段申候得は、左様候ハ、我等方より絵師を相調、入目万端為相続、年内ニ出羽方迄書状を遣由被申、御宮へ致参詣、奎之進心入にて御影三幅拜申候、御影身六尺横三尺と相見へ候、惣縁の外迄長サ壹丈横三尺六寸程有之、御影中彩色と相見

へ二重箱ニ入有之、 此外御宝物唐の鏡七面、 高氏持年より奉納の鎧拜、 奎之進所へ致一宿、 八日罷立帰候由ニ候

一十二月廿九日、 三橋出羽、 田代より筑前香椎宮の社人紀伊方より御影の儀ニ付 [] 入句書付飛脚ニて申越候

西法寺ニ寄進之覚

一御開山御影 磯野 久右衛門

一御堂再建 磯野 道意

一御絵伝 妙 意

一撞鐘 為磯野清覚菩提 磯野 寿延

一御本專 寿 榮

同寄進田地覚

龍かしら 一中田式畝式拾八歩 高四斗壹升八合

入口七俵

同所 一中田三畝拾九歩 同五斗九合

同右の内

同所 一上田四畝 同六斗四升

同右の内

同所 一上田四畝式拾四歩 同七斗六升八合

同右の内

水町 一下田三畝拾八歩 同式斗八升八合

同壹俵壹斗五升

ノ畝壹段八畝式拾九歩 ノ高式石六斗壹升六合

ノ入口八俵壹斗五升 御物成凡壹石六斗式升四合

余米凡三俵式斗六升

右は道意・妙意仏供料、 磯野全貞・同寿延・同如風・同

新右衛門四人ニて寄進仕、 然上は、 二季の彼岸盆御正

忌、 別て御仏供米上ニ不及也

向川原 一下田壹段 高六斗 入口五俵

御物成凡四斗九升六合 余米凡三俵壹斗四合

右は妙恩為菩提仏供料磯野寿延・寿榮兩人ニて寄進

皇下 一上田壹段式拾四歩 高壹石七斗式升 入口五俵壹斗五

御物成凡壹石〇式升三合 余米凡七斗式升七合

右は清覚為菩提、 永代寺におゐて毎日読経仏供料

一中田畝式拾四七歩 高壹石九升式合 入口四俵壹斗五

御物成凡七斗壹升 余米凡六斗壹升

右は観智、 毎年七月廿五日、 寺より法事為執行寄進

一中田八畝式拾歩 高壹石式斗壹升三合 入口四俵

御物成凡七斗八升八合 余米凡四斗壹升式合

右は鐘撞料、 寿延寄進

撞鐘入句銀

元禄十五年 一式貫五拾四匁

宝永四五年 一五百七拾壹匁六分

一享保八卯年、 正沢熱病相煩心遣存、 香椎宮へ善右衛門を

頼、 三十三番の神楽願立仕、 享保十年九月晦日、 出羽殿

を頼願成就致候、 尤出羽殿方、 新銀三拾文ニて相渡候、

賄諸事入句被仕候、 社人衆礼銀ハ右の内より引合、 此方

同 七匁

ノ九人

右の人数ニて、 於香椎宮拜殿、 三十三番神楽執行仕候、

尤中入時分、 式斗樽ひねり□ニて出ス

一享保三年二月廿九日、 弥五左衛門様御夫婦様・御子息様

方御三人、 池田へ御出被成、 御機嫌能御帰ニ成候、 為御

土産宇治の御極上の御茶一袋、 森むかし茶師宮林と有之

御茶入一ツ、袋無朝鮮焼箱入ニして被下候事

一享保十一年午二月廿五日、於香椎宮村中家々より燈籠掛申候、廿五日彼岸の中日にて候、廿八日の晩迄掛申候、凡燈籠三百程有之、出羽方より御神楽上ル、社人衆大勢也、三十番余有之、謂ハ香椎宮勸請の年より当年迄、千年ニ相当候由、記録相見へ候連此通ニ候也、参詣敷敷、尤御影其間御掛ニ成、出羽御影説被申候

一享保十一年二月、惣吉家普請仕掛、同廿七日相仕廻、尤倉□家式間三間の掘立家、五拾目相調、下の屋敷門の内ニ有之物置ニ作次遣候也、凡入目

一同年三月、館屋敷初右衛門家を田の中ニ直、地形普請家直作立、大分の入目有之候得共、道意様大切ニ思召候屋敷の儀故、御墓所の土手ねまり崩候てハ悪敷敷、入目を不存、ねまり壱間半東ニ築出、柴つきニ仕候、尤根石をはめ築仕廻、勘右衛門家三月末迄相仕廻、勘右衛門移徙致候

一館屋敷の壱畝式拾歩の所家地を拵、同月中比居石を搗、下の屋敷部屋を解立申答ニ候処、丸林文内家狭候、殊ニ土間無之ニ付、作添度由願ニ付館屋敷普請を先止、丸林家普請致掛、大工ハ善右衛門・忠兵衛・瓜生野惣四郎也、卯月初より勘右衛門場屋を大工小屋ニ致候也、式間式間二わき付

一四月初、丸林長右衛門屋敷売申度由申候ニ付、文内買呉候様ニと被申候故、四ツ銭壱貫目利左衛門肝煎にて買候也

一同年六月十日、安左衛門・おしけ婚礼相整、媒ハ岩谷種右衛門殿也、其日の人数ハ種右衛門殿・秋右衛門・新蔵夫婦・元甫夫婦・道悦・正沢・文内・古賀四郎右衛門・おぎのうはにて候也

一享保十一年九月廿六日朝八ツ時、おしけ平産、男子出生、名佐七郎と付申、委細ハ不記

一享保十二年三月より正沢家作掛り、大工善右衛門・忠兵

衛・木引善八、卯月朔日棟上、殊の外能立候、祝銀ハ善右衛門ニ五匁、忠兵衛ニ三匁五分、善八ニ式匁、餅ハ十二積ミ九ツ、式升樽、塩鯛二ツ備候

一館屋敷ねり堀、同月十八日ニ相仕廻候也

一享保十二未九月初、樋口弥五左衛門様相撲御覽ニ成度由、御手代衆中御噂被成候由、原弥三左衛門殿御答、左様思召候ハ、御領中の者ニ御とらせ、御見物被成候様ニと被申候由、伝承候、其後関野春軒、天本元格折々御噂被遊候

由候、兩人返答ニ相撲の儀、梯善吉へ被仰付候ハ、如何有御座候哉と被申上候ニ付、善吉へ御噂成候処、睨と請合無之由承候、夫より岩谷種右衛門殿・天本元格、我等ニ御申候は、此已前、唐坊忠右衛門様・仁位孫右衛門様御勤の時分、折々相撲とらせ候事、何様御国元ニても御聞及被成はと存候、おみす母追付平産可有之候間、為其祝相撲とらせ、懸御目可然由申候、我等申候は、尤至極ニ存候、随分其通ニ可仕由請合、翌十月十四日磯野新右

衛門方御兩人様御出被成、御取持人春軒・元格と参、相撲の儀寿延とらせ懸御目可申由候段、被申上候得共、弥五左衛門様仰候は、相撲終ニ御覽不被成候、寿延乍太儀とらせ候ハ、御覽ニ成度由、将又幸右衛門様相撲終見物不仕候間、能見物にて可有之との御挨拶の由、磯野安右衛門藏上より罷歸申聞候事

一大相撲の儀、弥御覽ニ成度思召候、乍然此儀原弥三左衛門相談被仕候様被仰候と承候ニ付、原元甫を以弥三左衛門殿へ致内談候処、弥三左衛門殿被申候は、場所何方内屋敷ニ候ハ、御申由にて候、就夫十月十八日の晩、池田へ参、十九日より御棧敷土俵拵、普請仕掛、同廿四日迄相仕廻、廿七日の晩牛原へ帰候、御棧敷、九尺四間、西二九尺四間、大庄屋小庄屋医師中の棧敷、東二八尺ニ

三間の棧敷他領より歴々被参の為召置候、倍又西東ニ相撲小屋何も式間ニ三間ニ作り候、土俵拵ハ二重、外土俵三間角、土俵数三拾六俵、内土俵如法式、内ノ差渡式間壹尺、土俵数拾六俵、四本柱、外土俵の内角ニ立ル、高さ壹丈壹尺桁式間半角、上ニハ薦こもヲ置、水引ハ茜木綿五拾尺、四本柱も茜木綿五拾式尺ヲ四ツ割、桁下より土際迄

卷
一 弥五左衛門様御夫婦様・御子共衆・幸右衛門様御父子三人・御役方領右衛門殿御父子、十日の五ツニ池田へ御出、夫ニ付我等方より御茶菓子・御吸物・押肴ニツ御酒進上申、尤手代衆原弥三左衛門殿・吉田善兵衛殿・緒方善左衛門殿、其外御祐筆青木与次兵衛殿・門司七左衛門殿・柿川森右衛門殿・若谷礼右衛門殿・古賀儀右衛門殿・松原源兵衛殿・原岡伝内殿・大石伝助殿・吉松金藏殿、医師ハ関野春軒・天本元格・緒方隆庵・門司元益・松原元純・大石元伯・原元甫・磯野道悦相見へ申候、各より進

物、提重一組磯野道悦・原元甫・磯野安右衛門より、同一組ハ磯野新右衛門・同七郎左衛門より、一組関野春軒・天本元格・緒方隆庵・小田作兵衛、一組谷口善五郎・草野平右衛門、一組下郷庄屋中、一組柳善吉下郷庄屋中より寿延方式升樽一、御菓子二袋、東本久左衛門、包柿一折牛原善右衛門、式升樽一磯野新藏・村山与三左衛門、式升樽一竹屋権四郎、御菓子種右衛門殿

一 弥五左衛門様御内様より寿延へゑり卷一ツ、くゝり頭巾壹、お□□へくゝり頭巾壹ツ被成下候
一 相撲分、神辺川を境、西東と定候処、西方弱相見へ候ニ付、田代町を西へ加へ置候処、岩倉申候ハ、夫ニてハ東弱有之由ニて、田代町ゑひすより昌元寺町迄東ニ加へ候ニ付、西方大負ニて候、東の相撲頭響灘孫四郎、西方相撲頭老松助市相定、四ツ頃より取掛、晚六ツ迄取仕廻、結ハ五□、東ニハ筑後者四五人相加ル、西ニハ佐賀領よ

り五六人相加りセリ立取候、番数百式拾番程と相見へ候、西の頭岩戸山杣右衛門病氣ニ付、土俵入計ばかり致候、牛原村荒浪平吉、是も病氣ニ有之土俵入不仕、名乗揚東ハ神辺伝吉、西ニハ池田太郎右衛門・内宅四郎兩人共ニ能相勤候、行司酒井村正助十四五番あわせ候処、瀬下宇兵衛相見へ候ニ付、正助方より相頼候、彼は終迄相勤、夫ニ付寿延方より四ツ銭拾六匁遣候、かや方助市行司宿ニ致候、其賄料四ツ銀拾式匁、上郷相撲呼心遣致候ニ付、此礼ニ六匁壹分の紙壹束、田代・酒井・今泉・瓜生野迄伊右衛門参候ニ付、此礼六匁壹分紙一束、名乗揚伝吉ニ紙三帖、定四郎ニ壹帖遣候、助市博多・きやふ相撲様子聞ニ一夜泊りニ参候礼銀四ツ拾匁遣候
一 相撲見物人壹万式三千人も可有之と、何も申候
一 十一月十日の朝飯、相撲取中へ振舞候人数五拾人と限候得共六七拾人程賄候、宿割相撲取の名左記
十一月十日献立

一 御茶
一 御盃
一 御吸物 ひれ
一 押肴 するめ
一同 煎貝
右役人正沢・安右衛門・文内・忠兵衛
小倉 信四郎 今町 善五郎 白坂 正七
田代 藤吉 牛原 平吉 やふ 又六
酒井 平六 曾根崎 孫四郎 助市
同所 正助 同所 拾人
小松 段七 同所 助六 宮浦 平七
宮浦 利右衛門 同所 正吉 同所 善八
城戸 喜兵衛 小倉 仁兵衛 同所 孫四郎
今町 与平次 同所 拾人
永吉 孫七 同所 小八 飯田 五右衛門
飯田 弥七 同所 酒井 源右衛門 同所 与右衛門
太左衛門客
太右衛門客

酒井 久右衛門	同所 弥七	藤木 伊平次	又 七	伊兵衛	利右衛門
瓜生野 弥左衛門	又拾人				
田代 文六	同所 惣之助	同所 長八	一見物人棧敷配	右人数より相勤	
田代 又五郎	同所 善九郎	同所 弥四郎	一相撲取中入心遣	右人数より相勤	
同所 儀平	同所 養助	同所 儀助	一行器差樽持	池田文右衛門	同嘉六
同所 幸助	同所 平吉	同所 久兵衛		同善六	同善太
何内 五右衛門	今泉 又六	同所 源四郎	一惣心遣役	小右衛門	善右衛門
同所 幸助	宿村 平吉	又五人	一重一組	御奉公人衆中へ	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一重一組	大小庄屋衆中へ	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一同一組	他領衆中へ	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	右盃式ツ宛添、中入の節出候		
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一相撲取ニ	赤飯握、行器ニ入	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一煮染物	入子鉢ニ入	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一箸	拾膳ツ、	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一大銚子鍋	式ツ宛	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	一盃茶わん	五ツ宛	
同所 幸助	同所 平吉	同所 源四郎	右東西の相撲小屋へ中入の節遣候		

一警固	次	平	半	六	一大銚子鍋	式ツ
相撲ニ付入用の控	権右衛門	三	七		一小銚子鍋	式ツ
一餅米		六斗			一盞 <small>さかずき</small>	三返
一小豆		壺斗			一七りん	壺ツ
一酒		三斗			一茶たし	五ツ
一焼とうふ		百式拾丁	三拾丁ヲ	四ツ切ニシテ	一茶わん	三拾
一こんにやく		百式拾丁			一上たはこ盆	三通
一千□□		五升			一申たはこ盆	式通
一あらいいも		五升			一次たはこ盆	式通
一大こん		三拾本			一火鉢	三ツ
一行器		壺荷			一竹箸	式百膳
一差樽		壺荷			一こふ揚枝	壺袋
一重箱 杓子添		四組			一ひねり	五本
一丸盆		三束			一幕	五張
一ぬり小折敷		拾枚			一薄縁	六束
					一もふせん	八枚

一 紙 式帖
 一 桶 式ッ
 一 ひしゃく 式本
 右の外、他所より借又ハ相調候品も有之候也

一 享保十三申卯月十一日、正沢館屋敷へ移徙仕、同月十八日婚礼相整候、元甫方より元甫・惣兵衛計ばかり、媒種右衛門殿夫婦、相伴人磯野新右衛門、東へ正沢参候、价添新藏、安右衛門にて候、侍女房八十郎母、佐七郎母にて候也
 一 同年八月廿二日、岩谷種右衛門殿方より原元甫・磯野道悦へ用事の儀候間、参くれ候様ニと申来候ニ付、翌廿三日種右衛門殿方へ参候処、春軒御出、兩人にて被申候ハ、今度弥五左衛門様御交代ニ付、諸事仕廻方ニ新銀五貫目不足ニ有之、三貫目ハ梯善吉方より被差出候、残式貫目御心当無之、町方へ被仰入候得ハ相調候筋も有之候得共、町家へ被仰入候儀、御氣兼ニも思召候、弥五左衛

殿・束本久左衛門殿・古賀利右衛門殿・磯野秋右衛門・原元甫・磯野七郎左衛門・同道悦・同新藏・同四郎衛門・次三郎袋・おみう母・佐七郎母・牛原善衛門、料理人田代善左衛門也

一 弥五左衛門様より為御土産、寿延方へ利休手跡掛物一幅、朝鮮香炉蓋置同□二枚被下候、此方よりハ御内様へ杉原老東、弥五左衛門様へ色半紙五百枚差上候
 一 九月十九日、弥五左衛門様御発駕ニ付御見送、岩谷種右衛門殿・磯野七郎左衛門・同新藏・原元甫・磯野正沢・同安右衛門六人合ニ提重一組、式升樽相添、宰府迄御見送ニ参候、道悦事ハ今町迄罷出候

享保十四酉年早損ニ付、御年貢御差延被下候様ニ、御領中より御代官幾度六右衛門様え御願申上候処、早速御国本へ被仰越、願の通り被仰付候、御書付左ニ記

覚

門様被仰候ハ、磯野寿延・同七郎左衛門儀ハ孫右衛門殿御縁ニ付てハ、手前も無隔意思召候筋も有之候ニ付、何とそ兩人手前より右式貫目相調くれ候様ニ、七郎左衛門へハ直ニ被仰入候、寿延事老人の儀ニ候得ハ、左様の無心申入候事殊の外難儀ニ被思召候得共、此節の儀ニ候間、何とそ相調候様ニ、元甫・道悦兩人迄内談仕候様ニと被仰候由、春軒・種右衛門殿御申の由、兩人罷帰申聞候、尤右御返済の御手当ニ古筆手鑑、徽宗帝の白鷹の賭一幅、政知の鞍一背、明□の鞆一掛、御預置被成候由申候、寿延手前銀子無之候得共、訳て被仰聞候儀不相叶候と難申上、幸村中へ為追善毎歳新銀老貫目ツ、利無ニ借渡候銀当七月払出候を、寿延借候て早速差出候事

一 九月八日、弥五左衛門様御夫婦様・安之慰様あんゐん・おゑん様四阿屋御参詣被成、夫より香椎へ御参被成、御絵御覽被成御帰、種右衛門殿御立寄ニ被成候て、池田へ被出被遊候、御取持人岩谷種右衛門殿・天本元格殿・門司元益

御領中当年田作の義、古来稀成早損にて、其上風痛も有之、下モ村の義時節悪敷水下一成、彼是損亡甚敷勢イニ付、当年の義定御物成の何程ニ改候共、下ニての取締、全難調年向と相見へ候由にて、早損強キ村々と下モ水入村の義ハ、百姓共よりの書付をも差出、尤大小庄屋連名の書付を以、御領中一統願の趣、当九月兼て申出、則其節御国元へ右の段申上置、然処先比村々田畠捨高相極、書付帳面等差出見届候処、兼て申出候通跡方無之捨高にて、甚敷損毛と相極候故、委細の義以飛船御国へ申上候処、一昨日御国より以飛船被仰下候は、去月廿九日の以書状、御年貢皆済難成勢イ委細申上、三郷大小庄屋の百姓より差出候田畠捨高を寄せ候帳面書付共ニ御披見被成候処、当毛荒と当毛捨高二当り候、本口合、御物成米七千式百九拾俵余と相見へ、其内より六拾三年の捨高を並シ候ニ当り、御物成米千八百俵程と只今有之候、納越米千四百四拾俵を引戻しニいたし候積にて、二口合米三

千式百四拾俵程上納ニ可成分引え、残米四千〇五拾俵程御赦免並拜借ニ願出候と相見へ候、然は御領中並定免ニ被仰付候以後、終ニ無之非常の願ニ候故、以前の事を精ク御勘へ、以来の故障不被相量候ては容易ニ難被及御返答候、然共右の御差図令延引候ては差支候筋を申上候ニ付、爰元より差上候書状一々御返答被成候義被差控、右の趣御窺被成候処、御思召の筋被為成御座候ニ付、四千〇五拾俵程の俵高ハ此節取立候ニ不及候、委細の義ハ追て被仰出との御事ニ候間、此旨申渡、其余の御年貢無滞相納候様ニ取行可申の旨、被仰出候

享保十四酉年、酒井村遍照寺次男雲岸、此間数年比叡山ニ御登り、靈空比丘の御弟子ニ成、去年酒井村ニ下り小庵を拵、住居被召候処、所柄不被入御氣、神辺村国泰寺を借、同年四月より秋迄御入候処ニ、此国泰寺ハ万歳寺隱居所ニて付、最早又上方ニ御登り可有之由、御申候ニ

ノ畝壹段式畝拾五歩

ノ高壹石五斗

右は以前より付来候祭田余米不足ニ付、毎年村中貫物ニ入、四ツ錢百八拾目座本へ遣、本座・宮座共ニ相調来候、然共毎年貫立候事六ヶ敷相見へ候ニ付、今度右田地寿延持分の内祭田ニ相加へ候、是ニて相調候様ニ各御吟味の上、能執行可有候

享保十五年

正月十一日

磯野 寿延

一同年、宿村正浄寺覚応正直成出家故、何そ寄進致度存候処、我等事ニ候得は、不任心打暮し候処ニ、正沢へ讓渡候宿村田地の内、舟底と申所上田式畝、高三斗式升、入口式俵、余米凡壹俵壹斗の所、僅故寄進難致候得共、今度志迄ニ正浄寺へ致寄進候、右田地の替りニは正沢ニ八升、余米にして四ツ錢五百目遣候也

付、所の人々又徳昌寺魁藏司、万歳(寺説)の住司春岸重々御登りを被止可給候、左様候ハ、本剛寺と申古寺地藏堂有之、此所ニ小庵を拵、召置申度候由御申ニ付、左様候ハ、可任御心と雲岸御申候ニ付、地藏堂より雲岸御庵室出来候、此材木大形徳昌寺より出、少々ハ万歳寺よりも参候と承候、大工ハ宿村源右衛門・牛原村忠兵衛、田代より老人右三人十二月初迄相仕廻候由

一牛原村香椎宮祭田中田壹段五畝拾式歩、高式石壹斗五升六合、入口(空白) 余米少ク村中貫物四ツ錢百八拾目貫立、祭の座本ニ遣シ、本座・宮座其外相仕廻来候、毎年貫立候事六ヶ敷ニ付、寿延持分の内、左の通寄進をいたし候
 ミヤノ前 中田四畝拾五歩 高六升三合 入口三俵壹斗
 同所 下田壹畝 同九升 同三俵壹斗
 同所 中田壹畝 同壹斗四升 同右の内
 ミヤノ前 中田式畝 高式斗八升 入口右の内
 こんからし 下田四畝 同三斗六升 同式俵壹斗

一同年二月五日、神辺村分東唐木中田六畝式歩、高九斗壹升、入口三俵壹斗五升為妙恩菩提、西念寺え寄進致し候也、右余米凡免七ツにして四斗壹升有之候

一同年、養父村妙智久留米磯野平兵衛殿方より手前差つかえ間、難義候間、致合力いたし候様ニと折々被申候へ共、我等事近年の損毛故、手前差間合力難成候、同姓新右衛門・七郎左衛門事も同前の義ニ候へハ銀才覚無存掛、然処ニ我々三人の持分牛原村堀ノ頭掛屋敷有之候、是を売払候ハ、代銀合力いたし可申由、内々申談置候、然処ニ買手無之、夫ニ付寿延方より四ツ錢壹貫式百目出シ、内八百目妙智ニ遣シ、残ハ四百目磯野平兵衛殿へ遣、請取手形は寿延・新右衛門・七郎左衛門ニ当テ受取置候、然は右代銀寿延老人ニて出シ候ニ付、此以後寿延屋敷ニ相極候事一右屋敷の直段も小右衛門・文右衛門・善右衛門・道悦など打寄相極候、又助買候所を除、残所如斯

一享保十五年戌十一月十二日、叔母妙空様三十三年忌相当

り候ニ付、於西法寺对夜、十一日ニ法事執行候、焼香の人数は原元甫・磯野道悦・同新右衛門・同安右衛門・緒方義右衛門、同利右衛門、各香奠青銅式拾文ツ、備、焼香為致候、寿延方よりハ香奠式匁、布施八匁、菓子代六匁、蠟燭油代三匁、野菜代拾式匁、味噌薪代五匁、白米六升差上ル、御経御誦誦、其上ニて御法談有之候事

二月廿四日、幾度六右衛門様御夫婦・御子共衆・御孫子・幾度三左衛門殿、池田ニ御出被成、八十七ニ成候寿延ニ御逢可被成由ニて御出被成、四ツ時分迄御機嫌能、表御代官関新八様御役方佐治・平四郎殿御誘、大客人ニて、尤家来衆ハ下宿太郎右衛門方ニて馳走いたし、後段ハ温飩^(うどんカ)、酒ハ久留米紙屋酒取寄、尤田代長左衛門上酒を沢山ニ取寄候、料理献立爰ニ不記、翌廿五日、三左衛門殿、矢一手進申候、種右衛門殿持参

解

題

賀嶋兵介成白、恕軒^{じよけん}と号した。正保二年(一六四五)对馬嚴原に生れた。祖父家次は伊予(愛媛)の人で、加藤清正と朝鮮役に従った後、对馬で商業を営んだが、兵介の父、仁左衛門成尚は、主君薨去に際し殉死した。

賀嶋兵介は、延宝三年(一六七五)田代代官所の佐役(副代官)として赴任し、貞享二年(一六八五)まで、十年余の長きにわたって在任した。その間の業績については本書のとおりで、広く領民の敬愛を集めた。

帰国後は、大監察を命ぜられるなどその功を賞されたが、藩政改革を上書建白したことが時の藩主義真の忌諱に触れ、貞享四年(一六八七)对馬伊奈村(現在の長崎県上県郡上県町字伊奈)に幽閉され、元禄十年(一六九七)五月九日、五十三歳のときその謫居で歿した。歿後八十年を

経た安永五年に至り、藩はその功を追録した。

この間の事情については「新对馬島誌」(一九六四版)によると、——後年、藩老大森繁右衛門功久が巡廻の節、配所の跡を清め、

立つ鳥の跡の清さや麦ばたけ

の句碑を捧げ、また、戸田頼母が歌を刻して

立つ鳥の跡の清さを誉められしなほその人の績ぞ思うの一基を添えた。頼母はいくつかの故賢顕彰の碑を立て、

世人はこれを戸田の碑と呼んでその篤行を録した。

兵助(助、は原文のまま)牢人の後、家屋敷は闕所になり子孫は流浪したが、田代の民は永く如軒の仁政を慕って正祖の外に年々百五十石の御礼米が宗氏に届けられ、如軒の死後は祭祀料まで届けられたので、藩としても捨てて置

けず、安政五年（一七七六年）八月二十日、即ち兵助死後八十年、三人扶持で家名取立の沙汰があった。大森の進言によるものである。――

寛政六年（一七九四）三月、領民その徳を追慕して、太田山安生寺境内（鳥栖市田代本町）に碑を建て、〃賀嶋碑墨直し〃と称して、毎年命日には碑前で供養が行なわれている。

「基肆養父実記」は、序文にある庄屋十一人が、賀嶋兵介帰国後の貞享二年三月にまとめたもので、上下巻二冊から成っている。写本は、荒穂神社（基川町宮浦）ほか二、三散見されるが、本稿は市立図書館のものを底本とした。

なお、基肆養父実記の写本は、昭和十七年一月十日初版の「日本農民史料聚粹」（第六巻）にも収録されている。

◇

◇

九一）の百十五年間の中で比べると、延宝〓享保の六十年

余が重複、さらに、賀嶋兵介の基肆養父実記（・既刊、延宝〓貞享の約十一年資料編第二集）との関係上、内容にもしばしば同文あるいは類似の箇所がみられるが、それが相互の傍証ともなっている。

また、日記抜書、基肆養父実記が主として為政者中心の記録であるに対し、磯野寿延記は、庄屋であった寿延自身の身辺と庶民のかかわり合いがうかがえる好個のものである。

◇

◇

この本の出版については、賀嶋公十代目に当られる在対馬の賀嶋猛氏（長崎県下県郡豊玉村佐保）をはじめ、厳原町・陶山志一氏のひとかたならぬご配慮をいただき、厳原町文化財保護委員会、厳原町観光課のご協力を得た。

また、磯野寿延記の所蔵者であられる原五郎氏（鳥栖市古賀町）のご援助など、合せて誌上から厚くお礼申し上げます。

磯野寿延は市内牛原うしわらの人、磯野道意重次の三男で、幼名三四郎、名を重利という。家がもともと富裕であったので、その財を利用して公共事業に力をそそぎ、溜池をつくったり耕地整理を行なったり、また、移転料を払って民家を立退かせて跡地を水田にしたり、四阿屋に堰堤を築いてかんがい水路を通すなど地方の福利に尽した。

現在の牛原別石わけいしの水路も寿延がつくったものといわれ、牛原香椎宮には寿延が寄進した放生池があり、傍に「元禄十四辛巳年十一月十二日、願主磯野甚左衛門重利」の銘がある。

磯野寿延記は五巻から成り、手控えの記録を晩年整理したものと思われるが、五巻で完結と考えられないふしもある。この点、はっきりしない。

記述は、正保二年（一六四五）から享保十四年（一七二九）の八十四年にわたっており、これを日記抜書（既刊、資料編第一集）の延宝四年（一六七六）〓寛政三年（一七

たい。

原本からの筆写は、長忠生（市立基里小学校校長・市史編纂委員）と、山下康行（市職員）の二氏が当り、校合は長野暹（佐賀大学助教授・市史執筆委員）をわずらわした。

鳥栖市史資料編 第二集

基肄養父実記
磯野寿延記

定 価 六〇〇円

昭和四十四年十二月十日印刷
昭和四十四年十二月二十日発行

編 纂 鳥栖市史編纂委員会
発 行 所 鳥 栖 市 役 所

(佐賀県鳥栖市宿町)

印 刷 福岡印刷株式会社
福岡市舞鶴一丁目二ノ五